

平成 17 年

# 塩竈市議会会議録

(第111巻)

第1回定例会	2月25日	開 会
	3月14日	閉 会
第1回臨時会	3月24日	開 会
	3月24日	閉 会

塩竈市議会事務局

# 平成 1 7 年 2 月 定例会 日程表

会期 1 8 日間 ( 2 月 2 5 日 ~ 3 月 1 4 日 )

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
2 . 25	金	本 会 議	会期の決定、諸般の報告、議案第 1 号 ~ 第 1 5 号、 諮問第 1 号、議案第 1 6 号 ~ 第 3 9 号	1
26	土	休 会		2
27	日	"		3
28	月	本 会 議	施政方針に対する質問 13 : 00 ~ 田中 徳寿 議員 中川 邦彦 議員 鈴木 昭一 議員 嶺岸 淳一 議員	4
3 . 1	火	"	施政方針に対する質問 13 : 00 ~ 志子田吉晃 議員 曾我 ミヨ 議員 伊藤 博章 議員	5
2	水	"	施政方針に対する質問 13 : 00 ~ 福島 紀勝 議員 吉川 弘 議員 伊藤 栄一 議員	6
3	木	休 会	予算特別委員会 10 : 00 ~	7
4	金	"	予算特別委員会 10 : 00 ~	8
3 . 5	土	"		9
6	日	"		1 0
7	月	"	予算特別委員会 10 : 00 ~	1 1
8	火	"	予算特別委員会 10 : 00 ~	1 2
9	水	"	総務教育常任委員会 10 : 00 ~ 民生常任委員会 13 : 00 ~	1 3

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
3 . 10	木	"		1 4
11	金	"		1 5
12	土	"		1 6
13	日	"		1 7
14	月	本 会 議	議案第 1 6 号ないし第 3 9 号 (平成 1 7 年度予算特別委員会委員長議案審査報告) 請願第 1 0 号(総務教育常任委員会委員長請願審査報告) 請願第 1 3 号(民生常任委員会委員長請願審査報告) 議員提出議案第 1 号 議員派遣の件	1 8

## 平成 1 7 年 3 月 臨時会 日程表

会期 1 日間 ( 3 月 2 4 日 )

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
3 . 24	木	本 会 議	会期の決定、議案第 4 0 号ないし第 4 2 号	1

塩竈市議会平成17年2月定例会会議録

目次

塩竈市議会平成17年3月臨時会会議録

(2月定例会)

第1日目 平成17年2月25日(金曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案第1号ないし第15号	6
提案理由説明	6
質 疑	12
伊 勢 由 典 君	12
伊 藤 博 章 君	17
吉 川 弘 君	24
東海林 京 子 君	29
討 論	31
小 野 絹 子 君	31
鈴 木 昭 一 君	34
採 決	35
諮問第1号	36
提案理由説明	36
採 決	37
議案第16号ないし第39号	37
提案理由説明	37
総括質疑	54
伊 勢 由 典 君	54

散 会	58
第 2 日 目 平 成 1 7 年 2 月 2 8 日 ( 月 曜 日 )	
議事日程第 2 号	61
開 議	63
会議録署名議員の指名	63
議案第16号ないし第39号(施政方針に対する質問)	63
田 中 徳 寿 君	
財政について	63
平成 1 7 年度当初予算の性格について	
給与体系の見直しについて	
退職手当組合加入による影響	
財政非常事態の認識について	
人員削減の対象部署の明確化	
市立病院事業について	64
経営状況について	
緊急再生プランについて	
資金計画について	
人件費について	
医師の確保について	
商業の振興について	65
商店街の振興策	
海辺の賑わい地区(商業ゾーン)	
水産業の振興について	65
魚市場の卸売機関の一本化	
しおナビ100円バスについて	66
運行ルートについて	
バスの小型化について	
商店、企業の広告協賛について	

	将来の運営について	
中 川 邦 彦 君		
	産業の振興について	78
	リサイクル企業の進出について	
	学校教育の充実について	79
	学校の安全管理について	
	教員補助の配置について	
	地震防災対策について	80
	防災意識の徹底について	
	津波での避難所と避難路の確保について	
	被災者生活再建支援法制度と県独自の支援策があり、本市として の対応について	
	小学校耐震診断と耐震補強事業について	
	保育所耐震診断と耐震補強事業について	
	ともに支えあう、健やかさと安心に満ちたまち	81
	みやぎ知的障害者施設解体宣言についての市長としての見解は 本市としての受け皿について	
鈴 木 昭 一 君		
	三位一体改革について	95
	市長は本市にとって有効な施策と考えているのか 本市にとってどのような好影響がもたらされると考えるのか	
	ともに支えあう、健やかさと安心に満ちたまち	95
	学校の児童生徒の安全対策は すべての児童に防犯ベルの貸与をすべきでは 大規模災害対策と備蓄倉庫の拡充は しおナビ100円バスの今後の展開について	
	海と緑とともに暮らす、環境にやさしいまち	96
	水洗化未接続家庭の普及促進の対策は	
	塩竈の特性と地域資源を生かした、活気あるまち	97

水産業の振興策として魚市場の再開発は考えているのか	
市民と行政の協働で創るまち	97
5カ年の収支不足が50億円とあるが赤字再建団体への転落はないのか、考えられるとすればその回避策は	
嶺岸淳一君	
市政運営	109
財政の健全化と新行財政改革について	
三位一体の改革に基づく長期総合計画と自主財源の確保について	
重要施策	110
海辺の賑わいゾーン年基盤整備事業の考え方	
中心市街地活性化推進事業について	
福祉対策	111
ファミリーサポート事業	
病後児保育事業	
マンモグラフィの導入事業	
前立腺ガン検診事業	
児童虐待防止ネットワーク	
障害者福祉タクシー利用助成事業の拡大と自動車燃料費助成事業	
それぞれの個別の新規事業の推進について	
散    会	124
<b>第3日目 平成17年3月1日(火曜日)</b>	
議事日程第3号	127
開    議	129
会議録署名議員の指名	129
議案第16号ないし第39号(施政方針に対する質問)	129
志子田吉晃君	
100円バスについて	130
「しおナビ100円バス」試行運転の評価・課題・要望は	



<p>本格導入にあたっての課題に対する障害は</p> <p>運行時間帯の拡大や本数の増便の考えは</p> <p>将来的な理想の100円バスのあり方は</p>	
市立病院事業について	131
<p>経営状況の認識及び一般会計から見た影響は</p> <p>再生緊急プランの中身と医師不足対策は</p> <p>17年度、18年度の経営予測と5年後の予測は</p> <p>将来の経営戦略と公設民営・民間売却の考えは</p>	
市営汽船について	132
<p>経営健全化の取り組み・健全化策定委員会の推進は</p>	
学校教育の充実について	133
<p>具体的な充実内容は。市内小中学校の統一テストの実施は</p>	
漁港背後地事業について	133
<p>水産物流センター事業化の進捗は</p> <p>地域新エネルギービジョン、バイオディーゼル燃料事業の中身は</p>	
みなとまちづくり課について	101
<p>将来の塩釜港のあるべき姿と貞山地区の産業の位置づけは</p>	
曾 我 ミ ヨ 君	
中心市街地活性化	145
<p>海辺の賑わい地区土地区画整理事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海辺の賑わい地区まちづくり参画事業者の提案と3月決定の問題</li> <li>・土地開発公社の所有のままでの取扱い方の問題について</li> </ul>	
ともに支えあう、健やかさと安心に満ちたまち	147
<p>国民健康保険事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保税の値上げによる収納率の低下の中で資格証明書発行問題</li> </ul> <p>塩釜地区内二次医療圏における救急夜間の医療体制について</p>	
ともに学びともに歩む、市民が輝くまち	148
(次世代育成支援行動計画にもかかわって)	

塩竈市での奨学金貸付制度について	
第三小学校区内児童館建設について	
伊藤博章君	
はじめに	160
右肩下がりの経済情勢や少子高齢社会とは	
自治間競争と協調とは	
平成17年度の重要施策について	162
海辺の賑わい地区土地区画整理事業と集中改革期間及び新行財政	
改革推進計画について	
学校教育の充実について	
自主防災組織について	
バイオディーゼル燃料化事業について	
塩竈の特性と地域資源を生かした、活気あるまちについて	164
マリンゲート塩釜管理運営委託先、第三セクター塩釜港開発株式	
会社について	
散会	177
第4日目 平成17年3月2日(水曜日)	
議事日程第4号	179
開議	181
会議録署名議員の指名	181
議案第16号ないし第39号(施政方針に対する質問)	52
福島紀勝君	
平成17年度の重要施策	181
産業の振興と中心市街地の活性化について	
交通体系の整備と交通網の整備について	
防災の諸対策と公共施設の耐震強化等について	
雨水監視システムと検潮状況の広報について	
ともに支えあう、健やかさと安心に満ちたまち	183

市立病院の再生緊急プランと医療機能分担	
ともに学びともに歩む、市民が輝くまち	183
安全で楽しいスポーツと学校教育について	
塩竈市スポーツ振興計画の推進について	
海と緑とともに暮らす、環境にやさしいまち	184
水道事業の老朽管更新事業について	
仙南・仙塩広域水道受水料金の改定と水量は	
料金納入のコンビニエンスストア利用について	
塩竈の特性と地域資源を生かした、活気あるまち	184
仙台塩釜港港湾計画について	
港湾機能と老朽化施設の更新等について	
産・学・官との交流のあり方について	
市民と行政の協働で創るまち	185
市民活動の意識啓発と各種講座について	
既存施設の活用と今後の進め方について	
新行財政推進計画と財源補填について	
吉川 弘 君	
本市の財政運営について	197
国の三位一体の改革と増税路線が本市の財政と市民に与える影響に	
ついて	
平成17年度の予算編成と特徴について	
中心市街地活性化「海辺の賑わい地区土地区画整理事業」について	199
「海辺の賑わい地区」の位置づけについて	
まちづくり参画事業者公募のあり方について	
大型商業施設と地元商業者への影響について	
ごみ処理広域化までの過渡的な二市3町でのごみ共同処理について	200
宮城東部と同じ処理になると分別はどう変わるのか	
清掃工場のダイオキシン対策は	
中倉埋立処分場の延命化対策は	

伊藤栄一君	
ともに支えあう、健やかさと安心に満ちたまち	213
自主防災について	
・実態に合う防災や避難のあり方について	
ともに学びともに歩む、市民が輝くまち	214
学校教育について	
・道徳なき戦後教育のあり方について	
海と緑とともに暮らす、環境にやさしいまち	215
緑化推進事業について	
・市内街路樹の推進について	
塩竈の特性と地域資源を生かした、活気あるまち	215
地元船主への塩釜港入港促進について	
・地元や隣接市町に所属する船主へ塩釜港入港への誘致について	
散会	226
第5日目 平成17年3月14日(月曜日)	
議事日程第5号	227
開議	229
会議録署名議員の指名	229
議案第16号ないし第39号(平成17年度予算特別委員会委員長議案審査報告)	229
討論	233
中川邦彦君	233
志子田吉晃君	234
伊勢由典君	236
佐藤貞夫君	237
吉川弘君	241
田中徳寿君	242
小野絹子君	243
今野恭一君	245

東海林 京 子 君	247
伊 藤 栄 一 君	251
採 決	253
請願第10号(総務教育常任委員会委員長請願審査報告)	254
請願第13号(民生常任委員会委員長請願審査報告)	255
討 論	256
曾 我 ミ ヲ 君	256
浅 野 敏 江 君	259
採 決	260
議員提出議案第1号	260
趣旨説明	260
採 決	262
議員派遣の件	262
採 決	262
閉 会	262

## ( 3 月 臨 時 会 )

### 第 1 日 目 平 成 1 7 年 3 月 2 4 日 ( 木 曜 日 )

議事日程第1号	265
開 議	267
会議録署名議員の指名	267
会期の決定	267
議案第40号ないし第42号	267
提案理由説明	267
質 疑	270
佐 藤 貞 夫 君	270
福 島 紀 勝 君	273
伊 勢 由 典 君	276

曾 我 三 三 君	279
採 決	283
閉 会	283

	2 月 25 日	開 会
平成 17 年 2 月 定例会		
	3 月 14 日	閉 会
	3 月 24 日	開 会
平成 17 年 3 月 臨時会		
	3 月 24 日	開 会

**議案審議一覽表**

**請願審議一覽表**

**議員提出議案**

## 塩竈市議会 2 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件名	議決結果	議決年月日
	議案第 1 号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	17.2.25
	議案第 2 号	特別職の職員の給与に関する条例及び塩竈市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	17.2.25
	議案第 3 号	まちづくり参画事業者審査委員会設置条例	原案可決	17.2.25
	議案第 4 号	職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する等の条例	原案可決	17.2.25
	議案第 5 号	平成16年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	17.2.25
	議案第 6 号	平成16年度塩竈市交通事業特別会計補正予算	原案可決	17.2.25
	議案第 7 号	平成16年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算	原案可決	17.2.25
	議案第 8 号	平成16年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算	原案可決	17.2.25
	議案第 9 号	平成16年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算	原案可決	17.2.25
	議案第10号	平成16年度塩竈市公共駐車場事業特別会計補正予算	原案可決	17.2.25
	議案第11号	平成16年度塩竈市老人保健医療事業特別会計補正予算	原案可決	17.2.25
	議案第12号	平成16年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決	17.2.25
	議案第13号	平成16年度塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算	原案可決	17.2.25
	議案第14号	平成16年度塩竈市立病院事業会計補正予算	原案可決	17.2.25
	議案第15号	平成16年度塩竈市水道事業会計補正予算	原案可決	17.2.25
	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて	同意	17.2.25
予算特別委員会	議案第16号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	17.3.14
	議案第17号	塩竈市手数料条例の一部を改正する条例	原案可決	17.3.14



## 塩竈市議会 2月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件名	議決結果	議決年月日
予算特別委員会	議案第18号	塩竈市市税条例の一部を改正する条例	原案可決	17.3.14
	議案第19号	塩竈市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例	原案可決	17.3.14
	議案第20号	塩竈市印鑑条例の一部を改正する条例	原案可決	17.3.14
	議案第21号	塩竈市都市公園条例の一部を改正する条例	原案可決	17.3.14
	議案第22号	特別職の職員の給与に関する条例及び塩竈市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	17.3.14
	議案第23号	塩竈市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	原案可決	17.3.14
	議案第24号	塩竈市住民基本台帳カード利用条例	原案可決	17.3.14
	議案第25号	塩竈市デイサービスセンター条例を廃止する条例	原案可決	17.3.14
	議案第26号	塩竈市教職員住宅使用料を廃止する条例	原案可決	17.3.14
	議案第27号	平成17年度塩竈市一般会計予算	原案可決	17.3.14
	議案第28号	平成17年度塩竈市交通事業特別会計予算	原案可決	17.3.14
	議案第29号	平成17年度塩竈市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決	17.3.14
	議案第30号	平成17年度塩竈市魚市場事業特別会計予算	原案可決	17.3.14
	議案第31号	平成17年度塩竈市下水道事業特別会計予算	原案可決	17.3.14
	議案第32号	平成17年度塩竈市公共駐車場事業特別会計予算	原案可決	17.3.14
	議案第33号	平成17年度塩竈市老人保健医療事業特別会計予算	原案可決	17.3.14
	議案第34号	平成17年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計予算	原案可決	17.3.14
	議案第35号	平成17年度塩竈市公共用地先行取得事業特別会計予算	原案可決	17.3.14
	議案第36号	平成17年度塩竈市介護保険事業特別会計予算	原案可決	17.3.14

### 塩竈市議会 2 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件名	議決結果	議決年月日
予算特別委員会	議案第37号	平成17年度塩竈市土地区画整理事業	原案可決	17.3.14
	議案第38号	特別会計予算	原案可決	17.3.14
	議案第39号	平成17年度塩竈市立病院事業会計予算	原案可決	17.3.14
	議員提出議案第1号	市長の専決処分事項を指定することに	原案可決	17.3.14

### 塩竈市議会 2 月定例会請願審議一覧表

受理番号	件名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第10号	教育基本法の改正について反対の意見決議をあげる請願	16.9.3	総務教育	不採択	17.3.14
第13号	利用料負担の大幅増など「介護保険」の改悪に反対し、改善を求める意見書の提出に関する請願	16.12.3	民生	継続審査	17.3.14

### 塩竈市議会 3 月臨時会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件名	議決結果	議決年月日
	議案第40号	宮城県市町村職員退職手当組合を組織	原案可決	17.3.24
	議案第41号	する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う組合規約の変更並びに財産処分について	原案可決	17.3.24
	議案第42号	宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組	原案可決	17.3.24

議員提出議案第 1 号

市長の専決処分事項を指定することについて

上の議案を別紙のとおり会議規則第 1 4 条の規定により提出いたします。

平成 1 7 年 3 月 1 4 日

提出者 塩竈市議会議員

菊 地	進	田 中	徳 寿
武 田	悦 一	伊 藤	栄 一
志子田	吉 晃	鈴 木	昭 一
今 野	恭 一	嶺 岸	淳 一
浅 野	敏 江	吉 田	住 男
佐 藤	貞 夫	木 村	吉 雄
鹿 野	司	志 賀	直 哉
東海林	京 子	福 島	紀 勝
伊 藤	博 章		

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄 殿

「別 紙」

### 市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

#### 記

- 1．平成16年度塩竈市一般会計補正予算
- 2．平成16年度塩竈市交通事業特別会計補正予算
- 3．平成16年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 4．平成16年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算
- 5．平成16年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算
- 6．平成16年度塩竈市老人保健医療事業特別会計補正予算
- 7．平成16年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算
- 8．平成16年度塩竈市公共用地先行取得事業特別会計補正予算
- 9．平成16年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算
- 10．平成16年度塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算
- 11．塩竈市市税条例の一部を改正する条例
- 12．塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 13．塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

## 議員派遣の件

平成17年3月14日

地方自治法第100条第12項及び塩竈市議会会議規則第153条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

### 記

#### 1. 第57回東北市議会議長会定期総会

- (1) 派遣目的 各種議案等の審査
- (2) 派遣場所 宮城県仙台市 「仙台国際センター」
- (3) 派遣期間 平成17年4月14日
- (4) 派遣議員 菊地 進 副議長

平成17年2月定例会  
2月25日 開会  
3月14日 閉会

## 塩竈市議会会議録

平成17年 2月25日（金曜日）

塩竈市議会 2月定例会会議録

（第1日目）第1号

議事日程 第1号

平成17年2月25日(金曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 諸般の報告
  - 第4 議案第1号ないし第15号
  - 第5 諮問第1号
  - 第6 議案第16号ないし第39号
- 

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第6

---

出席議員(22名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
4番	伊藤栄一君	5番	志子田吉晃君
6番	鈴木昭一君	7番	今野恭一君
8番	嶺岸淳一君	9番	浅野敏江君
10番	吉田住男君	11番	佐藤貞夫君
12番	木村吉雄君	13番	鹿野司君
14番	志賀直哉君	15番	香取嗣雄君
16番	曾我ミヨ君	17番	中川邦彦君
18番	小野絹子君	19番	吉川弘君
20番	伊勢由典君	21番	東海林京子君
22番	福島紀勝君	23番	伊藤博章君

---

欠席議員(1名)

3番 武田悦一君

---



説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	助 役	加藤 慶 教 君
収入役	田中 一 夫 君	総務部長	山本 進 君
市民生活部長	棟形 均 君	健康福祉部長	佐々木 和 夫 君
産業部長	三浦 一 泰 君	建設部長	早坂 良 一 君
総務部次長 兼総務課長	阿部 守 雄 君	総務部次長兼行財 政改革推進専門監	佐藤 雄 一 君
市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君	健康福祉部次長兼 社会福祉事務所長	大浦 満 君
建設部次長	佐々木 栄 一 君	危機管理監	芳賀 輝 秀 君
総務部政策課長	渡辺 常 幸 君	総務部財政課長	菅原 靖 彦 君
市民生活部 市民課長	澤田 克 巳 君	健康福祉部 保険年金課長	木下 彰 君
産業部水産課長	福田 文 弘 君	建設部 都市計画課長	橋元 邦 雄 君
総務部 総務課長補佐 兼総務係長	佐藤 信 彦 君	市立病院長	長嶋 英 幸 君
市立病院事務部長	小山田 幸 雄 君	市立病院事務部 次長兼総務課長	伊藤 喜 昭 君
水道部長	内形 繁 夫 君	水道部総務課長	郷古 正 夫 君
教育委員会委員長	東海林 良 雲 君	教育委員会教育長	小倉 和 憲 君
教育委員会 教育次長兼 総務課長	伊賀 光 男 君	教育委員会 教育次長兼 生涯学習センター館長	渡辺 誠一郎 君
教育委員会 学校教育課長	歌野 正 一 君	選挙管理委員会 委員長	高木 英 助 君
選挙管理委員会 事務局長	丹野 文 雄 君	公平委員会委員長	白根澤 俊 夫 君
監査委員	高橋 洋 一 君	監査事務局長	橋内 行 雄 君

事務局出席職員氏名

事務局次長	佐久間 明 君	事務局次長	遠藤 和 男 君
議事調査係長	安藤 英 治 君	議事調査係主査	戸枝 幹 雄 君

午後 1 時 開議

議長（香取嗣雄君） 去る 2 月 18 日告示招集になりました平成 17 年塩竈市議会 2 月定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日、欠席の通告のありましたのは、3 番武田悦一君の 1 名であります。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第 1 号記載のとおりであります。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（香取嗣雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、17 番中川邦彦君、18 番小野絹子君を指名をいたします。

---

#### 日程第 2 会期の決定

議長（香取嗣雄君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は 18 日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は 18 日間と決定いたしました。

---

#### 日程第 3 諸般の報告

議長（香取嗣雄君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様にご配付しておりますとおり、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長に指定しておりました専決処分の報告であります。

専決第 20 号車両接触事故による損害賠償の額の決定について並びに専決第 21 号転倒事故による損害賠償の額の決定については、平成 16 年 12 月 24 日に専決処分がなされ、また、専決第 1 号車両損傷事故による損害賠償の額の決定について、平成 17 年 1 月 21 日に専決処分がなされ、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により平成 17 年 2 月 18 日付で議長あてに報告がなされたものであります。

さらに、監査委員より議長あてに提出されました定期監査の結果報告 3 件、例月出納検査の

結果報告 1 件並びに企業会計例月出納検査の結果報告 1 件であります。

これより質疑に入ります。22番福島紀勝君。

22番（福島紀勝君） ただいま議長から報告のありました専決処分について、中身について若干お尋ねをしておきたいと思えます。

まず、専決第20号につきましては、それぞれここに記載されておりますが、変則な交差点、これを左折しようとしたところ、直進してきた車の右前方部分に接触をしたと、こういうことなんです、この場合の優先道路、あるいは、ここに記載をされている部分で理解をする場合、過失の割合等はどうなっているのか。これが1点目。

それから、次の専決の21号につきましては、大変残念な結果でございましたが、それぞれハビリも順調に進んで、このような回復がなされたと、このように理解をいたしますが、その後の再発防止等についてはどのような対処方をなさってきたのか、これについてお尋ねをいたします。

それから、専決第1号、この3件目なんです、あそこの現地の状況から判断をした場合、道路管理者は当然市当局であります。それで、この歩道部分が陥没をしておると、こういうことで報告なされております。あそこの道路の歩道の部分につきましては、敷石が6枚、そして植栽をされている部分については、歩道部分が3枚、それで、縁石については、幅が13センチ高さが20センチと、このような形でなされていると思うんですが、あそこの交差点に出る場合の歩道から車道へ出る部分については勾配も出ているだろうと、このように思われますが、その陥没をした状況については、何か掘削工事か、あるいは何かからの工事の過程でそのような欠陥がそこに生じてあったのか。もしそうであれば、それぞれの検査終了後の行政の検査の具合がどうであったのか、それぞれの設計の段階でどうであったのか、その辺についてお尋ねをいたしたいと思えます。あそこだけがそういう形になっているのか。ずっとあそこから長沢の交差点までずっと行くには同じような状況下にあるんです。それで、あそこも交差点がT字路の交差点になりますね。それで信号もあります。そうしたところで、大変残念なことで、表現として陥没と。大きな問題になろうかと思えます。こうしたところ3点についてお尋ねをいたします。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 専決処分の案件につきまして、それぞれご報告を申し上げさせていただきます。

第1点目の過失の割合ということについてのご質問でございましたが、本市の職員の過失が100%という形でございました。職員の不注意ということでもあります。心よりおわびを申し上げますところであります。

それから、2点目の温水プール転倒事故の経過についてであります。滑りどめ防止のために敷いておりましたマットが若干ぬれておったと。そこにプールの利用者の方々が入ってきたときに、滑って転んで足の骨を骨折されたというのが今回の事故の原因であります。何点が問題点が浮かび上がっておりまして、一つは、マットがそういう状況にあるということを開張り紙等であらかじめ知らせるべきではなかったかというような問題が1点であります。それから、もう1点、滑りどめということについて十分な対策がなされておったかというようなことが今回の瑕疵の判断の材料になりました。結果といたしましては、そういった対策が十分ではなかったということで、今回ご報告させていただいております医療費総額となったわけでもあります。

その後の再発防止対策であります。市の対応といたしましては、まず施設に対する改善策といたしまして、固定式の滑りどめマットを敷設するということに取りかえさせていただきました。また、利用者に対する注意等の掲示物を増設いたしました。注意の喚起に一層努めるということが2点目であります。3点目といたしましては、現在施設の管理を委託いたしておりますが、その委託先に、施設巡回の回数をもっとふやすとか、あるいは従事職員の臨機応変なる対応といったようなことを指導申し上げたところであります。そういったことに対しまして、施設の管理者からは、平成17年2月2日付書面でそういった改善に取り組む旨の報告がなされたところであります。

3点目の歩道部の陥没であります。これは、民地から道路まで出るまでの間の歩道の一部が陥没したということでもあります。これは、民地の土地所有者が車を敷地の中に入れておいて、そこから朝出かけるときに市道の歩道部分を横断いたしましたときに、歩道の横断部分が一部陥没いたしました。そこに車が入ってしまったと。結果的に車の車体も一部損傷するといったような事故でございました。これらにつきまして、早速本市の方でも現地の状況を調査いたしましたところ、付近の構造物に一部すき間がございまして、長年の雨等によりまして路盤部分が長い間の吸い出しというか、一部流出しておりまして、結果的に歩道の下側の部分に空洞部分が残されておった。それがたまたま自動車の車輪が直接乗りましたときに、その部分が陥没したというような事故でありました。早速付近の状況等も目視によって調査いたしましたところ、この現場につきましては、該当場所だけが残念ながらそういう状況であったということの

報告を受けているところであります。今後こういった事故が発生しないよう、なお道路管理の充実強化に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 22番議員に専決20号について1点だけ追加させていただきます。

変則交差点であるために、優先権は被害者側にありました。したがって、過失割合は100対0ということになりました。以上です。

議長（香取嗣雄君） これをもって、質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 議案第1号ないし第15号

議長（香取嗣雄君） 日程第4、議案第1号ないし第15号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程いただきました議案第1号から第15号までの提案理由を説明申し上げます。

まず、議案第1号「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、今年3月1日付で宮城県市町村職員退職手当組合に加入することに伴い、議案第4号で「職員の退職手当支給に関する条例」を廃止しようとしていますので、同条例の規定を適用させている条文項目を本条例に新たに独自に規定するための改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第2号「特別職の職員の給与に関する条例及び塩竈市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」でございますが、議案第4号で廃止を行おうとしております「特別職の職員に対する退職手当支給条例」を適用させている条文項目の削除を行い、あわせて「塩竈市教育委員会教育長の給与等に関する条例」中で教育長の退職手当の支給を規定している条文項目が宮城県市町村職員退職手当組合に加入することに伴い不要となりますため、当該条文の削除を行おうとするものでございます。

次に、議案第3号「まちづくり参画事業者審査委員会設置条例」でございますが、「海辺の

賑わい地区」まちづくり参画事業者募集を行うことに伴いまして、参画事業者を選定するための審査組織を設置するため、新たな条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第4号「職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する等の条例」でございますが、平成17年3月1日付で宮城県市町村職員退職手当組合に加入することに伴い、塩竈市職員退職手当基金条例の廃止等を行おうとするものでございます。

次は、議案第5号「平成16年度塩竈市一般会計補正予算」でございます。

歳入歳出それぞれ1億7,553万2,000円を減額いたしまして、総額を204億1,427万5,000円とするものでございます。

歳出の主なるものといたしましては、

市内循環バス等の運行に係る補助金といたしまして 1,137万2,000円

二つ目といたしましては、

塩釜漁港及び桂島漁港整備に係る県事業負担金といたしまして 2,620万円

中小企業振興資金等融資に係る損失補償金といたしまして 917万9,000円

北浜沢乙線整備県事業負担金といたしまして 972万円

尾島町急傾斜地崩壊対策事業に係る県事業負担金といたしまして 165万円

除融雪対策費といたしまして 1,000万円

病院事業会計に対する繰出金といたしまして 1億1,000万円

などを計上いたしております。

一方、減額するものといたしましては、

老人保護措置費といたしまして 1,600万円

災害特別融資預託金といたしまして 1,255万3,000円

参議院議員選挙費といたしまして 229万7,000円

など、事業費の確定や決算見込み額に合わせました減額をさせていただいております。

また、宮城県市町村職員退職手当組合加入に伴う補正といたしまして、

一つ、退職手当組合への加入により退職手当基金への積み立てを要しないこととなったことから、退職手当基金積み立て金の減額といたしまして 4億4,999万8,000円

二つといたしましては、同じく退職手当組合への加入により必要となる組合負担金に充当するための退職手当の増額といたしまして 1億1,214万8,000円

を計上いたしております。

歳入の主なるものとしたしましては、

地方交付税としたしまして	1億 2,870万 1,000円
繰越金としたしまして	1億 672万 2,000円
市債としたしまして	7,580万円

などを計上いたしております。

一方、減額するものとしたしましては、

財産収入としたしまして	1億 6,000万円
繰入金としたしまして	3億 4,663万 1,000円

などを計上いたしております。

繰越明許費につきましては、諸般の事情により年度内の完了が困難になりました都市計画街路下馬春日線整備事業など、計3件を計上いたしております。

債務負担行為としたしましては、塩竈市土地開発公社で行う借入金に対する債務保証を追加しようとするものでございます。

地方債につきましては、清掃工場改良事業及び急傾斜地崩壊対策事業に係る市債を追加するとともに、事業費の確定等により都市計画街路事業外4件の変更を計上いたしております。

次に、議案第6号「平成16年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」でございますが、歳入歳出それぞれ1,760万円を減額し、総額を2億3,240万円とするものでございます。これは、運行体制の変更に伴い、職員給与に係る歳出予算の減額を行おうとするものでございます。

次に、議案第7号「平成16年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」でございます。

療養給付費及び老人保健医療費拠出金等の増により、歳入歳出それぞれ6,863万1,000円を増額し、総額を52億8,463万1,000円とするものでございます。

また、歳入におきましては、保険基盤安定制度に係る一般会計からの繰入金4,152万5,000円を計上いたしております。

次に、議案第8号「平成16年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」でございますが、歳入歳出それぞれ1,500万円を減額し、総額を5億1,810万4,000円とするものでございます。これは、水揚高の減少により魚市場使用料を減額するとともに、経費の節減を図って市場管理費を減額するものでございます。

続きまして、議案第9号「平成16年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」でございますが、歳入歳出それぞれ2億88万2,000円を増額し、総額を54億5,732万4,000円とするもので

ございます。これは、緊急性の高い災害対策事業促進のための国の補正予算に伴う公共下水道築造費や仙塩流域下水道建設負担金等を計上いたすものでございます。

また、公共下水道築造事業等に係る繰越明許費を設定するとともに、地方債について、流域下水道事業を追加し、あわせて公共下水道築造事業の変更をするものでございます。

次に、議案第10号「平成16年度塩竈市公共駐車場事業特別会計補正予算」でありますが、歳入歳出それぞれ100万円を減額し、総額を8,170万2,000円とするものでございます。

次は、議案第11号「平成16年度塩竈市老人保健医療事業特別会計補正予算」でございます。

医療給付費の増に伴い、歳入歳出それぞれ1億円を増額し、総額を58億8,500万円とするものでございます。

次に、議案第12号「平成16年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」でありますが、居宅介護サービス給付費等の増に伴い、歳入歳出それぞれ1億1,774万6,000円を増額し、総額を31億3,140万1,000円とするものでございます。

次に、議案第13号「平成16年度塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算」でありますが、事業費の確定により歳入歳出それぞれ1,161万円を減額し、総額を1億2,039万円とするものでございます。

また、諸般の事情により事業完了が困難になりました事業費1億300万円につきましては、繰越明許費を設定するとともに、事業費の確定に伴う地方債の変更を行おうとするものでございます。

次に、議案第14号「平成16年度塩竈市立病院事業会計補正予算」でありますが、決算に向けた整理を行うとともに、宮城県市町村職員退職手当組合加入に伴う収益的支出の補正を行うものでございます。また、病院事業経営健全化に向けた一般会計繰入金計上の計上を行っております。

次は、議案第15号「平成16年度塩竈市水道事業会計補正予算」でございます。

決算に向けた整理を行うとともに、宮城県市町村職員退職手当組合加入に伴う収益的支出の補正を行うものでございます。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお補足を必要とする部分につきましては、担当部長より説明をいたさせますので、よろしくご協議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。私からは以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 山本総務部長。



総務部長（山本 進君） それでは、私の方からは、主に議案第5号「平成16年度塩竈市一般会計補正予算」の概要につきまして、第1回市議会定例会議案資料 7に基づきましてご説明申し上げます。

それでは、4ページをお開き願います。

この表は、一般会計及び特別会計の総括表でございます。

今回歳入歳出を補正いたします額は、一般会計につきましてはマイナス1億7,553万2,000円、また、各特別会計につきましては、交通事業特別会計マイナス1,760万円、国民健康保険事業特別会計6,863万1,000円、魚市場事業特別会計マイナス1,500万円、下水道事業特別会計2億88万2,000円、公共駐車場事業特別会計マイナス100万円、老人保健医療事業特別会計1億円、介護保険事業特別会計1億1,774万6,000円、土地区画整理事業特別会計マイナス1,161万円、合わせまして4億4,204万9,000円となるものでございます。

このことによりまして、一般会計及び特別会計の補正予算総額は、一番下段にお示しておりますとおり2億6,651万7,000円となります。

次に、一般会計の歳入の補正内容につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、5、6ページをお開きください。

費目10の地方交付税1億2,870万1,000円でございますが、これは主として介護福祉や生活保護関係費の基準財政需要額が当初想定した以上に増加したためでございます。

費目12の分担金及び負担金マイナス270万6,000円でございますが、これは主に老人保護措置費自己負担金の減額によるものでございます。

費目13の使用料1,469万1,000円でございますが、これは主にじんかい処理手数料の増によるものでございます。

費目14国庫支出金1,171万円でございますが、これは保険基盤安定負担金の2,076万2,000円、要保護児童などに係る小中学校教育振興援助費補助金252万5,000円などを増額するとともに、老人保護措置費負担金500万円、特別障害者福祉手当など給付費負担金352万5,000円、都市計画街路事業下馬春日線補助金671万3,000円などを減額するものでございます。

費目15の県支出金マイナス815万9,000円でございますが、保育所運営費負担金59万7,000円、保険基盤安定負担金1,038万1,000円などを増額するとともに、寒風沢漁港整備事業補助金352万8,000円、徴税費委託金600万円、身体障害者支援費補助金197万8,000円、障害児支援費補助金123万9,000円などを減額するものでございます。

費目16財産収入マイナス1億6,000万円でございますが、これは、財源対策として予算計上しておりました物品売払収入につきまして一定の財源確保の見通しが立ったということによる減額でございます。

費目18の繰入金マイナス3億4,663万1,000円でございますが、宮城県市町村職員退職手当組合加入に伴う退職手当基金繰入金の減額などでございます。

費目19の繰越金1億672万2,000円でございますが、これは平成15年度の決算剰余金でございます。

費目20の諸収入434万円でございますが、高額療養費貸付金元金収入500万円、宮城県市町村振興協会交付金223万4,000円、介護給付費など清算返還金864万1,000円などを計上するとともに、災害特別融資預託金元金収入1,255万3,000円などを減額するものでございます。

費目21の市債7,580万円でございますが、国県で行っている建設事業の負担金や清掃工場整備事業などに係る市債を計上するとともに、事業費の確定に伴う減額をしているものでございます。

次に、歳出の補正の方についてご説明申し上げますので、7、8ページをお開きください。

ここでは歳出予算を目的別に計上してございます。主なるものにつきましては、備考欄に記載してございますので、ご参照願いたいと思います。

次に、9、10ページをお開き願います。

ここでは歳出予算を性質別に分類し比較してございます。

費目1の人件費1億9,758万2,000円、これは退職手当組合加入に伴う負担金に充当する退職手当費1億1,214万8,000円及び負担率の改定などに伴い共済費などを増額計上するものでございます。

費目2の物件費マイナス4,899万8,000円、費目3の維持補修費マイナス225万9,000円は事業費の確定などに伴う増額及び減額を行っているものでございます。なお、増額している経費の主なもの、除融雪対策費として1,000万円などであります。

費目4の扶助費マイナス3,303万8,000円は、主として決算見込みに合わせた減額でございます。

費目5の補助費など2,277万4,000円は、主なるものとして、バス路線維持費運行費補助金として1,137万2,000円、国庫補助などの清算金として552万4,000円、中小企業振興資金など損失補償金917万9,000円を計上してございます。

費目6の普通建設事業費 2,682万 8,000円でございますが、詳細につきましては11ページをご参照願います。

平成16年度一般会計の2月補正予算投資的経費内訳書としてまとめてございます。県で行う建設事業負担金として塩釜漁港整備負担金 2,020万円、桂島漁港整備負担金として 600万円、北浜沢乙線整備負担金と 972万円などを、また、事業費の確定に伴う減額として寒風沢漁港地域水産物供給基盤整備事業マイナス 480万円、公営住宅建設事業、これは梅の宮住宅でございます。マイナス 344万 7,000円などを計上しております。

前のページにお戻り願います。

費目8の公債費マイナス 1,238万 6,000円は、決算に向けた整理を行おうとするものでございます。

費目9の積立金マイナス4億 4,999万 8,000円、これは退職手当組合加入に伴いまして退職手当基金への積み立てを要しないこととなりますので、当該基金への積立額を減額するものでございます。

費目11の貸付金マイナス 922万円は、貸付金の増加に伴い高額療養費貸付金 500万円を増額するとともに、預託金の確定に伴い災害特別融資預託金、まちづくり資金融資預託金をそれぞれ減額しているものでございます。

費目12の繰出金 1億 3,318万 3,000円は、備考欄に記載しておりますように老人保健医療事業特別会計から公共駐車場事業特別会計までの各会計に対する繰出金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（香取嗣雄君） これより質疑を行います。20番伊勢由典君。

20番（伊勢由典君） それでは、私の方から、議案3号「まちづくり参画事業者審査委員会設置条例」について、何点か質疑を行いたいと思います。

そこで、最初に、私の方でこの議案3号「まちづくり参画事業者審査委員会」の条例案が提案されておりますが、きょう本会議25日で即決をするという提案になっております。元来この塩竈市の土地開発公社が23億円で購入した土地は市民の財産であります。この市民の財産のこの市の土地開発公社の土地に対して、11月の始めに市が公募をかけて4社が応じてきたと。これに対するいわば審査を行うということであります。

第2条では、市長の諮問に応じて「海辺の賑わい地区」まちづくり参画事業者募集に応募された事業提案書、ここで言えば現段階では4社でしょう。を総合的に評価検討、そして最優秀

事業者、提案事業者を選定というふうになっております。選定と言いますから、いわば四つのうち一つを選ぶということに相なろうかと思えます。

本来ならば、こういう問題についてはやはり審査という表現が一番妥当でしょうし、審査の上でどうするかということに本来ならばなるべき筋合いのものではないかと思えますね。しかし、今回の条例は、市当局がいわばこのきょうの本会議で即決を求めて提案をしてきたという点で、私どもの考えでいくなれば、予算特別委員会で十分な審議と検討の上でこれを判断するというのが議会のやはり本来の市当局に対する筋ではないかというふうに思うところでありますが、改めてそこで伺いたいのは、いわばきょうの議会初日、25日に即決をなぜ提案してきたのか、市長のその理由と根拠についてまず第1点お聞きをしたいと思います。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） まちづくりにつきまして、それぞれの事業者から将来のまちづくりビジョンについて提案いただいたということについては、さきの議会でいろいろご説明し、議論をいただいたところであります。その後、市の方におきましては、その四つの事業者からいろいろ細部にわたりまして聞き取り調査を行ってまいりました。そういう細部を詰めながら、これから先は、さきの議会でもいろいろご審議いただき、ご指導いただきましたとおり、幅広く公明性、透明性をもってこの作業を進めていくべきではないかということをお考えまして、このたび、まちづくり参画事業者審査委員会設置条例というものを議会にお願いさせていただいたわけであります。

なぜ即決かということですが、我々といたしましては、一日も早くこういった都市内の空間を有効活用いたしまして、全体といたしまして塩竈の活性化というような、活性化につながるような土地利用が一日も早くなされるべきではないかといったようなことを考慮いたしまして、今議会にお願いをいたしたところであります。

議長（香取嗣雄君） 20番伊勢議員。

20番（伊勢由典君） 一日も早くということですが、やはり先ほど述べたように、結局のところ、冒頭にこういった問題について直ちに決するというのはやはり極めて遺憾だし、重大だというふうに考えるところであります。この点でも私は12月議会でたしかただしたはずであります。議会軽視をしないでほしい。議会にきちんと報告してほしい。市民にも明らかにしてほしい。こういうことを再三12月議会で指摘をし、市長の答弁も、当時の答弁を改めて振り返ってみると、議会、そして市民に対して、整理をして市民に知らせると、こういうふうに言

っていたはずであります、残念ながら遺憾ながら議会初日で直ちに即決をすると、こういう点でも私はやはり重大な考えだというふうに思うところであります。

それを踏まえて、次の点で何点か今回の公募に当たる考え方を改めて確認をしたいわけでありませぬ。

この条例について見ますと、ここには、いつの時点で審査会をつくり、そして、いつの時点で結論が出るかということは触れられておりませぬ。しかし、2月1日の産業建設協議会の審査フローと言われるもので、2月下旬、きょうも含めてわずか4日間しかありませぬし、審査会を設定して、同じく2月下旬。その中で、第1次選考で提案してきたものを、その4日間の中で審査会を立ち上げてプレゼンテーションを行うんだというようなたしか中身になっているかと思ひます。非常に急ぎ足というか、しかも建設協議会、産業建設協議会の中では、3月末というふうに考えだけは示されておりますが、今回の第3号の条例で、期日は書いてありませぬが、市当局がいつの時点でこの選考委員会の中で最優秀提案事業者の選定を行う期日はいつをもつての期日を考えているのか、まず第1点お伺ひをしたい。

それから、もう一つは、第2条の中に、第3条、失礼しました、第3条。第3条に、審査委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。市議会の議員、学識経験者、その他市長が必要と認める者となっております。そして、委員会には委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。委員長は、会務を総理し、会議の議長となると。こういう委員会構成の三つの点について書かれておりますが、それでは、改めてそこでお聞きしたいのは、こうした市長が任命をするという運びのようでありませぬが、委員の定数はどのぐらいを考えているのか。それから、改めてこの委員の方々を任命する上でのこの審査会に審査委員になるろうとしている委員の方々の任命を進める上での判断、政策判断基準、委員になる方々の考え方についてどのように考えているのかお聞きをしたいと思ひます。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 本日は、あくまでも委員会設置条例を議会の方にお願ひいたしておるところであります。さきの議会でも、要綱とかそういったことではなくて、議会の方にきちっと中身を説明した上でこういうことは進めるべきではないかという大変温かいアドバイスもありまして、私どもはこういう形で議会の方に、今後こういう審査委員会組織を立ち上げて、内容について十分にご審議をいただきたいという意味でご提案をさせていただいておりますので、決して議会軽視とかといったような意味ではないということをご理解いただきたいと思ひてお

ります。

それから、期日の考え方であります。これは、協議会の中で確かにこういったフローをご説明させていただきました。目安としてどれぐらいかかるかということをご説明もなしでご理解をいただくのはいかがかということで、私どもの考え方といたしましては、少なくとも四、五回ぐらいのそういった審議委員会を開催するというのは当然だろうというようなことから日程を考えますと、3月末までということであれば大体こういう日程になるのかなということで、案としてお示ししたわけでありまして、当然この審議会が、委員会が進む中で、もっともっと時間をかけるべきということであれば、それは当然それだけの時間が延ばすことについては、これはやぶさかではないというふうに考えているところであります。

それから、第3条で、委員の人選についてであります。学識経験者という範疇の方々からもご参加いただきたいと思っております。それから、私の思いといたしましては、やはり商工業界の方々からもご参加をいただくべきであろうと。それから、当然のことではありますが、この区画整理事業の権利者の方々のご意見も当然お伺いすべきであろうと。あるいは、町内会の方々のご意見もお伺いする必要があるのかなといったようなことを今考えながら、あわせて議会とそれから執行部からも参加をさせていただくというようなことでありますので、大ざっぱに申し上げれば、七、八名ぐらいの委員会の人数になるのではないかなといったようなことを今予測をいたしているところでございます。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 伊勢議員。

20番（伊勢由典君） ちょっと考え方が少し二転三転しているのかなと思うんですね。つまり十分な審議をと先ほど市長はおっしゃいましたね。十分な審議の中で、即決で審議ができますか、これ。私は、こういう質疑で、きょう本会議でこういう条例が出ているということで、即決なんだよということを言っているわけだから、即決の対応で質疑をしているんだが、じゃ、全議員がこの問題について質疑をする保証があるんですか。ないでしょう。やはりその点でも、私は、どう聞いても腑に落ちない。それから、先ほど時間をかけてとおっしゃったが、3月までというふうなこともおっしゃっている。

だから、提案しているところにもともと無理があるんです。急がせてやってしまおうという考え。一方で議会も重視をしなければならない。人員については、先ほど七、八名というふうにお考えのようですが、改めてこういう点でも議会の合意形成というのが図られない。市民の合意形成が図られない。商店街やそういった関係業者の合意形成がないままの出発だからこ

そ、今言ったような恐らく答弁にならざるを得ないのかなというふうに今聞いてつくづく感じるところであります。

そこで、もう1点確認をしたいんですが、そういうことを踏まえながら、産業建設協議会、2月1日の日に実際にいろんな4社の出まして、私どももつくづく改めて地元の業者に説明を下さいというふうに再確認を、そういうことを求めてきたわけではありますが、その辺はどうだったのか1点お聞きしたい。

それから、もう一つ、公募に当たって、2月1日、ごめんなさい、昨年11月たしか4日に11月の定例記者会見をやっているはずなんです。そこで公募というのが初めて市民的には明らかになっております。そういう記者会見はやってきたわけですが、議会で2月1日の日にこの4社が出たという、その直後の議会には一応説明があって、その後記者会見やりましたか。市民に対するこの問題での公表は明らかになったでしょうか。私は、調べた限りでは記者会見もないし、記者会見がないどころか、いつも間にやら議会で示されたそういう提案について、各新聞の記事になって市民の皆さんが初めて見て、それでびっくりすると。これがこれまでのきょう今日ただいま現在のこの公募問題と今日の段階ではないかというふうに思うんですよ。事実経過を幾ら拾っても、いわば市民に対する周知徹底という点もないし、私が聞いたのでは、せいぜい商工会議所の代議員会というのかな、議員、正議員というんですか、そのときの説明ぐらいのもので、例えば12商店街にその問題について一生懸命足を運んで説明をしているとか、あるいは記者会見でこの問題について正式なプレス発表を行うための手立てをとったということは私は何一つ聞いていないんです。

そういう点で、その点で改めて市民合意を我々は求めているわけなんです、市民合意というか、丁寧な説明というか、そういう点で改めてこれまでの市の対応方の関係で、私の、市長が質疑が間違っていれば正してもらいたいし、この点で間違いのない回答か、改めて確認したいと思います。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 一つは、今回議案としてお願いしておりますのは、あくまでもまちづくり参加事業者審査委員会設置条例でございますので、設置条例の内容については、よろしくご審議を賜りたいということで上げてあるわけでありまして、その前段の話とはまた違うと思っております。

それから、その後、12月議会後どういう説明経過をたどったかということについては、後ほど

担当部長からご説明をさせていただきますが、私は、今議員がおっしゃられた記者会見についてはその1回限りでありますので、それはそのとおりであります。

あと、担当部長から詳細についてはご説明をさせていただきます。

議長（香取嗣雄君） 早坂建設部長。

建設部長（早坂良一君） 12月議会以降ということで、12月議会でいろいろご質問を受け、市の対応、市民への対応ということで答弁申し上げてまいったわけでございますけれども、その後は、やはり参画応募いただいた方から、公表してもいいのかどうなのかということをもまずお聞きをしたお聞きをする機会、ヒアリングをさせていただきました。これは、まず1月13日にこの辺の応募事業者に対するヒアリングを行いました。このヒアリングの席で応募事業者からは、市民の皆さんへ公開しても結構でございますということで、この応募内容等も含めて公開をさせていただいて、議会の皆様にも2月1日の産業建設協議会、それから2月14日の協議会でもこの辺のお話をさせていただいてまいったということでございます。

それから、市民への周知でございますけれども、これまで我々、こういう公開、やはり市の広報が一番の広報の手段かなというふうには思っておりましたんですけれども、これは大変時間的なといえますか、広報等の締め切りもございまして、最終的には広報へのお知らせをする機会を失ってきたということは大変我々としても今後の事を進める上での反省材料とさせていただいております。

さらには、2月14日以降、商工会議所の方で、ぜひ事業者への説明もぜひさせていただきたいということで、2月15日には商工会議所の常任委員会の場をおかりいたしまして、この辺の説明をさせていただいたと。それから、市のホームページ、これは確かに皆さんが、市民の皆さんがお持ちではないと思いますけれども、やはり今の一番の知っていただく手段として我々塩竈市ホームページ開いておりますので、そこへは随時この辺の内容等も掲載させていただいておるということでございます。

なお、マスコミ、一般マスコミでは取材もございまして、河北新報の方でも、マスコミの名前を申し上げて申しわけございませんけれども、2月13日には新聞等での報道もあったということをご報告させていただきたいと思います。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 23番伊藤博章君。

23番（伊藤博章君） 私の方からは、議案第3号並びに議案第5号、議案第14号に関しまして質疑をさせていただきたいと思います。



まず、議案第3号、今質疑があったわけですが、あくまでもおっしゃるとおり審査委員会の設置条例でございますので、それに沿ってお伺いをさせていただきたいのは、この審議会、審査委員会が設置された場合に、ここはあくまでも今予定地となっておりますところが市の土地開発公社が行政目的を持って選考している場所でございますので、市民の財産という言い方が適当なんだと思います。そこに立地を計画するわけですから、土地区画整理事業の中では地権者の意向というのは相当これは自分の財産等もいろいろ失う可能性もあるので、十分に配慮されるべきだと思いますが、今回のご提案されている条例に関しましては、住民の意向というものをやはり尊重されるべきなのではないかなと私は考えているわけですが、その視点で考えた場合に、審議会が運営の中で市民の意向調査等をやはりきちんとそういう、公聴会というわけではないですけども、そういったことも繰り返しながら、団体の代表だけではなくて、やはり一人一人になるだけ声がけと言ったらあれですけども、そういう心配り、そういうこともしながら、しっかりと住民の理解も得て事業を、当局が提案している事業目的がよく住民に理解できるような経過をたどるといいます前提が1点あるのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

それから、もう1点は、次は、第3条の1項の その他市長が必要と認める者ということで、審査委員会の委員の選定に当たっては、今よく中小企業なんかが商工業の振興の中で、これまでは団体、いわば商工会とか、商工会議所とか、それから商店街とか、そういう団体に対していろんな具体的な支援策をいろいろやってきたんだけど、ここ何年か前から、もうそれではだめなんだと。なかなか成果が上がらないと。そこで、具体的に個店の、個店。要は一つの事業者。一つの事業者が特にちょっと支援したらどんどん大きく発展できるような事業者にもっと大きくなってもらうような個店を支援するという姿勢というのが今あらわれてきているかと思うんですが、そういった視点からいくと、やはり行政が今後進めるに当たって、やはり市民一人一人の意見、意向というものを十分に認識しながら進めるべきだと私は思っているんですが、そのときに審議会の委員の中に、ぜひ公募で市民の方を募集していただいて、やはり相当数の方に入っていて、いろんな純粋な市民としての意見を出していただきながら、それを公表することによって、外で聞いている市民の方が、そうなんだということで同じような意見を持っている方がいっぱいいらっしゃるでしょうから、理解を深めるということもできるんじゃないかと思うんですね。そういう市長としては選考の考え方があるかどうか、その辺、これは一人二人じゃどうしようもないので、やはり相当数、10名程度そこに入れた方がいいん

じゃないかと思うんですが、その辺のお考えがあるかどうかお伺いをしたいと思います。

それから、議案第5号の方につきましては、資料の4番のまず歳入の方で、11ページ、12ページの第21款の市債にあります借換債のふるさと整備資金借り換え、この事業をどのように行われて、なぜ借り換えなのか、その辺ちょっとご説明をいただければと思います。

それから、同じく4番の42ページの8款5項1目19節の負担金、補助及び交付金のところは、先ほど市長が提案理由の中で述べました尾島町急傾斜地の県事業負担金165万円がここに含まれているのかどうか。そして、それは、これまでですと塩竈市の姿勢は確か1割程度の負担だったと思うんですが、地域の急傾斜で危険をこうむる人たちが住民負担をいただいて、それを充ててきたかと思うんですが、これもそのような仕組みなのかどうか、ご説明をいただきたいと思います。

それから、議案第14号につきましては、市立病院事業会計についてお伺いしたいんですが、これは、どうのこうの言ってもしょうがないんですが、率直にお伺いします。

今のところ、今回の補正を見る限りでは、病院事業収益が当初の見込みより5億3,500万円ほどマイナスになると、いわば収入が減ると。そして、一方で支出の方が8,000万円ほど支出も減額になりますから、大体これだと4億5,000万円ぐらいの収支での赤字が出るのかなと思うんですが、これは、今までここ何年間で見ると最大の赤字幅になるかと思いますが、それは決算に向けて一般会計の方できっちりと一定規模まで、許容される範囲まで、やはり一般会計の方で負担すべき、将来に負担を残すべきではないと思うんですが、その辺の考え方をお知らせください。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 何点かにわたりましてご質問いただいたので、順次お答えさせていただきます。

1点目の地区区画整理の審査委員会設置条例についてであります。市民にもっともっと幅広く理解していただくような機会をというご提案でありましたが、これにつきましては、さきの協議会にお配りした資料の中で、第1回目の審議会委員会の開催の際に、公開プレゼンテーションを行わせていただくということをご説明申し上げておるかと思えます。市民でも、市民の方々、ご希望の方々には委員会を傍聴できる公開で開催させていただくということで考えておりますし、傍聴者の方々からの質問につきましても、文書でお受けいたしまして、後刻回答させていただくという形で、市民の方々の疑問にそういった形でお答えするというようなブ

レゼンテーションを第1回目と考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、委員の選に当たって、例えば10名ぐらいの一般市民を入れるというような考え方はないかということでございましたが、私としては、先ほどご説明させていただきましたように、基本的には七、八名の委員の方々に運営されることがよろしいのかなというふうに考えております。

第5号につきましては、後ほど担当よりご説明させていただきます。

それから、第14号の市立病院事業会計の5億円弱の赤字が発生するのではないかとご懸念であります。残念ながら、今回1億1,000万円の繰出金を計上させていただいておりますが、それでもなおかつ年度末には残念ながら4億数千万円ぐらいの赤字が見込まれております。これは、再三の繰り返しになりまして恐縮ではありますが、医師不足といったようなことに尽きるわけでありまして、それに伴う病院改革が残念ながら遅々として進まないという現実であります。我々も大変重く受けとめておりますが、一方では、もう一般会計が、後で17年度の提案理由説明をさせていただきますが、一般会計そのものがもう危機的な状況に置かれております。そういった中で、市立病院の4億数千万円の赤字を埋めるだけの余裕は残念ながら今の状況ではないのかなというふうに私は判断をいたしているところであります。

私の方からは以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 菅原財政課長。

総務部財政課長（菅原靖彦君） 私からは市債の方に計上しております借換債につきましてご説明させていただきます。

今回借換債として計上しておりますのは、平成6年度に借りましたふるさと整備資金でございます。これは、平成6年度に老人保健施設の整備事業の貸付金として、その財源とするために借り入れたものでございます。その際の借り入れ額は1億円でございます。今回借り換えということでございますけれども、ふるさと整備資金につきましては、先ほど申しましたように、市が借り入れを行いまして、それを事業者の方に貸し付けるというふうな仕組みでございます。

それで、借り入れの期間でございますけれども、貸付先に対しましては15年間で貸付を行っているところでございます。そのために借り入れます起債の方も、許可としては15年間で受けております。ただ、実際の借り入れは市中銀行から行うわけでございますけれども、市中銀行では借入期間が10年を超えるような貸し出しは現在しておりませんので、これは自治体に対し

てでございますけれども、市中銀行から借り入れる際には10年間で借りざるを得ないというふうなことになってございます。

それで、この期間の差がどうなるかということでございますけれども、10年間の償還を終えた時点で、5年間の延長するための借り換えを行うわけでございます。トータルで市の方の借入期間も15年、それから貸出先からの返済期間も15年ということで償還期間を合わせていくというふうな、そういった収支での借り換えとなっております。以上です。

議長（香取嗣雄君） 早坂建設部長。

建設部長（早坂良一君） 急傾斜地の予算のお尋ねでございます。

今議員の方からご質問ございました資料 4の41、42ページの42ページの中段、19節国県事業負担金、この中に急傾斜地事業の額が含まれているかというお尋ねでございましたんですけども、これは街路灯の関係でございまして、前ページの40ページを見ていただきたいと思います。8款1項1目土木総務費の中に、同じ19節として国県事業負担金書いてございますけれども、この165万円、これが急傾斜地負担金の事業でございます。なお、これまでどおり受益者、急傾斜地隣接の方への受益の負担はこれまでどおり県の方から求められておりますし、その支払いということでご理解をちょうだいしたいというふうに思います。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 23番伊藤博章議員。

23番（伊藤博章君） ご説明いただきましてありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思います。

公開プレゼンテーションをなさると。これは、どこか1カ所に、皆さんこういうのをやりますから来てくださいという広報をしてやられるんでしょうが、できる限り、現状は、今政府でもタウン何とかって一生懸命そこに出向いてやる姿勢があるわけですね。ですから、私はずっとお話ししているのは、やはり時間は一定程度かけながら、そのために審査委員ということで条例を定めて、重要なこれは案件ですよ。今市長がいみじくも病院の件で、大変厳しいと言っています。厳しいと言っていながら、莫大なこれから事業をそこでそういうものを立地させながら進めていくということもあるわけですから、そういった意味でいけば、より慎重に今やって、住民の多くの理解というのはどうしても必要なのではないかと私は思うんですね。ですから、その辺について、これはどうやったら住民理解が得られるのかというのは、いろんな考え方があろうかと思います。ただ、でも、ここまでやりましたというのがやはり必要なのではないかと私は思うんですよ。改めてその辺、もう一度再考いただけるものか、ご判断をお聞かせ願います。

たいと思います。

それから、今財政課長からご説明いただきましたふるさと融資整備資金のあり方につきましては、るるいろいろ考え方があるようでございます。これは、いろんな要素も今含まれているようにもさまざまな報道でもされておりますので、ぜひ償還がおくれることなく、きちっと償還していただけるように、やはりちゃんと担当課含めまして相手方の動向も見きわめていただきたいと思います。これは大変重要なことでございますので、その辺よろしくお願いをしたいと思います。

それから、市立病院の件につきましてですが、これは、いろいろ考え方なんです、確かに17年度の予算、これからいろいろ見せていただければ大変厳しいだろうとは思いますが、しかし、一方で、この借金をこのまま積み残していったら、じゃ、何年後にはこのように軽減しましょうとか、そういうものを、これだけのやはり金額を残すのであれば、同時にやはり提案されるべきなのではないかなと思うんです。その辺が全くないものですから、じゃ、単年度でそれを消してしまうのか、それとも何年間かのスケジュールで消してしまうのか、それは再建プログラムを以前見せていただいても、それを見てもよくわからないんですね。ですから、その辺は、やはりこれは重要な問題ですので、改めてどういうふうにしていくのか、ご見解をお伺いしたいと思います。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 今議員ご質問の件が委員会の運営についてということでございましたら、我々、今後この条例がご承認いただき、こういう委員会が設置されれば、市民の方々によりよく経過等がおわかりいただきやすい工夫ということについては当然行っていくべきではないかというふうに考えているところであります。

それから、市立病院問題であります、これは、後の提案の中で本来触れるべきことかなと思っておりますが、今まで健全化の5カ年計画ということに取り組んでまいりました。健全化計画でまいりますと、もう16年度ぐらいには単年度黒字が発生するというような取り組みを行ってきたわけでありましたが、残念ながら種々の事情が重なりまして、ことしは予想を大幅に超える赤字が発生してきていると。これは大変重大な危機に瀕しているのではないかという認識については、全く同様かと思っております。

ただ、今我々が何をやるべきかということについては、病院が少なくとも単年度でそういう大きな赤字を出さず、できれば単年度黒字が経営できるような体質改善をやるべきではないか

というふうに考えておりました、これはさきの委員会でも緊急再生プランというものを示したかと思いますが、現在の医師数に見合うような減量化を図って、そこから歳入歳出それぞれ均衡がとれるような対応策をいろいろ打ち出していこうということで考えておりますので、私が申し上げさせていただくとすれば、この2カ年間の成果をまず見させていただけないかと。そういう成果を踏まえて、今度は次の手を、次の一手というものが考えられるようになるのかなと思っております。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 伊藤議員。

23番（伊藤博章君） それでは、最後の質問をさせていただきたいと思います。

それでは、1点確認をさせていただきます。

今市長の方から、審査委員会の設置条例、議案第3号「まちづくり参画事業者審査委員会設置条例」に関しまして、より多くの住民の皆さんの意向もしくは意見がこの審査委員の皆さんにちゃんと届くような仕組みを考えたいというお話があったと思います。これは大変難しい問題だとも思います。しかし、それをやはりやるのが大事なんです。もう私のところには、ある商工業者の方からは、ぜひ委員になりたいと、そういうお話もいただいているんですよ。ですから、もしそういう、もう一回ちょっと、まだ条例が定まらないからそれは考えられないと言うんですから、じゃ、条例が定まったら、そういうことをやはり積極的に考えていただいて、より住民の皆さんが、この問題というのは、ずっともうあそこ、みんなして大事な土地だ、大事な土地だと言ってきて注目している場所ですから、ぜひそういうことが実現できるという今ある程度のニュアンスでのお話があったのかなというところを理解したいと思うんですが、市長さん、ご見解があれば、改めてご見解をいただきたいと思います。重要なところですので、よろしく願いをいたします。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 繰り返しになるかと思いますが、委員会の委員については、私ご説明したとおりの七、八名ぐらいで運営するというを中心に考えさせていただきたいということでありませう。

ただ、これも繰り返しになりますが、第1回目の4社からのプレゼンテーションについては、委員のみならず市民の方々も傍聴していただいて、そこでいろいろな意見がございましたら、その委員会の終了後に文書で受け付けをさせていただきたいと。それにつきましては、後刻誠意を持ってご回答申し上げるということを申し上げてまいりました。

そのほかにも、今我々は四、五回ぐらいということで委員会の開催回数を考えておりますが、当然慎重な審議が必要なものでありますので、委員会審議の中で、もう少しこれは回数をふやしてやるべきではないかとか、期間をもっとかけるべきではないかというようなことが当然意見として出されるということは我々考えておりますが、先ほどご説明いたしましたのは、協議会の中でまずは標準的にはこういう形で考えておりますということをご提示したわけであり、その後の委員会の中でも、プライバシーの保護ができないような場合については、これは難しい部分があるかと思っておりますが、一定のプライバシー保護ということが出来ます以外の部分については、これは当然公開性というものを維持するということも可能になるかと思っております。

ただ、当然我々プライバシーという問題もございますので、そういったものについては非公開とせざるを得ないケースも出てくるということについては議員にもご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 19番吉川 弘議員。

19番（吉川 弘君） では、私の方から、議案第7号の平成16年度の国民健康保険事業特別会計の補正予算について質疑をさせていただきます。

3の補正予算のページ12、13ページになります。

まず1点目は、平成16年度の国保税の当初予算、これが19億 1,477万円で計上されております。これは、前年度と比較しますと約2億円の増額になっております。平成16年度の国保税は、我が党は反対しましたけれども、10.3%の引き上げがあったと。これに伴って調定額は1億 4,180万円、この増額となったわけですけれども、これに伴って収納率、これが前年度並みにした場合、1億 1,000万円の増収と、そういうふうに見込まれていたとこれまで説明受けていますけれども、平成16年度の当初予算での2億円の国保税の増収、これが2億円になったという根拠と、本当にやはりそこまで到達されるのかどうか、その辺について、まず1点目伺いたいというふうに思います。

それから、2点目は、国保税が補正では、先ほど説明にもありましたけれども、一般会計からの保険基盤繰入金はこの額と、これが4,152万円決定したことによってマイナス補正になったわけですけれども、この国保税が今の時点でどの程度わかるかわかりませんが、最終的にどのぐらいの額までいくのか。やはり先ほどの当初の2億円からすれば4,000万円ほどやはり落ち込んでいるわけですけれども、その辺について2番目に伺いたいというふうに思いま

す。

それから、あと、3番目は、国保税の収納率、これは現年度分で、15年度ですね。15年度は87.82%で、これまでずっとやはり低下傾向、落ち込んできたのに幾らか盛り返したという、そういう努力がありましたけれども、今回の16年度の収納率、現時点でどういう状況になっているのか、その辺が納入とのかかわりなんかもあるんじゃないかというふうに思いますけれども、その辺について伺いたいというふうに思います。

それから、あと、4番目の、四つ目に歳出ですね。保険給付費、医療費ですけれども、これは5,250万円の増額補正と。その結果、36億221万円になっておりますけれども、最終的にはどのぐらいの額でおさまるのか。これまでも医療費の伸び1.5%から1%に下方修正したというのがありますけれども、この状況を見ますと、若干ふえている傾向がありますけれども、その辺についての伸びがどのぐらいに見込まれるのか、その辺についてまず伺いたいと思います。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 吉川議員のご質問にお答えいたします。

まず、私からは、今回の国保会計全般のことについてちょっとご説明させていただきたいと思いますが、国民健康保険事業特別会計の今回の補正につきましては、現時点で、現時点で今後見込まれる保険給付費の不足分、そして歳入で保険基盤安定繰入れなどの確定した部分に限って補正を行わせていただいております。国保税につきましては、平成15年度並みの収納率の確保は当然ながら、全庁的になお収納率のアップに取り組んでまいりたいと考えておるところでございますので、よろしく願いいたします。

また、保険給付費につきましては、これまでの状況で財政見通しを若干ではありますが上回っておりますが、ほぼ財政見通しどおりの決算になるのではないかとというふうに予想いたしておるところでございます。

なお、具体的な内容につきましては、担当部長からご答弁を申し上げますので、よろしくお聞き取りいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

市長（佐藤 昭君） 佐々木健康福祉部長。

健康福祉部長（佐々木和夫君） それでは、私から具体的な内容についてお答えをさせていただきます。

まず最初に、当初予算の税額の計上でございますが、2億円から税率改定分1億1,000万円を引いた残りの分についてはどうなのかというお尋ねでございました。



これにつきましては、16年度当初予算を組む際に、一定の収支の開きが推計されたところでございます。ただ、当初予算で赤字予算というわけにはいきませんので、私どもといたしましては、平成12年度あたりの収納率を適用いたしまして、一層の収納対策に努めるということを考慮いたしまして、税で9,000万円の努力目標として上乗せ計上をさせていただいたところでございます。

2番目に、今回補正提案させていただきました4,152万5,000円の減額補正でございますが、これは、税額全体に対しまして2.2%の補正でございます。これは、保険基盤安定繰入金 の確定に伴いということでございますけれども、これは本来税収として入ってくる部分でございますが、いわゆる6割軽減、それから4割軽減という形で税額を軽減いたしますので、この分の税額が減ってまいります。これにつきましては、国2分の1、それから県4分の1、市の一般会計4分の1という形で手当てがございますので、この分が今回確定いたしましたので補正をするという内容でございます。一定程度当初でもこの分繰り入れてございますけれども、安全側を見込んで低い数字で見込んでございますので、確定したことにより、今回片方で減額し、片方で繰入金として同額を計上している内容でございます。

それから、今後の国保税総額の税収見込みについてはというお尋ねがございました。

これは、私ども現時点で、2月補正、今回お認めいただきますれば、補正予算確定するわけでございますけれども、ほぼこの予算額ぐらいになるのではないかというふうに見込んでおるところでございます。

それから、3番目の質問といたしまして、収納率のお尋ねがございました。

現在、1月末現在の収納率は、現年度分で68.41%となっております。前年度同月比0.3ポイントの減、それから滞納分で15.74%となっております。同じく対前年度同月比で1.54ポイントの減でございます。全体といたしまして54.20%、前年同月比マイナスの0.41ポイントというふうになってございます。したがって、前年同月を若干現状で下回っている状況でございます。最終的な収納率につきましては、5月末の出納閉鎖を待つということになりますけれども、15年度の収納率、現年度87.82%、合計68.98%まで何とか届くようにということで、2月22日から約1カ月間、本年度2度目の管理職の特別徴収を行うなど、全庁挙げて収納努力を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

それから、4番目の質問といたしまして、医療費の補正分のお尋ねがございました。

今回、医療費につきましては5,250万円の増額補正でございます、給付費全体に対しまして

1.47%の補正でございます。保険給付費につきましては、1月までの執行状況をもとに、今後見込まれる不足分を補正したものでございます。執行状況では全体で11.4%の増加となっております。そのうち前期高齢者に係る分は9.3%、それ以外では2.1%の伸びを示してございます。なお、財政見通しでは、全体で10%、それから前期高齢者に係る分が9%、それ以外の部分は1.0%と見込んでございましたので、今のところは見通しを上回る伸びとなっております状況でございます。

なお、決算見込みは、まだ3カ月分の支払いが残っているので、なかなか予測ができないところでございますが、現時点では、ほぼ財政見通しどおりになるのではないかと考えておるところでございます。以上です。

議長（香取嗣雄君） 19番吉川議員。

19番（吉川 弘君） ありがとうございます。

それらの2億円の当初予算については、努力目標もとにかく合わさって載せられていると、そういう内容でしたね。

それから、あと、収納率ですね。これは現在で前年度と見ても若干下回っているということで、やはり今後この辺については推移を見ていきたいというふうに思います。

それから、あと、医療費についても、最終的には大体ほぼ計画どおりになるんじゃないかと、そういう答弁だったというふうに思います。

それで、あと、歳入に関しまして、5款の県支出金ですね。この中に、県の支援基金が1億円盛られているわけですが、この内容については、私もこれまで積極的にやはりこれを活用すべきだというふうに主張してまいりました。今回の補正では、これがそのまま残っているわけですが、この支援金がやはり最終的にこれを使うのかどうか、この辺について考え方をお聞きしたいというふうに思います。

それから、あと、歳出の方では、予備費として3,000万円、これが計上されていますけれども、今回の補正ではそれが手がつけられていないわけですね。ですから、これについて、最終的にそのまま使わずに済むのかどうか、その辺について伺いたいというふうに思います。

あと、三つ目には、平成16年7月には財政見通しで、16年度は値上げもされたということで、見通しでは1,900万円の赤字と、そういうふうに見込んでいたというふうに思いますけれども、やはり今回、現在の時点でいけば、収支が黒字になるのか、赤字になるのか、その辺でのやはり方向、もしわかるのであればお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（香取嗣雄君） 佐々木健康福祉部長。

健康福祉部長（佐々木和夫君） お答えいたします。

最初に、予備費でございますけれども、現在 3,000万円を予算として見込んでございますが、現時点で保険給付費の予想を超える大幅な増加がなければ支出する予定というふうには考えてございません。

それから、県の支援基金につきましては、昨年の財政見通しでお示ししました保険税の増加や、また、先ほど申し上げました予備費の投入あるいは基金の取り崩し等により、借り入れをしなくても済むのではないかとこのところ考えているところでございます。

それから、次の質問でありました財政見通しでは、今年度 1,900万円の赤字というふうに予想しておったわけでございますけれども、現在の見通しといたしましては、保険給付費では若干の伸びがあるものの、歳入の増もございまして、財政調整基金を投入した上で、財政見通しで示していた 1,900万円の赤字を何とか解消できるのではないかと。赤字、黒字というお話ございましたけれども、ほぼ収支均衡で決算できるのではないかとこのふうに見込んでおりますが、しかし、これはあくまで現時点での見込みでございます。最近報道でもございまして、遅く流行いたしますインフルエンザB型の影響など、今後3カ月分の支払いがどうなっていくのか予断を許さない状況もございまして、まずは、今回ご提案申し上げております補正予算のシフトで今後の推移を見きわめてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

市長（佐藤 昭君） 吉川議員。

19番（吉川 弘君） 今後ともぜひご努力をお願いしたいというふうに思います。

そして、あと、減免についてですけれども、法定減免が17年度からは7割、5割、新たに2割というふうに、そういうようにできますけれども、やはりもう一方の申請減免ですね。やはりこれほど今生活が本当に大変になってきている中、あと、国保税もやはり16年度、あと17年度引き上がると。そういう状況の中で、やはり法定減免だけでなく、この申請減免、これが16年度やはりどのぐらいの件数がやはり出されているのか。あと、あわせて、やはり担当のところでもそういう減免に対する、やはり申請減免ですね。これは単なる申請主義というだけではなく、そういう指導がやはりもっと強めるべきではないかとこのふうにも思いますけれども、その辺についての考え方を示していただきたいと。

あと、もう1点、要望になりますけれども、4月からの国保法の44条ですね。これに伴って

医療費の減免、これは本当に評価したいというふうに思います。

あと、あわせて、やはり資格証明書の発行、これがなされれば、本当に病院にも行けなくなる、そういう方が本当にふえてくるというふうに思うので、その辺はぜひ発行しないでほしいという要望として述べさせていただきます。以上です。

議長（香取嗣雄君） 佐々木健康福祉部長。

健康福祉部長（佐々木和夫君） 申請減免の件数等につきましては、詳細な数字になりますので、予算委員会あるいは決算委員会でお答えしてまいりたいというふうに思います。全体といたしまして、被保険者の納税の状況、ケース・バイ・ケースごとにいろいろな方策がございます。例えば短期保険証でありますとか、そういうものを利用しながら、被保険者の状況を十分勘案して対応してまいりたいというふうに考えてございますが、いわゆる収納率の確保ということは非常に重要な問題でもございます。いわゆる悪質な滞納者については、やはり資格証明書等の提起を行いまして実施してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 21番東海林京子議員。

21番（東海林京子君） 済みません、ちょっと簡単なことでお聞きいたします。

第3号議案ですけれども、まちづくり参画事業者審査委員会設置の問題ですが、先ほど来、市長さんからかなり詳しくご説明はあったと思いますけれども、その中で、審査委員のメンバーについて、七、八人ということでもう固定しているような言い方をされているわけですが、一番話しやすい部分というのはその七、八人だというふうには思います。しかし、女性がそこに入るのか、入らないのかということが私は一番気になりました。質問者の中にもそういう声も出ませんでしたし、市長のお答えの中にもそういうことがメンバーの中に入っているかどうかということは示されていないわけです。

やはりまちづくりというのは、特に今回のランドデザインを見せていただいておりますと、やはり買い物を主体的に行われるようなまちづくりのデザインがされたと思うんです。そういう中で、やはり女性が非常に日常的に家庭の買い物なり、洋服から含めて、子供の買い物とかみんな含めて、買い物するのはほとんど女性が私は多いのかなというふうに思います。それから、最近、100円バスの関係もありますけれども、高齢者の方々も大変まちに出てくるようになった。そういう方が利用される。それから、やはり若い方々、海辺であるということで、若い人たちも非常に出てくるまちにしなければならない、まちづくりにしなければならないと

私は思うんです。そういう中で、特に女性の人たちがどういうまちにしたいのかということをやはり委員会の中で私は入れていってほしいなというふうに思うんです。女性の目というのをぜひ重視して考えていただきたいなというふうに思います。特に女性ファンの多い市長さんですから、考えてはいるんだと思いますけれども、その辺についてどうなのか。そして、七、八人というのはもう固定的なのかどうか。何か余りにも七、八人、七、八人というふうに言われると、もう決まっていらっしゃるんですかというふうになってしまうわけですね。そういうふうにも聞きたいわけです。

それで、皆さんは、市民の皆さんは、やはり急いでくれという部分もありますし、もう少しじっくりという部分もあります。しっかり考えて。そうでないと、またマリンゲートの二の舞になると、こういうことで、非常に心配されていると思うんですよ。そういうことで、ぜひひとつお聞かせいただきたいと思います。

その七、八人といいますと、先ほど市長が言われましたように、町内会の方々とか、学識経験者、これはここからはやはり1名ぐらい。それから、商工者の方々、それから地権者、町内会。町内会という、やはり140以上あると思うんですね。その中から大体何人ぐらい出てくるんだろうか。ほとんど町内会というのは、私は全市民と考えてもいいのではないかというふうに思うんですね。それから、やはり議会。議会は23人しかおりませんので、この割合からすると半分というわけにもいかないの、最低1人かなというふうに。そうすると、もう代表みたいなの方々、肩書のついた代表者だけみたいになってしまうんですね。そうすると、いつもやっていることは同じと。これまでも何年もやってきたことと同じというようなやり方に私はまたなってしまうのかなというふうに心配です。やはり市民の本当にいろんな、特に塩竈はいろんなところから転入してきている方がいらっしゃいます。そして、そういう方々が転入してきた以降、退職後はここに住み着いているという人たちもたくさんいらっしゃいますね。塩竈は住みやすいと。夏は涼しいし、冬は。そういうことですので、ぜひ女性の方々とか、どういふことでやはり考えていらっしゃるのか、その辺をひとつお聞かせいただきたいと思います。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 委員の人数については、私、先ほど、七、八名ぐらいをとということで今私としては考えておりますということを申し上げました。やはり、例えば学識経験者ということになりますと、今までこの中心市街地活性化等にかかわってきたの方々の方が、より今までの中身をご理解いただきやすいのかなというふうなことは考えておりますし、それから、議会、

執行部、さらには権利者の方々、町内会の方々ということになってきますと、そういう各代表という形にならざるを得ないのかなということは思っております。

それから、女性委員というご要望でございました。それらについても、今後そういう委員の選考過程の中で検討させていただきたいということで今申し上げさせていただければと思っております。

なお、先ほど来いろいろ出ております市民の方々の要望等も幅広くということについては十分留意をしてみたいということでご答弁させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 東海林議員。

21番（東海林京子君） この間、産業常任委員会で現地を視察されたと。そして、あと、一部議員の人たちも行かれたと。私たちはもちろん産業委員でもありませんでしたし、それについてご案内もいただいているわけですから、行ってみたいなと思ったんですけども、私も遠慮して行かなかったんです。そういうのは、やはり私は、全員、議会全員が現地視察をできるような、そういう体制というものを考えてほしいなと思いました。

議長（香取嗣雄君） 答弁は、今のはちょっとないと思いますよ。今の質問は。（「要望です」の声あり）要望ね。

じゃあ、あとはございませんね。

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号ないし第15号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、議案第1号ないし第15号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

議案第3号について、討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、原案反対者からの発言を許可いたします。18番小野絹子君。

18番（小野絹子君）（登壇） 私は、議案第3号「まちづくり参画事業者審査委員会設置条

例」に、日本共産党を代表して反対の討論を行います。

この審査委員会は、第2条で、「海辺の賑わい地区」まちづくり参画事業者募集に応募された事業提案書を総合的に評価・検討し、最優秀提案事業者を選定し、市長に答申する。附則では、この条例は「海辺の賑わい地区」まちづくり参画事業者の決定の日にはその効力を失うようになっております。つまり今回の審査委員会は、4社の中から1社を選択する、事業者を決定するためにつくられた審査委員会であります。簡単に設置すればよいというものではありません。

産業常任委員会協議会に示された審査フローでは、3月下旬には参画事業予定者を決定し、参画事業者決定覚書となっております。ただいま市長からは、少し長引くかもしれないようなニュアンスのお話であります。いずれにしても短期間の勝負です。市が第1次で選考した大手企業の四つの事業者から短期間に一つの事業者を選定しようとするものです。しかも商店街や市民への周知も合意もないままに進もうとするのですから、まさに市長の政治姿勢が大きく問われるものと思います。

4事業者の提案内容は、大手ディベロッパー、大手総合販売、大手ゼネコン及び中堅ゼネコンと地元企業であり、3事業者がスーパーを核とした物販、飲食を構成、1事業者はテントでの飲食及び販売の内容であります。私ども党議員団は、商店街の皆さんや市民の皆さんにこのことをお知らせし、塩竈民主市政推進連絡会主催でシンポジウムを開きましたところ、いろいろな意見が寄せられました。近郊にスーパーがたくさんできているのに、塩竈市の中心地にも進出するのは、地元商店街が打撃を受ける。水産物など地元資源を生かした開発が必要ではないか。市民は知らされていない。なぜ早急に事業者決定なのか疑問だなどなどの意見が寄せられたのであります。

そもそも貨物ヤード跡地は、市内中心部に残されたまとまりのある土地として平成11年3月に市の活性化の起爆剤になるようにと中心市街地活性化基本計画で「海辺の賑わいゾーン」と位置づけられ、区画整理事業で基盤整備を進め、上物のデザインについてはランドデザイン策定委員会で平成16年1月から9月末までかけて「海辺の賑わい地区」ランドデザインが示されたのであります。ところが、市が突然に公募し、地元が入れない公募基準の問題が出てきました。ランドデザインで示されている基本コンセプトに基づく地元の計画整備など全くしないで市有地の参画事業者の公募を行ったことでもあります。しかも、応募した事業者に、この地権者の地区、駅前商業複合ゾーンあるいは賑わい居住ゾーンまで含むまちづくりコーディネートにも参加させるという重大な問題であります。

こうしたやり方は、グランドデザインの報告書の推進方策とも整合性のないやり方でありま  
す。グランドデザインでは、本グランドデザイン案をもとに地元地権者や参入意向を持つ市民  
団体との調整を行い、その推進母体の設立を目指し、街区ごとの推進方策を検討し、整理する  
ものとするとして述べております。また、事業化推進と計画調整についてもこう述べております。

「海辺の賑わい地区」の開発推進には、区画整理事業の可能性をより広く考え展開することに  
加え、その後の上物整備及び活用先の具体化などとの調整などが必要となる。特に本計画の意  
図やその方向性を的確に理解する専門委員会による計画調整機関などの設置は重要である。こ  
う述べているのです。市は、グランドデザイン策定委員会のこうした指摘を真摯に受けとめよ  
うとせず、地権者の意思よりも地区全体を大手ディベロッパーなどに丸投げする方策をとっ  
ているのです。

現在この地区は市の事業として区画整理事業が行われており、今後7年間で73億円が投入さ  
れることとなりますが、大型店の誘致に市が税金を投入し基盤整備をすることに市民は納得し  
ません。先ほど申し上げましたように、塩竈市は貨物ヤード跡地を中心としたこの地区を「海  
辺の賑わい地区」と認定し整備をしていく計画を持っております。まちづくりの基本コンセプ  
トは、海辺に面した立地で新鮮な海産物など提供できる条件を生かした食による賑わい創出に  
あります。仙台から快速電車で15分、松島湾観光の玄関口として、また、鹽竈神社を初めとす  
る塩竈の魅力を生かした集客施設の整備こそ求められております。スーパーなどの大型商業施  
設が中心の開発では、地元資源を生かした賑わい創出とは言えないのではないのでしょうか。地  
元商店や地元業者の方々は、近隣への容赦のない大型店出店で大変痛めつけられております。  
大型店を規制してほしいという声が切実に上げられております。塩釜商工会議所でも決議を出  
したと聞いております。

大型店は、大規模小売立地法が施行された2000年6月以降、東北6県で届け出件数は265件  
で、総店舗面積1万平方メートル以上は1割にも達し、特に宮城県への進出は63件と最も多い  
と報道されております。さらに、2004年の東北6県の新設届け出件数は最多の71件に対し、食  
品スーパー、ドラッグストア、ホームセンターなど各業態で競り合いが繰り広げられており、  
中でもイオングループは各地で強い出店意欲を示し、台風の目になっていると報じられており  
ます。この近隣でも、昨年12月にはマックスバリュ多賀城の鶴ヶ谷店が出店し、利府の加瀬  
沼地区にはヨークベニマルが出店予定であります。大型店の出店による地元商店のダメージは  
まち壊しにもなりかねません。



市民の税金を投入した土地の開発が、市民、地権者、議会の納得と合意で進められるのは当然の原則であります。市は、1月21日に第1次選考で応募のあった4社を決定し、審査委員会設置の条例が可決されれば、審査委員会で3月下旬には最優秀事業者を決定し、市長に答申し、事業者を最終的に決定するという方向のようではありますが、なぜこの時期そんなに急ぐのでしょうか。我が党は、2月17日に市長あてに貨物ヤード跡地市の開発公社所有地の開発事業を3月末に決定するやり方をやめ、内容を市民に知らせ、市民合意を得ることを求める要望書を提出しました。市が今すべきことは、商店街や市民に広く知らせ、市民合意を得る努力をすべきであり、事業者決定を急ぐ必要は何もありません。したがって、この議案3号の条例に反対の立場を表明し、討論を終わります。以上です。

議長（香取嗣雄君） 次に、原案賛成者からの発言を許可いたします。6番鈴木昭一君。

6番（鈴木昭一君）（登壇） 議案第3号「まちづくり参画事業者審査委員会設置条例」について、賛成会派を代表し賛成討論を行います。

「海辺の賑わい地区」については、地元地権者からの提案があり、それを受ける形で、平成13年2月、土地利用検討委員会を設置し検討がなされ、地区の将来像や土地の利用の方向づけがされている。こうした地元市民と行政が取り組んできた経過は、議会にも報告がされ、その上でこの地区での土地区画整理事業による総合的な整備が中心市街地の活性化にとって緊急かつ不可欠であると議会も確認し、総意をもって事業化を承認し進められてきている。

昨年3月には事業認可も受け、学識経験者、当議会からの議員、地権者や商工会議所等も加わった中で検討されてきたランドデザインの経過なども随時報告を受け、地元と行政が一体となった取り組みを議会でもこれまで確認をしてきている。

衰退している塩竈市の経済情勢を何とか活性化させたい。そして、財政が厳しい状況で多額の投資をする区画整理の事業効果を一日も早く市民に見えるように進めたい。また、中心街の広大な土地開発公社の用地を何とかこの事業によって早く活用していただきたいとの多くの市民の願いと行政の一日も早くとの思いは当然のことであり、議会でも急ぐべきだと要請をしながら事業の後押しもしてきている状況でもあります。

昨年10月にランドデザインがまとまり、その早期実現を民間の協力を得ながら進めることの行政の判断があって、その執行責任を果たす意味で、今回の公募に至っている。我々議会では、この2月1日、さらには14日と産業建設常任委員協議会を開催し、提案内容と今後の進め方、市民や関係団体などへの周知を図る方策などの説明を受け、現場の広大な未利用地の状況

を目の当たりにし、一日も早い活用が必要だと改めて認識をしたところであり、反対会派の議員も参加をし、認識を深めたはずであります。

今回の公募実施に当たっては、12月議会で情報のあり方などを市長も反省答弁し、それを踏まえ、市民への十分な周知期間や機会を設けながら進められてきている。12月号広報誌で周知があって、地元の地権者、商工会議所を初め商業界等への説明も随時してきた。こうした市の取り組み姿勢は十分評価できるものである。

今回の条例案は、提案を総合的に評価するためのものであり、当然設置すべき委員会でもあります。進出が決まったかのような反対意見がございますが、これから審査委員会で地元商業への相乗効果も含めた評価をしていこうとするものである。

また、商圈も消滅した塩竈に事業の提案をいただいたことも大切に扱うべきである。大企業イコール悪ではまちづくりにはならない。それぞれが互いの立場の違いを超えて協力し合ってまちづくりを進める、これが新しい塩竈のまちづくりに欠かせないことではないかと思うのであります。

市民は、一日も早い塩竈の活性化と再生を果たし、活気あふれるまちづくりを望んでいるものとする。そういった中で、この条例案に対し反対することは、大多数の市民が望んでいることに逆行するもので、とても容認できるものではない。こうした意味において市民の負託にこたえるため市長が責任を持って提案したもので、反対すべき理由は一切見当たらない。以上、賛成討論といたします。

議長（香取嗣雄君） 以上で通告による討論は終了いたしました。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第1号及び第2号、第4号ないし第6号、第8号ないし第15号について採決いたします。

議案第1号及び第2号、第4号ないし第6号、第8号ないし第15号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議案第1号及び第2号、第4号ないし第6号、第8号ないし第15号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について採決いたします。

議案第3号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立多数であります。よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号について採決いたします。

議案第7号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議案第7号については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 諮問第1号

議長（香取嗣雄君） 日程第5、諮問第1号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程いただきました議案第1号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

これは、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めることについてでございますが、現委員6名中2名の委員の方が平成17年6月30日をもって任期満了となりますため、その後任の委員を推薦するものでございます。

後任には、塩竈市宮町9番20号、齋藤廣子さん、昭和19年1月15日生まれと、塩竈市長沢町4番1号、佐藤政志氏、昭和10年10月25日生まれの両氏でございます。

お二方とも現在委員としてご活躍をいただいております。今回は引き続き推薦をしようとするものでございます。

経歴につきましては、議案記載のとおりであり、人物識見ともに適任と考えますので、満場のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） お諮りいたします。本件は人事案件でございますので、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本件については、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。

諮問第1号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、諮問第1号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は3時15分といたします。

午後3時00分 休憩

---

午後3時15分 再開

議長（香取嗣雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第6 議案第16号ないし第39号

議長（香取嗣雄君） 日程第6、議案第16号ないし第39号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 平成17年度の当初予算案を初め各議案のご審議をお願いするに当たりまして、市政運営に臨む所信の一端と施策の概要についてご説明を申し上げますので、市民の皆様と議員各位のご理解とご賛同を賜りたいと存じます。

市民の皆様方から本当に温かいご支援をいただき、市政を担うことになりまして2年という折り返しを迎えようとしています。この間、より多くの市民の皆様との対話を大切に、常に市民の目線で考えながら、まちに活力を取り戻し、そこに住んでいる人々に元気あふれる塩竈を目指し、市政運営に臨んでまいりました。

希望ある21世紀の塩竈を市民の皆様とともに切り開き、「日本で一番住みたいまち塩竈」の実現に向けて、一日一生の思いを胸に市政に取り組む所存でございます。

さて、時代は今変革の時を迎えております。我が国は、戦前戦後わずかな間に世界史上でも類のない繁栄をなし遂げ、経済大国の仲間入りを果たしました。しかし、激動の20世紀が終わ

り、新たな世紀が始まりました今、右肩下がりの経済情勢や少子高齢社会の到来といった私たちがいまだかつて経験したことの無い時代に突入をいたしております。高度成長期に培った従来型の行政手法では今後の行政需要にはこたえ切れず、新たな発想による地方の自立改革が不可欠であるというふうに考えております。

また、地方分権を推進する中で、国庫補助負担金の削減や地方交付税の見直し、地方への税源移譲を並行して行う三位一体の改革が紆余曲折を経ながら進められており、地方の自立を促すという当初の目的からは、十分とは言えないものの、地方自治本来の姿に向けた胎動が始まっております。

今後は、それぞれの自治体が互いに協調しながら、特色あるまちづくりを競い合うことで、自治体の個性という輝きを一層磨いていくことが緊要であるというふうに考えております。

本市におきましては、全国的な景気停滞の影響を受け、企業倒産や店舗の閉鎖、雇用不安などからいまだ脱することができず、さらに地方交付税の減額に伴う歳入の大幅な減少などにより、財政運営は依然としてまことに厳しい状況でございます。

しかし、塩竈の先人たちは、かつて激動の時代に、海との深いかかわりの中から、港を開き、鉄道を導き、交易・貿易の拠点を整備し、そして、東洋一の魚市場をつくってまいりました。我々もまた、将来この地域で暮らす子孫たちのために、今何をなすべきかが問われており、新たな取り組みに果敢に挑戦した先人たちの精神を受け継ぎ、市民、議会の皆様方と力を結集し、この変革の時代をともに乗り切ってまいります。

今を生きる市民、そして未来に生きる市民のために、明るく希望に満ちた将来を構築するために必要な施策を選び抜き、限られた資源を集中して投入する「選択と集中」により、市民の皆様方の期待と信頼にこたえ得る市政運営に全力を挙げて取り組んでまいります。

それでは、「元気です塩竈」「大好きです塩竈」「安心です塩竈」をキーワードに、平成17年度の重要施策についてご説明を申し上げます。

まず、かつての塩竈の活力を再生するため、「元気です塩竈」を取り戻してまいります。

1点目は、産業の振興でございます。

水産業、水産加工業は、本市経済の基幹産業として主導的役割を担ってまいりましたが、国際的な漁業環境の変化により、現在では多くの課題に直面をいたしております。また、港湾関連の企業におきましても、船舶の大型化に見られる輸送革新や業界の再編などによりまして極めて厳しい経営となっており、相次ぐ撤退を余儀なくされております。商業においても、景気

低迷や消費者動向の変化により、市内商店街等への来客数が減少いたしております。

このように、本市経済を取り巻く環境が大きく変わろうとしている中で、新たな動きも生まれております。水産加工業では、漁港背後地において地元組合が全国組織の組合と提携し「水産物流センター」の事業化に向けた取り組みが進められており、一方、港湾地区におきましても、次代を担う産業と言われるリサイクル関連企業の進出が具体化しつつあります。さらには、商店街でも、長年の繁栄の中で培われた本市ならではの町並み景観や名所旧跡を活用して、賑わいを取り戻そうとする動きも出てきております。

このような新たな動きを積極的に支援し、元気な塩竈を取り戻すため、産業部に「みなとまちづくり課」を設け、産業支援体制を強化してまいりますとともに、「産業振興室」を置き、新たな産業の立地や既存産業の再生を推進してまいりたいと考えております。

2点目は、中心市街地の活性化でございます。

本市の個性が集積する中心市街地につきましては、海、食、歴史、文化を生かした施策を総合的に展開し、市民、観光客にとって魅力ある交流空間として整備を進めてまいります。

貨物ヤード跡地周辺で展開する「海辺の賑わい地区土地区画整理事業」では、平成16年度に策定いたしましたグランドデザインに基づき、地区全体の土地利用の活性化を図るため、進出事業者の公募を行っております。今後は、権利者や参画する事業者を初め、地元商業界の方々ともどもに、本市の再生に向けた重点事業として取り組んでまいります。

また、北浜沢乙線整備に合わせまして、本塩釜駅からの道路整備や観光客の利便施設として海岸通り地区に公衆トイレと駐車場を一体的に整備を行ってまいります。

さらに、海・みなとの視点から、塩竈の魅力ある資源を生かしたまちづくりを目指す「塩竈ヴェネツィア計画」に沿った市民、地元団体による新たな動きを積極的に支援してまいります。

次に、塩竈がふるさとであることに誇りを持ち続けられる「大好きです塩竈」を目指してまいります。

まず、第1点目といたしまして、学校教育の充実でございます。

21世紀を担う子供たちが生きる力を身につけ、心豊かにたくましく成長していくことができますよう、学校教育の充実に取り組んでまいります。

浦戸地区におきましては、浦戸第二小学校と浦戸中学校を併設校とし、小中学校の垣根を越えて授業を実施するほか、学区外からも児童生徒を受け入れ、地元の児童生徒や島民との交流を進めてまいります。浦戸の恵まれた自然環境の中で、自然を愛し、人を思いやる教育を実践

し、本市の特色ある取り組みを全国に発信してまいります。

小学校1年生の教員補助者につきましては、児童に対するきめ細かい教育のサポート役として大きな成果を上げておりますので、国の制度が終了いたしますが、平成17年度からは引き続き本市の独自事業として各学校に教員補助者1名を配置してまいります。

2点目に、交通体系の整備についてでございますが、平成16年12月に市内を循環する「しおナビ 100円バス」をスタートさせました。利用者数は導入前に比べ50%近くの大幅な増加となっており、多くの皆様からご好評をいただいております。今後は、試行運転の状況を見ながら、高齢者の外出支援、商店街の活性化、環境負荷の軽減や観光客の利用促進も図るなど、利便性向上に十分配慮をしてまいります。

道路網の整備につきましては、下馬春日線の整備が完了しましたが、引き続き主要幹線である越の浦春日線、北浜沢乙線などの整備促進を県事業として働きかけ、交通渋滞の緩和と地域内外の交流に寄与する路線の整備に取り組んでまいります。

最後に、市民の方々が安全で安心して暮らせるまちづくり「安心です塩竈」をより一層推進してまいります。

1点目に、防災対策でございます。

世界的に自然災害が発生している中で、国の地震調査委員会の調査結果によりますと、宮城県沖地震の発生が10年以内に50%という大変高い確率に修正されております。大規模な災害が突然発生したときは、市民の皆様みずからによる安全確保が重要となりますので、自主防災組織づくりを地域の皆様とともに進めてまいります。

また、県の「第三次地震被害想定調査結果」を踏まえて、避難生活に必要な食料などの備蓄倉庫や、消防水利の確保に必要な耐震性の貯水槽を年次計画により前倒しをして整備を行ってまいります。

公共施設の耐震化につきましては、市内の各学校や保育所は、建設後相当の年限が経過しておりますことから、早急な対策を講じてまいります。まず、学校につきましては、平成16年度の第三小学校と玉川小学校の耐震診断調査結果を踏まえ、耐震補強に向けた実施設計と整備手法の検討を行うとともに、第一小学校と第二小学校の耐震診断調査に取り組んでまいります。

また、清水沢・新浜町・東部各保育所の耐震補強工事や南部・香津町各保育所の耐震診断調査を実施してまいります。さらに、災害弱者が集まる市立病院の耐震実施設計や藻塩の里の耐震調査を進めるほか、下水道中央ポンプ場の耐震化工事などを進めてまいります。

また、一般住宅の耐震対策事業といたしましては、耐震診断士の派遣や耐震改修工事、危険なブロック塀等の除却と生け垣等の設置に対する助成を引き続き行いますとともに、平成17年度からは、市民の皆様を対象とした「だれでも出来るわが家の耐震診断」の研修会を開催してまいります。

水害に強いまちづくりといたしましては、時間雨量30ミリの大雨時に対応するため、港町・中の島地区の中央第3貯留管整備を進めるほか、藤倉地区の雨水ポンプ場の整備に向けた取り組みを行ってまいります。さらに、下水道雨水監視システムの更新を行い、市民の皆様には水位情報などを即時に提供してまいります。

2点目に、子育て支援や高齢者福祉、健康づくりなど福祉に関する取り組みについてでございますが、次世代を担う子供たちを健全に育成していくことは、家庭とともに地域や社会全体で取り組むべき最も大切なことであり、必要な施策を展開しながら、未来の豊かなまちづくりに結びつけてまいりたいと考えております。

まず、平成16年度に策定した「のびのび塩竈っ子プラン」に基づき、その基本理念でもある「生命の誕生と子育ての感動を分かちあい、子どもたち一人ひとりが輝くまち しがま」の実現を目指し、子育て支援を重点的に推進してまいります。

計画の初年度となる平成17年度の取り組みといたしましては、新たに地域の中で市民相互の子育て援助活動の促進を図るファミリーサポート事業や看護師等を派遣する病後児保育事業、ひとり親家庭日常生活支援事業を実施してまいります。

さらに、推進体制といたしましては、「子育て総合支援室」を壱番館に設置し、ファミリーサポート事業や地域子育て支援センターと一体化を図りながら、子育ての相談や地域情報の受発信などを行う総合的な子育て支援を展開してまいります。

少子高齢化社会の中、高齢者のだれもが健康で生きがいを持ち、それぞれの個性や能力に応じて活躍できるまちづくりが極めて重要であります。

まず、介護予防事業といたしましては、介護予防講習会や認知症いわゆる痴呆予防である脳いきいき教室や筋力向上を目的とした転倒予防教室などを充実させながら、老人クラブとも連携し、介護予防や食生活改善事業などさまざまな活動に取り組んでまいります。

これまで、桜ヶ丘老人憩いの家で「生きがいデイサービス」を実施してまいりましたが、北浜の老人福祉センター内にも拠点を設け、介護予防事業をより充実させてまいりますほか、市内の社会福祉法人により定員30名のケアハウス建設が現在進められておりますが、高齢者の日



常生活の向上を目指した施設の早期整備に向けて支援を行ってまいります。

各種住民健康診査につきましては、市民の健康の保持及び増進を図るため、乳がん検診事業に診断精度の高いマンモグラフィを導入してまいりますとともに、近年罹患率が高い傾向にある前立腺がんの検診事業を新たに追加し、早期発見・早期治療を推進してまいります。

また、乳幼児の健康づくりといたしましては、2歳6カ月児歯科検診を新たに実施し、歯科検診や食に関する相談等を通して、幼児の生活習慣の見直しと歯科衛生の向上を図ってまいります。

また、集団検診につきましては、市民の皆様へ、より受診しやすい環境を提供し、受診率の向上を目指すため、休日における検診を実施してまいります。

3点目に、環境対策でございます。

市民・企業・行政がそれぞれの立場で、省資源・省エネルギー型の循環型社会づくりに取り組むことが大変重要であります。

まず、市役所が環境に配慮する取り組みといたしましては、平成16年度に「エコオフィスプラン」を策定し、ごみの減量化、リサイクル、省エネなどを進めてまいりました。今後とも、なお一層の推進に努めますとともに、市の取り組みを通じて、市民の皆様や企業へ環境保護の理解を深め、ごみ減量化などの取り組みを働きかけてまいります。

「地域新エネルギービジョン」の重点プロジェクトでありますバイオ・ディーゼル燃料化事業につきましては、先進的な取り組みとして各方面から注目を集めております。水産加工業者から排出される廃食用油を精製したバイオ・ディーゼル燃料の事業化に向けた民間の取り組みを支援し、本市ならではの資源循環型社会づくりを目指してまいります。

また、中倉埋立処分場につきましては、これまでごみの減量化に取り組んでまいりましたが、平成18年度で満杯となりますことから、粗大ごみを破碎する設備を導入するなど延命化策を講じながら、宮城・黒川ブロックによる広域化までの過渡的な措置として、宮城東部衛生処理組合の受け入れ条件整備に努めてまいります。

宮城・黒川ブロックでのごみ処理広域化につきましては、平成16年3月に「宮城・黒川ブロックごみ処理広域化推進協議会」が設立され、より具体的な検討に入っておりますので、関係市町村とともに広域化に向け積極的に取り組んでまいります。

以上、三つのキーワードを掲げ、平成17年度の重要施策についてご説明をいたしました。これらの施策を確実に、効果的に進めるためには、行財政改革をさらに強力に押し進めることが

不可欠であります。

極めて厳しい財政状況や将来の財源確保の見通し、また、議会や塩竈再生委員会からのご意見等を踏まえ、スリムで合理的な行政体制の実現、さらには財政の健全化を目指して、「新行財政改革推進計画」の基本方針を策定し、現在、今後5カ年間に取り組むべき個別行動計画の作成に取り組んでいるところでございます。

特に平成17年度から18年度までの2カ年間で「集中改革期間」に位置づけ、行財政改革を早期に、そして強力で断行してまいります。

それでは、平成17年度における各施策につきまして、長期総合計画の五つの柱に沿って順次ご説明申し上げます。

まず、「ともに支え合う、健やかさと安心に満ちたまち」についてご説明を申し上げます。

多様化する保育ニーズに対応するため、市内の全保育所において延長保育を実施してまいります。また、今年4月に開園する「塩釜ひまわり保育園」の運営を支援して、保育定数を60人拡大し、全体で720人の定員の確保を目指してまいります。また、現在進められている「あゆみ保育園」増改築事業や、一定の基準を満たす市内の事業所内保育施設と認可外保育施設に対して助成を行い、待機児童ゼロに向けた取り組みを進めてまいります。

最近社会問題となっている児童虐待への対応につきましては、未然防止・早期発見・早期対応の強化を図るべく、地域ぐるみによる虐待防止ネットワーク組織の構築に取り組んでまいります。

障害者支援といたしましては、自立と社会参加を促すための移動支援策として、障害者福祉タクシー利用助成事業を行っておりますが、平成17年度からは新たに身体障害者手帳3級呼吸器障害者のうち在宅酸素療法者まで対象を拡大するとともに、自動車燃料費の助成を選択できるようにしてまいります。

平成16年2月に県が打ち出しました「みやぎ知的障害者施設解体宣言」を踏まえ、本市といたしましても知的障害者の方々がこの地域で安心して生活を送ることができる受け皿づくりに努めてまいります。

精神障害者の施策につきましては、相談体制の充実とあわせ、ショートステイ、グループホーム等の居宅生活支援事業を実施してまいりました。昨年12月には、塩釜地区二市三町で初めての民間事業者のグループホームが市内に整備されており、平成17年度においても新たにグループホームの整備が計画されているなど、今後とも精神障害者が地域の中で生活できるよう居

宅生活支援事業を充実してまいります。

国民皆保険制度を支える国民健康保険事業につきましては、収納率の向上に一層努めまるとともに、各種検診助成の充実など被保険者の健康づくり事業、啓発事業を進めながら、安定した事業運営を図ってまいります。

市立病院事業におきましては、医療制度改革や全国的な医師不足の影響を受け、大変厳しい経営環境にさらされており、その健全化のために残された時間は極めて限られているものと認識をいたしております。

このため、平成17年度を含む2カ年で「再生緊急プラン」を断行し、この危機的な経営状況からの脱却を図ってまいります。具体的には、消化器病センターとして機能を特化させるなど周辺の医療期間との機能分担や、他方で人件費の見直しなど大胆な経営改革に取り組んでまいります。

次に、「ともに学びともに歩む、市民が輝くまち」についてご説明申し上げます。

学校教育につきましては、思いやりの心と健康な体、そして豊かな創造力を育むことを目指してまいります。

まず、カメイこどもの夢づくり基金の活用につきましては、創造性豊かな人づくりを目標に、各小中学校に「カメイ文庫」の創設を行うとともに、豊かな心を育むための感動支援プロジェクト事業を実施してまいります。

また、児童生徒の健やかな成長を担う学校給食につきましては、安全と衛生管理の一層の向上を図るため、小中学校の食器の更新を行ってまいります。

青少年相談センターでは、多感な青少年期の複雑な悩みに関する相談の場として青少年カウンセラーによる相談業務を引き続き実施してまいります。また、子育てやしつけなどに関しましては、家庭での意識啓発を進めるため、各種子育て講座や講演会を各学校・市民団体と連携しながら開催をしてまいります。

生涯学習につきましては、地域独自の自然や風土、伝統、歴史そして文化に根差した地域づくりを推進してまいります。その一環として「塩竈学」を積極的に進めてまいります。平成17年度におきましても、「塩竈学問所」や「塩竈学シンポジウム」を継続して開催するとともに、大人だけでなく、子供たちを対象とした体験学習を実施し、本市の未来を担う子供たちの郷土愛を育ててまいります。また、市民団体が企画する塩竈学関連の事業に対しましては、積極的な支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

ふれあいエスプ塩竈につきましては、児童福祉並びに生涯学習の場として、あらゆる世代の要望にこたえられるよう、ボランティアの参画をいただきながら、多様な学習機会を提供してまいります。公民館では、各種教室の見直しを図り、市民のニーズに対応した新しい魅力のある講座の開設に取り組んでまいります。

遊ホールや市民図書館につきましては、それぞれの施設の個性を生かしながら、市民交流の場として利用しやすい環境づくりに努めてまいります。

生涯スポーツの推進につきましては、塩竈市スポーツ振興計画「あおぞらスポーツプラン」を基本に、市民の皆様が老若男女を問わず、安全に安心してスポーツに親しんでいただける環境づくりを進めてまいりますとともに、新たな試みとして体育館とプールの連携を深めながら、日常生活の中に軽スポーツを取り込んだ生活習慣病の予防や改善に向けた教室の開催等に取り組んでまいります。

国際交流の推進につきましては、国際交流員の自由な発想をもとに、数多くの各種講座やイベントを実施してまいります。また、小中学校には外国語指導助手を引き続き配置し、外国語学習を通じて国際感覚に優れた児童生徒を育成してまいります。

男女共同参画社会の実現に向けましては、互いに人権を尊重し合い、それぞれの個性と能力を発揮できることが重要であるというふうに考えております。

昨年から、市政に女性の意見を反映するため、審議会等への女性委員の登用を進めておりますが、平成17年度には、女性団体のネットワーク化など連携を強化しながら、市民と協働で、家庭や職場、学校そして地域とあらゆる分野における意識啓発等の取り組みを進めてまいります。

さらに、「しおがま男女平等・共同参画基本計画」が平成18年度に中間年を迎えますので、男女共同参画社会づくりを確固たるものにするため、条例の制定について検討を進めてまいります。

次に、「海と緑とともに暮らす、環境にやさしいまち」についてご説明を申し上げます。

市民の皆様にご潤いの空間を提供するため整備を進めてまいりました伊保石公園につきましては、平成16年度に第1工区が完成し、多くの皆様にご利用いただいております。また、市内の各公園につきましては、設備の補修などリニューアルを積極的に進めるなど、自然と触れ合う身近な空間として環境整備に取り組んでまいります。

自然・都市景観の保全につきましては、特別名勝「松島」を次世代に残すため、松くい虫の

駆除や伐採後の植樹等を実施し、海と緑が織りなす本市ならではの景観保持に努めてまいります。

水道事業につきましては、災害に強い水道施設の構築を図るため、第5次配水管整備事業として平成17年度から藤倉PC配水池の建てかえを行うほか、新たに国庫補助制度を活用した老朽管更新事業などを実施するとともに、災害時の初動体制の整備など危機管理にも取り組みながら、安定給水の確保を図ってまいります。また、水需要の低迷による料金収入の減少や仙南・仙塩広域水道受水料金の改定が予定されておりますので、より一層の事務事業の見直し、業務の効率化など経営基盤の強化に取り組んでまいります。利用者のサービス向上を図るため、アンケート調査の実施やコンビニエンスストアを利用した料金納入につきましても取り組んでまいりたいと考えております。

下水道事業につきましては、平成15年度の市内の下水道人口普及率が97.5%、水洗化普及率は92.8%となっております。整備済区域内でまだ公共下水道に未接続の方々に対し、下水道の果たす役割と公共水域の環境保全の理解に努め、早急に接続いただくよう働きかけを行ってまいります。また、昨年設置した下水道事業経営懇談会の意見を参考にしながら、経営健全化に向けた取り組みを行ってまいります。

梅の宮住宅建設事業につきましては、平成16年度に第1期工事36戸が完成し、平成17年度からは第2期工事12戸の整備や集会所など附帯施設の建設に着手し、良好な生活空間の提供を目指してまいります。

また、本市建設行政の総合的な指針となる建設行政推進計画の策定作業を現在進めておりますが、限られた財源を有効に活用するため、環境や福祉の面にも配慮しながら、本市の特性に沿った都市基盤の整備に取り組んでまいります。

浦戸地区の住民の足となる市営汽船につきましては、生活航路として将来にわたり安定的かつ安全な事業運営を継続することを基本としながら、経営健全化策を推進してまいります。経営改善策の一環として、運航人員体制の見直しなど業務の効率化に努めてまいりましたが、平成17年度においては、島内における懇談会でのご意見等を参考にしながら、健全化に向けた取り組みをさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、「塩竈の特性と地域資源を生かした、活気あるまち」についてご説明を申し上げます。

県においては、「仙台塩釜港港湾計画」の改訂が予定されていることから、航路のしゅんせつや老朽化した施設の更新等、港湾機能の確保に必要な施設整備を要望し、特定重要港湾とし

での塩釜港区の機能強化と活性化を進めてまいります。

港奥部の再開発につきましては、県では北浜地区の個々の地権者や造船所と交渉を進めておりますが、買収等が終了した箇所から順次緑地護岸の工事に着手し、事業の早期実現を図るよう県に引き続き要請を行ってまいります。

マリゲート塩釜につきましては、管理運営委託先が民間企業としての特性を生かし、施設の適切な管理が図られるよう指導してまいります。また、テナントの誘致や、各種イベントの開催などについて積極的に協力し、都市と港とを結ぶウォーターフロントとして、魅力にあふれた空間の提供に取り組んでまいりたいと思っております。

水産業の活性化につきましては、漁港背後地において地元組合による「水産物流センター」の建設計画が進められており、地域の水産加工業における原料の安定供給や新製品開発を促進するための重要な拠点となりますことから、業界とともに事業の早期実現に向けて努力を重ねてまいります。

魚市場の水揚げは、前年と比較し水揚げ量・金額ともに増加しておりますが、さらなる水揚げ増を図るため、市場使用料の見直しを行ってまいりました。また、本市魚市場に対する安全・安心の信頼を高めるため、マグロのブランド化でありますとか、魚市場での衛生管理の向上にも取り組んでまいります。

浅海漁業につきましては、本市の魅力さをさらに高めるため、ノリ、カキ、アサリ、ワカメなど本市海産物のイメージアップに努めてまいります。さらに、生産者の顔が見えるホームページの整備や各漁業協同組合の組織基盤強化を目指した合併を支援してまいります。

商工業の活性化につきましては、これまで構築を進めてまいりました市内企業情報のデータベースを活用し、登録業者に対し業種業態に合わせた情報提供を行いますとともに、企業情報の受発信により、産・学・官交流や新たな商取引を促進するよう取り組んでまいりたいと考えております。

中小企業融資施策につきましては、企業の経営安定化に資するため、利用しやすい本市融資制度を継続する一方、円滑な資金供給を金融機関に働きかけてまいります。

商業活性化策といたしましては、商人塾を継続実施し、繁盛店のモデルケースを創出することにより、他の商店にも波及することを目指してまいります。また、年末年始に旧今野屋跡地を中心に本町地区で新たなイベントが開催され、多くのお客様で賑わいましたが、このような地元の取り組みに対し積極的に支援を行ってまいります。

観光振興につきましては、陸奥国一之宮鹽竈神社や日本三大船祭の一つである塩竈みなと祭、そして食材として人気の高いマグロなど、全国的にも注目されるような素材を生かし、本市を中心とした観光ルートの定着に努めてまいります。また、観光物産協会と連携を図りながら、みやぎ寿司海道などのイベントに積極的に参画を行ってまいります。

今年から仙台を拠点としたプロ野球チームが発足いたしておりますが、本市といたしましても、これをビジネスチャンスととらえ、球場に訪れる観客を初め多くの方々に本市の観光や特産品をPRしてまいりたいと考えております。

海のレジャーとして、プレジャーボートによる釣りや遊覧が注目を集めておりますが、これらを活用した観光客の誘導につきましても、県あるいはNPOとともに検討を行ってまいります。

市営駐車場につきましては、営業時間の延長や土日祝日におけるいわゆるホリデーサービスなど、利用客の利便向上に努めたところであります。今後、商店街の振興のための活用はもとより、近隣にお住まいの方々などによる利用拡大に向けても取り組んでまいりたいと考えております。

浦戸諸島は、本土にはない豊かな食、マリンスポーツなどの観光資源に恵まれた、いわば本市の宝島であります。宿泊研修施設を備えた野々島のブルーセンターを拠点に、民宿とも協力し、ホームページを活用しながら島のPRに取り組んでまいります。また、島民の皆様がみずから取り組む活性化事業に対し、積極的な協力や支援を行うとともに、保育所や小学校などの遊休施設を生かしながら、いやしの空間としての魅力創出を図ってまいります。

さらに、生活環境の改善を図るため、地域住民からの要望がありました野々島地区の污水处理につきましても、早期の事業化を進めてまいりたいと考えております。

最後に、「市民と行政の協働で創るまち」づくりについてご説明を申し上げます。

市民主体のまちづくりへの取り組みにつきましては、これまで市民活動の意識啓発のための各種講座を開催してまいりましたが、受講者の中から新たな動きも出てきております。今後も要望の高い講座の開催や関係団体のネットワークを進め、市民活動の機運をさらに高めるなど、市民の皆様と協働によりさまざまなまちづくり活動に取り組んでまいります。

また、市民活動の拠点となる市民活動支援センター、仮称ではありますが、につきましては、既存施設の活用を図りながら、開設の準備を進めてまいります。

市民と行政の協働によるまちづくりを進めるためには、本市の情報や課題を積極的に発信し、

市民と共有することが重要であります。よりわかりやすい広報や情報公開制度を積極的に推進するとともに、各種施策や事業の企画段階から広く市民の声を市政に反映できる新たな制度を構築してまいります。

市民サービスの充実につきましては、平成17年4月に総合窓口への取り組みとして壱番館にある健康福祉部の窓口事務の一部を本庁舎に移管し、窓口の集約いわゆるワンフロアサービスを行うとともに、本庁・壱番館に専用のファクシミリを設置し、福祉関係の事務に必要な証明書をその場で交付できるよう整備をいたします。さらに、平成18年度に向けて、住民票や戸籍、印鑑などの証明書を交付する自動交付機の導入を進めてまいります。

職員の資質の向上に向けた地方分権時代に対応した職員の意識改革や政策立案能力の向上を図り、職員研修など人材の育成に取り組んでまいります。また、若手職員を中心に、平成15年度から企画員制度がスタートいたしておりますが、これまで職員資質向上のプログラムや本市の観光物産をPRする企画が既の実現をいたしております。今後も行財政改革やまちの活性化に向けた新たな事業の展開を進めてまいりたいと考えております。

本市のまちづくりの指針である「塩竈市長期総合計画」につきましては、平成13年度から22年度までの計画年度といたしておりますが、中間年度として総括を行ってまいります。これまで実施した施策や事務事業について、行政評価の手法を活用しながら、達成の度合いや成果を検証し、今後の市政運営につなげてまいります。

広域行政につきましては、塩釜地区広域行政連絡協議会を中心に、周辺市町との協力を深めながら、それぞれ個性ある圏域づくりを進めるとともに、地方分権の時代にふさわしい広域的な連携に取り組んでまいります。

また、宮城・黒川地区の9市町村で構成する「未来都市づくり研究会」においては、市町村合併を中長期的に見据えながら、広域行政の推進と充実を促進するという方向性が打ち出されており、二市三町や9市町村の枠組み等による広域行政についても議論を深めてまいります。

公の施設の管理運営につきましては、市民ニーズが多様化しており、より効果的、効率的に対応するためには、民間事業者のノウハウを活用することが有効と考えております。市民サービスの向上や運営コストの縮減が図られる施設につきましては、指定管理者制度の導入を積極的に進めてまいります。

行財政運営につきましては、今後とも市税収入の伸びがなかなか見込めないことに加え、国の地方交付税削減の動きを勘案いたしますと、財源確保の見通しは極めて厳しく、この状況を



乗り切るためには、新たな財政健全化の取り組みが喫緊の課題となっております。

「新行財政改革推進計画」では、財政運営の指針となる財政健全化フレームを策定し、5カ年間の収支不足の解消を目指しておりますが、平成17年度予算を見ましても、基金の取り崩しや財産売り払いによる約7億7,000万円もの予算措置を行い、辛うじて収支の均衡を図っているというのが現状でございます。

5カ年の収支不足額は、現時点では50億円を上回っており、一方、財政調整のための基金も底をつき、今後基金の取り崩しによる財源補てんが見込めないなど、財政健全化の道のりは非常に困難を極めております。

現在、大変厳しい平成17年度予算編成を踏まえ、改めて個別行動計画の見直し作業に着手をいたしておりますが、相当な痛みを伴う内容にならざるを得ないものと考えております。昇給停止年齢の設定でありますとか、特殊勤務手当の見直し、さらには5カ年間で職員数100人削減、企業・特別会計の経営健全化、受益者負担の適正化など、数値目標を設定した「新行財政改革推進計画」を早急に策定し、5カ年間の道筋を明確にしながら、行財政改革に向けて総力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

終わりにになりましたが、この厳しい状況の中にありまして、まちの再生に向けた新たな動きが芽生えつつございます。年末年始における大漁旗を掲げた参拝者のおもてなし、町内会による自主防災組織づくりや地域ボランティアを中心とした子育て支援への取り組み、地元水産業界による外食産業への首都圏進出、さらには浦戸中学校の生徒によって演じられました「運命の錨」が市民の皆様には大きな感動を与えるなど、この塩竈に今新しい風が吹き始めております。

中国の書に「一陽来復」という言葉がございます。逆境の後に、必ず、必ず明るさが戻ってくるというものであります。

本市の財政はまさに正念場を迎えております。非常に苦しく厳しいこの逆境を、市民の皆様とともに乗り越え、新しい息吹を大切にしながら、明るく元気な塩竈を一日も早く取り戻してまいり決意でございます。そして、未来の子供たちに誇れる「日本で一番住みたいまち塩竈」の実現を目指してまいります。

市民の皆様並びに議員各位にさらなるご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。施政方針の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

議長（香取嗣雄君） 加藤助役。

助役（加藤慶教君） 次に、平成17年度予算案の概要につきましてご説明申し上げます。

我が国では、多額の歳入不足を生じる財政構造が続いており、平成17年度予算におきましても、公債依存度は41.8%と極めて高い水準になっております。

一方、地方財政におきましては、国庫補助負担金と地方税、そして地方交付税を一体的に見直す三位一体の改革が進められる中で、地方交付税等が大幅に削減されております。平成17年度の地方財政計画では、一般財源の総額は前年度とほぼ同額がかるうじて確保されたものの、国の財政危機を背景にした地方交付税等の削減傾向は今後も続くものと考えざるを得ず、予断を許さない状況にあります。

本市におきましては、歳入の根幹をなす市税が減少を続けており、歳出面では、少子高齢社会が着実に進行するなど、福祉関係費が大きく増加しております。加えて、平成16年度から地方交付税の代替措置としての臨時財政対策債が大幅に削減されるなど、極めて困難な財政運営を強いられております。

平成17年度は、このように大変厳しい状況下での予算編成となりましたが、行政コストのさらなる縮減を図り、限られた財源の重点的、効率的配分に努めました。

経常的な経費につきましては、使用可能な財源額を各部に割り当てる一般財源枠配分方式を昨年度に引き続き導入し、経費のみなおし努めるとともに、政策的経費につきましては、選択と集中により緊急性や優先度の高い施策への重点配分を行っております。また、建設事業費につきましては、徹底した事業の厳選に努め、市債借入額を圧縮して、将来の公債費の抑制を図っております。

しかしながら、扶助費や介護保険事業特別会計等への繰出金が増加する一方、市税につきましては、地価の下落などを背景とした減少傾向が続いていることから、前年度からさらに0.4%の減少を見込まざるを得ない事態に至っております。

このようなことから、基金繰入金等により何とか財源不足の補てんを図り予算を編成いたしました。これらの財源調整のための基金も底をついており、財政の収支改善が急務となっております。

これらの状況を打開し、収支の均衡を早期に取り戻すべく、財政健全化に向けた「新行財政改革推進計画」を全力で確実に実施してまいり所存であります。

各会計の予算額であります。一般会計予算は180億8,920万円となり、前年度と比較し26億9,080万円、12.9%の減となっております。また、前年度予算額から減税補てん借換債を除いた実質的な予算額との比較では15億7,320万円、8.0%減の超緊縮型予算となっております。

特別会計及び企業会計についてであります。10の特別会計の予算総額は201億3,458万1,000円となり、前年度と比較し0.6%の増となっております。

また、二つの企業会計の予算総額は57億3,948万1,000円であり、前年度と比較し4.9%の減となっております。

平成17年度に行う主要な事業につきましては、別表記載のとおりであります。以下、その主なるものをご説明申し上げます。

まず、「ともに支えあう、健やかさと安心に満ちたまち」づくりといたしましては、

公共下水道築造費「雨水事業」といたしまして	9億5,000万円
地域防災計画見直し及びハザードマップ作成事業といたしまして	242万8,000円
自主防災組織育成補助事業として	140万1,000円
防災施設等整備及び防災備蓄事業として	3,567万6,000円
小学校耐震診断調査委託及び耐震補強事業として	2,900万円
保育所耐震診断調査委託及び耐震補強事業として	1,945万5,000円
藻塩の里耐震診断調査委託事業として	22万1,000円
木造住宅耐震診断及び耐震改修工事助成事業として	620万円
スクールゾーン内危険ブロック塀等除却事業として	134万円
ファミリーサポートセンター運営事業として	658万5,000円
病後児保育及びひとり親家庭日常生活支援事業として	582万8,000円
延長保育促進事業として	5,936万4,000円
事業所内及び認可外保育施設助成事業として	105万3,000円
介護老人福祉施設整備資金貸付事業として	5,000万円
重度障害者移送費等助成事業として	1,921万4,000円
前立腺がん検診及び乳がん検診マンモグラフィ導入事業として	1,294万9,000円
2歳6カ月児歯科検診事業として	73万9,000円
病棟耐震化対策事業として	450万円

次に、「ともに学びともに歩む、市民が輝くまち」づくりといたしましては、

小中学校総合的学習推進事業として	300万円
小中学校情報教育施設整備事業として	5,195万1,000円
小中学校「カメイ文庫」整備並びに感動支援事業として	800万円

低学年学習・適応支援事業として	500万円
小中学校給食用食器更新事業として	450万円
「塩竈学」まちづくり学習事業として	60万 8,000円
男女共同参画推進事業として	83万 2,000円
国際交流員及び外国語指導助手招致事業として	1,670万 7,000円

次に、「海と緑とともに暮らす、環境にやさしいまち」づくりといたしましては、

松くい虫対策事業として	1,998万 2,000円
第5次配水管整備及び老朽管更新事業として	3億円
公共下水道築造費「汚水事業」として	6億 5,000万円
清掃工場整備事業として	8,703万 2,000円
中倉埋立処分場整備事業として	6,480万円
都市計画関連基本調査事業として	4,918万円
市営住宅整備事業（梅の宮住宅）として	6,160万円
地方道改良事業 越の浦春日線として	8,031万 2,000円
まちづくり交付金事業として	2,000万円
市道整備事業として	2,500万円

次に、「塩竈の特性と地域資源を生かした、活気あるまち」づくりといたしましては、

北浜沢乙線景観整備事業といたしまして	291万 3,000円
「海辺の賑わいゾーン」都市基盤整備事業として	5億 1,300万円
水産加工業活性化支援事業として	285万円
塩竈市浅海漁業振興支援事業として	300万円
中心市街地商業活性化事業として	116万円
中小企業振興資金等預託事業として	2億 9,000万円
中小企業振興資金等信用保証料補給事業として	2,000万円
労働福祉対策融資事業として	4,500万円

次に、「市民と行政が協働で創るまち」づくりといたしましては、

(仮称)市民活動支援センター運営事業として	250万円
証明書総合交付システム導入事業として	535万 7,000円
住民基本台帳ネットワーク整備事業として	409万 3,000円

戸籍事務電算処理システム化事業として

1,725万 5,000円

などを計上いたしております。

以上をもちまして予算案の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） これより総括質疑を行います。20番伊勢由典君。

20番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して、議案第27号平成17年度塩竈市一般会計並びに特別会計について総括質疑を行います。

平成17年度当初予算案は、180億 8,920万円として提案されております。平成16年度と比べると、26億 9,080万円も圧縮し、前年比13%減の超緊縮型の予算編成と2月19日付の河北新報で報じられました。2年続きの超緊縮予算であります。

政府は、三位一体改革、国庫補助負担金の廃止並びに縮減、税源の移譲を含む税源配分の移譲、そして地方交付税の見直しを進めており、2004年度から2006年度までに国庫補助負担金の廃止、縮減、縮小で4兆円、これに見合う税源移譲で3兆円規模であり、1兆円のギャップが生じております。

平成17年度での三位一体改革関連の3法案が2月22日衆議院本会議で行われ、義務教育の国庫負担金など、こうした三位一体改革での3法案が提案され、審議に入っております。

2005年度の政府予算では、三位一体改革での国庫補助負担金は1兆 7,700億円が提案されております。一方税源移譲として1兆 1,160億円の所得譲与税など上乘せをしております。このギャップとして6,540億円のギャップとなっております。

塩竈市平成17年度国庫支出金17億 380万円の中で、政府が進めている三位一体改革の国庫の支出金の廃止並びに縮減した予算で本市に及ぼす影響額はどれぐらいなのかお伺いをいたします。

第2に、塩竈市平成17年度当初予算で、180億 8,900万円として組んだ予算の中で、河北新報、これも先ほど言った2月19日付で、歳出10%削減と報じられました。市民サービスにとって重大な影響が出ると考えるものであります。前年度は5%削減を報じておりますが、今回の10%削減は、歳出予算で言えばどこを削ることになったのかお聞きをいたします。

第3は、土木費は、前年42億 795万円が29億 4,207万円で、前年比で比べますと13億 2,888万円、約7割カットとなっております。この29億 4,207万円のこうした予算になった主な理由についてお聞きをいたします。

第4点は、先ほど議案第3号「まちづくり参画事業者審査委員会設置に係る条例」が即決され、賛成多数で可決となりました。大手企業4社のこうした事業決定は、先ほどの質疑の中でも、3月末を目途に決定する方向になるやに考えます。今回の土地区画整理事業予算は5億1,480万円、前年度費3億8,280万円増で予算が組まれております。一方で、一般会計が大幅に圧縮され、一方、大手企業などの公募と決定、それをメインにした「海辺の賑わい地区」、こうした区画整理事業の手法が佐藤市長のよく言っている集中と選択の手法なのか、端的にお伺いをいたします。

第5は、平成17年度塩竈市立病院事業会計予算、議案第38号であります。提案されております。

事業収入は25億1,310万円、支出は29億4,810万円で、単純な差し引きで4億3,500万円もの穴があく予算として提案されております。河北新報に、これも最近の河北新報に、塩竈市立病院消化器専門病院を充実、実働病床2割縮小と報じられました。市立病院は救急告知病院であります。病床が2割縮小の中で、市立病院の救急告知病院としての役割、また、二市三町の二次医療圏の救急医療輪番制などがどうなるのか、市の考えをお聞きをいたします。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 伊勢議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、第1点目の三位一体の改革による平成17年度予算への影響はどのようになるのかというご質問でございました。

ちょっと16年度の経過をご説明しないとなかなか話がつながらないので、まず16年度の状態をご説明させていただきますが、16年度におきましては、公立保育所運営費補助金でありますとか、介護保険事業費交付金など約1億2,300万円、また、平成17年度におきましては、新たに老人保護措置費国庫負担金など6,000万円程度が国庫補助負担金廃止の対象となっております。この他、県を通じて交付されます国庫支出金削減による影響等も加えますと、17年度における三位一体改革に伴います国庫補助負担金等の削減額は、おおよそ1億9,500万円ほどになるものと見込んでおります。これらの削減額に対応しまして所得譲与税が交付されますが、17年度の交付額は2億1,600万円と見込んでおりますので、削減額は基本的には所得譲与税で補てんされているものと考えております。

2点目の経常経費を10%削減した影響ということでございました。

大変厳しい財政編成となりましたので、17年度の予算編成は、歳出全般にわたる見直しを行

いながら、市民の皆様の行政に対する期待にこたえるべく、限られた財源の重点配分、いわゆるなお一層の選択と集中に努めさせていただいたところであります。

経常的な経費については、前年度比でマイナス10%の枠配分を行いまして、経費の節減に努めておるところであります。

また、普通建設事業につきましては、徹底した事業の厳選を行わせていただいております。

繰出金につきましても、資本費平準化債の活用などによりまして極力抑制を図っております。

この結果、予算規模は、先ほど申し上げましたように前年度の実質的な予算規模と比較いたしますとマイナス8%という超緊縮型の予算編成となっております。

こういった中ではあります、選択と集中になお一層努めることによりまして、時代環境の中で多様化する一途をたどっております市民の方々の行政需要にできる限りこたえてまいりたいというふうに考えておるところであります。

それから、土木費につきましては、事業が完了した等の出入りがあると思しますので、後ほど担当部長より回答させていただきます。

土地区画整理につきましては、これが選択と集中かということでしたが、議会の場等でも再三お答えいたしましたように、10年後の完成期間を待つという状況に今の本市の置かれた環境はないというようなことで、おおよそ3分割をしながら、それぞれの工区が完成時点から順次効果を発揮できるようなことで努めてまいりたいというふうにご説明をさせていただきました。これが土地区画整理事業に対する私の選択と集中というふうに考えているところであります。

それから、市立病院についてであります、救急告知病院、たしか二市三町の医療圏の中で6カ所あったかと思いますが、それぞれが連携を図りながら、市民の方々の夜間の救急医療等に当たらせていただいております。今後とも、事業費の削減の中ではあります、そういった夜間の救急医療等については遺漏のないように努力を重ねてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 20番議員にお答えいたします。

普通建設事業費の抑制でございますが、これは、一つには、将来の公債費償還の増を抑制するというのが大きな目的でございます。そういう意味におきまして、建設事業のいわゆる厳選に努めたということで、前年度費で10億 5,400万円の抑制をさせていただきました。

主な建設事業につきましては、越の浦春日線の整備費、清掃工場改良事業費、それから市営梅の宮住宅の建設事業、それから防災施設の整備事業ということでございます。その結果、前年度比で71.5%の減というふうなことでなっています。以上です。

議長（香取嗣雄君） 20番伊勢議員。

20番（伊勢由典君） 最初の三位一体改革の流れでは、予算委員会で詳しく議論するにしても、私が調べた中では、17年度のそれぞれの国庫支出金の影響は、言ってみれば本当に、一つの例を言えば、特別老人ホームの負担金が削られるとか、公営住宅の家賃の補助が削られるとか、言ってみれば本当に福祉関連の予算の見直しと、そして縮小、あるいは廃止になっております。こうした点で、改めて市民生活に及ぼす影響だということをもまず指摘をしておきたいと。そして、そういう内容での今回の国の方の、県国の支出金の影響が及んでいるんだというのは、これは予算委員会の中でも議論を深めていくべき課題だろうというふうに思います。

さて、歳出10%、経常経費で10%の削減ということではありますが、そうしますと、新規事業について、こうした経常経費の見直し10%を図りながら新規事業に図ったのかどうか、そういう予算措置としてそれはとらえていいのかどうか、その点をまず第1点確認をしたいと思いません。

それから、確認の中で、先ほど、市立病院の関係で、夜間の関係をやっているということのようなんだけれども、現在、夜間救急医療について市立病院が、救急告知病院としては指定されているんだけれども、夜間の医療関係、救急医療で必ずしもそうなり切れないというふうに私たちは聞いております。今回のいわば大幅な市立病院の事業の見直しの中で、果たして市民のこうした救急医療について、果たしてこれで対応できるのかどうか。ああいう病床の削減などが出てきたり、人的な配置が減ったり、もちろんお医者さんの問題はありますね。こういった問題も含めるならば、改めてそこら辺の正確な対応方について、今現在どうなっているのか、そして、これはどうしようとしているのか、改めて確認をしておきたいというふうに思います。

区画整理事業については、先ほど選択と集中という一つの私の考えだということでお述べになっておりますから、これは、予算委員会の中で、今年度の予算も出ておりますので、それについてはさらに掘り下げていきたいというふうに思いますので、その点についてご回答よろしくお願ひしたいと思います。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 10%削減につきましては、後ほど担当部長から再度説明をさせます。



それから、救急医療につきましては、実は一般質問でも既に通告がされておりまして、その中で後ほど詳しくご説明させていただきたいと思いますので、今回は総括でございますので、ご容赦をいただきたいと思います。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 経常経費の10%削減によりまして一般財源 1 億 3,000万円を生み出しました。これをすべて政策的経費の財源として捻出させていただきまして、その結果、新規事業として、いわゆる福祉予算、それから防災対策、そして教育現場の整備というようなものに充てさせていただきました。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明26日から27日を休会とし、28日定刻再開いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明26日から27日を休会とし、28日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 4 時 3 1 分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成17年2月25日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会議員 中 川 邦 彦

塩竈市議会議員 小 野 絹 子

平成17年 2月28日（月曜日）

塩竈市議会 2月定例会会議録

（第2日目）第2号

議事日程 第2号

平成17年2月28日(月曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第16号ないし第39号(施政方針に対する質問)

---

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

---

出席議員(22名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
4番	伊藤栄一君	5番	志子田吉晃君
6番	鈴木昭一君	7番	今野恭一君
8番	嶺岸淳一君	9番	浅野敏江君
10番	吉田住男君	11番	佐藤貞夫君
12番	木村吉雄君	13番	鹿野司君
14番	志賀直哉君	15番	香取嗣雄君
16番	曾我ミヨ君	17番	中川邦彦君
18番	小野絹子君	19番	吉川弘君
20番	伊勢由典君	21番	東海林京子君
22番	福島紀勝君	23番	伊藤博章君

---

欠席議員(1名)

3番 武田悦一君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	山本進君
市民生活部長	棟形均君	健康福祉部長	佐々木和夫君
産業部長	三浦一泰君	建設部長	早坂良一君

總務部次長兼 兼總務課長	阿部守雄君	總務部次長兼行財 政改革推進專門監	佐藤雄一君
市民生活部次長 兼環境課長	綿晋君	健康福祉部次長兼 社会福祉事務所長	大浦満君
建設部次長 兼建築課長	佐々木栄一君	危機管理監	芳賀輝秀君
總務部政策課長	渡辺常幸君	總務部財政課長	菅原靖彦君
市民生活部 市民課長	澤田克巳君	産業部水産課長	福田文弘君
建設部 都市計画課長	橋元邦雄君	總務部 總務課長補佐 兼總務係長	佐藤信彦君
市立病院長	長嶋英幸君	市立病院事務部長	小山田幸雄君
市立病院事務部 次長兼業務課長	伊藤喜昭君	水道部長	内形繁夫君
水道部總務課長 兼経営企画室長	郷古正夫君	教育委員会教育長	小倉和憲君
教育委員会 教育次長兼 總務課長	伊賀光男君	教育委員会 教育次長兼 生涯学習センター館長	渡辺誠一郎君
教育委員会 学校教育課長	歌野正一君	選挙管理委員会 事務局長	丹野文雄君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	橘内行雄君

---

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間明君	事務局次長	遠藤和男君
議事調査係長	安藤英治君	議事調査係主査	戸枝幹雄君

---

午後 1 時 開議

議長（香取嗣雄君） ただいまから 2 月定例会第 2 日目の会議を開きます。

本日欠席の通告のありましたのは、3 番武田悦一君の 1 名であります。

また、13 番鹿野 司君、21 番東海林京子君より遅参する旨の通告がありましたので、ご報告をいたします。

本議場への出席者は、第 1 日目の会議と同様であります。

本日の議事日程は、日程第 2 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いをいたします。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（香取嗣雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、19 番吉川 弘君、20 番伊勢由典君を指名いたします。

---

#### 日程第 2 議案第 16 号ないし第 39 号

議長（香取嗣雄君） 日程第 2、議案第 16 号ないし第 39 号を一括議題といたします。

これより市長の施政方針に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。2 番田中徳寿君。（拍手）

2 番（田中徳寿君）（登壇） ニュー市民クラブの田中徳寿でございます。

本日 2 月定例会において質問の場を与えてくださった先輩、同僚議員の皆様に厚く御礼申し上げます。

さて、私は一般質問の機会があるたびに財政問題を取り上げておりますが、今回も財政問題より質問させていただきたいと思っております。

市長は施政方針の終わりに中国の言葉で「一陽来復」という言葉を述べておりますが、それは逆境の後に必ず明るさが戻ってくるというものと言われておりますが、塩竈市の財政は一朝一夕の手法で、また平成 17 年度で、本年度から明るさが見出せるものであるとは到底考えられません。平成 17 年度からの本当の危機の始まりが到来してきたと思えるのであります。市長はどのように認識しておられるか、お伺いいたします。

次に、平成 17 年度の当初予算案の一般会計は 180 億 8,900 万円余で、前年度比でマイナス

12.9%で、金額で26億 9,000万円余の削減を行いました。これは、市長が常々公約としている、予算の1割削減、20億円の縮減を達成したことに対して、私は佐藤市長に敬意を表したいと思います。

そこで、大変厳しい平成17年度予算編成を踏まえ、改めて個別行動計画の見直し作業を着手しておりますが、相当な痛みを伴う内容と考え、昇給停止年齢の設定、特殊勤務手当の見直しと述べておりますが、具体的にはいつから、どのぐらいの金額を想定しているものか、市長にお伺いいたします。

また、本年3月1日より退職手当組合に加入による平成17年度負担分はどのぐらいの金額を想定し、なおかつ前年度の定年退職者の支給総額と本年度の退職者組合との掛け金の差額はどのぐらいになり、それが本年度の人件費の支給総額にどのように影響しているか、市長にお伺いいたします。それは、この不況下、生活に苦勞しながら税金を納めていただく市民のためにも、市長にお伺いいたします。

そこで、5年間で50億円の収入不足を想定されているのであれば、ここで財政の非常事態を宣言して、なおかつ5年間で支払うことができる退職手当組合加入金の約9億 7,000万円の2分の1ぐらいは総額人件費の抑制により捻出すべきことと考えますが、市長はいかがお考えかお伺いいたします。

そして、市長は5年間で市職員を100人削減すると言われておりますが、どの部門が市職員の仕事でなくなるということを明確に示した中での議論が必要であると考えます。市長はいかがお考えか、お伺いいたします。

このような一連の作業の後に、市民に痛みを伴う税金や利用料の値上げをお願いするのが順当と考えますが、市長はどのようにお考えか、お伺いいたします。

また、一連の過程を通過しても準用財政再建団体に転落したときの状況は、市民の皆様にどのような変化が起こり、市職員の方々にどのような痛みが伴うか、市長にお伺いいたします。

次に、市立病院事業についてお伺いいたします。

「医療制度改革や全国的な医師不足の影響を受け、大変厳しい経営状況にさらされており、その健全化のため残された時間は限られていると認識しております」と述べられておりますが、「平成17年度を含む2カ年で再生緊急プランを断行し、この危機的状況を脱却する」と述べておりますが、まず平成16年度末における一時借入金は22億円となり、平成17年度末には25億 3,000万円となる資金計画であります。本市の一般会計において30億円の財政健全化債の

発行を目指して30年間の起債を認めてもらうような計画を立てて許可をもらってから、再生プランの検討や公設民営か民間への売却か、あるいは継続するためにはどのような再生プランが必要かは、まず30億円の財政健全化債の導入がぜひとも必要であると考えますが、市長はいかがお考えか、お伺いいたします。

次に、人件費率、平成15年度で56.3%から平成16年度の補正後は75.6%と危機的な状況であり、全国の市部平均の50.9%にするためには、平成16年度の人件費の総額は約12億円となり、平成16年度において約5億5,000万円の削減をしなければならないのであります。すなわち、人件費の経費そのものが赤字幅になってくると考えられます。看護師の平均年収ベースの大幅圧縮が可能であれば、幾ら医師を確保しても赤字の削減はできないのであります。これは、今までの市の職員の給与システムを大転換しなければ21世紀の塩竈市の再生は難しいと考えますが、市長はいかがお考えか、お伺いいたします。

次に、医師確保のためにどのような方法をとるつもりか、お伺いいたします。

医師定年の延長と高額な報酬を用意するなどの検討は視野に入っているか、市長にお伺いいたします。

次に、商店街の振興策についてお伺いいたします。

塩竈市はどのような施策を商店街にしていこうとしているのか、市長にお伺いいたします。

既に塩釜商圈は消滅し、商店街の店舗のシャッター化から一歩進んだ駐車場化が進み、今後どのようにして商店街のにぎわいを創出していくお考えなのか、市長にお伺いいたします。

また、「海辺の賑わい地区」の駅前商業の誘致ゾーンを開発することにより、どのような商業集積を考えておられるのか、そしてどのようににぎわいの創出を描いておられるのか、市長にお伺いいたします。

また、本町通まちづくり研究会の今年の12月23日旧今野屋跡地で開催された「本町通くるくるクリスマス」や、年末年始の本町通の塩竈神社への初もうで客や商店街への初売りのお客様を大漁旗を飾りつけてお迎えする事業に、本町まちづくり研究会の会員と若手の市職員の数十人の人たちがボランティアとして数日間参加して手伝ってくれたことに感謝するとともに、一部の職員の人たちが市長の言う「市民と協働できる市政」を実現しているなど実感しております。今後も市民と企業と協働する行政を目指してくださるようお願いいたします。

次に、水産業の振興についてお伺いいたします。

私は、塩竈市の水産業の原点は塩釜魚市場であり、そこに二つの卸売機関が並列しているこ



とは、今まではお互いに競争して切磋琢磨して業績を伸ばしていくことが大切だと考えられておりますが、現在のデフレ経済下での卸売機関の生き残り策は、お互いの同様な業務を統一して経費節減しながら新しい市場の形態を模索するためにも、二つの卸売機関の統合が塩竈市の水産業を発展させるための礎と考えますが、市長はいかがお考えか、お伺いいたします。

そして、統合された卸売機関のもとで生マグロのほか魚種の拡大を目指して、例えば冷凍マグロや青ものの魚や、全国一の消費をするかまぼこの原料のすりみの上場を図り、ついにはすりみの先物も上場する事業を計画して、若者が仕事につく気が起こるような卸売機関を創造していく意気込みがとおりになるか、市長にお伺いいたします。

次に、「しおナビ 100円バス」事業を昨年12月より試行運転され、好評により乗客が5割もふえて、大変うれしく、ありがたく思っております。

そこでであります。現在のコースの変更や、あるいは追加ルートを考えておられるかということをお伺いいたします。

そして、既に前の議会でも申し上げていることですが、路地裏をも通れるバスの小型化と、老人の方々に乗りやすいバスの低床化についてと、停留所となる商店や企業の広告収入を得る考えも市民と企業と行政の協働による「しおナビ 100円バス」事業と考えますが、市長はいかがお考えか、お伺いいたします。

そして、試行運転後の「しおナビ 100円バス」事業の運営主体はどのような形態とお考えになっているかを市長にお伺いいたします。

これにて1回目の質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいまの田中議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、財政に関する質問をいただきました。平成17年度当初予算の性格並びに財政非常事態の認識についてというご質問でございました。

お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、財政であります。施政方針等でも触れさせていただきましたとおり、一般会計 181億円弱という大変厳しい予算編成をさせていただきました。平成17年度からが本当の本市の財政危機の始まりではないかというようなことについての認識というご質問でありました。

ちなみに、同規模の本市の財政がいつであったかということをお伺いいたしました。平成6

年度でございました。平成6年度が184億円という予算編成でありました。歳入でまいりますと、その当時、市税収入が75億円でありました。しかしながら、平成17年度は当初60億円であります。15億円の市税収入の差額がございます。予算規模でまいりますと約7%というような状況にあります。歳出で見ますと、例えば、当時扶助費が14億円、それに対しまして17年度は27億円ということでございますので、ほぼ倍増であります。また、繰出金につきましては、6年度が24億円に対しまして現時点で36億円ということで5割増しであります。

結果といたしまして、普通建設事業費、当時31億円でありましたが4億円に圧縮せざるを得ないと。大変市民の方々にも厳しい痛みを分かち合っていたいただく内容になったのかと思っております。まさに本市の財政危機回避のための第一段目の予算ということで考えております。

このため、これまでも財政運営の健全化を目指しましてさまざまな行財政改革に取り組んでまいりましたが、残念ながら状況は一段と厳しさを増しておるという認識をいたしております。市税収入が大幅に減少する一方、先ほども触れましたように福祉関係費が増大を続けております。保護率が10%を超えておりますことから、生活保護費は当初予算ベースで10億5,000万円に上っております。また、高齢化率の高まりから、介護保険会計への繰出金も年々増加を続けております。このようなことから、収支の均衡を取り戻すには残念ながらいまだ至らず、さらには国の財政危機を背景にして地方交付税等の大幅な圧縮が行われている現状にあります。財政調整のための基金が底をついていきますことを考えますとき、財政非常事態にまさに直面していると言わざるを得ない状況下と思っております。

このような状況を乗り越えるべく、何としても本年度回復軌道へ向かう第一歩としてまいり所存でございますし、そういった一環として予算の1割カットに踏み切らせていただいたということでございます。

次に、給与体系の見直しについてお答えいたします。

高齢層職員の昇給停止年齢の設定につきましては、国におきましては人事院勧告を受けて平成11年度から55歳に引き下げをいたしております。本市では、現在のところ昇給延伸停止制度を実施しておらず、給与適正化の観点から、国と異なる制度につきましては早期に是正が必要であるというふうに考えておりますことから、昨年、職員組合に対して見直しの申し入れを行ったところであります。

実施に伴う縮減見込み額といたしましては、55歳昇給停止により定年退職時までの5カ年間で職員1人当たり約88万円程度が予想されるものと試算をいたしております。

実施時期につきましては、平成18年度当初を目標に進めさせていただきたいというふうに考えております。

また、特殊勤務手当につきましては、現在53種類の手当を規則で制度化させていただいております。その中でも、勤務条件の変更でありますとか、社会情勢の変化に伴って支給実態が趣旨にそぐわないケースも見受けられますことから、平成17年度当初の見直しを目標に職員組合に申し入れを行ったところであります。当該手当の適正化といたしまして、手当数では約半分、支給額では、当面、平成15年度の支給実績で見ると約20%に当たります 1,670万円の削減を見込んでいます。

次に、退職手当組合加入による影響についてご質問いただきました。

本市では、平成17年3月1日に退職手当組合に加入いたしますが、加入に伴う負担金といたしましては、毎月支払います負担金と新たに加入する団体の負担金の両方がございます。平成16年度一般会計と特別会計の負担金合計は4億7,300万円ではありますが、定年退職・募集退職者の退職手当を合わせた額と比較いたしますと、ほぼ同程度の金額となっております。また、平成17年度の負担金は5億4,250万円となっておりますが、本市の退職手当基金計画では5億5,000万円の積み立てを予定しておりましたことから、ほぼ同額となっておりますので、人件費総額への影響は現時点ではほぼ差がないのではないかとこのように理解いたしております。

また、加入負担金に対する財源として人件費の抑制より捻出すべきとのご意見でございます。これまでも、職員定数の削減、給与の独自減額、あるいは管理職手当の減額など、さまざまな観点から人件費の縮減に取り組んでまいりました。今後もなお一層給与の適正化に努めてまいり所存でございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

人員削減の対象部署等の明確化についてお答えいたします。

職員定数につきましては、平成10年度に5カ年の定員適正化計画を策定し、56人の職員定数の削減に努めてまいりましたが、一方、給与費は一般会計歳出の2割を上回っているなど、さらなる行政運営の効率化を図らなければならないというふうに判断をいたしまして、新たに5カ年間で職員数の100名削減を目標に取り組んでいるところでございます。

現在、5カ年後に到達すべき100名削減目標に基づき、業務内容を改めて見直すなど現状分析を踏まえ、各部門別の削減フレームを設けながら、今後とも引き続き、より簡素で効率的な行政運営や給与費の抑制といったようなものに努めてまいりたいと考えております。

使用料等の受益者負担のあり方につきましては、原則として経費と料金収入の均衡を確保す

るよう、適正な料金の設定を行ってまいります。特に、企業会計、特別会計では独立採算を基本とし、まずは各会計が経営改善のための内部努力を徹底して行うことが大前提であるというふうに考えております。

準用再建団体となった場合の市民及び職員への影響についてお答えをいたします。

これが適用されますと、総務省の監督のもと、歳入増、歳出削減の徹底的な合理化を迫られ、国の水準を上回るサービスの提供は原則的に認められないということになります。また、起債につきましても災害復旧事業関連以外は認められないなど、地方自治体としての自主的な運営は極めて困難になるものというふうに考えております。

準用団体となった自治体の例といたしましては、各種使用料・手数料の値上げはもちろん、各種団体に対する補助金のカット、また職員数の削減、昇給停止、あるいは特別職及び管理職の役職加算や期末手当の削減などが厳しく行われることとなります。結果といたしまして、地域としての特性を生かした行政運営に大きな制約が生ずるものと懸念をいたしているところであります。

市立病院事業についてのご質問をいただきました。

病院の経営状況、緊急再生プラン、資金計画等についてお答えをさせていただきます。

市立病院の経営につきましては、平成14年度からの医療制度改革や新たな臨床研修制度の開始などに伴う深刻な医師不足など、病院を取り巻く環境の激変に残念ながら対応し切れず、累積不良債務が大きく拡大をいたしております。

現在の地方債制度におきましては、議員ご提案の、病院再建のための起債というような目的の発行はなかなか認められないものではないかというふうに考えておりますが、仮に起債による補てんが可能であったとしても、毎年度の収支均衡が図られなければ、今後再び大きな債務が発生するなど、収支改善につながらない事態が想定されます。

このような状況を何とか打開すべく、現在、緊急再生プランの策定に取り組んでおります。平成17年度、平成18年度の2カ年間の収支均衡を目指し、徹底したコスト縮減、収益の確保に向けた経営努力を行い、財政健全化に全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

人件費についてお答えいたします。

平成16年度は、医師の相次ぐ退職により医業収益が大きく減少し、医業収益を分母に置いて算定する人件費率は7割を超える見込みであります。人件費のみによる収支均衡策を試算いた

しましたところ、実に40%の給与削減という結果が出ております。人件費抑制策といたしましては、平成16年度退職職員のうち医師を除く10名を不補充とし、さらに今後は、特殊勤務手当や時間外手当など2,600万円の削減と職員定数の7名削減を予定をいたしているところであります。

医師の確保についてご質問をいただきました。

医師の確保のための具体的な方法といたしましては、医師の定年延長でありますとか、定年後の医師や育児などで一時現場を離れた女性医師が安心して働けるような職場環境整備に努めることによる医師の定着を図るべく、処遇改善といたしまして手当の引き上げ等も検討し、早急に実施に移してまいりたいというふうに考えているところであります。

商業の振興についてご質問をいただきました。

初めに、商店街の振興策についてお答えいたします。

近隣市町に新たな商業圏が創出されたことなどにより本市の商業圏は平成11年に消滅し、新たな本市の商業圏の形成が地元商店街に及ぶ売り上げの影響に大きな影響を及ぼすものというふうに考えております。

本市では、昨年、商圈事業実態等調査による市民アンケートを実施し、現状分析を行っております。消費者は安いだけで商品を選んでおらず、品質、鮮度などが重視される生鮮食品につきましては、7割が市内購入というアンケート結果が出ております。また、日用品、衣料などの嗜好性が反映される商品でも、市内購入の割合が半数となっておりますほか、居住年数が長い市民ほど地元の購入率が高いなど、「なじみ」という信頼関係が構築されますと消費は地元根ざすというようなことが調査結果から読み取られております。

消費者が大型店の最大の武器である安売り、商品の安さのみを買い物の尺度としていないというアンケート結果を勘案いたしますと、地元商店街の存続にとって欠かせない重要なポイントは、一つは、昔ながらの対面販売のよい点にさらに磨きをかけること、二つ目といたしましては、消費者に喜んでいただける仕組みの集積、三つ目といたしましては、居住年数の浅い方々へのケアの3点に集約できるのではないかとこのように考えております。

しかし、昔ながらの対面販売のよい点に磨きをかけることや消費者に喜んでもらう仕組みの集積につきましては、商店街での努力というよりは、むしろそれぞれの個店の魅力アップによってなし得るものでありますことから、平成17年度は昨年度に引き続き「実践商人塾」による繁盛店の創造と他店への波及に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、居住年数の浅い人たちへのPRにつきましては、商店会のイベントの支援でありますとか商業協同組合などとの連携を図りながら、消費者との新たな出会いの機会の創出に取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、「海辺の賑わい地区（商業ゾーン）」についてお答えをいたします。

本市の商業環境は、多賀城市や利府町など近隣に新たな商業ゾーンが形成されました影響を受け、宮城県の商圈調査では平成11年に塩釜商圈が消滅するなど、大変に厳しい情勢にあるというふうに認識をいたしております。とりわけ、町の顔でもあります中心市街地は、従来保有しておりました吸引力が著しく低下いたしておりますことから、この状況を何とか打開すべく、中心市街地活性化基本計画を策定し、町の再生に向け、食・住・商の混在したまちづくりを方針として掲げながら、現在、「海辺の賑わい地区」のまちづくりに取り組みを始めたところであります。

昨年11月に策定いたしました「海辺の賑わい地区グランドデザイン」では、本塩釜駅に隣接する海側の貨物ヤード跡地一体をまとめた商業施設の誘致や塩竈の特性を生かした食のにぎわいが集積する「賑わい商業ゾーン」と位置づけております。「賑わい商業ゾーン」におきましては、町の中心に市民や観光客などが集客するような核を形成し、そこに集まってきた方々が買い回りなどにより周辺商店街を回遊し、さらには町全体へと波及するような相乗効果を目指しているところであります。

現在、市民の皆様や観光客に魅力ある商業や「賑わい空間ゾーン」を形成していくための具体的な提案について公募を行い、四つの提案が提出されておりますことについては、ご案内のとおりであります。今後、審査結果を待ちまして、地元商店街の方々ともども、にぎわいのあるまちづくりを積極的に進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

水産業の振興についてのご質問にお答えいたします。

魚市場の卸売機関の一本化についてでございますが、魚市場の卸売機関につきましては、市場の健全性、信頼性、さらには水産業の安定的な供給を確保する上で大きな役割と使命を担っているというふうに認識をいたしております。現在、二つの卸売機関が存在しておりますが、近年の水揚げの減少によって両卸売機関とも大変厳しい経営環境に置かれております。このような状況を打開すべく、一本化に向けた正式な協議が初めて持たれたところであります。本市といたしましても、両卸売機関の協議に積極的にかかわりながら、水産業の振興、活性化をかけて取り組みを深めてまいりたいというふうに考えております。

また、安定した経営のためには、卸売機関の一本化によってコストの縮減等を図る一方、水揚げの確保が不可欠でございます。その方策といたしまして、カツオ一本釣り船、輸入冷凍魚の魚市場使用料の減免を行うなど、加工原魚を含めた多様な魚種の取り扱いを推進してまいりたいと考えております。

先日、議長にも同行いただき、漁船誘致で訪問いたしました三重県の漁業者からは、カツオの取り扱い増に向けた取り組みについて大きな期待が寄せられており、加工原魚を含めた多様な魚種の取り扱いをふやしていくことが、かつてのような水産加工業と結びつきの深い魚市場の再生へとつながっていくものと確信をいたしているところでございます。

次に、「しおナビ 100円バス」について何点かご質問いただきました。

初めに、100円バスの運行ルートについてお答えをさせていただきます。

「しおナビ 100円バス」は、既存の循環バスの一部運行ルートを見直いたしまして、昨年の12月20日から6カ月間の予定で試行運転をスタートさせていただきました。現在のところ、利用客数が当初の予想を大きく上回り、昨年と比較して50%近くも伸びております。今後、乗降客数の調査でありますとかアンケート調査などをきめ細かく実施させていただき、市民の皆様のご意見なども反映させながら、市内を走る他の既存路線の利用状況も見据え、空白地域への乗り入れでありますとかルートの見直しにつきまして検討をさせていただきたいというふうに考えております。

バスの小型化についてご質問いただきました。

バスの小型化による各地域への乗り入れにつきましては、宮城交通——現在のバスの運行者であります、に対してこれまで要望をさせていただきましたが、宮城交通といたしましては、乗合用のマイクロバスの採用でありますとか低床バスの新たな導入につきましては、現下の厳しい経営環境の中ではなかなか対応が困難であるというような回答をいただいたところであります。

また、現在の利用状況であります、1便当たり、おかげさまで平均30名以上の乗降客数がございますことから、宮城交通の方からは、小型化した場合に座れなくなる高齢者の方々が発生するようなことも懸念される旨の問題点が提起されたところであります。

商店企業の広告協賛による運営等々についてのご質問であります。

全国的に利用者の減少によりましてバス路線の廃止が続発いたしております。当地区でも一部そういった路線が発生しておりますが、廃止された地区の路線をNPOなどの団体でありま

すとかバス会社にかわりまして地域の方々の協賛や広告などを集めて運行しているケースが生じておることにつきましては、我々も勉強させていただいております。しかし、塩竈市の事例を考えますと、極めて狭い地域 17平方キロメートルであります、の中に現在1日平均254便もの既存のバス路線が運行いたしております。道路運送法等の制約から、現在のような状況下で新たな事業者の参入ということにつきましては、手続上かなり困難な部分が発生するのではないかとといったようなことを想定いたしております。

将来の運営についてのご質問でありました。

あくまでも100円バス、先ほど申し上げましたように、現在試行運転という段階であります、今後は、繰り返しになりますが、試行の結果でありますとか、市民の皆様方のご意見を十分反映させるとともに、先進自治体の事例なども十分に勉強させていただきながら、本格導入に向けた取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（香取嗣雄君） 2番田中徳寿議員。

2番（田中徳寿君） 市長の丁寧なる答弁、ありがとうございます。

そこで、予算と病院についてお伺いしたいと思います。

来年度予算の中に人件費のみが増加している項目があるわけですが。総額人件費のみです。すべての項目がマイナスなのに、事業的なものが、それなのに人件費だけが突出していくこと、あるいは扶助費が突出している、その二つが今の硬直性を招いていることだと思います。

それと、もう一つ思うことがあります。建設事業費であります。果たして本当に4億円余の建設事業費で塩竈市の後世に残す資産ができるのでしょうか。その論点なくして、これからは論じられないのではないかと考えます。なぜかと申しますと、建設事業費は起債が認められて資産として計上するやり方が行政の仕組みだったと思います。それを縮減して、これほど縮減する形しか今とれないのだと思います。でも、将来の塩竈市を描くときに、その一定ラインが4億円でいいのかという議論を広くしていかなければならないと考えております。なぜならば、塩竈市は軟弱な埋め立ての上に成り立っている町であります。聞くところによれば、多額の資金を要して道路を整備したと聞いております。それだけ維持改修するコストが高い町だと思っております。その町において、少ない予算でやり繰りしていくことが正しいのかということ論点として論じなければなりません。

それと、返す刀で、民生費であります。扶助費の中の費用が天井知らずで上がっていきい



いのでしょうか。それに対する考え方の整理が必要なときに来たのではないのでしょうか。なぜならば、お金がなくなって扶助していただくだけが行政なのでしょう。前の議会でも申しましたが、働ける人があるのであれば、積極的に仕事を探してやる行政も必要なのではないのでしょうか。この不景気、扶助費で生活ができる緊急避難的な制度として大切だと思います。この二市三町でこれほど突出している事態が果たして正常なのか。あるいは、それを是正して、これから対応する。こういう不景気の中で、ますますこの扶助費が出てくると思います。そのときの一つの駆け込み寺が市役所であるならば、既存の既得権者だけがその恩恵を受けるだけでいいのでしょうか。これから発生するであろう仕事を失う市民のためにも、財政は余裕を持たなければならぬのではないのでしょうか。今の塩竈市の財政を見ると、今まで市政がやってきたことの既得権者への財政支出だけなのでしょう。これから発生する人たちに、どのような対応をなさるのでしょうか。それが、これから突きつけられることだと思っております。そして、そういうことを考えていかなければ、塩竈市は市民の要望にこたえられる町にならないのではないのでしょうか。

その2点がこの予算の考え方の中に必要な気がしております。

次に、病院であります。

病院は今大変苦しい経営状況にあると思います。悲しい出来事であります。でも、市民を担う市政は、どのような苦難があっても前向きに進むしかないのであります。前向きに進むということは、一つ一つ決断しなければならないのです。一つ一つ、できるとかできないじゃなく、やらなければならない、技術より意志なのです。その意志が、まだ見えないのです。財政再建をなし遂げ、市民に新しい行政を打ち上げていくためには、その意志が必要なのです。技術論もわかります。その技術論でこれほど財政を傷めたのではないのですか。お伺いしたいのです。皆さんがいらっしゃる、その一つ一つのいすが、もしかして技術論のみで財政を論じたような気がしてならないのです。塩竈市を再生するためには再生するという意志のあらわれが必要なのです。それを市長に問いたいのです。技術的に難しいのは百も承知です。だから予算が組めないほど苦しくなっているのです。どこの自治体も同じです。でも、どこか一つ風穴をあけて前に進まなければ、沈没しかねないのであります。一つの命令を下せば、必ず批判があります。でも、今批判に耐えても、あすの塩竈を信じる市民のために病院を再生させなければならぬのです。その熱意をこの予算には感じられないのです。それを私は問いたいのです。

お金だけで処理できる問題なら、お金を苦労して集めればいい。でも、そうだけではない。

市長は申されました。健全化債を導入しても、また赤字がふえるかもしれない。それでは、再生緊急プランは何なのか。本気で支えなければ、そこで働く職員はどのような思いをして仕事を毎日しているのですか。その人たちのために、一生懸命している人たちのために、市当局はある種の決断をし、ある種の決意を持って前に進んでいかなければならないのではないのでしょうか。確かに技術的には難しいことがいっぱいあります。でも、今どの町も難しいのです。それには、今、議場の向こう側に座っている皆さん方の一つ一つの意志が塩竈市を再生させるものと信じております。今まで病院のこのような予算を議会に提案したことがあるのでしょうか。そこで働いている人たちの気持ちを本当にくみ取って引き受けていく姿勢が、市民にやさしい、あるいは日本一住みたい町なのではないのでしょうか。塩竈市は、七十七銀行の調査で、宮城県でも何番目かの住みたい町だそうです。

今本当に必要なのは意志だと思います。それは、塩竈市の財政再建団体への転落を阻止しながら財政を上向かせる核だと思います。並大抵のことではできないと思います。もし仮にです、去年の段階でこのぐらいの予算を組めるのであれば、まだ底は打ってないんです。予算を決めるときに、本当の予算が何なのかということであります。次々におくれた手を打てば負けていくのです。今はスピード。ある経営者は言いました、昔は朝令暮改は恥ずかしいことだと言っているけれども、今は朝礼昼改なんだと、そのぐらい激しいんだと。行政だけが乗りおくれたら、塩竈市は沈没しかねないのです。

そのために、病院と民生と建設、これが塩竈市のキーワードだと思います。どこにメスを入れるかは市長のお考え方だと思います。ただし、もうそれを待っている余裕はないような気がしております。それをお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 田中議員の再質問にお答えいたします。

初めに、平成17年度予算の中で人件費についてはなぜふえているのかというご質問でありましたが、これにつきましては、先ほど、退職手当組合加入ということをご説明させていただきました。平成16年度までは積立金という形で別な項目に退職手当の部分を計上いたしておりましたので、今年度から新たに人件費の中に退職手当組合加入分の一部が入ってまいりますので、そういったことで数字が動いたということであります。細かい内容につきましては、後ほど担当よりご説明をさせていただきます。

それから、扶助費、これは前段のご説明でも触れさせていただきました。本市、10%を超え

ております。これらの方々がただいたずらにふえるのを待つのかというような趣旨でのご質問であったかと思っておりますが、福祉関係の職員、こういった方々の窓口相談に乗りまして、就職先のあっせんがありますとか日々の生活支援でありますとか、いろいろきめ細かい対応はさせていただいておるかと思っております。ただ、やはり10パーミルを超えるという10市の中でも突出した状況が結果といたしまして本市の財政を圧迫しているということは事実でありますので、我々はむしろ、そういう就業の場を数多く確保できるようなこと、具体的に言えば企業誘致でありますとか既存の企業のそういうものを掘り起こしていくでありますとかといったようなことに、もっともっと努めていかなければならないだろうというふうに考えているところであります。

建設事業費についてご質問いただきました。これだけ切り込んでいいのかというご質問でありました。建設事業の中にもいろいろな分野があるかと思っております。例えば一例を挙げさせていただければ、下水道整備であります。まだ宮城県平均が80%ぐらいであるかと思っておりますが、本市の場合は98%弱という、かなり他市町村に比べましても高い整備率まで達成したと。それから、市内にございます幹線街路網等の整備につきましても、順次整備がほぼ進められつつあるというような状況にあるかと思っております。

そういった中で、今後、建設事業としてこういったものを重点的にということではありますが、施政方針の中でも触れさせていただいたかと思いますが、例えば公共施設の耐震化といったような分野が残念ながら大きく立ちおくれております。あるいは、集落内の生活道路でありますとか防災に役立つような施設整備が残念ながらおくれておるといったようなことが実態かと思っております。そういったものを重点にということで平成17年度の予算を計上させていただいていると思っておりますし、今後もそういう市民の方々の生活安全・安心といったような分野につきましては引き続き建設事業費を投入してまいりたいというふうに考えているところであります。

民生費の中の雇用の安定ということについては、前段で触れさせていただいたとおりでありますし、特に本市、港町であります。残念ながら港湾の状況がどんどん衰退の一途をたどっております。例えば、石油配分基地であります。かつて8社立地しておりました企業が今現在6社、既にもう1社撤退するというので、そういうふうな港の中の空洞化がどんどん進んでいるわけです。やっぱりこういったことにも県なり国なりと連携をとりながら、新たな企業というものを掘り起こしていかないと、やはりこの塩竈の町全体の底上げにはつな

がってこないのだろうというふうに考えております。

それから、そういった中で、これから新たに塩竈を担うであろう次世代の方々へのツケを残さないというような意味でのご質問をいただきました。まさにそういう趣旨で、我々、「選択と集中」ということで、今この時期にやるべきもの、今この時期に見送るべきものといったようなものの選別に取り組んでまいったつもりであります。ぜひぜひ次世代の方々に重いツケを残すことがないような行政運営というものを心がけてまいりたいと思っておりますし、その気持ちで平成17年度の予算に我々はあらわさせていただいたというふうに考えております。

病院問題であります。前向きにもっと取り組むべきではないかというようなご指摘でありました。大変病院環境が厳しいということにつきましては私も全く同じ認識であります。そのために17年、18年度の2カ年間、緊急再生という期間に当てさせていただきまして、18年度には何とか単年度黒字といいますか、そういったものを目指してという取り組みを今始めたところあります。そういった一環として、先ほど触れさせていただきましたようないろいろな削減というものに取り組まさせていただいたところあります。ここはぜひ議員にもご理解いただきたいと思いますが、当然我々大なたを振っていかなければならないと思っておりますが、一方では市立病院にも塩竈市の職員がおるわけでありまして、150名を超える塩竈市の職員がおる。現実には、その人件費が7割であります。その現実を我々は突きつけられているわけあります。これは地方公務員法が当然あるわけでありまして。そういった職員の生活を当然保障していかなければならないというのは、私に課せられた大きな使命であります。そういった中で、本当に何ができるかということをお我々一つ一つ考えていかなければならないと思っております。当然、血の出るような痛みを伴うものがあると思っております。そういうものを今の中から一つでも二つでも見つけて、できるものからまずやろうということで立ち上がったわけありますので、今の状況で評価をさせていただくということについては、時間をかしていただきたいということをお願いさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（香取嗣雄君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 退職手当についてお答えいたします。

17年度の負担金は、先ほど市長が答弁申し上げたように、5億4,200万円でございます。これは、16年度に基金を造成しておりました4億5,000万円に1億4,300万円をつけ加えましたので、17年度当初では昨年度当初よりもふえたということでございます。ただ、他の給与費、それから手当等につきましては、これまでの定数削減の効果がありまして、若干の減は見てお

ります。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 田中議員。

2番（田中徳寿君） 市長の答弁、ありがとうございます。

血を伴う意志を持って、これからも頑張って市政に邁進していただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（香取嗣雄君） 17番中川邦彦君。（拍手）

17番（中川邦彦君）（登壇） 施政方針に対して、日本共産党市議団を代表して質問させていただきます。

市長は、施政方針の中で、「希望ある21世紀の塩竈を市民の皆さんとともに切り開き、『日本で一番住みたいまち塩竈』の実現に向けて取り組みたい」と述べておりますが、私は、市民の目線の立場から、市民だれもが安心して住める町のために、4点について質問いたしますので、的確な答弁をお願いいたします。

第1は、産業の振興についてであります。

リサイクル企業の進出について何点が伺います。

平成13年に、港湾管理者の宮城県は、企業撤退後の遊休地についてポートセールスの一環として誘致活動を行ってきました。その結果、石油基地内の旧日石跡地に自動車リサイクル企業の進出が予定されています。進出企業である青南商事より、予定地である貞山通町内会及び近隣企業への説明会が1月21日に行われました。その中から出された幾つかの意見について質問いたします。

青南商事側からは、事業の内容と現在までの経過について報告があり、質疑に入りました。参加者からは、「塩釜港は心臓部と思っている」「県や市は港湾利用をどのように考えているのか」「港湾利用者ともっと綿密に話し合っていくべきではないか」など、塩釜港は仙台港の裏港になるのではないかと、それらを危惧する意見がありました。当局は、今後の計画をどのように考えているのか、見解を伺います。

また、この予定地に隣接している石油基地内には、塩釜地区共同防災組織防災センター、塩釜石油基地防災株式会社を独自に設けております。この防災センターから出席していた方からは、今回の説明会が初めてなので意見を述べさせていただきたいと、「業種が異なるものが果たして火災が発生したとき防災センターとしてできるのか問題がある」「石油コンビナート工場は厳しい状況になる、この共同組織である防災センターに加わらないとするならば、その辺

も明確になっていない、青南商事は独自の防災をどのように考えているのか示すべきではないか」などの意見が出されました。今後、当局として、進出しようとする企業と防災センターとの協議を行うよう指導すべきではないでしょうか。さらに、近隣の企業や住民の不安にこたえるようにすべきではないでしょうか。当局の見解を伺います。

住民からは、「今回の説明会では納得できるものではない、出された意見についてきちんと説明の場を設け回答すべきではないか」と出されました。私は、環境問題、海洋汚染での漁業問題などを含め、大きな問題と考えます。市の責任として、誘致するからには、出された意見についてきちんと答えるべきではないでしょうか。また、住民や近隣の企業、防災センターなどに再度説明会を設けるよう指導すべきではないでしょうか。当局の見解を伺います。

第2は、学校教育の充実についてであります。

学校の安全管理について伺います。

2月14日には大阪府寝屋川市の教員殺傷事件など、起きてはならない事件が相次いで起きております。子供たちへの影響ははかり知れないものがあります。この一連の事件で亡くなられた教職員に対し哀悼の意を表します。

いつ起きてもおかしくない事件ではありますが、事件後に宮城県教育委員会から通達があったと聞いておりますが、本市の教育委員会としての各学校への対応や今後の安全管理について伺います。

第2は、教員補助の配置について伺います。

まず最初に、平成17年度に入学する各学校の1年生のクラス数と人数について伺います。

国が実施してきた臨時緊急雇用制度を活用して、塩竈市はこれまでに小学校1年生の各学級に教員補助者の配置を行ってきました。この制度ができてから、先生方や保護者の方々からは「落ちついて授業ができるので」と大変喜ばれていました。全国的には、動き回る児童、落ち着きのない児童、授業に集中できない児童などで教師の目が行き届かないなど、負担がのしかかっております。その軽減のためにも、教師の2人体制や少人数学級への見直しへの方向になっております。教育の現場だけではなく、文部科学省の諮問機関である中央教育審議会でも議論するようになってきております。平成16年度で緊急雇用制度を活用しての本市での教員補助制度が終了いたしますが、施政方針では、本市の独自事業として平成17年度から各学校に教員補助者1名を配置するとありますが、この取り組みには一定の評価ができますが、今後も引き続き各学級に1名の教員補助者を配置すべきではないか、見解を伺います。

3番目に、地震防災対策について伺います。

一つ目は、防災意識の徹底について伺います。

昨年は全国的に台風での被害や、新潟県中越地震で山古志村は全村が避難するなど、今なお仮設住宅での生活を余儀なくされ、不便な生活を送っております。ことしは豪雪で家の倒壊が相次いでおります。地震で被害を受け、生きていくだけで精いっぱいとも聞いております。

このような中で、国の地震調査委員会の調査結果では、宮城県沖地震の確率が10年以内に50%の発生と修正されました。本市では、地域防災計画や防災マニュアル、避難所運営マニュアル、地域の自主防災マップ、また職員の災害時の配置計画などに取り組んでおりますが、阪神淡路大震災から10年、宮城県北部連続地震、昨年の新潟中越地震と相次いで発生する中で、住民への徹底を図るためにも、本市としてこの教訓をどのように生かしていくのか、見解を伺います。

二つ目に、津波での避難所と避難路の確保について伺います。

先日、第二管区海上保安本部から、塩釜港における地震時に押し寄せる津波を分析したハザードマップを作成したと発表されました。マグニチュード8の巨大地震を想定し、海の水深などのデータをもとに、発生から3時間までの津波の最大流速や水位上昇について記入したものです。マップでは、地震から50分後にマリゲート塩釜周辺などでも50センチから1メートルの水位上昇になるものです。塩竈市では津波の際には4カ所の建物を避難場所として指定していますが、適切な避難場所の確保が大事になります。避難場所まで誘導するための経路の表示や標識が必要ではないでしょうか。当局としてそのような計画があるのか、見解を伺います。

また、津波予測システムの整備と、これと連動した防災行政無線の整備が必要ではないでしょうか。当局の見解を伺います。

3番目に、被災者生活再建支援法制度と県独自の支援策があり、本市での対応について伺います。

阪神淡路大震災後に国では昨年、被災者生活再建支援法が改正され、その内容は、支給の対象が住宅の解体や撤去など周辺経費に限られているのです。多くの被災者が心から望んでいるのは、住宅本体再建への公的支援ではないでしょうか。全国に先駆けて、宮城県北部連続地震では、県独自に被災住宅再建支援金制度をつくりました。市長として、被災者生活再建支援金の上乗せと住宅本体再建への支援金を国として支援するよう全国市長会や国に働きかけていただきたい。当局の見解を伺います。

また、本市としても独自に被災者生活支援金や住宅本体再建への支援金を創設すべきではないかと思うが、当局の見解を伺います。

4番目に、小学校耐震診断と耐震補強事業について伺います。

市内の各学校は災害時には避難所に指定されております。また、児童生徒を災害から守るといふ点からも行政の責任が問われるのではないのでしょうか。施政方針では、平成17年度は建設後相当の年限が経過している第三小学校と玉川小学校の耐震診断調査を踏まえ、耐震補強に向けた実施設計と整備手法の検討を行うとっておりますが、補強工事はいつから進めるのか伺います。

第一小学校と第二小学校の耐震診断調査に取り組むとっておりますが、診断後補強工事を早急に行えるようにすべきではないかと思っておりますが、当局の見解を伺います。

5番目に、保育所耐震診断と耐震補強事業について伺います。

保育所も、学校同様、災害時の避難場所として指定されております。藤倉保育所を除く他の保育所は木造であり、耐震調査後早い時期に補強工事を行えるよう努力すべきではないのでしょうか。本年度は、新浜、清水沢、東部各保育所の耐震補強工事を行うとしておりますが、香津町、南部各保育所も早急に補強工事を行うようにすべきではないかと思っておりますが、見解を伺います。

また、南部保育所を新しく建てかえるなど検討してはどうかと思っておりますが、当局の見解を伺います。

第4に、「ともに支え合う、健やかさと安心に満ちたまち」。

第1は、みやぎ知的障害者施設解体宣言についての市長としての見解を伺います。

平成16年2月に宮城県は、みやぎ知的障害者施設解体宣言を発表しました。これは、船形コロニーを解体するものです。障害者を地域に帰すととっても、中身が問題です。浅野知事の実績の目玉と言われるグループホームの数はふやしましたが、障害1級で月に8万2,000円、2級で6万6,000円の年金が出ますが、家賃や食費に8万円から10万円前後かかります。地域で生活できるように支援しようという方向は否定はしませんが、問題は、施設より地域をと二律背反にとらえ、施設も地域も充実させなければならない現状に目をそむけていることではないのでしょうか。さらに、老朽化と利用者減を理由に、これまで800人の障害者を地域に送り出してきた船形学園をさっさと廃止してしまったのは、解体路線がいかに自立支援に逆行しているかを示しています。この現実をどのようにとらえているのか、市長の見解を伺います。



また、今後、塩竈市から船形コロニーに入所者の動向とグループホームの受け入れについて伺います。

2番目に、本市としての受け皿について伺います。

解体が進めば、地域の新たな施設が必要になるのではないのでしょうか。その一方で、グループホームをつくれば、サポートができる支援体制と支援者を配置しなければならなくなるでしょう。地域での受け皿やボランティアの援助も必要になるのではないのでしょうか。施設に入所している障害者の中には高い年齢の方が多いとも聞いております。

グループホームへの支援体制として、四つの問題点があるのではないのでしょうか。一つ目に日常生活の支援者、二つ目に地域とのかかわり、三つ目に就労の支援、四つ目に生きがいづくりなどについて、どのように考えているのか、当局の見解を伺います。

これで質問を終わります。（拍手）

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいまの中川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

産業の振興の質問のうち、リサイクル企業の進出についてお答えをさせていただきます。

このたびのリサイクル企業は、宮城県の港湾利用計画に沿い、また港湾管理者である宮城県の誘致活動に基づき、進出計画が現在進められているところであります。

当該企業の事業計画によりますと、主に取り扱います自動車あるいは金属類等の破碎、分別処理、さらには処理後のタイヤや鉄・非鉄金属の金属類等については、すべて屋内で処理、保管するということとなっております。また、処理行程では最新の設備を導入し、極力火気類の使用を規制するなど、安全性の確保と環境の保全に留意した計画書が現在提出されているところであります。

なお、施設の設置許可につきましては、許可権者である宮城県が総合的な審査を行いながら現在進めておるといふふうにお伺いをいたしております。

なお、許可手続の過程において、方針に対し宮城県から改めて生活環境保全上の意見が求められておりましたので、安全性の確保に向けた適正な対応になお一層努めてまいりたいというふうと考えております。

また、当該企業による事業説明会が昨年1月に、さらには地元町内会に対する説明会が今年1月21日、22日に開催されました。説明会におきましては、環境への影響全般にわたる質問でありますとか火災時の対応に対する質問などが数多く出され、事業者からは、環境問題につき

ましては、今後進められる環境影響調査の中で実施内容を明らかにしていくこと、さらに火災時の対応につきましては、関係団体でありますとか消防署とも緊密な協議をしながら万全を期していく等の説明がなされたというような報告を受けておりますが、なお今後とも住民の皆様方の不安が解消されるような十分な理解、説明が得られますよう、企業の方に働きかけをしてまいりたいと思っております。

いずれ、先ほども触れさせていただきましたが、空洞化の一途をたどる塩釜港内の臨海型工業団地の活性化策ということにつきましては、今後とも宮城県ともども取り組みを強化させていただきたいと思っております。

そういった中で、議員の方から仙台港と塩釜港の役割分担というようなことで答弁を求められました。仙台港、塩釜港、いずれも臨海型の工業を中心とする港であります。残念ながら昨今、日本全体が臨海型の工業が低調傾向にあるということで、勢い、流通型の港湾としての機能強化といったようなことが今後港に求められる課題ではないかと思っておりますが、そういった中で、仙台港区と塩釜港区の顕著な違いといたしましては、仙台港区は航路水深がマイナス17メートルであります。通常、今流通に使われる二、三万トンの船舶はもとより、20万トンクラスの船まで出入りできるというのが仙台港区であるかと思っております。塩釜港区につきましては、残念ながら塩釜港区の本航路がマイナス9メートル、現在は埋没いたしましてマイナス7.5メートルほどの水深しか確保されていないという現況にありまして、残念ながら今流通の主体となっております二、三万トンクラスの船舶が出入港できないというような状況であるかと思っております。勢い、内港船といいますが、国内流通に主に従事する5,000トン前後の船舶を対象とした港として何とか生き残りを図っていかなければならないというのが今塩釜港区の置かれた現況だと思っておりますが、決して我々、仙台港区が表であり塩釜港区が裏だとは思っておりません。両方の港がそれぞれ機能分担を図りながら、両方の港の活性化といったようなことに努めてまいり。特に我々の立場であれば当然のことながら、塩釜港区の活性化といったようなことに鋭意取り組んでいくべきであろうということを考えているところであります。

次に、学校教育の充実に関するご質問をいただきました。

学校の安全管理についてまずお答えさせていただきたいと思っておりますが、繰り返しの答弁になるかもしれませんが、本市におきましては以下の5点について安全対策に留意をいたしております。

まず第1点であります、児童・生徒に対する安全指導の徹底であります。

2点目といたしましては、不審者の進入防止のための施設整備の工夫。

3点目であります、危機管理マニュアルの作成及び教職員に対する危機管理意識の確立と不審者に対する対応訓練の奨励。

4点目といたしましては、関係機関の方々の連携協力をいただきながらの防犯パトロールの強化。

5点目は、保護者や地域さらには市民に対する啓発活動。

というような5点を柱に安全対策に取り組んでいるところであります。

しかしながら、昨今の極めて悪質な事件を踏まえ、塩釜警察署のご協力を得ながら、以下の4点の取り組みを強化したところであります。

1点目ではありますが、不審者対応訓練の一層の強化であります。

それから2点目は、パトロールの強化。

3点目は、保護者や地域住民、防犯関係機関への情報提供や情報の共有体制の強化。

4点目は、地域の協力を得て実施する、地域子供サポート制度の強化。

といったようなことへの取り組みを一層強めたところであります。

今後も関係機関と連携を強化しながら、未来を担う子供たちの安全を守るため、一層の努力を続けてまいります。

次に、教員補助者についてお答えをいたします。

小学校1年生は義務教育のスタートの時期でありまして、少しでも早く学校生活における基本的な生活習慣を定着させるといったようなことは、学校生活のその後の9年間に大きく影響を及ぼすものと受けとめており、教員補助者の配置は極めて重要であるというふうに判断をいたしております。

今回の教員補助者は、限られた予算の中で、大変申しわけないことではあります、各学校1名の配置とせざるを得ませんでした、教頭を初め、教務主任、研究主任、学級担当を持たない教職員が、入学からある程度の期間、交代で基本的な生活習慣の定着にかかわるなど、教職員が一丸となって知恵と工夫を凝らし、子供たちの健やかな育成に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

地震防災対策について何点かご質問をいただきました。

初めに、防災意識の徹底についてお答えをさせていただきます。

昨年は日本で最大震度7を観測いたしました新潟県中越地震やスマトラ沖地震による大津波が発生し、甚大な被害を及ぼしております。また、最近イランではマグニチュード6.4の地震が発生し、死者が数百名に上るなど、日本国内だけではなく国際的にも地震に対する関心が非常に高まっているという時期にあります。

国の地震調査委員会におきましては、2005年1月1日を起点とした宮城県沖地震の10年以内の発生確率を50%という大変高い確率に修正をいたしましたところであります。災害が起きた場合に特に大切なことは、地域住民がお互いに助け合い、地域を守るという共助でございます。したがって、自主防災組織の果たす役割は非常に重要なものとなっております。

本市におきましては、これまで各町内会、自治会、団体等に対して60回ほど「出前防災研修会」を実施するなど啓蒙活動に努めており、徐々にではありますが、各町内会の自主防災に対する意識が高まりつつあるものと考えているところであります。今年度に入りまして、花立町内会、東塩釜町内会、新富町新生町内会、芦畔町内会、赤坂中央町内会、舟入二丁目東町内会、泉沢後楽町内会から自主防災組織の届け出があり、これまでのものと合わせますと12団体16町内会が組織を結成いたしました。本市といたしましては、すべての町内会、自治会に対し防災研修会の呼びかけを行うとともに、あらゆる機会をとらえまして自主防災組織づくりの推進を啓蒙してまいります。

また、災害弱者となる高齢者、子供たちへの被災後の適切な対応ができるような体制づくりにつきましても、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

建物の耐震診断につきましては、市民のどなたもが簡単に作業ができるチェックシートを作成いたしました。平成17年度は研修会を随時開催しながら利用の促進を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、津波による避難所と避難路の確保についてお答えいたします。

昨年のスマトラ沖地震による大津波では、沿岸各国合わせて30万人を超す死者と150万人の避難者が発生するなど、津波に対する対策が不可欠であることが国際社会で改めて認識をされたところであります。

また、昨年宮城県から公表されました第3次地震被害想定調査結果によりますと、宮城県沖地震連動型の津波が発生した場合、本市には標高2メートル20の高さの津波が約1時間で押し寄せると予測をされております。

本市といたしましては、過去最大の被害を受けたチリ地震津波の教訓も踏まえ、避難対象区

域を県の予想区域のさらに外側に設定し、迅速な津波情報の提供に努めるとともに、一部の避難所や避難場所もこの危険区域に含まれますことから、避難所等の見直しを進め、3月号の市の広報でお知らせをさせていただくということにいたしております。

また、市民の皆様が地震が起きた場合は必ず津波も発生するという認識を常日ごろから持っていていただき、揺れがおさまり次第、身の安全を確保し、高台へ避難するよう、防災研修会などあらゆる機会をとらえ、説明に努めてまいりたいというふうに考えております。

避難路の確保でございますが、地震の発生により、どの箇所にどの程度の被害が生じるかという予測は大変難しい問題であります。したがって、地域の皆様には、話し合いの中で、常日ごろよりある程度の被害予測と、いざというときの避難路の確保をどのようにするか判断していただくようお願いをしてみたいと考えておりますが、その際には本市の防災担当を派遣し、アドバイスなどを行ってまいりたいと考えております。

また、観光客の皆さんを対象とした一時避難場所として、昨年、民間ビルなど4カ所について協定を締結し、避難場所の確保を図ったところでありますが、標識等の設置につきましては、現在、暫定的な対応となっておりますことから、なるべく早い時期に避難通路等の標識を設置してみたいと考えております。

また、議員より独自の津波予測システムはいかがかというようなご質問をいただきましたが、津波の発生メカニズムを考えますときに、例えば湾内にそういったものを設置しても、果たして実際の効果が上がるかということを考えますと、やはり大きな意味での予測ということでは国なり県なりにこういった分野についてはお願いをしていく方が情報が混乱しないのかなというふうに考えているところであります。

被災者生活再建支援法制度と県独自の支援策、本市としての対応ということについてのご質問にお答えをいたします。

災害発生時は一刻も早い被災者の生活安定と社会基盤の再構築が必要となりますが、被災者の自立的生活を支援するために、平成10年11月に被災者生活再建支援法が施行されております。これは、全都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金と国からの補助金をベースとして、一定の条件を満たした場合に、生活必需品の購入の経費として最高300万円の支援を受けられるというものでございます。

一昨年の北部連続地震被災者の住宅再建に当たり、宮城県では、被害が発生した市や町が被災者に対して住宅再建のための補助制度を要綱等で定めた場合、その補助事業に要する経費を

支援金として交付するとした「宮城県北部連続地震被災住宅再建支援交付要綱」を制定し、独自の支援を行っておるところであります。

本市におきましても、「塩竈市災害救助支援基金条例」を昨年3月に策定し、災害救助法の適用が受けられない場合の支援のために基金の積み立てを開始したところでございます。平成17年度におきましても100万円余の基金積み立てを予定しておりまして、今後とも積み立てを行い、災害時に備えてまいりたいと考えております。被災された方々の生活再建に当たりましては、相談窓口を設置するなど適切な対応を図ってまいりたいと考えているところであります。

小学校耐震診断と耐震補強事業についてのご質問にお答えいたします。

小中学校の耐震診断及び耐震工事の実施につきましては、国の学校施設の耐震化推進指針に基づき、耐震診断調査優先化計画を平成15年度に策定いたしておりますが、耐震診断につきましては、当該計画に従いまして、平成16年度は玉川小学校と第三小学校の調査を行いました。平成17年度には第一小学校と第二小学校につきまして耐震診断調査を進めてまいります。

玉川小学校と第三小学校の耐震補強事業につきましては、耐震診断調査が終了いたしましたので、平成17年度は両校の耐震補強設計や補強工事実施に向けて、工事方法や工事期間中の安全管理等について協議を進めてまいりたいと考えております。

また、平成18年度国庫補助採択に向けて、県、国に対して耐震補強計画書を提出するなど、耐震補強工事の着手に向けた一連の準備に取り組んでまいりたいと考えております。

保育所耐震診断と耐震補強事業についてお答えいたします。

近い将来高い確率で発生が予想されます宮城県沖地震に対応するため、平成16年度は宮城県保育所耐震診断支援事業補助金を活用し、昭和56年5月以前に建設し災害時の避難所として指定されておりました、東部保育所、新浜町保育所、清水沢保育所の耐震診断を実施いたしました。その結果、3施設とも総合評点で0.7未満となり、地震が起きた場合倒壊する危険がある建物と判定をされております。平成17年度は、宮城県緊急経済産業再生戦略プランに掲げられている補助メニューの活用を図りながら、当該保育所の耐震補強改修工事を早急を実施してまいります。

また、平成16年度では耐震診断の対象外となりました南部保育所や香津保育所につきましては、県の補助要綱が改定され、補助対象に該当することになりましたので、早速、耐震診断に着手いたします。

あわせて、本年度におきまして、保育所に設置してある家具の転倒防止でありますとか蛍光

灯の落下防止対策等に取り組むなど、より安心・安全な保育環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

南部保育所の建てかえ計画の有無についてご質問いただきましたが、今後の少子化の傾向でありますとか民間事業者の新たな保育事業への参入等を総合的に勘案しながら、今後検討させていただきたいと考えております。

「ともに支え合う、健やかさと安全に満ちたまち」に関する質問のうち、初めに、みやぎ知的障害者施設解体宣言についてお答えいたします。

平成16年2月、宮城県では、みやぎ知的障害者施設解体宣言を行い、知的障害者の皆様が地域の中で自分らしい生活ができるよう、知的障害者地域生活移行推進事業としてグループホーム事業の予算や、一時預かりを行うレスパイトサービス事業支援としてタイムケア事業を新設いたしております。

本市といたしましては、宮城県が進める事業内容を十分踏まえながら、地域移行が円滑に行われますように積極的にこれらの事業に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

本市としての受け皿についてのご質問であります。

本市の施設利用者は船形コロニーを初めとして50名が入所しており、当該施設にかわる生活の場の確保が必要となってまいります。昨年は多賀城市に市内の社会福祉法人によってグループホームが新設され、平成17年度では市内に2カ所のグループホームが開設される予定となっております。

また、広域の取り組みといたしましては、グループホームや通所授産施設の開設の動きが現在ございます。

今後、知的障害者の皆様を対象にした施設を運営する事業者等との連携強化を図りますとともに、速やかな情報の提供を行いながら、利用者の立場に立ったサービスの推進に努めてまいりたいと考えておりますが、その際に地域内のボランティアの方々にはよろしくご支援、ご協力をいただければ大変幸いですというふうと考えておるところであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（香取嗣雄君） 小倉教育長。

教育長（小倉和憲君） 平成17年度の小学校の入学児童数についてお答えいたします。

七つの小学校で492名です。学級数は17学級です。ただし、これは現時点でありますので、今後多少の推移があるかもしれません。

議長（香取嗣雄君） 中川議員。

17番（中川邦彦君） それでは、第2回目の質問をさせていただきます。

まず最初に、青南商事の進出問題について、幾つか確認をしながら進めたいと思うんですが、1月21日に、先ほども言いましたが、貞山通町内会での説明会に参加してきたわけですが、そのときの話として、意見を出したんですが、塩釜港が仙台港の裏港になるのではないかという問題は、ここに参加した企業の方々に、港に関係する方なんですが、やっぱり一番気にしているのは、そこなんです。私は何も裏港だという言い方をしたのではなくて、企業に参加した人が、その当時多分部長も出席していたのでどうなんだということで説明をさせたということもあったんですが、その点は私は塩釜の港が、さっき田中議員の質問でも話をされていたんですが、塩釜の港というのは魚と同時に大きな力を発揮する場所だというふうに思っています。なおのこと、じゃあそこにどういうふうにつくっていくのかという、管理者は県だとは言っているけど、塩竈にとって塩釜港をどういうふうにするかという計画をきちっと方向性を出す必要があるのかなというふうに思うんです。何でもありではなくて、その点はやっぱり考えていただきたいなというふうに思っています。

また戻りますが、青南商事のことで伺うんですが、12月20日に青南商事より市の方に対して建築確認の申請が出ていると思うんです。私ももう一度確認する意味で、建築確認の許可が1月中旬にというふうに出ていたのを改めて当局にただしたらば、2月2日に建築確認の交付をしたと。市長が答弁しているのから見れば、ここまで進んでいるわけですね。

私、何で問題にするかということ、建築確認を出せば、あとはゴーですよ。前にも、去年ですか、犬猫のペットセンターの問題で出されたときに、建築確認を先に出して、後から住民の合意をとるといふような、そういう方向だったじゃないですか。やっぱりこれもまた同じことだと思うんです。その当時から問題になったように、建築確認の許可をとって、それで住民に説明をして、住民の合意を求めて、それから環境アセスをやるとか、それは建築は建築、環境なら環境、別問題じゃないと思うんです。やっぱり同じ行政が果たすわけですから。やっぱりそのところが連携されていない。

青南商事の進出の問題もそうです。まだまだクリアしなければならないものがあるでしょ。私は何も、説明会のときに、志子田議員もいましたし、田中議員もいました、曾我議員もいました、4人の市会議員がいたんです。そのときに、まだまだ……。地元の人たちは何を言ったかということ、十分な説明をしてほしいと。部長さんいたでしょ、課長さんもいたでしょ。それ



が現実なんです。それなのに、何で建築許可を出すんですか。出したらば、建てることだけに進みますよ。私だって仕事をしていた時期もありますし、市に建築許可を取って仕事をしていました。出ればやるんですよ、どんなことあったって。まだまだ住民に対する説明が必要でないかというとき……、あのとき紛糾したでしょ、そんなに簡単に説明いったわけじゃないですよ。皆さんだって疑問だと思うんです。私が言っていることはちゃんと例をとって、出された意見を間違いなく言っているんです。ただ、余りきつい言葉は外しましたよ。けども、何も住民が思っている疑問に対して……。やっぱり再度説明をきちんとして、納得と理解を得ていくのが筋じゃないですか。

それから、あそこで出された意見の中で、海の問題とか、いろいろありました。じゃあ海洋汚染がどうなんだと言ったときに、青南商事の専務さんは何を言ったかという、「それは考えていません」と。「私はそこで説明することは何もないんだ」という言い方をしたんですよ。けども、当然あそこに参加した人は何を言われたかという、「きちんと了解を得る必要があるんだ」ということを言われているんです。そういうこともやはりちゃんと。公害防止協定、そういうものを結ぶとか、そういうことがきちんとされる必要があるのではないかなというふうに思うんです。

また、地元の人は何を言っていたかという、事業計画の概要とかそういうものをまだ知らされていないと言うんです。そういうものも含めて、やはり再度説明会なりなんなりを持っていくというふうにすべきじゃないですか。

それから、私思うんですけれども、防災上、ではどうなのかということで、防災センターと青南商事との協議なんかも必要でないかということで、その点なんかも思うんですが、防災センターから参加した人は、初めてこういう説明の場に来たと言うんです。その方でさえ、自分たちの会社の中に入っていないなくても、火事になれば助けに行くでしょと。そのためにも市当局とか消防署との協議なんかもやはりきちんとやっていきたいんだということを言っているわけです。ですから、やっぱりこのところで、市長も言っていましたように、ぜひ協議の場をきちんと設けていただいて、住民の方とか近隣の企業、それから石油基地で働く人たちも含めて、安心して生活できるようなものを、そういうものを考えるようにさせていただきたいなと思います。

それから、できるだけ火力を使わないようにというような言い方をしていたんですが、またその前の議会で青南商事が仙台新港で操業しているときに火災のことを話したわけですが、確

かにここ1年ぐらいはないというふうに聞いておりました。だけれども、車に積んでいるのはガソリンであるし、オイルであるし、危険な部分、火災の起きやすいものというのはかなりあるわけですから、十分理解を得るようなもの、そういうものも含めて協議なんかもしていただきたいというふうに思います。

それから、防災の徹底の問題なんです、余り時間ないのではしょって進めていきますが、岩手県の田老町では、確かに沿岸部だということもあって、防潮堤の高さを津波予測で、宮城県沖地震で起きた場合、どういうふうにつくらなければならないかということで、防潮堤をやっぱり高くするとか、避難のために高台へ向かうための避難路の見通しをよくするために交差点の隅をカットするとか、それから防災行政無線とか、そういうものも津波予防システムと連動させていくとかですね。確かに沿岸部と湾、塩釜は湾を持っているから、その差はあるとは思いますが、その町でさえ自分たちとしてそういうものを設置していくというふうになってきているんです。そういう点なんかも含めて、ぜひ考えていただければいいかなというふうに思います。

それから、被災者再建支援法の問題なんです、私も新潟県中越に地震から1カ月後にボランティアとして参加してきましたんですが、あそこで出されたのは、前にも12月議会でうちの小野議員が話したと思うんですけれども、私が一番感じたのは、何が一番問題かということ、被災した家をどういうふうにしていくかというのが一番なんです。自分たちの住宅の本体に対する支援がないというのがやっぱり一番で、倒壊して、ここに住めるのかどうなのか。それから、国の支援はあるとは言っている、国は住宅本体の支援はないんです。宮城の場合は、宮城連続地震のときに独自に100万円までというものをやっているんです。いろいろ議論の中で、個人の財産に対してどうかという問題もあります。だけれども、一番のかなめというのは、やっぱり住宅本体なんです。確かに市では災害のための積立金をしていますし、そういうものがあるんだと、それを活用してはどうかというのもあるとは思いますが、どこに行っても、私ら参加していて、一番困っているのは本体なんです。そういうものに対する支援というのがやっぱりあるべきじゃないかなというふうに思うんです。その点も国会なんかでもいろいろ議論されてはいますが、なかなか住宅本体までというのがないんです。できるならば、そういうものについての支援をできるようにしたらいいなと思います。

それから、何で住宅の本体の方にこだわるかというと、やっぱり中にはそこから転居してしまうという方もおるんです。阪神淡路地震のときもそうでしたし、地元から離れてしまうとか

そういうのがあって、せっかく自分たちの生活の基盤として築いてきたものから余儀なく転居しなければならないということもあるので、その中でもぜひ、これからの議論で考えていただければいいかなというふうに思っております。

それから、残り時間ないんですが、船形コロニーの問題なんですが、何で改めてこれを取り上げたかという、やっぱり今、障害者に対しての問題というのが、浅野知事は福祉を宮城県を一番にするんだと言っている、今の状況というのは一番どころか最下位に近いんです。それで、船形コロニーを解体して、塩竈でじゃあどういうふうやっていくのかといったときに、今なかなか……。受け入れていくにしても、それを支援していく体制にしても、一番は24時間の支援体制をどうつくるかということなんです。泉の例をこの間テレビでやっていたんですが、泉では、20人を見るのに大体一つのグループホームに4人ないし5人を3人で見ているというんです。その3人が24時間なんです。24時間で3人でケアするわけですから、さっき言った1から4までの支援が必要じゃないかというのは、日常どういうふう処理していくのかというのがやっぱり大きな問題だというふうに思うんです。我々健常者と違う部分というのがあられるわけですから。そのときに、日常生活、入浴から仕事からすべて自分たちでやらなければならないときに、公共交通機関があるところだったらいいですよ。そうでないところから行く場合は、だれかがその人たちに対して介護しなければならないんです。支援をしなければ移動できない部分もあるわけですから。そういうときにどうしていくのかというのが。じゃあ県からは、それをやりなさいと。市ではこれくらいだと。塩竈から50人いるのが、万が一50人帰されたとしてですよ、受け入れざるを得ないわけですから、県で解体するわけですよ。そのときに、じゃあ塩竈市で仮に50人受けて、10人でもいいですよ、10人受けたとしても、その人の就労の場所、それから生活する場所もそうですし、その人たちの援助をどうしていくのかということも大きな問題となると思うんです。ぜひその点についての答弁をお願いしたいと思います。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 中川議員の再質問にお答えさせていただきます。

初めに、リサイクル企業の進出関連で塩釜港の問題について議員の考え方、お示しをいただきました。決して我々も何でもありということではなくて、先ほど触れましたように、港の機能というのが大分狭められてきている。臨海型工業がどんどん衰退の一途をたどっている中で、港の機能がどうやら流通的なものに特化してきている中で、塩釜港がそういった分野をどれくらいカバーできるかということが今この塩釜港の今後課せられた大きな課題であろうという

意味で申し上げさせていただきました。

そういった中で、やはり貨物をふやすためには臨海型工業の果たす役割の重要性というのは依然として変わっておりませんので、もし今後ともそういう臨海型の工業ということについての誘致の意向があれば、我々は積極的な対応をしていきたいということをご答弁申し上げます。

そういった中で、今回のリサイクル企業の建築確認の問題をご提起いただきました。

塩竈市で許可したということなんですが、これちょっと正確さを欠きますので、ここは改めてご理解をいただきたいんですが、当該事業者は塩竈市の方に建築確認許可申請は出しておりません。今、建築確認は民間の事業者が代行でできるようになっております。そちらの方に出されたということについては聞いております。繰り返しになりますが、建築確認というのは、法律の制度に基づいて構造上特に問題がなければ許可をおろすというのが今の建築確認の制度でありますので、民間の許可機関はそれを受けて、審査した結果で支障ないということで回答したということは聞いております。また、そういう回答をしたという通知は本市の方にも来ておりますが、決して塩竈市がということでないということをご理解いただきたいと思っております。

それから、事業計画とありますが、クリアすべき課題、問題がまだまだあるということにつきましては、私も同じ認識であります。あくまでも、先ほどの建築許可とあわせて、事業者は施設の設置許可というものが必要になってくるわけです。これは施設の設置許可をあわせてとらないとこの建物はできないわけありますから、決して建築確認をとったから建てられるということではないという状況にあることをご理解いただきたいと思っております。

そういった中で、施設の設置許可について先ほどご説明しましたように、本市に対しまして県の方から意見照会がございましたので、それらについては地元説明会の開催でありますとか、あるいは防災対策でありますとかといういろいろな分野について、本市の方から、こういったものを十分クリアしていただきたいというような条件を設置者の方に求めていただきたいという話をさせていただきました。

それから、防災であります、被災者支援、これにつきましては、住宅本体につきましては、前にも同じ質問をいただきましたときに、融資制度を有効に活用していただければという回答をさせていただきますが、今回も同じ回答にさせていただきたいと思っております。

それから、船形コロニーの問題であります。これは本当の意味でのノーマライゼーションが何かということの議論に尽きるのかなと私は思っておりますが、先ほども、大変失礼な言い方なんですけれども、受け入れざるを得ないというようなお話がありましたけれども、やっぱり

障害者を「ざるを得ない」じゃなく、やっぱりこの地域の方々の一員なんだということで「受け入れする」というむしろ我々の姿勢の方が大切なのかなと思っております、私はやっぱりそれが本来の意味でのノーマライゼーションなんだろうなと思っておりますし、県の方で浅野知事がこういう解体宣言を出したということは、これは県だけで考えることじゃなく、地域全体で考えましょうやというような問題提起をいただいたのだろうなというふうに考えております。当然それに伴って必要な事業費というのがあるかと思いますが、それらにつきましてはまた改めてご相談をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 暫時休憩いたします。

再開は3時15分といたします。

午後2時57分 休憩

---

午後3時15分 再開

副議長（菊地 進君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの答弁について、市長から発言の訂正の申し出がありますので、これを許可いたします。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 訂正しておわびを申し上げます。先ほどの中川議員からリサイクル企業の進出に関するご質問に対する答弁の中で、建築確認の手続についての部分がありました。私の方からは、民間確認機関で行われた旨の答弁をいたしました。私の全く不勉強でございました。本庁へ申請手続が行われ、確認済証を交付いたしておりますので、中川議員には心よりおわびを申し上げて訂正をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

副議長（菊地 進君） 市長の施政方針に対する質問を続行いたします。

6番鈴木昭一君。（拍手）

6番（鈴木昭一君）（登壇） 私は、去る2月18日佐藤市長が示された施政方針に対し、ニュー市民クラブを代表し質問をさせていただきます。

本市にとって厳しい財政状況の中、平成17年度の予算案を佐藤市長を初め当局の皆さんの英知を結集し、限られた財源の中で、佐藤市長の「選択と集中」を柱に、効果的な事業を展開していくための予算を作成されました。そのご努力に対し、まず敬意を表します。

そこで、今回出されました施政方針に対し、通告に従い、順次、具体的な施策についてお伺いいたします。

まず第1点目に、三位一体改革についてお伺いいたします。

この件については、初日、他の議員が質問しておりますが、改めて市長の所信を伺います。

国庫補助負担金削減と税源移譲、地方交付税の見直しを一体的に進める三位一体改革は、地方分権時代に対応した施策であると認識しておりますが、しかし本市にとって有効な施策なのかどうか、佐藤市長はどのようにお考えか、お聞かせ願います。

また、それによって本市にかかわる影響についてお聞かせを願います。

次に、市内小中学校の児童生徒の安全対策についてお聞きいたします。

近年、不審者の侵入による児童生徒の被害、または教職員の殺傷事件など、日常茶飯事のよう報じられております。これは、児童生徒を学校に送りだしている家族にとって大変ゆゆしきことであり、毎日心配の連続であろうと察するのであります。

この件につきましても先ほど中川議員がご質問して、ある一定の答弁をされております。その中で、いろいろ施策、侵入防止や危機管理等々の対策がとられているということでございますが、私は、侵入された場合の対応について、どのような対応を考えておられるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、すべての児童生徒に対し防犯ベルの携帯をさせるべきと考えますが、教育委員会として防犯ベルの貸与はどのようになっているのか、お聞かせ願います。

次に、大規模災害対策と備蓄倉庫の拡充についてお伺いいたします。

近い将来、高い確率で必ず起きると言われている宮城県沖地震に対し、本市として自主防災組織づくりにご努力をされていることについては敬意を表します。しかし、現在、自主防災組織はまだ少数で、全体の10%程度と思っておりますが、現状をお聞きします。先ほどこれについても市長の方から12町内会というお話がございました。そこで、今回、私はその自主防災づくりについて、それなりのいろいろなノウハウが必要でありますので、なかなか思うようにすべての町内会で自主防災づくりが進んでいない状況ではないかなと、このように思います。そこで、当局として、もっと積極的に各町内会に出向き、組織づくりの手順など手ほどきをする必要があるかと思っておりますが、当局のお考えをお聞きいたします。

また、備蓄倉庫の拡充についてであります。現在、学校等に備蓄倉庫を置いてあると思っておりますが、そのほかにはどのような場所に設置されているのか、お聞かせ願います。

私は、新潟中越地震のように大規模地震の際には道路の寸断などはかり知れない被害が予想され、備蓄倉庫の活用がままならない場合が想定されると思っておりますが、その点についてもお考

えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、100円バスについてお聞きをいたします。

既に我が会派の田中議員が質問をしておりますので、私は、市民の方から要望意見があった事例についてお聞きをいたします。

それは、コースの変更または停留所の変更等で不便を余儀なくされている藤倉地区の方より、これまで通っていたバスが通らなくなったと。また、停留所が変わったため遠くなり、お年寄りが利用するのに不便だ。また、コースが変わったため時間がかかり、通勤に使えなくなったなど、さまざまなご意見をいただきました。せっかく市民の利便性を図るため実施した100円バスが、かえって不便になったのでは、何のため実施したのか理解できないとも言っております。

市長の肝入りで行われた100円バスの導入は、一方では料金が安く利便性がよくなり乗降客が多くなったことは大変すばらしいことで、私は評価したいと思います。しかしその一方、不便になったと言われている方もおられるわけであります。当局は、すべての市民の要望を満たすことは不可能とお考えなのか、それとも今後さらなる見直しを図りながら利便性の向上を果たしていくとお考えか、お伺いをいたします。

現在試行期間でありますので、今後の見直しの中で、我が会派が要望しているバスの小型化、または複数コースの設定など、ぜひ検討していただき、市長の公約である100円バス導入のすばらしい成果につながるよう希望いたしますが、その点についてもお伺いしておきます。

次に、水洗化未接続家庭の普及促進策についてお伺いいたします。

塩竈市は下水道の整備は他市町村より普及率が高く、下水道人口普及率97.5%、水洗化普及率は92.8%になっているのでありますが、下水道の普及率に比べ水洗化普及率が低くなっており、未接続世帯がところどころに散在しているのであります。そのため、近隣の世帯が臭気に悩まされている現状であります。そこで、当局として、そのような未接続世帯に対しどのような指導をされているのか、お聞きをいたします。

また、今後どのような手段で未接続世帯解消に努力されようとしているのか、お伺いいたします。

また、未接続世帯が解消されれば経費の面でも大きく変わってくるかと思っておりますので、当局の思い切った改善策、または接続負担金の軽減、または融資の面など、優遇措置を講ずるべきと思料いたしますが、その点についてお聞かせを願います。

次に、水産業の振興策として魚市場の再開発についてお伺いいたします。

本市の基幹産業であります水産業は、現在低迷により年々水揚げ量が減少しておりますが、以前から提案されております魚市場の再開発について市長は今現在どのようなお考えなのか、お伺いをいたします。

次に、財政問題についてお伺いいたします。

これにつきましても、先ほど田中議員が質問をしております。

市長は、施政方針の中で、今後5カ年間の収支不足は50億円と言われておりますが、端的にそれは何を意味するものなのか。また、財政運営の指針となる財政健全化フレームを作成し収支不足の解消を目指すとはありますが、基金が底をついている現状において改善が図られるのか不安であります。私は、当局はもとより、職員、そして行政にかかわるすべての者は、大胆な改革をしなければと思うのであります。それには、民間事業者と同じ視点で、大きな痛みを覚悟の上で、当局と職員が一致団結して、これを乗り切る努力をすべきと考えますが、市長の決断をお伺いいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

副議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 鈴木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、三位一体改革に関する質問のうち、三位一体改革に対する私の認識及び本市への影響ということについてのお答えをいたします。

三位一体の改革は、若干、国の財政再建といったような分野が優先されている感があり、全体像もまだ不透明ではございますが、地方自治体が地域の住民の本当に望むものを実施できるようにするためには必要な税財源を地方に移譲して財政の自立性を高めることが基本となっております。三位一体改革は、そのような地方自立を促進するために必要な改革であるという認識を私はいたしております。地方行財政の自立性が高まりますれば、より自由な発想と創意工夫のもとで市民の皆様方が本当に必要とする施策を最も必要とされる時期に実施していく環境が整うものと考えています。三位一体の改革が地方行財政自立改革につながるよう、全国市長会などの場を通しまして国に強く求めてまいりましたし、真の、本当の意味での地方自立改革となるような税源移譲等が確実に実施されますよう、引き続き国に要望してまいりたいと考えております。

三位一体の改革につきましては、国の経済財政運営と構造改革に関する基本方針などでは全



体の規模が示されております。それによりますれば、国庫補助負担金をおおむね、おおむねであります。4兆円ほど廃止・縮減し、基幹税を通じておおむね3兆円規模の税源移譲を地方に行うという内容であります。

また、削減額と移譲額の間には1億円のギャップがありますが、さらには移譲税源の3兆円には既に16年度で決定済の6,500万円が含まれるということになっておりますことから、国の財政再建が若干優先されるのかなという意を強く持たざるを得ないというふうな、先ほど私がお説明した内容となっております。

本市における状況でございますが、平成16年度におきましては、公立保育所運営費補助金や介護保険事務費交付金など約1億2,300万円が、また平成17年度におきましては新たに老人保護措置費国庫負担金など4件、金額で6,000万円程度が国庫補助負担金廃止の対象となっております。このほか、県を通じて交付されます国庫支出金削減による影響も加えますと、平成17年度における三位一体の改革に伴う国庫補助負担金の削減額は、おおよそ1億9,500万円ほどになるものと見込んでおります。

これらの削減額に対して交付されます平成17年度の所得譲与税は2億1,600万円と見込んでおり、税源移譲に結びつく国庫支出金につきましては、所得譲与税で基本的には補てんされているというふうな認識をいたしているところであります。所得譲与税は、本格的な税源移譲までの過渡的な措置でありますので、基幹税への早期移行を求め、真の地方財政自立改革の実現を目指して今後とも努力してまいりたいと考えております。

また、三位一体の改革では、地方交付税の改革があわせて行われております。経済運営と構造改革に関する基本方針2004では国の歳出の見直しとあわせて地方の歳出を抑制することといたしておりますが、歳出の見直しを進めて、より一層効率的な行政運営に努めることは当然のことではあります。平成16年度においては、本市での影響額が4億円と見込まれるような地方交付税等の大幅な圧縮が行われており、危機的な状況にある自治体の財政運営をより一層困難なものとしております。平成17年度においてはさらなる大幅な削減は回避はされましたが、三位一体の改革の名のもとに地方が真に必要なとする一般財源がこのように急激に削減されることのないよう、今後とも注視していくことが不可欠であるというふうな考えているところであります。

「ともに支えあう、健やかさと安心に満ちたまち」に関する質問のうち、学校の児童生徒の安全対策ということについてのご質問の中で、先ほどと重複しない範囲でお答えさせていただ

きますが、侵入された場合にはどのように対処するのかというお話でありましたが、こういった不審者に侵入された場合の各学校ごとのマニュアルというのは一応作成はされておりますが、そういったものだけでは対応が不十分ということで、学校によりましては模擬訓練等も実施を始めたところでありますが、いずれこういった動きを強めながら、やっぱり侵入者の排除といったようなことに努めてまいりたいと思っております。

児童生徒への防犯ベル貸与のご質問をいただきました。

防犯ベルの携帯につきましては、子供たちの安全を確保するための一つ的手段として、昨年7月、防犯ブザーを携帯させるよう保護者の方々にお願いをしてきたところでございます。現在、小学生では約66%、中学生が23%、全体といたしまして51%の子供たちが携帯している状況にあります。また、貸し出し用の防犯ブザーとして各学校へ40個ほど配備をさせていただいております。防犯ブザーの携帯につきましては、子供たちの安全確保を図る観点から、今後とも引き続き保護者の方々に呼びかけ、各家庭でのご協力を強力にお願いしてまいりたいと考えております。

次に、大規模災害対策と備蓄倉庫の拡充についてお答えをいたします。

先ほど出前防災研修会等の開催につきましては状況をご報告させていただきましたが、今現在、12団体16町内会が組織を結成させていただいております、全町内会の約10%であります。まだ90%以上が残っているということでは、今後我々こういった動きをさらに強めてまいりたいとも考えておりますが、60回ほどの研修会の開催によりまして、町内会単位への浸透率はおかげさまで30%ということになっておりますが、依然としてまだ70%の町内会につきましては浸透しておらないという状況にございますので、自主防災組織づくりのための出前防災研修会を今後は休日あるいはほかのイベント等とも関連させながら、できるだけ積極的に推進してまいりたいというふうに考えているところであります。

備蓄倉庫につきましては、大規模地震災害時に備えますために、平成8年度から、指定避難所であります学校の余裕教室を利用した倉庫、あるいはコンテナを利用した屋外用倉庫など、計画的に整備を進めてきたところでございます。

学校以外では、市役所及び体育館に備蓄倉庫を配備いたしております。

今後は、残されました6カ所の指定避難所に防災倉庫を整備していく予定でございます。

宮城県でまとめました第3次地震被害想定調査結果によりまして、最も大きな被害が予想されます宮城県沖地震連動型の場合は、本市におきましては短期避難者の数が約3,200人に上る

という調査結果が発表されております。さきの新潟中越地震では避難所運営と備蓄品がいかに大事であったかということのを改めて考えさせられたわけでありまして、本市といたしましては、それらの被害予想数に基づきまして、計画をより前倒ししまして、平成17年度から19年度の3カ年間で避難所の必要備品を整備していくとともに、災害発生時における生活必需品につきましては、市内の量販店と協定を結ぶなど協力を呼びかけてまいりたいと考えております。

市民の皆様には最低3日間生活できる備蓄品の備えをお願いし、また自主防災組織の皆様方には初動機能、救助等活動のために必要な資機材の配備を、そして市といたしましては避難所に食料、水、さらには毛布、簡易トイレなどを配備した防災備蓄倉庫を整備するなど、それぞれの役割を分担しながら、来るべく宮城県沖地震に備えてまいりたいというふうに考えているところであります。

ともに支えあう、健やかさと安心に満ちたまちづくりの中の「しおナビ 100円バス」の今後の展開についてのご質問でございました。

特に停留所の移動についてのご質問でございました。

「しおナビ 100円バス」の運行に当たりましては、かつてバスが通っておりませんでした杉の入地区に路線を拡大し、市民の皆様方の利用拡大に努めたところでございます。コース等の設定に当たりましては、できるだけ影響を最小限にすべく検討をさせていただきましたが、道路事情や交差点の関係等もございまして、藤倉三丁目のバス停につきましては、約150メートル北西部に移設させていただきました。利用者の方々には大変ご不便をおかけいたしました。ご理解とご協力をお願いしたところであります。

また、通勤者に対する不便性の解消に向けた取り組みの一環といたしまして、現在、対応策を宮城交通と協議をいたしておりますが、今後は乗降調査でありますとかアンケート調査などを行い、その結果なども踏まえながら問題解決に努めさせていただきたいと思っております。

そういった中で、今後の本格運行に向けて要望にすべてこたえられるのかというご質問でございましたが、今いろいろ出されております要望に100%おこたえしていくことはなかなか困難ではないかと考えておりますが、例えばコースの一部変更でありますとか、関連します公共交通機関への乗りかえのための時間帯等の調整等については、可能な限り誠意を持って対応してまいりたいというふうに考えております。

また、バスの小型化についてであります。先ほども田中議員のご質問でもお答えさせていただきましたが、今現在の運行体制といたしましては宮城交通の方をお願いをいたすという形

態で運行させていただいておりますが、宮城交通の経営環境の厳しさから、中型バスの導入についてはなかなか難しいといったような旨の話をされているところであります。

次に、「海と緑とともに暮らす、環境にやさしいまち」のうち、水洗化未接続家庭の普及促進の対策についてお答えいたします。

本市の下水道普及率、平成15年度末現在で97.5%、また水洗化率は92.8%と、県内の自治体と比較いたしましても極めて高い水準に達しております。しかしながら、約2,100戸の方々が下水道に接続していない状況がございます。未水洗化建築物の解消策といたしましては、一日も早い汚水整備の促進とあわせ、下水道への接続、水洗化普及促進をさらに進めますため、本市が排水設備工事の指定をしております指定工事店の協力を得まして、昨年12月に「塩竈市下水道普及促進協議会」を設立いたしました。今後は、当協議会の連携を図りながら、本市職員が下水道に未接続のお宅を直接訪問し、早期接続へのご理解とご協力を求めてまいりたいというふうに考えているところであります。

未接続世帯の解消のための改善策といたしましては、水洗化の普及が進むことによりまして下水道使用料収入がふえるとともに入水への流入水量もふえ、規模の経済効果が働き、処理に要する原価が次第に減ることにつながることから、結果といたしまして、一般会計からの繰入金金を減らすことができるものと考えております。ちなみに、水洗化100%が達成したと想定した場合、約1,600万円の削減効果につながるという試算がされております。

未水洗化建物等の解消は、財政的にも効果があり、地域の公衆衛生の向上にもつながりますため、普及促進の啓蒙活動はもちろんのこと、未水洗化建物解消のための新たな支援策などを検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

「塩竈の特性と地域資源を生かした、活気あるまち」に関する質問にお答えいたします。

魚市場の再開発についてご質問をいただきました。

魚市場の再開発につきましては、平成3年以来進めてきた魚市場地区再開発計画の柱の一つではありますが、業界関係者との協議をいまだ重ねておりまして、11年度に実施計画というような形でまとめさせていただいたところであります。しかしながら、本市の水産業を取り巻く環境は大きく変化をいたしてございまして、ここ1ないし2年の魚市場の年間水揚げ額は100億円前後にとどまるなど、事業展開が非常に困難な状況となっております。平成14年度からは県事業として3カ年かけて水揚げ岸壁の改修を行っておりますが、当分の間は各設備の補修などを計画的に進め、現有施設の有効活用を図りながら、魚市場の再開発は引き続き今後の課題とい

うような受けとめ方をさせていただきたいと思っております。

「市民と行政の協働で創るまち」に関する質問のうち、赤字再建団体転落とその回避策についてのご質問であります。

平成17年度予算は、約7億7,000万円の基金の取り崩しや財産売り払いを計上し、かろうじて収支の均衡を図っているのが現状であります。19年度には準用再建団体転落が危惧されるような極めて厳しい財政状況と言わざるを得ないかと思っております。

このような状況を踏まえまして、スリムで合理的な行政、さらには財政の健全化等を目指しまして、「新行財政改革推進計画」の策定に現在取り組んでおりますが、単なる訂正的な目標の設定ではなくて、明確な数値目標を設定し、5カ年間の今現在の収支不足約50億円を解消しようとするものでございますが、しかし市税収入の伸びが見込めず、また国の地方交付税削減の動きを勘案いたしますと、財政健全化の道のりは大きな困難を伴うものというふうに考えておるところであります。

現在、平成17年度の極めて厳しい財政状況を踏まえ、改めまして個別行動計画の取り組み項目の見直しでありますとかスケジュールの前倒しなどに着手をいたしておりますが、相当の痛みを伴う内容にならざるを得ないというふうに考えております。職員定数のさらなる削減、給与制度改革、管理事務コストの縮減は当然であります。徴収努力、受益者負担の適正化などにも踏み込みまして、数値目標を設定し、5カ年間の道筋を市民の方々に明らかにしながら財政再建に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

副議長（菊地 進君） 市長、三位一体の改革についての答弁で、単位を間違えていると思います。1兆円というべきところを1億円と答弁しておりますので、訂正願いたいと思います。

市長（佐藤 昭君） 失礼いたしました。三位一体の改革の中で、国庫補助負担金がおおむね4兆円程度廃止・縮減し、基幹税を通じておおむね3兆円規模の税源移譲を行うことといたしております。削減額と移譲額には「1兆円」のギャップがありということでございました。おわびして訂正いたします。よろしくお願いいたします。

副議長（菊地 進君） ありがとうございます。

6番鈴木昭一議員。

6番（鈴木昭一君） ご丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

若干、再質問をさせていただきます。

三位一体改革、市長が今お話しのように、国庫補助負担金削減、また地方交付税の見直し等で大変な時代になったかなと。しかし一方では、この三位一体改革は必要な施策であるというお話でもございました。これから地方交付税の見直し、大変厳しいものがあるかと思えますけれども、なお一層市長にはご努力いただきまして、市の財政確保にご努力をいただきたいなと、このように思います。

次の小中学校の児童生徒の安全対策ですが、侵入された場合の対応ということでマニュアルが作成されているということですが、いろいろテレビ等で話を聞くと、防犯用具を購入しているところが非常にふえてきたということでありまして、とりわけ昔の「さすまた」というんですか、それが大分今注文が多く、つくるのに間に合わないというような、テレビでやっておりました。いろいろ話を聞くと一長一短があるようでありますけれども、単価も1万500円と結構な値段でございますから、市内13校に5本ずつ配備すると65万円ぐらいかかるのかなと、こんなふうに。あれ1本ではだめなようでございますから、最低3本はないと対等できないということでございますから、そういった意味では大変な負担ではないかと思えますけれども、そのようなお考えがあるのかどうか、再度お聞きをいたします。

それから、防犯ベルなんですけど、ご父兄から聞くと、いろいろ対応されている方もおりますけれども、学校の勤めで購入した方もいると。しかし、持っていない子供たちもいるわけでありまして。やはり私は、貸与という形ででも全児童が首にぶら下げて登下校させるというような、そのことが一つの大きな抑止力になるのではないかなと、このように思うんです。そういったところで、子供たちの通る、地域サポーターの方に「おたくはどうですか」と聞くと、「まだまだ持っていない」とか「全員が持っているものではないよ」というようなお話を聞いております。ぜひこの辺についての改善方、教育委員会としてどのようになっているのか、できれば全員に持たせるような努力がされないものか、お聞きをいたします。

それから、大規模災害と備蓄倉庫の関係でありますけど、先ほど市長から言ったように、12団体16町内会でしょうか、自主防災ができたということではありますが、自主防災の組織というのは、どれが本来の組織かどうかというのは私もよくわかりませんが、どこまでつくってやるのが本当の自主防災の形なのかというのはよくわかりませんが、それぞれの町内会で自主防災組織をつくるには、マニュアルみたいなものがあるんでしょうけれども、なかなかそういったものがよくわからない、どんな手順でやればいいのかわからないというところもございまして、やっぱりそういったところをもっと踏み込んだ町内会への指導をぜひお願いし

たいなと、このように思います。

それから、避難場所等々では、集会所なども避難場所に指定されているというところがこの前の新聞に載っておりました。そこで、県の建築士会塩釜支部と塩竈市が協定を締結したというふうになっておりますけれども、新聞に載っておりますからよくわかるんですが、この辺の中身について、この場にてちょっとお知らせをいただきたいなと、このように思います。

それから、備蓄倉庫は学校とかそのほか体育館とかあるようですが、それぞれの町内会、東西南北にある町内会の集会所にそういった備蓄倉庫が併設される予定はないのかどうか、そんなお考えはないのかどうか。もしそこにあるとすれば、老朽化した集会所では到底だめでしょうけれども、しっかりした集会所となれば、そこに場所があれば備蓄倉庫を併設するということが非常に効果的ではないのかなと、このように思いますけれども、その辺、お聞きをいたします。

それから、集会所の実態ですけれども、現在、塩竈市に大分老朽化した集会所があるかと思っておりますけれども、そんな集会所を利用している際に災害があった場合、大変大きな災害になるのではと、このように思いますけれども、その辺の対策はどうか、お聞きをいたします。

それから、100円バスでございますが、これも先ほど田中議員でも答弁をされておりますが、市長は先ほど宮城バスと協議の上検討するということではありますが、やっぱり停留所が変わると、今回この藤倉地区はちょっと上り坂なんです、150メートルといっても上り坂で、かなりお年寄りにはきついなという感じがするんです。ですから、停留所を移設することによって、150メートルでもお年寄りには大変な距離ですし、ご苦労なことだと思いますが、この辺についてもやむを得なかったのでしょうかけれども、この辺の今後の改善も必要ではないのかなと。

それから、100%満足度は得られないにしても、今杉の入で実施しておりますけれども、もっともっと、西部地区とか、そのほかにもあるかと思うんです。将来そういった、全く今までバスも通らなかった、また狭くて大型バスが通れないところもあるわけですから、やはりそういったところ、団地とかそういったところは多くの住民がいるわけですので、そういったところもひとつお考えをいただいて、少ない便数でも通してやると、そのことによって少しでもお年寄りなりお体が不自由な方が表に出られるような施策を講じるべきでないのかなと、このように考えますが、この試行期間が終わった後が一番大事だろうと思います、その辺についてもお考えをぜひお聞きをしたいなと、このように思います。

次に、水洗化未接続、これもいろいろ大変なので、もちろんいろいろなところに散在してお

りまして、特に盆、正月、そんなときにかかなりの臭気が漂うわけでありまして。そういうところでございますので、なるべく早くぜひ完備をしてほしいと思うんですが、ただ自宅まで入れていくところに作場道があったり、本管をつなぐまでの距離が長くてなかなか自己負担ができないということもあるわけです。そういったところを何かひとつ優遇措置をしていただいて、やはり家の前までしっかりと本管を持っていってもらえるようなことを考えるべきではないのかなと。そのことによって、先ほど市長が言ったように、汚水の処理費、それから下水道料金の増にもつながるかと思えますし。また、これが100%完備されれば、環境センターが果たしてどうなるのかわかりませんが、汚水処理費がかなり浮くのではないかなと、このように思いますが、その辺についてひとつまたお考えをお聞きいたします。

また、融資ももっと長い目で見ていただいて、期間を延ばしていただいて、それぞれの家庭が時間をかけて払えるような、そんな対策も必要ではないのかなと、このように思いますので、ひとつよろしくお聞きいたします。

それから、魚市場の再開発、この時代、大変な状態でございますから、今の財政状況の中では、なかなか新たな市場の建設は無理かと思えます。しかし、業界の方々も期待はしているのかなと思えますし、将来的にどのようなお考えか、この財政状況が変われば、またそういった考えに戻るのかどうか、今後の課題となっておりますけれども、改めてお聞きをいたします。

それから、財政問題、大変な状況でありますし、先ほど田中議員からの質問でも、定数削減についても地方公務員法との兼ね合いがあってなかなか難しいということもありますけれども、職員定数、現在は自然減という形の定数削減ではあるかと思えますけれども、やはり思い切ったことをしなければ、なかなか難しいのではないかなと。お役所と民間事業所とは全く違うかと思えますけれども、しかし今のこの世の中、同じ視点で考えて、そして両者が痛みを覚悟の上で、賃金を削減するとか、定数削減ができなければ、せめて賃金を削減して、カットをしてもらって、そしてともに市の財政の改善に努力をするということが必要ではないのかなと、このように思います。いま一度市長の決断をお伺いをして、終わります。

副議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、三位一体改革、必要な改革という申し上げ方をさせていただきましたが、それは我々、本来地方自治として認められている権限を取り戻すためにはやはりぜひ必要だと。要するに、地方自立ということを中心に考えれば、やっぱりこういった改革は必要であるというこ



とを申し上げさせていただいたわけではありますが、残念ながら現行の状況ではまだそういう状況には立ち至っていないという認識をいたしておりますので、今後そういったことにつきまして、いろいろな方のお力をおかりしながら努力をしてまいりたいと考えております。

それから、小中学校の安全対策のうちの防犯用具の購入と防犯ベルの問題につきましては、後ほど教育長の方からご答弁をさせますので、お聞き取りいただきたいと思っております。

それから、大規模災害に関連しまして、自主防災組織、もっともっと踏み込んだ指導をというご指摘でございました。先ほど市内で60回近い出前講座をやったということでご説明させていただきましたが、そのほかにも各町内会単位の防災マップの作成についても、本市の防災安全課の職員が出向いて、いろいろ指導・助言をさせていただいておりますが、やっぱり自分たちの住む地域の中にこういった危険が内在しているのかということをもそれぞれの地域の方々に自分の目で確認していただくと。あわせて、例えば備蓄倉庫でありますとか避難所がどこであって、そこまで避難するときに途中でどういう障害物があるかといったようなことを地域の方々と一つ一つ確認させていただきながら、その避難所まで何分あったら逃げられるかというようなことについても模擬実験的なことをさせていただきながら防災マップを作成するということでは、防災安全課の職員、大分きめ細かい指導をさせていただいております。が、残念ながら、地域住民の方々の数多くにご参加いただければよろしいんですが、なかなか日曜日になりますと行楽に出かけて参加できないとか、平日ですと勤め関係で参加できないというような方々が結構おられまして、対応に苦慮いたしておるところではあります。なお一層努力をさせていただきたいと思っております。

それから、避難場所の安全対策として耐震診断。これは、市内に全体として14カ所ございます。3,200人の方々が避難する避難所として14カ所です。ただし、島の方が3カ所ございまして、市内の方は11カ所です。その11カ所に、例えば大きな地震が発生したとき、3,000数百名の方々が避難されると。で、一たん避難所に落ちついたんだけど、点検してみたら、さらに避難所が倒壊の危機にあるということになりますと大変大きな問題になりますので、避難者が避難する前に塩竈市の建築士会の皆様方がいち早く駆けつけて、避難所の防災点検を行った上で「大丈夫、安心して避難していただけますよ」という確認業務を即日を実施していただくという協定を結ばせていただきました。建築士会の方々には大変ご協力をいただいて、感謝を申し上げたところでございます。

それから、集会所に備蓄倉庫をということと、老朽化が著しい集会所を果たして避難所に使

うのかといったようなことにつきましては、後ほど危機管理監の方からご答弁をさせます。

それから、100円バスの停留所移設につきましては、議員の方から坂道で大変厳しいというお話をいただきました。私どもも大変心苦しいお願いになりましたが、何とか今ご協力をいただいております。

また、バスの空白地帯に新たな路線ということですが、これもいろいろ検討させていただきたいと思っておりますが、いずれ新たな路線の設定については、自治体の負担という問題が出てきますので、我々もやはり費用対効果というものを十分に勘案させていただきながら、こういった問題に対応させていただきたいと思っております。

水洗化の問題ですが、支援策につきましては、後ほど建設部長の方から答弁をさせていただきます。

それから、魚市場の再開発、市長はどう考えるかということですが、財政的に大変厳しい環境の中で、いま再開発に取り組むのはなかなか困難であるということについては先ほど触れさせていただきましたが、一方では、やっぱりこういう食を扱う施設の安全・安心、特にハサップ対応というような問題が迫られております。本魚市場も食を扱うわけですので、ハサップ対応を今後どうしていったらいいかということについては喫緊の課題ではないかなと思っております。この辺につきましては、関係者の方々といろいろと議論をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

私の方からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

副議長（菊地 進君） 小倉教育長。

教育長（小倉和憲君） それでは、私の方から2点。

1点は、さすまたの購入の件ですけれども、確かに議員おっしゃるとおり、私も学校において警察等と協力しながらの教員の訓練のときに、さすまたを活用したのを見ております。効果的だと思います。しかし、さすまたも、すぐそばに置いてあればいいんですけれども、教師はついやっぱり手短にある機とかいすをさすまたの代用として使っているのが現状でございます。今後それについては検討してまいりたいと思っております。

それから、防犯ベルについてですけれども、防犯ベルについては、市内の約3分の2の児童が持っているということもありまして、私の方では、とりあえず今年度は生活保護、準用保護の子供たちを対象に、各学校に40個ほど用意させていただいております。そういうことで、以上でございます。

副議長（菊地 進君） 芳賀危機管理監。

危機管理監（芳賀輝秀君） それでは、私の方から集会所における備蓄倉庫関係、それから集会所の耐震関係についてお答えさせていただきます。

まず最初に、備蓄倉庫関係なんですけれども、先ほど前段市長が申しましたように、避難所関係での備蓄につきましては、例えばそれぞれ避難所で生活する分での備蓄、それから地域での備蓄につきましては、初動態勢に必要な資機材関係、そういった備蓄、あとはそれぞれ個人の方で3日間ルールといった形で備蓄、そういう色分けをしまして今進めているところでございます。

それから、集会所の耐震関係につきましては、指定避難所につきましては、先ほど市長が申しましたように、浦戸含めて14カ所ということで、今回集会所は外れましたけれども、ただいづれ災害ですので、どのぐらいの……、想定は3,200人ぐらいですけれども、その辺ちょっと想定もつきませんので、もしかすると集会所も使うようなおそれもありますので、そういったときに備えまして、当然そういった対策は必要でなかろうかと思っております。ただ、この辺につきましてはもう少し検討させていただきたい、このように思っております。

副議長（菊地 進君） 早坂建設部長。

建設部長（早坂良一君） 公共下水道未水洗化の支援策についてのお尋ねでございますので、お答えさせていただきます。

実は昨年も水洗化の促進ということで、これまでの融資制度を個人住宅ということに限定しておりましたものを事業者まで拡大をしてきたという経過がございます。それで促進に努めておるとい状況が一つございます。

さらに、そういう中でも、未水洗化の方を訪問させていただきますと、いろいろな事情がございます。それは建物の老朽化とか高齢化とかということで、いろいろな個々の事情がございます。そういうことも踏まえまして、私ども昨年の12月に促進協議会という組織を立ち上げまして、民間の事業所さんのご協力も得ながら、個々の相談に応じ、さらにその中で支援策というものをぜひ考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をちょうだいしたいというふうに思います。以上でございます。

副議長（菊地 進君） 8番嶺岸淳一君。（拍手）

8番（嶺岸淳一君）（登壇） 公明党の嶺岸淳一でございます。

私は、平成17年度佐藤 昭市長の施政方針に対し、公明党を代表し一般質問を行いますので、

市長並びに当局の誠意あるご答弁をお願い申し上げます。

初めに、財政の健全化と新行財政改革についてご質問をいたします。

内閣府が2月16日に発表した2004年のGDP国内総生産は4年ぶりに増加に転じ、前年度比1.4%増の504兆5,893億円となり、500兆円の大台回復は2001年以来3年ぶりでございます。主要項目別では、輸出が前年度比12.5%増と大きく伸びたほか、民間投資が4.8%増、個人消費が1%増、これに対し公共投資は9.7%減となっております。

一方、民間のデータバンクの発表では、1月の全国企業倒産集計によりますと、負債1,000万円以上の倒産件数は1,039件と前年度同比13.8%減少しておりますが、100億円以上の大型倒産は12件あり、2カ月連続で悪化しております。また、破産や特別清算といった清算型法的処理の割合が41.4%となり、事業継続断念を強いられる企業の割合がむしろ増加の傾向にあり、事態は深刻さを増していると分析しております。

そういった長引くデフレ経済不況の中で、本市においても、バブル崩壊以後、いまだ一向に明るい兆しが見えてまいりません。

これまでの行財政改革の取り組みについては、昭和64年に行財政改善推進本部を設置し、支出削減や行政運営の合理化、組織機構の見直し、職員数の適正化、民間委託の推進等、その方向性を示してまいりました。

平成6年、平成10年に行財政推進計画を策定し、平成11年に実施計画を作成、行財政改善に取り組んできましたが、経済不況によって市税の収入落ち込みに歯どめがかからず、扶助費や繰出金、公債費が増加し、財政が大きく悪化しました。

平成13年には、2004年度に準用財政再建団体に転落する危険があるとマスコミで報道され、このとき5年間で60億円の収支改善を目指す財政健全化の基本方針を策定し、全庁的に取り組んでまいりました。

担当部局としては、地方分権社会の中で自治体の経営力や創意工夫が問われる都市間競争の時代が一層進行しているものと認識していると述べられておりましたが、結果として収支改善が図られませんでした。市長はこのことに対しどうご認識をされておられるのか、お伺いをいたします。

次に、施政方針では、「5カ年間で収支不足50億円が見込まれています、その改善策として新行財政改革推進計画を策定し、5カ年の道筋を明確にしながら、行財政改革に向け総力で取り組む」とありますが、その「総力」とはどのようなものなのか、考え方を具体的にお伺いいた

します。

また、個別行動の見直し、職員数の削減や昇給停止年齢の設定、特殊勤務手当の見直し、企業特別会計の経営の健全化は、5カ年間で目標の達成を必ずなし遂げることができると思っておいでになるのでしょうか。市長の強い決意とお考えをお示しく下さい。

次に、三位一体の改革に基づく長期総合計画と自主財源の確保についてお聞きいたします。

国から地方への資金の流れを変える改革が本格的な実施段階を迎えようとしております。三位一体の改革で税源移譲額の上積みなど、まだまだ課題は多いのですが、地方の財政の自立という目的に照らすとき、課税自主権の拡大、地方の借金である地方債の改革など、重要な課題であると思っております。

そこでご質問をいたしますが、三位一体の改革に伴う財源の問題で、補助金の削減、税源の移譲、地方交付金の見直し等で、本市の長期総合計画はこのまま推進して大丈夫なのでしょうか。施政方針では、平成13年度から平成22年度までの計画年度で本年度は中間年度として総括を行い、行政評価の手法を使い成果を検証していくと述べられておりますが、見直し等も含め抜本的改革はお考えなのでしょうか、ご見解をお伺いいたします。

さらに、基礎的財政収支、プライマリーバランスを均衡させるために、自主財源の確保が大きな課題であります。市長は自主財源の確保についてどのような対策をお持ちなのでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、「海辺の賑わいゾーン都市基盤整備事業」についてご質問をいたします。

施政方針では、グランドデザインに基づき地区全体の土地利用の活性化を図るために進出事業者の公募を行っているとして述べられております。

一例を挙げてお尋ねをいたしますが、昨年10月末にオープンした大阪府堺市の超大型ショッピングセンターが業界紙等で紹介、報道されました。それによりますと、4層吹き抜けの建物で、天井の高さは26メートルを超え、通路も幅8メートルとゆったりしております。デパートと大型スーパーの各店舗の間を結ぶモール、遊歩道は、4階に分かれ、専門店、レストランなどが160軒も軒を並べております。敷地は、鉄鋼メーカーの社宅跡地、面積5万8,000平方メートルと東京ドームの1.4倍で、2,800台の駐車場を備え、延べ床面積17万2,000平方メートルの巨大な施設が、年間売り上げ目標380億円となっております。

このような超大型ショッピングセンターが全国に続々誕生しております。業界最大の売り場面積を有する企業は、昨年1年間だけで6カ所の大型ショッピングセンターをオープンさせ、

さらに今後3年間で7カ所の大型ショッピングセンターをオープンする計画であります。自治体に事前に届けた出店計画のうち、売り場面積1万平方メートル以上の大型ショッピングセンターは、昨年100軒を超えました。4万平方メートル以上の超大型センターは11軒となっております。

こういったことを見ると、本市が公募しているものは、それらに対抗できるものなのか心配でなりません。その対策については、どのようなお考えをお持ちなのでしょうか。また、事業者が進出し、志半ばで撤退を余儀なくされたときのリスクはどうお考えなのでしょうか。さらに、地元業者との競合は、どう思っておいでになるのでしょうか。具体的にご説明を求めますのでございます。

次に、中心市街地活性化推進事業についてご質問をいたします。

施政方針に「商業活性化対策といたしましては、商人塾を継続実施し、繁盛店のモデルケースを創出することにより、他の商店にも波及することを目指してまいります」と述べられておりますが、繁盛店のモデルとは具体的にどのような店舗を目指そうとお考えなのか、市民にわかりやすいようにご説明をお願いいたします。

また、旧今野屋跡地を中心にイベントが開催され、ようやくお客さまでにぎわいを見ましたが、最近、市民の方から、旧徳陽相互銀行の建物は歴史的建造物のために保存をしているのかと尋ねられ、返事に困ったときがありました。昨年の決算委員会で市長は「建物は使えるので、コミュニティの場所とか市民に役に立つ使い方をしたい」と言っておりましたが、施政方針にはこの件については触れられておりません。今後の活用についてはどうされるおつもりなのでしょうか。

また、平成18年度には北浜沢乙線が完成を見ます。本町海岸通の再開発は今後どうお考えなのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、福祉対策のファミリーサポート事業、病後児保育事業、マンモグラフィの導入、前立腺がんの検診事業、児童虐待防止ネットワークの構築、障害者福祉タクシー利用助成事業の拡大と自動車燃料費助成についてお聞きをいたします。

私ども公明党は今日まで福祉優先の主張を続けてまいりました。その中で特に国民の最大の課題であります少子化問題の急速な進展に伴って、子育て支援に全力で取り組むよう当局に強く求めてまいりました。また、障害者や高齢者に対しても、健康増進や検診事業の推進等を求めてきたところでもございます。

しかしながら、本市の置かれた財政状況は予想以上に悪化している中で、今回、今日まで継続してきた福祉事業の一部が廃止せざるを得ない事態になったことは、まことに残念なことでございます。一方で、決して事業の廃止や切り捨てに終わらされることのないよう、私ども公明党は新たな事業の拡大を求めてきたところでもあります。

例えば、このたび示された平成17年度施政方針の中には、ページ8にある、子育て援助活動の促進を図るファミリーサポート事業や、看護師等を派遣する病後児保育事業、ページ9には乳がん検診事業に診断精度の高いマンモグラフィを導入することや罹患率が高い傾向にある前立腺がんの検診事業によって早期発見・早期治療を推進していくとあります。さらに、ページ12には、児童虐待防止ネットワーク組織を立ち上げ、未然防止、早期発見・早期対応の強化を図るとあります。また、障害者タクシー利用助成事業については、現在のタクシー券利用のほか、自動車燃料費の助成のどちらかを選択できるようになるなど、私どもは本会議や委員会等で強く求めてきたことがまさに実現しようとしております。市長の前向きな姿勢に対し感謝申し上げたいと思います。

そこで、これらの個別の新規事業は、いつごろから、どういう形で実施されるのか、またそれぞれの内容について、市民にわかりやすくご説明をお願い申し上げます。

これで第1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

副議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 嶺岸議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、市政運営についてのご質問のうち、財政の健全化と新行財政改革についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

これまでの行財政改革の取り組みといたしましては、行財政推進計画でありますとか財政健全化の基本方針を策定し行財政改革に取り組んでまいりましたが、平成10年度から平成15年度までの6カ年間の収支改善額は、25億2,900万円に上っております。また、職員数につきましても、5カ年間で5%の削減目標を設定し、簡素で効率的な行政組織を目指してまいりましたが、平成17年度までに目標を26名上回る70名の削減を行うなど、一定の成果は上がっているというふうに判断をいたしております。

しかし、平成16年度の準用再建団体への転落は回避されたものの、市税収入の大幅な減少や地方交付税の削減、また福祉関連経費の増加により、基金や地方債に依存せざるを得ない状況が続くなど、財政の硬直化に歯どめをかけるまでにはいまだ至っておらず、経常収支比率の悪

化傾向に改善の兆しが見えてこない状況でございます。このままの状態では、平成19年度には再建団体に転落する危険性が極めて高いと残念ながら言わざるを得ない状況と認識をいたしております。

こうした極めて厳しい行財政環境や時代の変化に対応した新しいまちづくりを市民とともに進めていくためには、本市が取り組むべき政策課題や将来のまちづくりに向け、行政手法を重要施策に重点的、戦略的に投入していく必要がございます。また、このような取り組みと一体となった財政健全化の推進が不可欠と考え、現在、「新行財政改革推進計画」の策定に取り組んでいるところでございます。

「新行財政改革推進計画」でございますが、一つは「市民とともに歩む市政の推進」、二つ目といたしましては「市民サービスの改革、推進」、三つ目といたしましては「効率性、機動性の高い組織体制の確立」、四つ目といたしましては「広域行政による効率的な行政運営の促進」、五つ目といたしましては「財政健全化の推進」を柱として、60数項目からなる個別行動計画により、明確な数値目標を設定しまして、5カ年間の収支不足約50億円を解消しようとするものでございます。

しかしながら、市税収入の伸びが依然として見込めず、また国の地方交付税削減の動きを勘案いたしますと、財政健全化の道のりは極めて困難であるというふうに考えております。現在、平成17年度の極めて厳しい財政状況を踏まえ、改めて個別行動計画の取り組み項目の見直しでありますとかスケジュールの前倒しなどに着手をいたしておりますが、相当の痛みを伴う内容にならざるを得ないものと考えております。

職員定数の削減、給与制度改革、管理事務コストの縮減、徴収努力、受益者負担の適正化などにつきまして、具体的な数値目標を設定し、5カ年間の道筋を明確にしながら財政健全化に総力を挙げて取り組んでまいるという考えであります。

議員の方から「総力とは」ということでありましたが、職員はもちろんのこと、市民の皆様方にも痛みの一部をお願いするという大変厳しい改革になるのかなと思っております。そういった市民の方々のご協力をお願いせざるを得ないという状況を踏まえまして「総力」というような表現をさせていただいたところでございます。

次に、三位一体改革に基づく長期総合計画と自主財源の確保についてお答えいたします。

三位一体改革による国庫補助金の影響につきましては、先ほども触れさせていただきましたが、公立保育所運営費補助金など平成16年度で1億2,300万円の減額、移譲財源として位置づ



けられました所得譲与税が1億300万円にとどまり、十分な財源移譲はなかったと認識をしておりますが、平成17年度におきましては、新たに養護老人ホーム等保護費負担基金の廃止などを含めると1億9,500万円の減額となっておりますが、所得譲与税は2億1,600万円が見込まれ、一定程度財源が移譲されるものというふうに認識をいたしているところであります。

一方、地方交付税につきましては、基準財政需要額では投資的経費の事業費補正の廃止や合併市町村への重点配分などによる影響がありますものの、経常経費の増加によって平成16年度とほぼ同額となっております。しかし、減少傾向は今後も続くものと見込まざるを得ず、一方、市税収入につきましては大きな伸びを見込むことができない現状にあるなど、財源確保は極めて困難な状況にあります。

平成17年度の重要施策につきましては、これらの厳しい現下の財政状況を勘案し、経常経費のマイナスシーリングを行って財源を確保するとともに、本市の都市基盤の整備状況を踏まえ、財源をハードからソフトへ配分するなど、事業の選択に努めたところであります。

現在の長期総合計画につきましては、22年度を目標とする都市像を実現するため、平成13年度から10カ年を計画期間といたしておりますが、三位一体改革を初めとする国の地方分権の推進や市町村合併の動向、また少子高齢化社会の進展など、本市を取り巻く環境の変化や、地域経済の活性、地震対策など緊急課題も山積しているなど、行政需要が大きく変化をしております。このような状況から、まずは既に導入しております行政評価の公表でありますとか市民満足度調査を実施し、市民の皆様の評価をいただきながら、5年目を迎えます長期総合計画の前期における総括を行ってまいりたいと思っております。当然のことではありますが、長期総合計画の改定ということにつきましては、市民の皆様方の理解でありますとか議会の議決を必要とする案件でありますので、今後、誠心誠意検討させていただきたいと思っております。

また、自主財源の確保の妙案はというようなお話でございましたが、田中議員のご質問にもお答えさせていただきましたが、平成6年で75億円ございました市税収入が、11年たちました平成17年現在で60億円であります。約15億円の市税収入の減が見込まれます現下の環境を考えますと、自主財源の確保は喫緊の課題ではありますが、なかなか妙案というものが浮かばず、四苦八苦をいたしているところであります。

次に、重要施策にかかわる質問のうち、「海辺の賑わいゾーン都市基盤整備事業」の考え方についてお答えをいたします。

「海辺の賑わい地区ランドデザイン」では、「賑わい商業ゾーン」に商業施設の誘致とあ

わせまして塩竈の特性を生かした食のにぎわいの形成を目指しており、このグランドデザインに沿った形での提案とあわせ、他のゾーンの企画やコーディネートなどの提案を求め、公募を行ったところであります。今後は、審査委員会の中で、集客性や町全体への波及効果、あるいは周辺商店街との協調・連携、地元商業界への貢献度でありますとか地元との相乗効果など、さまざまな角度から審査が行われますが、審査結果を十分に参考にしながら、よりよい提案者の選定を行い、地権者や参画する事業者、地元商業界の方々ともども、本市がにぎわいのある明るいまちづくりへと一歩を踏み出すことを期待いたしているところであります。

そういった際のリスク回避策というご質問をいただきました。

リスク回避策といたしましては、当該地区の活性化とにぎわいの継続という観点から、進出企業による長期の土地活用を想定いたしております。審査委員会の中では、当然のことではありますが、こういった事業者側のリスクへの対応策につきましても審査対象となりますので、審査結果を踏まえながら十分な検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

また、当該地区につきましては、町の中心に市民や観光客などが集客するような核を形成し、そこに集まってきた方々が買い回りなどにより周辺商店街を回遊し、さらには町全体へと効果が波及するような相乗を期待いたしております。地元事業者との協力、連携を図りながら、塩竈の特色を生かした魅力のある商業空間を形成してまいりたいというふうに考えているところであります。

中心市街地活性化推進事業についてご質問をいただきました。

当該地区につきましては、都市マスタープラン等では中心商業地として商業機能と都市的サービスの集積を図り、地域における中心性の向上を図る地区と位置づけられており、将来的には、この目的に沿った土地利用を図るべく、今野屋でありますとか徳陽相互銀行跡地の活用について現在検討を進めておりますが、再開発事業に向けた展開などにつきましては、まずは地元商店の方々真剣にご議論いただくことが肝要ではないかということで、そういった場を創設することを考えておるところであります。

北浜沢乙線の整備に伴い、将来の人や車の流れなど、この塩竈のまちを取り巻く環境は大きな変化があるものと想定しておりまして、昨年からのこの地区におきましては、本町通まちづくり研究会によるさまざまな取り組みが進められておりますが、こうした地元の熱意のある皆様と行政が一体となりまして中心市街地の活性化を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

そういった中で、議員の方から繁盛店のイメージというようなご質問をいただきました。

実は、平成15年度、商人塾に取り組んでいただいた商店は1店舗だけでしたが、南町にある八百屋さんでしたが、ただ唯一の店舗が商人塾に取り組みたいということで手を挙げていただきました。結果といたしまして、1年間、商業コンサルタントの方が適切な指導をされたことによりまして、年間の売り上げが2割から3割ぐらい上がったというような実績が報告されました。そういった報告会も開催されましたところ、平成16年度は、そういったことを聞き及んだ方々がたしか6店舗か7店舗、ことし新たに手を挙げて、商人塾に今取り組んでいただいておりますが、これはそういう繁盛店の見本をつくったことによって皆様方が意欲が増したというようなことであるかと思っておりますが、こういった動きをどんどん広めていくことによりまして、町の中に、一部ではありますが、活性化というような動きが戻ってきて、それを核としてさらなる広がりが出てくるというようなことをイメージをいたしているところであります。

旧徳陽銀行跡地につきましては、私、確かに12月議会におきまして、何とか利活用を図ってまいりたいというご説明をさせていただきましたが、その後、利用に至るまでのライフラインの整備でありますとか一部内装ということになりますと、やはり2,000万円を超える単独費が必要であるということが判明いたしました。今回、大変厳しい予算編成にならざるを得ないという中で、残念ながらそういった予算を実現をできませんで、今回は旧徳陽銀行跡地につきましては現状のままとさせていただきます。大変申しわけなく思っているところであります。

次に、福祉関係のご質問を何点かいただきました。

初めに、ファミリーサポート事業の推進について具体的な内容をご説明させていただきたいと思いますが、ファミリーサポートセンターは、地域の中で子育ての援助を行いたい方——「提供会員」と呼ぶそうであります、と子育ての支援を受けたい方——「依頼会員」が双方会員登録を行いまして、依頼会員が援助を必要としたときに依頼内容に基づいて提供会員を派遣し、援助に対する報酬を依頼会員が支払うという市民相互での子育て支援活動のサイクルを市が仲介、調整、コーディネートする役割を担ってまいる事業でございます。

推進体制といたしましては、子育て総合支援室を壱番館に配置しまして、ファミリーサポート事業でありますとか地域子育て支援センターと一体化を図り、子育てのあらゆる相談、地域情報の受発信など、総合的な子育て支援を展開してまいりたいというふうに考えているところであります。

具体的な取り組みといたしましては、平成17年度当初に会員の募集を行い、登録会員に対しまして子育ての援助活動に必要とされる基礎的な知識、技術などに関する研修を実施しながら、8月ごろを目標に会員相互による援助活動をスタートしてまいりたいというふうに考えているところであります。

病後児保育についてお答えをいたします。

病後児保育は、病気の回復期、安定期にある子供さんたちが、集団保育が難しい状況にある場合、例えば伝染病のはしか等や風邪の熱は下がったものの居宅での安静が必要なときなどかと思われませんが、一時預かりを希望する家庭に対しまして、看護師資格を有する者を児童の居宅に派遣して、親が就業で家庭を留守にする場合でありますとか、預かり保育を行う事業でございます。

病後児保育事業につきましては、病後児保育にかかわる看護師資格を有する方の登録を行いますとともに、利用を希望する家庭を事前に登録していただきまして、依頼があった場合に居宅への派遣を行うよう、ファミリーサポート事業に合わせて同じ時期に実施してまいりたいというふうに考えております。

マンモグラフィの導入についてお答えをいたします。

これまで胸部のエックス線撮影装置による乳がん検診体制が整わず見送らざるを得ない状況にございましたが、平成16年4月にがん検診実施についての指針の改正を契機に、平成17年度マンモグラフィ導入を目指し、検診関係機関と検診体制整備を図ってまいりました。死亡率減少に効果的な住民検診を推進する観点から、がん検診実施についての指針に基づき、40歳以上の女性を対象に隔年、2年に1回実施とし、自己負担については検診料の3割程度をお願いしてまいりたいと考えております。

なお、個別検診となりますことから、受診申し込み者にはマンモグラフィ撮影病院と検診日を指定した受診票を送付し、受診者は撮影病院で撮影されたフィルムを乳がん検診登録医療機関に持参して、フィルム読影と視触診による検診を受けることとなります。

検診時期につきましては、検診機関と調整中ではありますが、8月から11月を計画いたしているところであります。

前立腺がん検診事業につきましてお答えをいたします。

新たな検診事業となります前立腺がん検診につきましては、受診しやすいよう基本健康診査時にあわせて行い、50歳からの5歳刻みの節目検診とし、自己負担額につきましては、検診費

用の半額程度でスタートさせてまいりたいと考えております。

なお、市民の皆様に対しましては、3月中旬に各種検診一括申し込み書を各世帯に送付する際に、新たに実施される検診や変更部分に関するお知らせを同封しながら周知徹底を図ってまいります。

また、広報「しおがま」や健康カレンダーの全戸配布を行いながら、受診の奨励に積極的に努めてまいりたいと考えております。

次に、児童虐待防止ネットワークの推進につきましてお答えをいたします。

昨年の児童福祉法の改正により、市町村が虐待防止対応の第一義的な役割を担うことが位置づけられました。本市では、虐待防止対応の取り組みを強化すべく、組織見直しや必要な人員配置を行いながら、社会福祉事務所の児童相談機能の専門性を高め、突発的、緊急的に発生する虐待防止対応を強化するとともに、家庭への支援等を行う日常的ケースワーク業務の充実を図ってまいります。

児童福祉法では要保護児童の適切な保護を図るため一元的に把握する機関の選定を設けておりますので、これらを踏まえ、本市といたしましては、当該協議会の設立に向け準備を進めているところであります。

ネットワークの具体的な構成員としましては、福祉事務所、教育委員会、健康課など市の組織、学校、保健所、幼稚園など子供の施設、地域の民生児童委員、主任児童委員など地域の人材、あるいは青少年育成市民会議などの関係団体、県中央地域子供センターや警察、保健所などの専門機関を考慮いたしております。

運営方法といたしましては、合同会議を持ちながら、防止キャンペーンでありますとか広報活動、研修などの取り組みを深めますとともに、実際に発生する個々の虐待ケース対応については、各関係部での部会やケース会議を開催しながら、関係機関が一体となった対応を行ってまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、福祉対策の一環といたしましての障害者福祉タクシー利用助成事業の拡大と自動車燃料費助成事業についてお答えをいたします。

障害者福祉タクシー利用助成事業につきましては、これまで対象者を身体障害者手帳1級・2級と療育手帳Aの所持者としてまいりましたが、新たに身体障害者手帳3級の呼吸器障害で在宅酸素療法者——21名市内におられますが、の方々にも拡大してまいります。

また、移動手段として自家用車を利用しているの方々を対象に障害者自動車等燃料費助成事業

を新たに実施するなど、タクシー利用助成のどちらかを選択できるようにしてまいりたいと考えております。

これらの事業は、平成17年4月1日から実施をしてまいります。

タクシー利用助成につきましては、初乗り運賃相当額の600円の利用券を1カ月4枚、自動車燃料費助成につきましては、1,000円の助成券を1カ月1枚交付し、市内の石油商業協同組合に加入している14のガソリンスタンドで利用できるようにしてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

副議長（菊地 進君） 8番嶺岸淳一議員。

8番（嶺岸淳一君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

ただいま市長からこまこまと本当にわかりやすくご説明いただきまして、ありがとうございます。

そこでお聞きしたいんですけれども、先ほど田中議員あるいは鈴木議員と重複する点は若干省かせていただきますけれども、まず新行財政改革推進計画についてでございますけれども、財調も基金もすべて終わられて、結局今は本当に大変な状況になっていると。そして、今決意なんかをお聞かせ願いましたけれども、私は、一般企業では、そういった改革のときに何からするかと、よく講義とかお話を聞く機会がありました。まず何を最初にやるかということ、すべての原価意識、これを徹底させるそうでございます。原価意識というのは、1人の人間が経費がどれくらいかかって、その人がどのくらい会社のために貢献できるか、まずそこから計算をします。例えば、25日の事故の報告がありました。福島議員から例えば事故の原因の過失割合はどうなんですかと聞かれたときに、100%市側が悪いと、こういう例がありました。では、そのときの原価意識はどうだったのかと。1人の給料と1人の時間と、そしてそこに向かう車の補償、あるいはいろいろのものがそこに換算されると思うんです。そういったものが役所にとってどれだけマイナスなのか。そういう意識が常に働いてこなければ、幾ら市長が一生懸命頑張ろうと言ったって、私は徹底されなければ成就しないだろうと思うんです。そういうことについて、それではだれが末端まで原価意識、役所の言葉で言えばコスト意識と言うんでしょうか、そういうものについて、だれがどういう形で一致団結するまで徹底されるのか、まずそこが勝負だと思います。数字的には私言いませんけれども、数字を上げるためには、まずそこが入り口だということです。このことは、前の行財政改善特別委員会の副委員長の時にも私

は申しました。でも、やらせてください、頑張ります、5年間で60億円、数字目標は簡単に言うと60億円を5で割れば12億円だ、こういうような最終的な答弁でした。でも、この結果なんです。その入り口が間違っただけじゃ、それ相当の結果が出ないと。こういうこともあわせて、使命と責任、これをだれがどういう形でやるか、こういうことを明確にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。ご意見があれば、よろしくその辺もお願いいたします。

次に、扶助費、あるいは各特別会計、あるいは繰出金の関係でございます。これについては、私は市民に対してまずパブリックコメントを求めて英断する時期が来た。もうこっちもさっちもいかないう状況になっているのは目に見えているわけです。もうここまで来ているのではないかなと。でも、市長は先ほど「いや、頑張る」と。何とかしたいというのはわかります。でも、市民が今どのような考えを持っているのか、私もよくわかりません。半々というか、めちゃくちゃな意見が今出てきております。そういった意味で、私はしっかりと市民からパブリックコメントを求めて英断するときが来ているのではないかなと、こう思いますので、その辺もあわせてお伺いしたいなと思っております。

次に、平成17年の5年間の改革でございます。施政方針には、5年間のうち前2年間でやるんだと、こういう決意がありました。私もそのとおりだと思います。目標に対して3分の2の達成は前の2年間で決まると私も思っております。そういった意味で、個別の数値目標を出すというわけでしたので、数値目標をきちっと明確に出していただきたいと思っておりますので、この辺は答えがあれば、その辺もちょっとお聞きしたいなと思っております。

次に、三位一体の改革についてお聞きいたします。

まず、先ほど削減されるだろうというのが約1億9,500万円、それから多分交付金で算入されるのが2億1,000万円だろうと思われるという答弁があったんですけども、私どもの調査では、補助金が減額されると思われるものに、下水道事業費補助、あるいは廃棄物処理施設整備補助、公営住宅建設費補助、住宅市街地総合整備促進費補助、水産物供給基盤整備補助、あるいは水道施設整備費補助、あるいは水産基盤事業費補助等が挙げられると思いますが、本市に与える個別的な影響は、今言ったほかに何かあるのか、まず教えていただきたい。

それから、どのような形で出てくるのか、もし具体的にわかれば、お願いしたいなと思っております。というのは、まだ国会で通過していませんのではっきりした答えはないと思っておりますので、わかる範囲で結構ですので、お願いします。

また、この補助削減の中に、交付金の創設に当たり金額が振りかえられるのはどのような中にあるのか。すべて削減だけではないと思いますので。交付金に算入されるものはどういったものが挙げられるのかということをお聞きします。

さらに、増加になるものには、まちづくり交付金、あるいは地域住宅交付金、これは新規だそうです、それから污水处理施設整備交付金、これも新設ですね、それから道整備交付金、循環型社会形成推進交付金、それから港整備交付金、それから地方道路整備交付金、沿道環境改善事業費補助、地域介護福祉空間整備交付金、それから次世代育成支援対策交付金、それから次世代育成支援対策施設整備交付金等が挙げられますが、具体的にここら辺は数字をつかんでおいでになっているのか。2億1,000何がしの中にこの部分が入っているのかどうか、具体的にわかれば、ご報告お願いいたします。

それから、財源の確保についてでございますけれども、重複しないように申し上げたいと思います。

まず、一例を挙げれば、東京の池袋駅、1日340万人が利用するそうでございます。1,999台の放置自転車の台数が日本でワーストワンだと。そのために豊島区では、対策費用の一部を鉄道会社も負担すべきとして、放置自転車等対策推進税を条例で創設すると。

あわせて、法定外目的税としては、今言った豊島区の放置自転車税のほかに、東京都のホテル税、あるいは山梨県の河口湖畔などの遊魚税などがありますが、本市ではそういった創設を考えたことがあるのかどうか。また、考えるとしたなら、こういったものが挙げられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、海辺の賑わいゾーン都市基盤整備事業でございます。先ほど例を通して言いましたけれども、業界の話では、全国でショッピングセンターの売り場面積1,500平方メートル以上の売上高が昨年約27兆円だそうです。小売りの総売上の約20%を占めましたと。売り上げ7年連続前年度対比割れした百貨店あるいは既存商店街の客を結果的にはトロール漁船のように根こそぎ持っていつているのが現状のようでございます。

また、近くには、名取市に大型ショッピングセンターが出る予定になっております。ここは、長町の大型ショッピングセンターの約1.4倍から1.5倍だそうです。

私、何を言いたいかというと、今周りに中型のショッピングセンターが塩竈の周辺にたくさんあります。どんどん、どんどんお客さんを集めております。その集めたところに、今申したとおり、トロール船のように一網打尽に持っていくのが超大型ショッピングセンターなんです。



今そういったやり方が業界で当たり前のように通っていると。その超大型というのは、今の区画整理事業でやっているこれの4倍が最低だそうです。だから4倍の大きさのものがワンフロアで出てくるわけですから、当然共有するわけです。その中で勝つためには、先ほど市長が言ったように、塩竈市の特性を生かしたもの、日本一よりもオンリーワンだと。塩竈でしか売っていないものをより多くつくることが生きる道だとも言われておりますので、その辺のお考えについて、まず審査会で論議をしてほしいと。これは願望にしますので、よろしく願いいたします。

次に、福祉関連のファミリーサポート事業、あるいは病後児保育事業、マンモグラフィ導入事業、前立腺がん検診事業、あるいは児童虐待防止ネットワーク、障害者福祉タクシー利用助成事業の拡大と自動車燃料費の助成について、今詳しく市長の方からお話をいただきました。本当にありがとうございます。市民の方は本当に喜んでいらっしゃると思いますので、まず周知のきちとした徹底をやっていただきたいと。そして、市民のサービス向上に全力を挙げてやっていただきたいと思います。

よろしく願い申し上げまして、2回目の質問を終わります。

副議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 嶺岸議員の質問にお答えいたします。

初めに、新行財政改革推進計画、なかなか道のりが遠いのではないかと。こういったものをなし遂げるためには、やはり原価意識の徹底というようなご指導をいただきました。実は私、平成15年に市長に就任させていただきましたときに、真っ先に市のすべての課の課長から「ミッション2004」というようなものを出していただきました。これは、私とそれぞれの担当課長との契約だと私は思っていますけれども、例えば、一つの課はこの1年間でこういったことを必ずやります、それができない場合は我々の努力が足りないというような、そういう意味合いであります。なおかつ、すべての課長から私、30分から1時間ぐらいにわたりましていろいろ意見交換をさせていただきながら、そのミッション2004は単に課長の意志というよりは各課の職員全体でまとめていただきたいというやり方をさせていただきました。そういうものをすべてまとめたものを冊子にして私持っておりまして、当然のことではありますが、15年度末にも各課時間をとりまして、その達成状況について話し合いをさせていただいたところであります。

そういうような形で、単に目標として掲げるだけではなくて、具体的な数値目標、市民の

方々にお話ししてもおわかりいただける、余り難しい文言じゃなくて、何十%やります、どれぐらいやりますというような具体的な数値目標を掲げて、市民の方々から行政を評価していただけるようなということに配慮しながら2年間取り組んでまいりました。2005もやっております。そういったものを今後も続けていながら、職員それから管理職の皆様方にも、今置かれた本市の厳しい状況を十分認識していただきながら、まずはやっぱり職員が自分たちで何がやれるかということをしちっと説明責任を果たしてもらいたいというふうに考えております。そういったことの徹底をなお一層図りながら、議員の方からご指摘いただきました原価意識の高揚になお努めてまいりたいと考えております。

繰出金であります、これも平成6年度に比較しますと5割ぐらいふえておりますし、残念ながら歯どめがかからない、増加の一途であります。先ほど田中議員の方からも大変厳しいご指摘をいただきました。特に市立病院問題に関しましては、大変厳しいご指摘をいただきました。極端な言い方をすれば、もしですね、もし繰出金がゼロだとすれば、塩竈の今の財政というのは抜本的に変わると私も思っております。ただ、法律で定められた部分があります。繰り出し基準に合致したものについては、これは当然市として、本来自分たちが果たすべき役割の一部をそういった特別会計でありますとか企業会計で担っていただいておりますので、そういった部分については当然市で負担するとしても、繰り出し基準外の部分をやっぱりゼロにしていくということは我々に課された喫緊の課題だと思っておりますし、今後ともそういった繰出金の圧縮になお一層努力を重ねてまいりたいと思っておりますし、先ほどの新行財政改革推進計画の策定に当たりましては60数項目のいろいろなチェック項目を設けておりまして、いろいろな面からそういったチェックができるような形にしていきたいと思います。

三位一体改革の関係での公共費の削減の状況につきましては、後ほど担当の方から説明させますが、ただ1点、今現在こういうことが行われつつあるということではありますが、今までは道路、河川、下水道、個別に個々に路線ごとに例えば事業の張りつけをしてきたというのが今までのやり方であったかと思いますが、そういうものが本来地方がやりたいものがやれないというような形の足かせになっておった部分もございます。今は、統合補助金制度というものに大分シフトしてきております。例えば、海辺の賑わいのプロジェクトを推進するために周辺の道路を整備する。これは今からの話なんです、維持管理的なものもそういう中で認められるというようなことを国の方では言い始めております。今までは維持管理費は一切対象にならなかったということではありますが、昨今は、そういうプロジェクトを推進するために必要な維持

管理費であれば、そういったものも三位一体改革の統合補助金の中で認めようという動きが出てきておりました、そういったものを有効活用することによって、先ほど私が申し上げました、要するに地方の自立的な運営ができるようになるのではないかなというようなことを申し上げさせていただいたわけであります。全体の状況につきましては、担当の方から後ほどご説明をさせます。

財源の確保のために新たな税制ということでありました。実は私も一時期、例えばプレジャーボートの係留なんかについて、もしかしたら税金が課せられないかということで港湾管理者の方にも伺いましたが、そもそも管理区域が市の管理じゃないところにそういう料金が設定できるかということで一蹴されて帰ってきましたが、まだあきらめておりません。何かそういった形でチャレンジできるものがあれば、もう少し知恵を絞ってまいりたいと思っております。

海辺の賑わい、議員の方から、恐らくは名取のダイヤモンドシティの話かと思いますが、私も勉強させていただいております。まさに仙台空港アクセス鉄道、仙台駅から17分で仙台空港まで行くという鉄道であります、その沿線沿いに新たにダイヤモンドシティという大きなプロジェクトをスタートさせるということですが、これはまさに公共交通機関がそばにあるという利便性を最大限に生かせるということなんだと思っております。我々の塩竈市の海辺の賑わいも、仙石線の本塩竈駅が直近にあるということでは、やり方によっては決してこういうプロジェクトに負けないような、地域に必ず経済波及効果を生じさせるようなプロジェクトにできると考えておりますので、なお勉強してまいりたいと思っております。

私の方からは以上でございます。

副議長（菊地 進君） お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明3月1日定刻再開いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明3月1日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時08分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成17年2月28日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会副議長 菊 地 進

塩竈市議会議員 吉 川 弘

塩竈市議会議員 伊 勢 由 典

平成17年3月1日（火曜日）

塩竈市議会 2月定例会会議録

（第3日目）第3号

議事日程 第3号

平成17年3月1日(火曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第16号ないし議案第39号(施政方針に対する質問)

---

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

---

出席議員(22名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
4番	伊藤栄一君	5番	志子田吉晃君
6番	鈴木昭一君	7番	今野恭一君
8番	嶺岸淳一君	9番	浅野敏江君
10番	吉田住男君	11番	佐藤貞夫君
12番	木村吉雄君	13番	鹿野司君
14番	志賀直哉君	15番	香取嗣雄君
16番	曾我三三君	17番	中川邦彦君
18番	小野絹子君	19番	吉川弘君
20番	伊勢由典君	21番	東海林京子君
22番	福島紀勝君	23番	伊藤博章君

---

欠席議員(1名)

3番 武田悦一君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	山本進君
市民生活部長	棟形均君	健康福祉部長	佐々木和夫君
産業部長	三浦一泰君	建設部長	早坂良一君

總務部次長 兼總務課長	阿部守雄君	總務部次長兼行財 政改革推進專門監	佐藤雄一君
市民生活部次長 兼環境課長	綿晋君	健康福祉部次長兼 社会福祉事務所長	大浦満君
建設部次長	佐々木栄一君	危機管理監	芳賀輝秀君
總務部政策課長	渡辺常幸君	總務部財政課長	菅原靖彦君
市民生活部 市民課長	澤田克巳君	産業部水産課長	福田文弘君
建設部 都市計画課長	橋元邦雄君	總務部 總務課長補佐 兼總務係長	佐藤信彦君
市立病院長	長嶋英幸君	市立病院事務部長	小山田幸雄君
市立病院事務部 次長兼總務課長	伊藤喜昭君	水道部長	内形繁夫君
水道部總務課長	郷古正夫君	教育委員会教育長	小倉和憲君
教育委員会 教育次長	伊賀光男君	教育委員会 教育次長	渡辺誠一郎君
教育委員会 学校教育課長	歌野正一君	選挙管理委員会 事務局長	丹野文雄君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	橘内行雄君

---

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間明君	事務局次長	遠藤和男君
議事調査係長	安藤英治君	議事調査係主査	戸枝幹雄君

---

午後 1 時 開議

議長（香取嗣雄君） ただいまから 2 月定例会 3 日目の会議を開きます。

本日欠席の通告がありましたのは、3 番武田悦一君の 1 名であります。

本議場への出席者は、第 1 日目の会議と同様であります。

本日の議事日程は、日程第 3 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（香取嗣雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、21 番東海林京子君、22 番福島紀勝君を指名いたします。

---

#### 日程第 2 議案第 16 号ないし第 39 号（施政方針に対する質問）

議長（香取嗣雄君） 日程第 2、議案第 16 号ないし議案第 39 号を一括議題といたします。

これより市長の施政方針に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。5 番志子田吉晃君。（拍手）

5 番（志子田吉晃君）（登壇） ニュー市民クラブの志子田吉晃です。今回の定例会において、一般質問の機会を与您いただきました議員並びに関係者の方々に厚く御礼申し上げます。

2 月定例会は、市長の施政方針に対する質問ということでございますので、通告どおり何点かご見解を伺いたいと思います。

既に皆様方も述べられているとおり、平成 17 年度一般会計当初予算は、実質前年度比率 8.0% 減の 180 億 8,920 万円の超緊縮型予算案が示されております。また、定例会初日の 2 月 29 日には、16 年度 2 月補正という形で全会一致で承認はされたわけですが、病院事業会計は、医業収益の大幅減により収入予測でマイナス 5 億 3,500 万円が下方修正され、16 年度単年度赤字はマイナス 5 億 6,500 万円と予測されております。当市にとって、このような極めて困難な大変厳しい財政状況下においては、これまで以上の行財政改革の推進と、収入増を図るための産業再生増収政策が求められております。

佐藤 昭市長就任 1 期目の折り返し点を迎えようとしておりますが、塩竈丸にとって、最大の難関地点に突入していると推察されます。市長は、施政方針において、昨年は一燈照隅、本



年は一陽来復を掲げ、夢と希望と勇気を持って対処する旨宣言されており、当議会はもちろんのこと、市職員やまた塩竈市民全体にとりまして、一致団結し、愛市精神を持って、この一蓮托生の運命共同体を一気呵成に再生されることを希望いたしております。

そのような観点で 100円バス、市立病院、市営汽船、学校教育、漁港背後地、みなとまちづくりの6項目について市長の見解をお聞きし、また個別の対応について、最善なる方策と塩竈市の向かうべき明かり、光の方向を明確にお示しくださいませ幸いです。

まず初めに、100円バスについてお尋ねします。

この件は、一昨年より機会あるごとにお聞きし、また具体的にも提案させていただいております。12月定例会の答弁では、試行運転の課題について対処する旨、お答えいただきましたが、施政方針によりますと、「利用者は導入前に比べ50%近く的大幅な増加となっており、多くの皆様からご好評をいただいております」と述べられております。しかしながら、市長公約の実現は確かになされましたが、党会派提言の理想とする100円バスの事業とは相当な隔たりがあり、不便解消と市中心部の活性化対策には十分に至っていないという思いも一方には残るわけでございます。

質問の第1点目は、「しおナビ 100円バス」試行運転の評価、課題、要望はという項目です。試行運転に対する当局の評価と、市民の皆様の100円バスに対する要望、そして現在運行の事業に対する課題等について、市長の見解をお伺いいたします。

次に2点目、本格導入に当たっての課題に対する障害は何か。課題を解決するに当たり、障害がございましたら、例えば許認可の困難性や、あるいは予算上の問題等ありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

それから3点目、運行時間帯の拡大や本数の増便の考えは。これは、12月定例会で強く要望しておりますが、まず一つは、南回りの始発便の出発時間が遅く、通勤時間に間に合わない市民が多いこと。それともう一つ、土曜、日曜、祝日の運休時間帯が多過ぎて不便なこと。それから、一部日中の南回り便が宮交営業所でストップし、循環されていないことです。増便の実施を速やかにお願いいたします。

4点目、将来的な理想の100円バスのあり方という質問です。これは、昨日の田中議員の質問でも議題にされております。そこで、会派の提言のあり方は既に述べておりますので、市長の考える理想的な100円バスのあり方をお示し願いたいと思います。本格導入に際しましては、12月議会の試行運転の実施方法のようなことではなく、本数や時刻表等の発表には、関係

者の意見を十分に取り入れられて、時間的余裕を持って発表を実施していただきたく、要望いたします。100円バスの件は以上でございます。より一層便利になるよう希望いたします。

続いて大きな2番目、市立病院事業についてお尋ねいたします。

3月の市広報にも取り上げておりますが、この件は今回2月定例会の最難問課題であり、この問題を解決せずして、2月議会はその意義を失うものと考えます。先日、可決されました2月補正の16年度分の単年度不良債務は、マイナス5億6,500万円と見込まれております。1年前の15年度はマイナス6,400万円まで収支が改善されていたので、驚きです。さらにこの5億6,500万円の赤字のほかに、毎年4億円の一般会計からの繰り出しがあり、都合、単年度9億6,500万円の大出血であるわけです。まさに今議会は、この病院問題を離れては、あり得ない事態であると言えるのではないのでしょうか。

そこで、質問の1点目、経営状況の認識及び一般会計から見た影響について、市長のご見解をお聞きいたします。

2点目、再生緊急プランの中身と医師不足対策は。議案第38号資料として、市立病院再生緊急プランが提出されましたが、人件費の収益に占める比率は、16年度78%と予測されております。当局からは、17年度病院会計予算の特徴と課題と題する説明資料もいただいております。また、16年度当初予算では、病院再生プラン作成業務委託費として1,420万円計上されておりました。病院の再生には、1人の医師で約1億円の医業収入を上げることから、医師の確保は絶対条件と思われれます。そのような観点から、再生緊急プランの中身と、医師不足対策について、明かりの見えるご説明をお願いしたいと思います。

3点目、17年度、18年度経営予測と5年後の予測はという質問です。市立病院再生緊急プランでは、17年度決算見通しをマイナス4億3,500万円に設定しております。そして、18年度も同様な事態が予測され、5年後はやみの中という事態が予想されます。この再生プランだけでは、市立病院の再生は不可能であると申し上げるほかございません。市長の言う、一陽来復の光明精神はすばらしい考えではありますが、これまでの甘い経営感覚とお人好しの政策を改め、この逆境を克服するために、転んでもただでは起きないという常勝思考も取り入れた、あらゆる対策を求めたいと思います。

おとといの日曜の万能川柳にこういう句が投稿されておりました。「調査して 検討をして3年間」。このようなことはないと思いますが、早急な対処をお願いいたします。

4点目、将来の経営戦略と公設民営、民間売却の考えは。そのような意味で、指定管理者制

度の取り入れや公設民営の考え、あるいは民間への売却も考慮に入れなければならない時期に来ていると思われます。その運営の形が変わっても、病院として残していただくことが大切であり、市長として早目の方針と強力なリーダーシップを発揮され、一日も早く市民に対し、また関係者に対して、明かりの方向をお示しいただきたいと思います。

結局、再生委員会でも提言されておりますとおり、経営合理化の徹底を図らず、赤字を放置してきたもので、相当の痛みを前提とした経営改善の断行が望まれるべきであります。これまでの対応は、民間の経営努力に比べ余りにも甘過ぎた、あきらめの先行した、明らかな経営の失敗、失政であると言わざるを得ないのであります。佐藤 昭市長には、一意専心の気持ちで、この難病の大手術に一気に取り組んでいただきたいと思います。

続いて大きな3番目、市営汽船について。

この件もたびたび質問させていただいております。施政方針においては、「生活航路として、将来にわたり、安定的かつ安全な事業運営を継続することを基本としながら、経営健全化策を推進してまいります」とあり、17年度予算は一体幾らで組んでこられるか一喜一憂しながら期待しておりましたが、前年度比マイナス1,750万円の2億3,250万円と提示されました。そして、この予算案は、事業収入予測8,900万円、繰入金1億4,300万円で事業を行い、パート賃金を含めた総人件費は1億5,800万円余り、実に事業費の75%を占める比率となっております。

たしか、助役を委員長とした市営汽船の経営健全化策定委員会が昨年5月21日より設置されておりますが、なぜ今回の予算に反映されないのか不思議であります。当局の対応は、余りにも時間を浪費する優柔不断な姿勢と思われる。市長の言うスピードと改革の精神が失われているのではないのでしょうか。確かに病院の単年度実質赤字9億6,500万円に比べると、市営汽船の実質的な営業赤字分はたったの1億4,330万円という考えもあるかもしれませんが、本市の一般会計の非常事態時において、結論を先延ばしにしている状況は、例えて見れば、市役所本庁舎が火事になっているときに、マリゲートでのんびりと将棋でも指している状態のような感覚を持たざるを得ないのであります。

市民の皆様は、納税者の立場からどのようにお考えでありませうか。そして、市長の公約である市営汽船のシャトル便的運行に対し、健全化策定委員会は、なぜ早急に対応できていないのか不思議で仕方ありません。そのような意味で質問です。1、経営健全化の取り組みは。2、健全化策定委員会の進捗は、の2点、お聞きします。

交通事業特別会計の市営汽船事業については、新たなるビジョンを早急にまとめ上げ、一瀉

千里で年度途中からでもマイナス補正を計上し、一日も早くこの問題から脱却していただきたいと思います。そうすることにより、先ほど述べました市立病院再生事業に対しましても、全庁一丸となって改善策を実施できるものと信じております。よろしくお願いたします。

次に4番、学校教育の充実についてお伺いします。

2003年に実施されたOECD（経済協力開発機構）が昨年12月に発表された学習到達度調査の結果では、日本の15歳の数学的応用力は、前回2000年の1位から6位へ、国語読解力は、前回8位から14位へと先進国トップグループから脱落し、日本の教育の国際競争力が失われつつあり文部科学省は1月18日、ゆとり教育の見直しを発表しております。

また、市長の施政方針では、重要施策の「大好きです塩竈」の項で、学校教育の充実を示されております。

そこで一つ目に、具体的な充実内容という質問でございますが、どのような形で行われているか、お尋ねいたします。

また、二つ目に、市内小中学校の統一テストの実施はどのように行われているのか。また、その結果はどうであったのかをお聞きいたします。

今定例会におきまして、現在教育基本法の改正をめくり、議論を重ねているところでございます。教育とは、人間を動物から進化させる大事な文化事業であると思いますので、塩竈市から優秀な若い人々が輩出されるよう、素晴らしい教育に取り組んでいただきたいと思います。

次に、水産加工業振興策の中から5番目、漁港背後地事業についてお尋ねいたします。

平成17年度の重要施策の最初の項目に産業の振興を掲げ、その中の最初の政策として、水産物流センターの事業化に向けた取り組みに言及されております。重要施策の1番に重点的に取り組むべき新たな動きに対し、市民の皆様にも事業の中身をお聞かせ願いたいと思います。

1、水産物流センター事業化の進捗はという質問です。その中で一つ、これまでの経過は。一つ、用地購入契約は完了したか。また、以後の予定は。一つ、事業の効果と将来の当市水産業に与える影響はの3点お聞かせください。当市の水産業、あるいは水産加工業の発展のために早急に進めていただきたいし、また大いに期待しております。

次に、水産加工団地の新規事業に関連してBDF事業をお聞きします。

政策等事業報告書によりますと、BDFは現行の軽油対応の機器に、軽油と同様に使用することができる。燃料系統の切りかえやエンジンの改造も不要で、現行機器へ直接利用できることがあります。そこで質問です。一つ、市の事業費は幾らか。また、BDF製造プラントの事業規

模は。一つ、市全体の原油削減効果は。一つ、新規事業の障害はあるか。一つ、B D Fの一般使用に税法上の規制があるか。一つ、B D F事業での利用法は、自家消費の考え方が。一つ、将来の市民利用拡大の考えがあるかの7点です。ぜひ、このB D F、バイオディーゼル燃料事業の成功をなし遂げ、全国に向けてB D F事業の発信都市として、誇れるようにしていただきたいと思います。

続いて6番目、みなとまちづくり課についてお尋ねいたします。

施政方針によると、「港湾地区におきましても、次代を担う産業と言われるリサイクル関連企業の進出が具体化してきております」。それから、「このような新たな動きを積極的に支援し、元気な塩竈を取り戻すため、産業部に『みなとまちづくり課』を設け、産業支援体制を強化してまいりますとともに、『産業振興室』を置き、新たな産業の立地や既存産業の再生を推進してまいります」と述べておられます。

そこで、この1項目目の質問ですが、将来の塩釜港のあるべき姿はという未来予測的質問です。その中で特に仙台塩釜港港湾計画の改定が予定されているとのことですが、港区の活性化策や、また商工会議所で発行した夢マップしおがまの考えと、ヴェネツィア計画の関連はあるかどうか。また、工業港、商業港、漁港、観光港の役割と塩釜港の進むべき方向、方針について、それからここ10年間の塩釜港利用実績の傾向と今後の対策はどうお考えであるか。そして、長期展望に立って、塩釜港はどのような役割を担うべきか等について、お聞かせ願いたいと思います。

この質問の2項目、貞山地区の産業の位置づけはという項目で、最後の質問です。

貞山地区は、松島湾観光への玄関口に当たることから、次代を担う産業はリサイクル関連企業以外にもあるのではないかと思います。市長はどのようにお考えでしょうか。

それから、貞山地区にふさわしい次代産業は、どうお考えになられるか。私見ですが、海の見える遊園地、海の見える娯楽施設、海の見える温泉ホテルや海の見える水族館構想と観光重視への利用法は考えられないか。あるいは、プレジャーボート基地やヘリポート基地の利用法は考えられないか等について、市長のご見解を、できましたらバラ色のご意見をお聞かせ願いたいと思います。

17年度、新たにみなとまちづくり課が新設されました。航空港湾の専門家である佐藤 昭市長には、長期展望に立ったみなとまちづくりを考案され、現在の港湾開発課の単なる名称変更にとどまることなく、塩竈再生のため一念発起し、夢のある施策を早急に実施され、また日本

で一番住みたいまちに一躍跳入させていただきたいと思います。

佐藤市長並びに当市全職員のご協力を期待いたしまして、第1回目の質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 志子田議員のご質問にお答えしますが、大変数多くのご質問をいただきました。限られた時間の中でありますので、簡潔にお答えさせていただきたいと思っております。

初めに100円バスの質問のうち、評価、課題、要望についてのお答えでございますが、今のところ利用客数が当初の予想を大きく上回り、前年度乗車数と比較しますと、50%近い伸びを見せているということについては、既にお答えをさせていただいたとおりであります。今後とも活発な利活用が図られますよう、なお一層努力してまいりたいと思っております。

これは、どこから乗っても、どこでも100円という均一料金が手軽でありますほかに、1周60分で回りますため、各停留所間の出発時刻が同じだということがわかりやすく、一方、余りおくれもなくなったという評価が、こういったことにつながっておるのかなと思っております。また、新ルートに加えました杉の入地区も、多くの皆様に利活用いただいているところであります。

一方、杉の入地区に乗り入れを行ったことに伴い、運行距離が一つは長くなっており、周遊時間の短縮や列車時刻との調整などが今後の課題となっております。

市民からの要望といたしましては、空白時間帯の解消でありますとか、通勤時間帯に便利な運行時刻の見直し、あるいはバスの空白地区への乗り入れなどが強く要望されているところであります。

課題などについての今後の取り組みということではありますが、試行開始から2カ月が経過いたしております。利用客が伸びている分、多くの要望、意見が寄せられております。今後、これらの要望につきましては、宮城交通と解決に向けた協議を重ねながら、乗降調査でありますとか、アンケート調査などを行わせていただきまして、その結果を踏まえながら、本格導入に向けました問題・課題の整理を行ってまいりたいと考えております。

運行時間帯の拡大、本数の増便の考え方についてご質問いただきました。当面は、やっぱりコストを最小限に抑制し、利用客の増加を図り、収入を上げるための取り組みや、運行時間帯の見直し、あるいは北回りの空白時間帯の解消などにつきまして、早急な課題として宮城交通

と協議を進め、利用者サービスの向上に務めてまいりたいと考えております。

将来の考え方ということでございました。現在、試行段階であるということにつきましては、繰り返し申し上げますし、今後は試行の結果や市民の皆様方のご意見等を十分に踏まえ、さらには先進自治体の事例なども参考にさせていただきながら、本格導入に取り組んでいきたいと考えております。私の考え方ということでございましたので、お答えをさせていただきますが、大変に厳しい現下の財政状況下での取り組みであります。我々の立場といたしましては、最小の投資で最大の効果を上げ得る「しおナビ 100円バス」でありたいということで取り組みを強めてまいりたいと思っております。

次に、市立病院事業についてのご質問をいただきました。

経営状況の認識と一般会計から見た影響についてというご質問でありました。一般会計では、平成12年度に策定した経営健全化計画に基づき、これまで単年度で4億円強の繰り出しを継続して行ってまいりました。しかし、昨今の厳しい財政状況下では、これまでのような補てんを続けることは極めて困難となっております。今後は独立採算の原則を踏まえ、病院収入と国の基準に沿った一般会計からの繰出金により、安定的な病院経営が図られるよう、再生緊急プランを早急に策定し、経営健全化に向けた取り組みを始めたところであります。

再生緊急プランの中身と医師不足対策についてというご質問でございました。お答えいたします。再生緊急プランは、今後2カ年間で現金ベースによる収支を均衡させようという目的のものでございまして、五つの骨子から構成されております。

1点目は、圏域内の医療施設による機能分担という観点から、市立病院は塩釜医療圏における消化器センターとして、消化器を中心とした診療を行ってまいりたい。

2点目は、実稼働病床数、今現在199床であります、162床に縮小したいということであります。

3点目は、職員体制を見直し、職員定数を縮減するということでもあります。

4点目でありますが、医師確保定着のための手だてを講じるということでもあります。

5点目といたしましては、継続かつ安定的な経営と経営体制の強化を目指して、公営企業法の全部適用を検討させていただくということでもあります。特に職員定数につきましては、平成16年度末の退職者10名は不補充、さらに今後2カ年間で7名の削減に努めてまいりたいと思っております。

また、全国的な医師不足に加え、市立病院では医師の減少により、医師の労働が過重になっ

ている等の問題も発生しておりますため、処遇の改善を図りますとともに、定年後の医師でありますとか、女性医師が働きやすいような環境整備を進め、医師の確保になお一層努めてまいりたいと考えております。

平成17年、18年度の経営予測と、今後5年後の予測についてというご質問でございました。平成17年度は、先ほど申し上げましたような五つの取り組みの中で、13名の診療体制により、病院運営を続けてまいりたいと考えているところでございます。当該年度は、減価償却費を除いた現金ベースでの収支では、残念ながら3億5,000万円程度の赤字が見込まれるような状況になっております。平成18年度につきましては、第1期の臨床研修医師が輩出されますことから、医師不足が若干緩和されるという見通しを立てておりまして、医師15名での診療体制を想定し、減価償却を除いた現金ベースの収支で黒字に転換するよう、努力を重ねてまいりたいと考えているところであります。

医療を取り巻く環境が大きく変化している中で、議員の方から現段階で5年後の予測というご質問をいただきましたが、5年後を一定制度で見通すには、大変に難しい医療環境であるかと思っております。まずは再生緊急プランに基づき、今後2カ年間、全力を挙げて収支均衡を目指して努力を重ねてまいりたいと思っております。

将来の経営戦略と公設民営、民間売却の考え方に対するご質問をいただきました。以上を申し上げますように、まずは私ども17年度からの2カ年間、全力を挙げまして、再生緊急プランの実現に取り組み、収支均衡を目指してまいる所存であります。仮にその期間中に経営基盤の顕著な改善の効果があらわれない場合には、改めまして市民や議会の皆様とともに、今後の市立病院のあり方につきまして、協議をさせていただきたいと考えております。

市営汽船に関する質問をいただきました。

経営健全化の取り組み、健全化策定委員会の推進についてお答えいたします。

浦戸地区の生活航路として、将来にわたり安定的かつ安全な交通事業の継続した運営を目指しまして、庁内に健全化計画策定委員会を設置し、島民の方々のご意見等も賜りながら、現在交通事業経営健全化計画の策定に取り組みを始めたところであります。

健全化に向けた取り組みの一環といたしましては、本会計、やはりマンパワーに依存する部分が非常に多い事業内容であります。昨年4月には甲板員の一部パート化を進め、人件費などの削減に努めました結果、平成17年度当初予算では、人件費に関しましては、前年度と比較しまして2,500万円の減額を図ることができました。一方、東北運輸局からは、将来を見据えた



船舶及び運行体制の整備でありますとか、事業費用の全体のさらなる圧縮、運賃改定等の収入確保に関する本市の考え方が求められております。

今後は、このような課題解決に向け、人件費を含めた需用費のなお一層のコスト縮減でありますとか、収入の確保、また国・県の補助制度を活用しながら、交通事業会計の経営健全化に全力を向けて取り組んでまいりたいと考えております。

そういった中で、今後のあり方についてということでございますが、やはり島民の方々の利用だけで交通事業会計をバランスさせるのは、なかなか難しいと考えております。例えばフラワーアイランド構想でありますとか、あるいは島ライブ、地元学、さらには昨年取り組みました桂島、野々島地区の花火大会に合わせて臨時便を出す等の新たな取り組みを行うことによりまして、市内並びに周辺から浦戸諸島に足を運んでいただく方々の数をふやすといったようなことも、この事業の健全化に大きく求められる要素ではないかと思っております。こういったことを集約しまして、新たな試みといたしまして、これまでと違った臨場感あふれる浦戸の姿をリアルタイムで紹介したいということで、ホームページも立ち上げ、情報発信を始めたところであります。

交通事業会計につきましては、大変ご心配をいただいておりますが、なお一層健全化に向けた取り組みを深めてまいりたいと考えております。

次に、学校教育の充実についてに関するご質問をいただきました。後ほど教育長からご答弁させます。

次に、漁港背後地事業についてに関するご質問をいただきました。

初めに、水産物流センター事業化の進捗状況につきましてお答えいたします。水産業界におかれましては、漁港背後地を大変重要な事業用地ととらえ、平成3年度から研究を重ね、当該地区を本市水産加工業再生の拠点とするとの方針に立ち、新たな組合設立による全国組織と一体となった事業展開を目指し、平成15年度には地元の加工組合を中心に、新たな協同組合の設立を図り、また全国規模の水産加工業協同組合と連携を深めながら、事業化に向けた取り組みを今まで進めてまいったところであります。この事業は、あくまでも民間事業者であります。土地取得につきましても、民間が行うことではありますが、両組合は昨年12月に平成16年度末には土地購入の最終判断をしたいとの意向を土地所有者であります宮城県に示しており、平成17年度には用地を取得し、事業化への準備を進めることになるものと考えております。本市といたしましても、水産業界再生の柱として、着実な事業の進捗に向けて積極的に支援してまい

りたいと考えております。

これらの取り組みが、全国的な組織と地元組合が一体となった新たな事業形態であり、厳しい経済環境下におけるモデルになるものと認識いたしております。加工用原魚の集荷から保管、加工、販売、配送まで、県内としても初の総合的な流通の拠点を目指しております。また、開放実験室の整備も計画されており、さらには全国規模の水産加工業協同組合との緊密な情報交換でありますとか、連携強化が本市水産加工業の発展に大きく貢献するものと期待をいたしているところであります。

次に、バイオディーゼル燃料事業についてご質問いただきました。

エネルギー問題でありますとか、地球温暖化問題への本市の環境対策として、平成15年度に塩竈市地域新エネルギービジョンを策定し、バイオディーゼル燃料の製造施設の実現に向けた取り組みを始めたところであります。水産加工業などから排出されます廃食用油を軽油の代替燃料として、本市ならではの資源循環型社会を目指しながら、水産加工食品のPRでありますとか、消費拡大につなげてまいりたいと考えております。年間50万リットルのバイオディーゼル燃料施設を建設した場合、200リットルドラム缶で2,250本の原油を削減できる効果となり、軽油取引税が課税されないなどのメリットが挙げられるかと考えております。バイオディーゼル燃料の事業化につきましては、地元の水産加工業協同組合が現在中心となり、年間61万リットルのバイオディーゼル燃料が精製可能という試算結果をもとに、具体的なプラント規模や採算性の検討を始めたところであります。本市といたしましても、これらの取り組みが地域資源を活用した新たなモデルケースであり、水産加工業の活性化につながるというような判断をいたしてありまして、積極的な支援を行ってまいりたいと考えているところであります。

みなとまちづくり課の質問につきまして、塩釜港に関して幾つかのご質問をいただきました。お答えいたします。

塩釜港のあるべき姿ということではありますが、塩釜港の貨物取り扱い量、平成6年が685万トンでピークでありました。平成16年には330万トンとほぼ半分以下になっております。一般的に貨物1トン当たり1万円のビジネスチャンスが地元が発生すると言われておりますので、350億円のビジネスチャンスが本市からなくなっているということになるかと思えます。港湾の活性化を図る上では、生産を促進する、いわゆる動脈物流、今まではその原材料の搬入、搬出といったようなことが港の機能であったかと思えますが、昨日私が申し上げましたように、臨海型の工業がどんどん海外に流出している現状を考えますときに、動脈物流だけに依拠した

港湾というものは、なかなか今後生き残りが難しいという判断をいたしております。新たな機能の導入といったようなことが当然求められてくるかと思っておりますが、そういったことにつきましては、港湾管理者であります県と十分調整を図りながら、本市といたしましても積極的な取り組みをしていく必要があるのかなと認識いたしております。

工業港、商業港、あるいは観光港というようなご質問をいただきました。本市の塩釜港、工業港であり、商港機能であり、あるいは漁港機能であり、観光港でありというような、多面的な性格を持った港であると思っておりますし、そういったことが今までこの港が栄えてきた大きな柱になっているかと思っております。今後とも、これらの役割を強化していくということは当然であるかと思っておりますが、残念ながら、今外国貨物船はおおむね2万トンから3万トンと大型化している。これは輸送コストの削減ということからすれば、時代の趨勢であるかと思っておりますが、本市の場合は3,000トン、5,000トンクラスの内航船を中心とした港であるという制約がございますので、なかなか厳しい対応になるかと思っております。

そういった中で、あいている空間に、例えば海の見える水族館でありますとか、その他のレジャー施設というようなお話をいただきましたが、実は港の場合は岸壁の整備でありますとか、水域の航路泊地のしゅんせつ、維持といったようなことに、既に何百億円という投資をしてきているわけであります。やはり港の機能を考えますときに、まず第一義的には、これらの機能が果たせるような企業誘致でありますとか、そういったことに努めていくことが、まず肝要ではないかと考えております。

貞山地区の産業の位置づけというご質問をいただきました。

貞山地区につきましては、かつて石油配分基地として、かなりの石油を中心とした貨物の取り扱いがありました。企業の合併でありますとか撤退によって、今大変厳しい環境下に置かれております。そういった中で、遊休地を活用しまして、県が今新たな企業の誘致といったことに乗り出した状況であります。その中の一つが、昨日も話題になりましたリサイクル産業であります。我々も地元の方々の生活環境に影響を与えない範囲で、こういった新たな企業が本市の港に定着しまして、まち全体の産業の活性化につながっていくように努力を重ねてまいりたいと考えております。私の方からは以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 小倉教育長。

教育長（小倉和憲君） それでは、私の方から学校教育の充実、市内小中学校の統一テストについてお答えいたします。

まず、平成17年度学校教育の重点事業といたしましては、浦戸小中併設校による児童生徒の個性に応じたきめ細かな少人数事業の実施を掲げております。また、学校教育の充実に向けた取り組みといたしましては、創意と活力に満ちた学校づくりや学力向上に向けた取り組みなどを積極的に展開してまいります。

具体的な取り組みを申し上げますと、第三中学校では学校活性化プロポーザルモデル事業を3カ年間実施しておりますけれども、学力向上や生徒会活動の活性化、あるいは不登校生徒の減少に向けた個別指導体制づくりの充実、先進的な取り組みを行っているところでございます。また、学力向上を目指し、市内の中学校の教員は、全員が集まって授業研究会をし、その中で年間学習目標の一覧、学び方の手引きなどを作成しております。

それらの成果の一つとしまして、例えば第三中学校では、15年度に不登校が20人ほどおりましたけれども、今年度は9人に減っています。また、それらが第三中学校だけの取り組みではなく、市内全体でも15年度は80人ほどの不登校があったんですけれども、今年度は30人に減少しております。これは、各市内小中学校教職員、校長を中心として一丸となって、子供たちにとって安全で楽しい学校づくりに努めているからかなと思っております。今後ともさらに充実に努めてまいりたいと思います。

さらに、塩竈を愛し、塩竈で育ったことを誇りに思う児童生徒の育成に当たっては、重点的に取り組んでいるところでございますけれども、昨年、浦戸中学校の全校生徒によって演じられました「運命の錨」は、多くの市民の皆さんに感動を与えたところでございます。このようなふるさと塩竈を題材にした学習など、地域の特色に根ざした学校教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、市内小中学校統一テストの実施につきましては、宮城県が主体となりまして、昨年11月、宮城県、福岡県、和歌山県、岩手県の4県共同による小学校5年生、中学校2年生の小中学校学習状況調査が実施されております。この調査結果につきましては、3月中旬ごろに県から来るようですので、その調査結果をもとに、今後の学校教育に十分に活用してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 志子田議員。

5番（志子田吉晃君） ご丁寧な説明、ありがとうございます。いっぱい説明していただいて、2回目の質問をしなくてもいいくらいご丁寧な答弁をいただきました。それで、念のため、2回目お聞きします

100円バスの件ですが、結局田中議員にも市長はお答えになっているんですけども、調査結果をまとめると。だけれども、試行運転は6カ月だけです。だから、今はもうまとまって、この次の本格導入のときは、南回りの朝の便が不便なのもわかっているから、もう1便出すよと。それから、北回りの日曜日の午前中の時間が4時間もあいているから、あそこはあと2便入るよという答えというか、そういう計画がもう今の時点で決まっていなければ、本格導入に間に合わないわけです。ですから、調査しているとか、アンケートとっていると言ったって、もうやる前から大体予想はついているわけですし、2カ月十分とりましたと。ですから、早く結論を出してほしいわけです。

その結論が、また試行運転の12月のときのように、本格導入をやる半月ぐらい前に、結論はこうでしたということになると、その訂正を求めるのに議会の意見とか、市民の要望が反映されないわけですよ。ですから私は、わざわざ市民生活部長を名指して前回も言っているわけですけども、前回の試行運転のときの決め方は、市民に対して11月号の市の広報で示しますよと言って、そうしたら実は間に合わないのでも12月に市の広報に入れますと。12月の市の広報に入った時点では、12月20日からもう試行運転は始まったわけです。そうすると、時刻表をチェックするような、うちのニュー市民クラブの方からいろいろと提案していただいて、こういうものをつくってくださいと言っているときに、部長の方からはそういう対応がないわけですよ。そうすると、もう印刷してしまったから、ミスプリントではございませんと。こういうことでは、この100円バスは今市民が一番感謝している事業ですから、もっと親切に。

そして、ほかの事業に比べると、マイナス分の補助ですから、大した事業費ではないわけですよ。考え方としては、うちの会派で太宰府に行って見たときは、太宰府でも100円バスをやっていましたけれども、赤字の8割は国で補てんしてくれる制度があるそうです。パーク・アンド・ライドをぶっ込むと、100円バスの赤字分の補てんは国が8割出すと。そうしたら、塩竈市は赤字分の2割といったら、今の状態だったら800万円の1割で80万円、160万円しか出さなくてもいい事業じゃないですか。そういうことで、1時間に1本と言わずに、1時間に2本ぐらいずつ出してもらおうように、今こういうことを考えているという答えを、市長でなくていいです、担当は部長でしょうから、部長からもらいたいと思います。

それから、病院の件を聞きます。病院は余りにも情けないと思います。私涙出てくるぐらい悔しいです。なぜか言います。隣町のライバル病院は今増築していますよ、後ろに、駐車場のところに大きく。そして、評判がいいです。看護婦さんも親切です。だから、はやって、増築

なんです。塩竈市立病院は、何でこんなに削減するような、明らかに競争に負けたということです。そういうことでは余りにも情けないので、そして17年度、18年度の経営予測、再生プランを出してきましたが、本当に1,400万円使ってああいうプランなんですか。もしあのプランが1,400万円だとしたら、議会の方に100万円ぐらいで考えてもらった方が、もっといいプランが出るのではないかと思います。

それと、17年度、18年度に4億円とか3億5,000万円の赤字を認めてくださいと、それが再生緊急プランですという予算を議会として認められるでしょうか。具体的に採決の話になれば、病院だけは別に外してくださいと言いたくなるぐらいの再生プランです。このままでは賛成できかねます。

それから、結局なゼライバル病院に負けたかというのは、人件費の問題です。110名いました、今度は100名ぐらいになる。それから90名に減らすと言っている看護婦さんの数です。今まで何十年間とおよそ100名いました。民間病院の看護婦さんの人件費の年額総額から考えると、1人当たり350万円から400万円、塩釜市立病院の看護婦さんの方がかかっています。もっているとは言いませんよ。かかっていることはかかっています。400万円掛ける100人で4億円じゃないですか。そうしたら、毎年4億円になるの当たり前です。たったそれだけです。民間と同じような看護婦さんの人件費にすれば、今年度から黒字です。

そして、看護婦さんは公立病院だからなかなか首にできませんと言うかもしれませんが、看護婦さんはどこの病院に行っても働ける資格を持っています。一般の人の首の状態とは違うんです。それで、本市の職員の身分はそのままにして、看護婦さんの50%の人を塩竈市から派遣したらいかがでしょうか。そうしたら、看護婦さんの人件費の2分の1はぼんとことしすぐなくなります。派遣するんです。人件費は派遣した、働いてもらっているところで稼いでもらおうと。もし差額がいっぱい出ましたら、その差額分だけを一般会計の、病院会計からではなく、総務の方から出してもらおうと。こういう考え方をしたら、来年度予算を黒字で組めます。いかがでしょうか。最終的には市長の政治判断だと思いますので、市長がこうやると言わない限りは、ほかの部長とか、課長とかは、とにかく市長が号令、方向性を出してもらわないことには動きようがないわけですから、その辺の決断をお願いしたいと思います。

ほかにもありますけれども、残り時間がないので、答えをもらうために2回目の質問をここで終わりたいと思います。よろしくお願いします。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 100円バスは担当部長という名指しですので、私はお答えいたしません  
が、2番目の病院についてであります。

昨日も田中議員からのご質問の際にいろいろご説明させていただきました。現実問題として  
七十数%、議員は今78%とたしか言われましたが、78%が人件費という現実を我々突きつけら  
れているわけであります。その中で、本当に我々がどこまでできるかということで、私も相当  
にこの問題については悩んでおります。ただ、やはり今こそ改革に着手しなければならないと  
いうことで、先ほど申し上げました、5番目の企業会計の全適というのは、まさに私の思いを  
ここに集約したつもりでありますし、今後そういったことに向けて努力を重ねてまいりたいと  
思っておりますが、きょうはせっかく病院長も来ているかと思えます。病院長の思いもぜひ聞  
いていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長（香取嗣雄君） 棟形市民生活部長。

市民生活部長（棟形 均君） それでは、100円バスの関係で私の方からお答えしたいと思います。  
ます。

まず、第1点でございますけれども、昨年市民の方々に周知する時間が非常におくれたので  
はないかというご指摘をいただきました。結果として、そのような状況になったことについて  
は、大変申しわけないと思っておりますけれども、私どもといたしましては11月、あるいは12  
月の広報で周知するという予定でいた経過がございます。ただ、一番大きな原因といたしますの  
は、今回の100円バスにつきましては、道路運送法の許可が大前提でございまして、その許可  
がなかなか落ちなかったということが一番の原因でございます。私どもといたしましては、そ  
ういった状況を踏まえながら、市民の方に許可がおりた段階で、極力早目に周知したいとい  
うことで、全戸に時間表、そしてコースを設定したチラシを配布して、周知している状況にご  
ざいますので、その辺をご理解いただければと思えますし、これからも周知の方法につきましては  
は、十分留意してまいりたいと考えております。

それから、便数の増加、時間帯の見直しにつきましても、先ほど基本的な部分につきましては  
は、市長がお答えしているとおりであります。やはり便数がふえますと、当然のことながら、  
コストがふえてまいります。コストと便益の分析を基本的にしながら、こういったものにつ  
いては考えていく必要があるのかなと考えておりますので、なお引き続いて検討してまいりたい  
と思っております。

議長（香取嗣雄君） 長嶋市立病院長。

市立病院長（長嶋英幸君） 確かに人件費率が70%を超えているというのは、企業として全くだめだと私も思います。今この圏域内で入院患者の6割が2市3町から来ているんです。外来が8割くらいなんです。入院の4割の人はほとんどが仙台の方に流れているという状況にあります。今うちにいる医師は、どこに出しても恥ずかしくない、みんな優秀な医師だと思えます。ただ、人数が少ない。それと、慢性期の患者さんも抱えたり、あるいは神経内科といいですか、いわゆる急性期の自分の専門でない部分もかなりいっぱい見なければならぬところがあります。そういうところで、かなり疲労しているところもある。結局は医師不足に原因しているわけですが、当直あるいは救急の業務とか、そういうところにも追われて、なかなか十分なところができない。でも、それを十分に補ってやるためにも、職員も随分努力しているわけですが、やはりお医者さんが一生懸命働いている分だけの人数分しか働けないわけですね、幾ら働いても。ですから、その分の支出は抑えていく必要があると私も思っております。そういう努力をしていって、病院をもっと活気あるものにして、もう少し大学からも認めてもらおうような、派遣をどんどん出していただくような大きな病院にしていかななくてはならないと私は思っております。

議長（香取嗣雄君） 16番曾我三ヨ君。（拍手）

16番（曾我三ヨ君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして、中川議員に続いて、施政方針に対する質問を行います。

第1点は、中心市街地活性化の「海辺の賑わい地区土地区画整理事業」についてお伺いいたします。

一つは、「海辺の賑わい地区」まちづくり参画事業者の3月末決定についての問題ですが、本市議団は、本会議冒頭に決まりました条例案に反対いたしました。それは、「海辺の賑わい地区」まちづくり参画事業者公募にかかわる事業予定者の選定をする審査委員会設置条例に反対したわけですが、今塩竈市が進めようとしていることが、まだまだ市民の合意に至っていないばかりか、十分に知らされていないと。そうしたもとで審査委員会を設けて、3月末までに参画事業者を決定すべきではないという立場で反対したわけであります。市民の説明や合意をもっととるべきだという立場から反対いたしました。市民への周知徹底、特に合意づくりという立場から、幾つかの点で質問いたします。

一つは、市長は12月議会で市民や議会に十分に説明をしないで公募を行ったことは、反省点だと繰り返し答弁されました。そこでお伺いいたしますが、12月議会の結果を踏まえて、広報



を通じて市民に周知徹底すべきだったと考えますけれども、これも行われませんでした。これでは、市民に知らせる取り組みは、結局きょうまで何もやらなかった。知らせる手だてもとらなかつたということになるのではないのでしょうか。なぜ行わなかつたのか、改めてお伺いいたします。

二つ目は、市長は12月議会での我が党の小野絹子議員の質問に対して、「まずは全体をどういう土地利用にするか云々と述べ、ご提案いただき、それらを具体的に審議させていただきながら、一定の整理がつかしました段階で議会並びに市民の方々にお示しをさせていただき、最終的に土地利用計画といったようなところまで結びつけてまいりたい」と答弁されています。具体的に審議というのは、審査委員会の審議を指すのだと思いますけれども、その次の段階で議会と市民に示し、合意の上で土地利用計画に持っていくということを約束されています。そこでお伺いしますが、審査委員会の結論が出された段階で地権者、市民への周知徹底、この計画と利害関係にある市内商店街への周知徹底をどのように行うのか、お考えがあればお伺いいたします。

三つ目には、市長は同じく12月議会の我が党の伊勢由典議員の質問に対して、「市内の各企業の方々から、今回の公募に参加できないと土地の取得ができないとどうも誤解された部分がかかりございました」と述べて、「この辺が反省材料で」と答弁いたしました。そこでお伺いします。市長は「土地が取得できないのは誤解だ」と述べたわけですから、土地は取得できることとなりますが、今後の過程の中でどの時期にどういう手続で、どこに地権者以外の地元企業が土地の取得ができるのか、その辺について明確にお答えいただきたいと思います。

四つ目には、市長は昨年6月議会ですが、小野議員の質問に対して、「グランドデザイン素案にも示されているとおり、個性ある店舗がまとまりあるにぎわいを創出する必要がある」と答弁されてきました。市民は、実際に参画事業者の提案を見て、スーパーを核として個性のあるまちがつかれるのか。また、一体市はどんなまちをつくらうとしているのか疑問視する意見がどこへ行っても出されます。こうした疑問を持ち納得しない市民に対して、市長は「海辺の賑わい地区」をどのようなまちづくりにしようとしているのか、きちんと説明する責任があると思います。多くの市民から聞かれる声なので、どういうまちをつくらうとしているのかお伺いいたします。

五つ目には、参画事業者を決定する審査委員会について、市長は25日の質疑に対して、「公開によるプレゼンテーションを行い、傍聴もできる。意見などについては文書で出してもら

い、それにこたえていくようにする」と答えてきました。市長もこれまでの議会答弁で述べてきたように、住民の参加あってのにぎわいであると言うのであれば、十分な説明を行うことと、住民の意見を十分に反映させていくことの両方が必要です。今回の事業は、市中心部の最後のまとまった土地の開発、市民の宝の開発にかかわる問題だけに、審査委員会は市内のすべての商店街に出向いて意見を聞くなどすべきだと私は考えるわけではありますが、市長の見解をお伺いいたします。

また、市民から、「無理に決定するのではなくて、白紙という選択も本来あってしかるべきだ」という意見も出されています。市長はこうした市民の意見に対してどうお考えなのか、お伺いいたします。

次の2番目の土地開発公社についてお伺いいたします。

市長は、昨年6月議会の小野議員の質問に対して、「土地開発公社の土地については、関係法令に抵触することにならないよう、確認して整理していく」と答弁してきました。塩竈市土地開発公社の定款並びに諸規定の中には、土地開発公社の所有する土地を売る場合、まず市が土地開発公社の土地を買い取ると明記されておりますが、それ以外に土地の一時利用というのは、私が見る限り、公園あるいは駐車場として一般の市民の利用に供することができるしております。今回の土地開発公社の所有する土地については、いずれも参画事業者は定期借地権契約でしております。これができるのか。市長は、土地開発公社が所有する土地については、関係法令に抵触することにならないよう確認して整理すると言ってきたわけですから、法的根拠を示していただきたいと思えます。

第2点目は「ともに支えあう、健やかさと安心に満ちたまち」について、2点お伺いいたします。

一つは、国民健康保険の資格証明書の発行についてお伺いします。

市は、この2年間、国民健康保険税の連続値上げを進めてきました。国保税の連続値上げをした上に、今度は国民健康保険税を払えない世帯に資格証明書を発行をしていく検討をしていることが、さきの民生常任委員会に資料に示されています。資料によれば、資格証明書は、国保税を納付期限から1年経過後、なお滞納がある場合、保険証の返還を求め、保険証にかわって資格証明書を交付するとしています。結局資格証明書になりますと、医療機関での窓口で医療負担費の全額を払わなければならないということになり、これまで以上に病院にかかれなくなることは必死です。塩竈市では、これまで納入の相談をしながら、少なくとも医療を受けら

れるようにと短期保険証で対応してきたものであります。なぜ、今資格証明書の発行を行おうとしているのかお伺いいたします。また、いつまで検討し、検討されたもので実際にやるのはいつからと考えているのか、この点についてもお伺いいたします。

吉川議員の補正予算に対する質疑に対して部長は、「悪質な対象に限ってやる」というような答弁をしたと思います。悪質の滞納者の定義について、具体的に何ををもって悪質と言うのか、改めてお伺いいたします。

2点目は、救急医療体制についてお伺いいたします。今、塩釜地域の、特に平日休日の救急夜間の医療体制がとられないということが重大な問題になっています。これまで塩釜地区の救急医療体制は、仙台圏の中に入っておりました。ところが、昨年10月から仙台と塩釜地区をそれぞれの医療圏に分けたことによって、塩釜地区内の、特に夜間の救急が最も県内でおくれた地域になっている。医療機関の自主的な努力に任されている状況ではないのか。救急医療については、行政がその責任を果たすべきではないでしょうか。なぜその体制がとられなかったのか、お伺いいたします。

第3は「ともに学びともに歩む、市民が輝くまち」についてです。

施政方針では、「平成16年度に策定した『のびのび塩竈っ子プラン』に基づいて、行動計画を立て、子育て支援を重点的に推進する」と述べております。のびのび塩竈っ子プランの策定趣旨は、子供たちがのびのびと育ち、安心して子育てができる環境を計画的に整備するためだとしております。特に私は、昨年の施政方針に対する質問の中で、塩竈市の奨学金貸し付け制度について、その実施を求めてまいりました。そのときの市長答弁では、「策定中ののびのび塩竈っ子プランの中で、教育支援のあり方の中で十分検討を重ねてまいりたい」と答弁していましたが、奨学金貸付制度について、どのような検討をされたのか。その結果はどうなっているのかお伺いいたします。

次に、児童館についてです。のびのび塩竈っ子プランでは、「地域社会が子供たちの育ちを支えるまち、子育てしやすい生活環境の中で、現状と課題について、異なる年齢の子供同士と一緒に遊ぶことによって、社会性を身につけていくことができる。しかし現実には今、都市化やモータリゼーションの進展の中で、子供たちがのびのび遊べる空間が失われている。一方で、テレビゲームの普及で家の中で一人で遊ぶ子供が多くなっている。身近で安全で遊ぶことのできる空間を整備していく必要があります」と述べております。

子供たちを対象にしたアンケートの結果では、日ごろの遊びについては、やはりテレビやゲ

ームというのが約48%で最も多くなっている現実。一方で、子供たちが望んでいることは何かという問いには、公園や広場、自然と触れ合う機会、児童館や児童センターの充実を求めています。こうした希望の多い、とりわけ児童館について、行動計画の中に盛り込まなかったのはなぜなのかお伺いいたします。今、国では、子供の安全安心な遊び場の不足ということで、多様な活動の機会を提供するとして、地域教育力再生プランを立ち上げている。文部科学省では、ばらばらで対応してきた事業を統合して、地域の教育力の再生を図るために、多様な機会を提供していくことが喫緊の課題だと述べています。のびのび塩竈っ子プラン5カ年の中に児童館建設を盛り込むことを求めるものでありますが、見解をお伺いいたします。特に私は、以前から強い要望がありました、第三小学校区内に児童館建設を検討してほしいと思っているわけですが、この点についても見解をお伺いしまして、第一回目の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 曾我議員からのご質問にお答えさせていただきます。

初めに、中心市街地活性化関連のご質問、6点いただきました。

第1点目は、提案内容が確定しておったにもかかわらず、なぜこれだけ時間がかかったかというような趣旨でのご質問であったかと思いますが、私が議会で十分な周知徹底が図られる時間が不足したという意味でおわび申し上げましたのは、そのとおりであります。

そういった中で、今回の「海辺の賑わい地区」について、6社から当初申し出がございました。4社につきましては、期間内に詳細の計画書が出されまして、さらに追加して具体的な作業に入ったわけですが、2社については、ぜひ計画を出したいという話がありながら、なかなかご返事いただけない期間がございました。我々、せっかくそういうことで意欲があるのであればということで、先ほど申し上げましたような周知期間が足らなかったという反省もございまして、提出いただく期間を延ばしまして、残った2社についても再三接触を図ったわけですが、結果といたしまして、1月半ば過ぎに今回については断念するというような正式な申し出がございましたので、当初提案いただきました4社を中心に、具体的な調査に入っていくことにさせていただきました。

それで、約1カ月ぐらいの予備期間を中でとりました。内容について、今議員からご質問いただきましたような、「海辺の賑わい地区」のまちづくり、職・住・商が一体としてというような趣旨で申し上げておりますが、そういったまちづくりに果たしてふさわしい提案内容であ

るかということの、1次的な、基礎的な審査をさせていただきまして、その際にも4社に対しては、こういった内容を一般の市民の方々に公表させていただくことについての了承を取りつけたわけであります。

そういった結果を踏まえまして、次の周知徹底になるかと思いますが、今回3月の広報誌であのような中身で具体的な内容をお知らせさせていただきますとともに、委員会の開催、なおかつ公開でご質問等がございましたら、文書でご質問いただき、その内容については後刻回答させていただくというご案内までさせていただいたところであります。これまでは、市のホームページ上でのみの広報でございましたので、今後はこういった形で折に触れ、市民の方々へのなお一層の周知に努めてまいりたいと思っております。

土地の取得について、具体的にいつごろからこういったということでございますが、後ほど建設部長の方から正確なご答弁をさせたいと思っております。

それから、提案者がどのようなまちづくりということでございますが、既に各議員にも概要はお渡しさせていただいておりますとおり、4社でございますが、土地につきましては、事業用の定期借地権契約という中身でありますし、商業ゾーンについては、スーパーを核として、地元の商業者と連携、交流を図りながら、全体としてのまちのにぎわいをという内容が、ほぼ4社同様な内容であるかと思っております。1社は、特に建物を建てないままで、テントを活用した、イベント的な広場を中心という内容であったかと思っております。いずれこの商業地域を中心とした、「海辺の賑わい」のまちづくりを創出していくということでありまして、目標はということでございますが、職、住、商といったようなものが一体としてにぎわいを醸し出すまちづくりということにつきましては、かねてご提案させていただいた内容の確認になるかと思っております。

公開プレゼンテーションにつきましては、3月5日に商工会議所の会議室で開催させていただくということでございますし、多数の市民の方々にもご参加いただきたいということで、今呼びかけをさせていただいておりますし、もし入りきれないような場合は、テレビ等によりまして別室でということも対策として考えておりますので、ぜひ多数の方々にご参加いただければと思っております。

そうしたことにつきまして、1店、1店の商店舗の方々にすべてご説明してまわるべきではないかといったようなご質問もございましたが、これらについては、過去にもアンケート調査をいろいろさせていただいておりますし、今後も節目、節目で何らかの形で店主の方々の思

い等が反映いただけるようなことを工夫してまいりたいと考えております。

最後に、白紙撤回はあるのかということでございますが、今私どもといたしまして、こういう審査のための委員会を立ち上げ、今から審査に入るわけでありまして、慎重にご審議をいただきまして、ご選定いただけるものと考えているところでございます。

その中で、土地開発公社用地の賃借に関するご質問をいただきました。今回の公募では、土地の活用形態を含めて提案いただいたところでありまして、4社ともすべて賃借を基本にした提案内容となっております。当該用地は、港奥部の再開発を目的として、本市が土地開発公社に依頼して先行取得をしたものであり、公有地の拡大の推進に関する法律を根拠といたしております。この法律では、第10条に土地開発公社の設立についての規定があり、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地の取得及びその造成、その他管理等をあわせ行うために設立することができるという内容になっております。

この法律17条の業務の範囲規定では、10条の目的達成のための業務の全部又は一部を行うものとされておりまして、賃借も業務として行うことができるといったような解釈をいたしたところであります。本来でありますと、早い時期に買い戻しをしてというような活用方策もあるのかと思っておりますが、先ほど来申し上げておりますとおり、大変厳しい財政状況下の取り組みであります。市民の方々に一刻も早くにぎわいというものを創設させていただくために、このような取り組みになったところであります。

次に、「ともに支えあう、健やかさと安心に満ちたまち」に関する質問の中の、国民健康保険事業についてお答えいたします。

国民健康保険事業は、被保険者全体の相互扶助で成り立つ社会保障制度でございまして、その財源となる保険税の収納確保は、制度を維持していく上で極めて重要な課題となっております。資格証明書につきましては、国民健康保険法において、納期限から1年間滞納がある場合や災害その他特別の事情があると保険者が認める場合を除き、被保険者証の返還、資格証明書の交付を行うことと規定されております。

本市といたしましては、これまで短期保険者証を導入し、通常1年間の被保険者証の期間を3カ月に短縮し、接触の機会をふやしながらか、納税相談、納税指導を強化してまいりました。しかし、滞納対策の強化の一環といたしまして、また被保険者間の負担の公平を図る上で、資産や収入が十分にあるにもかかわらず、滞納の著しい所帯に対しましては、資格証明書の交付を実施していかざるを得ないと判断したところであります。実施に当たりましては、滞納対策

のための事務取扱要綱を策定し、政令に定められた特別の事情はもちろん、納税相談、納税指導、短期被保険者証の交付、資格証明証の発行などについての段階的な取り扱い基準を明確にしていきたいと思いますと考えております。なお、資格証明証の交付につきましては、機械的、画一的に行うのではなく、被保険者の生活実態等を十分に把握した上で、個々の事例に応じ、特別の事情等の有無を確認しながら、取り扱い基準に照らして、適切に判断してまいりたいと考えております。

時期についてであります。本年4月から収納業務を税務課に一元化し、納税サービスの向上でありますとか、収納対策をさらに推進してまいりたいと考えております。資格証明書の発行等につきましては、これらの総合的な取り組みの一環として進めてまいりたいと考えております。

塩釜地区2次医療圏における救急夜間の医療体制についてのご質問にお答えいたします。

救急医療につきましては、少子高齢化等を初めとする社会環境の変化や疾病構造の変化により、救急患者は年々増加傾向にあり、市民がいつでも安心して医療を受けることのできる体制が求められているところでございます。

塩釜地区二市三町は、平成15年8月、仙台医療圏から塩釜医療圏として独立し、休日の初期救急医療は、塩釜地区休日急患診療センターにおいて実施するとともに、2次救急医療につきましては、休日夜間とも救急告知病院であります6病院に協力いただきながら、実施してきた現状でございます。

しかしながら、2次医療圏の救急医療体制を支えておりました病院群輪番制病院等運営事業が、三位一体の財政改革の中で、平成17年度以降、国庫補助金が廃止されたことによりまして、現状体制での夜間救急体制の維持が大変厳しい状況になってきております。このような状況を踏まえ、塩釜医療圏として、夜間の救急医療体制のさらなる充実を図る必要がありますことから、塩釜地域医療対策委員会におきまして、地元医師会、保健所及び二市三町ともども協議を重ねながら、救急医療体制の一層の充実強化の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、ともに学び、ともに歩む、市民が輝くまちに関する質問のうち、塩釜市での奨学金貸付制度については、後ほど教育長からご答弁申し上げます。

私からは、第三小学校区内の児童館建設についてお答えさせていただきます。のびのび塩釜っ子プランの基本的な施策の一つといたしまして、身近な遊び場の提供位置づけ、児童厚生施

設である児童館のあり方を掲げさせていただいております。現在、藤倉児童館とふれあいエスパ塩竈を拠点として開設し、子供たちにさまざまな遊びや活動の場を提供させていただいております。本市の児童館のあり方につきましては、学区ごとの児童館の必要性なども含め、さまざまな意見がある中、核となるべき児童センターの必要性を踏まえ、ふれあいエスパ塩竈を開設いたしました。当該施設は、他の自治体からも注目される、本市の誇れる施設として、さまざまな世代間の交流が活発化する中で、子供たちが自由にのびのびと遊べる空間、活動機会を提供させていただいております。

今後とも、子供たちや親子を対象とした事業の充実を図りますとともに、既存施設の有効活用の促進に努めてまいりたいと考えております。私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（香取嗣雄君） 早坂建設部長。

建設部長（早坂良一君） それでは、私の方から区画整理事業区域内の土地の所有権等の移転について、どういう関係なのかというお尋ねでございますので答弁させていただきたいと思っております。

まず、区画整理事業区域内の土地につきましては、これまでもご説明させていただきましたように、あくまでも換地ということで、将来の基盤に沿った形で、現在の土地を再配置させていただくという事業でございます。ですから、土地の所有権の移動につきましては、これは現状のまま換地処分まで、その土地の形、土地登記簿謄本はそのままで移行する。ですから、一般的な売買であれば、現状のまま所有権の移転登記は可能であるということが一つございます。一般的にこのような区画整理事業が行われますと、自分の土地がどの土地へ再配置されるのか。これは仮換地ということでこれまでもご説明させていただきましたのですけれども、やはりその換地先を見て、自分はこの土地が欲しいなと思った場合には、その仮換地を取得することは、原則的にはできません。といいますのは、やはり所有権という登記簿に保存登記されている権利は現状のままの土地でございます。ただ、そういう場合には、これまでの例ですと、仮の契約、換地処分後の土地処分の所有権移転をよしとした仮契約などを結んで、仮換地先を使用するという形態は、これまでもあったことでございます。そのような形での仮契約の部分がございます。ですから、一般的には仮換地、それから換地処分までの間は現状での土地の所有権の移転登記は可能である。それから、換地処分後の土地、整理後の土地は、仮換地の途中であれば、それは仮の契約になるのかなと思います。それはやはり所有者と買い求める方との



関係の整理が成り立ってくるということでございます。

それから、換地処分後は、今この事業は平成23年度までの予定で進めておりますけれども、平成23年度のそういう長いスパンの中での事業でもございますし、そういうことであれば、換地処分後、一時期、所有権の移転登記が登記閉鎖ということで1カ月ほどとめられる場合がありますけれども、その後換地処分後の土地がきちっと登記される。そういう部分では、間違いなく整理後の土地の取得が可能になってくるということでございます。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 小倉教育長。

教育長（小倉和憲君） では、塩竈市での奨学金貸付制度についてお答えします。

次世代育成支援対策推進事業であるのびのび塩竈っ子プランにおきましては、次世代育成支援の観点から、奨学金の貸付制度について検討を進めてまいりましたが、宮城県や社会福祉協議会においても同様の制度があることを勘案し、新規の貸付制度の創出につきましては、見合わせたところでございます。

なお、本市におきましては、児童生徒に対する独自の教育支援策としまして、塩竈市海難交通遺児教育手当資金制度を設けておりまして、平成16年度からは支給額を増額し、支援を行ってまいりました。具体的にお話ししますと、小中学生の教育手当は月額 2,000円から 3,000円に、高校生の奨学手当は月額 2,000円から 5,000円にそれぞれ増額したところでございます。

また、奨学金の貸付制度につきましては、本年度、日本育英会から宮城県に移管されました高等学校等育英奨学資金貸付事業や母子還付福祉資金貸付金制度、それから社会福祉協議会が実施主体となっております生活福祉資金貸付制度などもございますので、当該制度の周知徹底を図るとともに、保護者の相談などに積極的に対応しながら、児童生徒に対する教育支援を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 16番曾我議員。

16番（曾我ミヨ君） 質問の要点にかみ合った回答が来なかったと思いますが、まず一つは、「賑わい地区」の関係では、これまで公募を含めて市民に周知徹底が図られなかったのではないかとことに対して、そういう点では市長も周知徹底の点は反省材料だと言ってきたわけです。そういう教訓を踏まえて、それから段階的にまた入るわけですがけれども、やっぱりこれから進めるに当たっては、市がやろうとしていることも含めて、十分に周知徹底させる必要があるんだと。そういうことに対して、例えば審査委員会の3月末で決めるという今の流れですがけれども、今段階、つまり広報を見てもほとんどの人が知らない。1月号、2月号、3月号

で何が示されているかということ、ただ四つの会社の写真と、プレゼンテーションをこの日に行いますよと。そして、傍聴者の方は事前に都市計画課まで来て申し込みというやり方です。これが3月になって、今配り始めているところです。3月5日でしょう、これ。これから何回もやるにしてもね。これで全体のことがわかるのかと。今までも何も知らされていないのではないかと。

私どもは議事進行で、これは今までの産業の中で出されたものですよ、別に何々を加えたものではありません。このままを持って行って、こういうことを知っていますかと。ほとんどは「聞いていない」「わからなかった」と。今まで広報だけでもちゃんと周知できなかったと言っているんですから、これからのことはこういうことが来ましたよと。そういうことの審議も含めて、本来は共産党議員団がやるよりも、市がやろうとしている土地開発、土地区画整理でしょう。あそこ全体に責任を持つと言っているわけですから。当然市民の財産だし、それをきちんと知らせることが必要なんだと。それをどういうふうにやっていくのか。それは、ただ市長が見ています、これだけで周知しているなんて言えるのかという問題ですよ。

それから、どこに土地が入るのかと。配られたものをちょっと大きくしてきたのですが、ここが開発されると。例えば市民の中の商店街の人が、私はここにまち並みをつくるときに入って、商売したいと。そういう人たちがいろんなことをやられて、初めて塩竈らしい、醸し出すようなまちにするんじゃないかという期待もあるわけです。では、ここの中でどこが、市内にあるいは近隣からここに来て商売しようというときに、求められる土地があるんですか。誤解だったと言っているわけですから、あるんですかということをもまず示してほしい。

それからもう一つは、土地開発公社の問題ですが、私ここに持っています。インターネットでとりました。公有地の拡大の推進法に関する法律、平成16年6月18日の法律です。先ほど市長が読み上げました、第3章の第10条は、土地開発公社を設立することができるというものだけですよ。どこにも賃貸できるなんてことは一言も書いていません。私、土地開発公社のあれしていますけれども、これは塩竈市の定款です。全部読みましたけれども、どこにも賃貸できるなんて書いていない。貸すのは、駐車場と公園、それだけしかありませんよ。もしあるのだったら、後で示していただきたいということです。

それから、市長がどういったまちづくりをするんだと、あそこ全体をどういうふうにして描こうとしているんだという、市長がイメージしていることを聞きたいんです。ところが、四つ公募がありましたと。そういうものでよく審議させていただいてやりますと。市長は、住みや

すい、塩竈の特色あるものを生かしていきたいと、少なくとも今まではそう言っていた。今の答弁では、審査委員会に四つ出されているから、その中でやるものがまちづくりですと。全然気持ちが伝わってこないんです。しかも、出ているのは、スーパーだということですから、何でそういうものが醸し出すまちになるのかなとみんな思っています。そういう点で受けとめられないような答弁でしたので、もう一度伺いたい。

二つ目に、私が聞いたのは資格証明書の発行でした。これについては、制度の維持をしていくことが大切だと。滞納対策もしていかなければならないと言っていました。私、これを聞いて思うのは、どんどん上げておいて滞納がふえてくると。それを回収しなければならないから、今度はこういう資格証明書をやって指導していくという受けとめ方をしたわけですが、では今までの悪質滞納者、例えばこれまで委員会とか、決算委員会なんかでも資料を出してきました、平成13年とか15年度の国民健康保険税の滞納繰越の事由別分類があります。生活困窮とほかの理由があります。生活困窮というのが、大体納めていない人の70.89%です。生活困窮している方から、これは悪徳だと言いながら取れるのかという問題です。生活困窮ですよ。そして、収入不安が一番多い。53.88%、54%が収入不安なんだと。

今度のこのフローを見ますと、特別の事情の判断があると。特別の事情の判断が下に設けてございますが、ここの中に今示したような生活困窮、収入不安定が入っていますか。入っていないとすれば、収入不安の人たちは特別事情ではない、これは取れるということになってしまうのではないですか。その点について伺いたいということ。

それから、救急医療です。先ほど市長と部長に渡しましたが、宮城県の10医療圏に分けられています。このピンクのところは塩釜地区内の救急医療です。1次的に見る初期の救急については、錦町に医師会がやっています救急が日中はあります。ところが、休日も夜間も2次救急、施設を必要とするような救急医療の体制が整っていない、最もおくれた地域だということ。実は宮城県から、先ほど市長が言いましたように、三位一体でこれが県に移譲されるといときに、救急医療はこういうふうになりますよと。去年10月以降に自治体に移行された分、全国で35億円来ているはず。だから、こういうものが来ているんだけど、塩釜地区ではどうするんだと。それについてあるんだが、塩釜地区はこのままだと2次救急ができなくなるという打診をしたと私は伺っているんですが、そういう打診があったのか。それになぜ答えなかったのかという問題です。そのことについて伺いたい。

それから、最後に奨学金貸付制度、実は文部科学省の学生の生活調査でも5人に4人は学費

が高いためにアルバイトしていると。こういうことに追われて生活を切り詰めれば、結局、高等教育を希望したのに、途中から断念する事態が生まれるということで、実は去年12月の中央教育審議会がこのことを問題にしたんです。国立、私立を問わず、学生納付金が国際的に見ても非常に高くなっている。これ以上の家計負担になれば、個人の受益の程度との見合いで、高等教育を受ける機会を断念する場合が生じて、実質的に学習教育が保障されないおそれがあると中教審で言っています。それだけ日本の場合には学費が高い。だから、去年から県が窓口になって、こういう貸付制度を行った、それは承知しています。だけど今、そういう中でこういう子供たちを応援しようということで、去年も言いましたけれども、古川、松島、多賀城、この近隣も含めて、5,000円でも1万円でも3万円でもということでやり始めているんです。そういった視点に立てないのかということをお願いします。

そして、もう一つ言いたいのは、この間も女子校、男子校に行って聞いてきました。確かに国のを利用しているのもあれば、旧育英資金を利用している人もいますけれども、ぜひ今度中学校を卒業される子供さんたちに、県のこういう制度があるよというものを、ぜひ知らせてやってほしいということをお願いしたいと思います。

それから、児童館、市長が言われている経過は、私はよく知っています。エスポを建てた経過もよく知っています。だけど、今ようやくこの塩釜港のプランを立てたと。これを最優先課題にしていくよということで取り組みを始めて、そして児童館も東西南北ぐらいつくろうという中で見たら、この5年間の計画にはそういうことは一つも示されていない。渡辺部長はエスポの館長もして、非常にこれを評価してほしいと言われるのですが、私は評価しているんです。だけど、あれは大きなセンター的な役割であって、学校の近くにそういった児童館が欲しいというのは、一貫してお母さんたちの希望でありますし、これをつくる前のアンケートでもきちんと出ているんです。だから、ぜひそのことをやってほしいということを、まず2回目の質問でお聞きしたいと思います。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 初めに「海辺の賑わい」については、議論がかみ合わないと言われたのですが、私も自分の思いをグランドデザインに託したつもりであります。仙石線の本塩釜駅からわずか一、二分の土地が、なぜ今あいているかということでもあります。もう何十年来ああいいう形でなぜあいているのか、我々はまずその原点から考えなければならないのかと思っております。今残された時間は、先ほどの病院のみならず、商業界、水産業界、みんな大変厳しい環境

の中での取り組みであります。そういった中で、一つでも二つでも、このまちの中ににぎわいとか明かりを取り戻してまいりたい。すれ違いと言われても、我々はここを商業であり、それから住居系であり、あるいは塩竈の職のにぎわいの場でありということに活用していきたいということで、今後も取り組んでまいる所存であります。

四十数億円の予算を今から投入するわけであります。当然のことながら、投入するだけの効果は上げていかなければならないというのが、我々職員に課せられた使命だと思っております。そのために一生懸命頑張りたいと考えております。

土地の問題については、本当に買えるのかというお話でありましたが、先ほど建設部長から区画整理という手法で生み出されます土地についての説明をさせていただきました。すべてが公有地ではありません。今民間の方が所有されている土地は、一定の限度がかかっても、その民間の方の土地になるわけありますから、直接個人個人の買収になる区域が区域内にございます。ただ、全体として無秩序な開発はいかがかと。トータルとして、整合性があるまちづくりをしていきたいということで、先ほど私が申し上げました、四つのご提案を今いただいたと理解いたしております。

土地開発公社の関係につきましては、後ほど担当部長から説明をさせます。

それから、資格証の発行であります。やみくもにこういうものに突き進むのではないということ、私も答弁の中で触れさせていただいたかと思いますが、資格証明書の交付については、機械的、画一的に行うのではなくて、被保険者の生活実態等を十分に把握した上で、個々の事情に応じ、特別の事情等の有無を取り扱い基準に照らして、適切に判断してまいりますと先ほどご回答申し上げました。決してこういったものをやみくもに振り回すことではないというのが、この回答の中に私は入っていると思っております。

それから、救急地域医療につきましては、私に打診があったのかというご質問でございましたが、私は直接こういう打診は受けておりませんので、後ほど担当部長から状況について説明させます。

奨学金制度につきましても、こういう制度があるということにつきましては、今後も機会をとらえまして、教育関係者ともどもPRを重ねてまいりたいと思っております。

児童館についての議員の思いはわかりましたが、我々の財政状況もぜひご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 16番議員にお答えいたします。

土地開発公社の問題でございますが、公有地の拡大の推進に関する法律、いわゆる公拡法でございますが、この17条第1項第1号の解釈だと思えます。これにつきましては、平成12年4月、当時の建設省の建設経済局長、それから自治大臣の官房総務審議官の名前におきまして、開発公社の経営上の理由によって、一定の処分をして構わないという通知が出されてございます。さらに、平成15年8月に同じく建設省経済局、それから自治大臣官房審議官の名前におきまして、必要な範囲内であれば、当該土地に簡易な施設を建設し、管理することは差し支えないものであると。また、公拡法第17条第1項第1号の規定により、取得した土地については、さらに外部へ管理委託、賃貸、または信託を行うことも差し支えないものであるとされています。この賃貸につきましては、今回のにぎわいゾーンの定期借地に該当するというので、ついでには市町村課についても十分照会して、指導を受けています。

議長（香取嗣雄君） 佐々木健康福祉部長。

健康福祉部長（佐々木和夫君） 救急医療体制についての協議があったのかということで、首長レベルということでは、市長からお答え申し上げたとおりでございますが、事務的には昨年11月の中ごろ、県から一定の相談、協議はございました。それを踏まえまして、私ども二市三町、いわゆる塩釜地区医療圏でございますので、二市三町の担当課長レベル、それから保健所、医師会を絡めまして、一定の事務的な協議はやった経過がございます。

ただ、2次医療圏として塩釜地区が定められる前は、仙台地区ということで塩釜も入っておりましたので、救急医療体制については、ほかの地区とは違いまして、私ども結局は仙台市を頼るというような状況になっており、なおかつ救急告知病院6病院の協力をいただいておりますので、そういう体制でやってきた経緯がございます。昨年11月段階での二市三町での負担の問題、あるいは受け皿の医師会の問題、あるいは病院の問題、越えるべきハードルが幾つもございます、なかなかその場で結論には至らなかったということもございます。

さらには、税源移譲という中で、今まで補助制度として成り立ってきたものが、どれほど市町村に税源が入ってくるのか。それも見えない状況の中で、協議としては進まなかった経緯がございます。しかも、県の事務レベルでの協議は、あくまで事務レベルでございまして、最終的に補助制度を廃止するという県からの通知が来たのは、たしかことし1月13日の日付だったかと思えます。

そういう中で精力的に協議してまいりましたけれども、いずれにしろそういう体制を整える

ことがなかなか難しいということで、さらに今後とも今申し上げました体制の中で、協議して  
いこうという結論になっている状況でございます。

議長（香取嗣雄君） 暫時休憩いたします。

再開は3時15分といたします。

午後3時00分 休憩

---

午後3時15分 再開

議長（香取嗣雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長の施政方針に対する質問を続行いたします。23番伊藤博章君。（拍手）

23番（伊藤博章君）（登壇） 塩釜ネットワーククラブを代表して、通告に従いまして、施政  
方針に対する質問を行います。

私は、小さな市役所で大きなサービスを提供する行政組織を実現すべきと考えております。  
自主自立という地方分権の基本理念を実現するためには、組織の効率を上げ、財源の多様性を  
確保し、投資の有効性を高めるために、住民の行政評価を事業運営に反映させることを実現  
し、住民満足度の高い、住民総参加の市役所を目指すべきという、私の基本姿勢を明確にした  
上で、質問に入ります。

第1番目は、右肩下がりの経済情勢や少子高齢化社会についてお尋ねいたします。

ことしも全国で約150万人の若者が成人式を迎えております。昨年より2万人少なく、総人  
口に占める割合は1.18%で、1968年以降では2番目に低いという少子高齢化の時代は確実に進  
んでおります。現在の若者を取り巻く環境は、戦後の貧しい経済状況を脱し、高度経済成長の  
道を真っ直ぐに突き進んできた環境の中にあつた世代とは、異なった意味での厳しさがあると  
考えます。戦後は、経済的には上昇一辺倒の時代であり、少なくとも何らかの希望を将来に託  
すことが可能であつたのではないのでしょうか。しかしながら、ことし成人の仲間入りをした若  
者たちが生まれたのは1980年ごろですので、生まれて間もなくバブル経済が崩壊し、その後は  
右肩下がりの経済情勢の中で歳月を送ってきております。このような時代において、努力をす  
れば何とかなるといふ選択肢が少なくなっているのではないかと思われ、夢や希望を容易  
に語れなくなった時代となつたのではないのでしょうか。

このような時代の中で、ニートという就学・就職意欲のない無業者を意味する15歳から34歳  
に至る層は、一昨年全国で52万人に上り、また正規の就業をしないでアルバイトを繰り返すフ

リーターは、1980年代の後半に登場し、これも全国で417万人に上ると言われております。このようなニートやフリーターを生み出した一因は、就職難で自分の希望に合う職業をなかなか見つけられず、そのまま社会への参加意欲を低下させてしまうような社会環境にもあると思われれます。残念ながら我が国においては、社会への参加の挑戦で一度挫折した場合、再挑戦が難しいという社会風土があります。今度は再挑戦が容易にできる仕組みが必要であると考えます。

このような若者は一部であって、若者の自主性、自覚の欠如だと片づけてしまう意見も多いようですが、事態はそんなに簡単ではありません。若者の悩みや喜びを理解して、教育などを含めて何らかの社会システム上の改善をしなければならないときが来ております。若者の自主的な向上意欲とともに、社会の責任が問われているのです。すなわち、大人と若者が相互理解を深めるとともに、この事態を打開するために、何らかの社会システム上の改善が望まれます。

また、少子高齢化社会の原因の大きな要素として、結婚する年齢が上がったり、結婚しないケースがふえたことがあります。例えば25歳から29歳の女性で結婚しない者の割合は、1975年には20%強だったのに、今では半数を越えています。その背景は、女性が社会進出し、経済力が高まったことがあります。かつては男女間で大きな賃金格差があり、女性にとって結婚は生活の手段でした。男女雇用機会均等法施行などによって、男女の賃金格差が縮まるとともに、女性が長く勤められるようになり、必ずしも結婚しなくても生活できるようになりました。

さらに、たとえ結婚しても子供は要らない、つくっても1人だけという夫婦がふえております。理由として、経済的負担の重さや、子供に対する価値観が変わったことなどが挙げられます。子供が家業の働き手だったり、老後の面倒を見てもらう存在だった時代には、子供には経済的な価値がありました。このため、以前は晩婚であっても結婚をすれば、それなりの数の子供を生むと見られていました。ところが、今では経済的にはむしろマイナスです。1人の子供が大学を卒業するまでに約4,000万円かかるという試算もあります。年金などの社会保障制度が整い、老後の世話を子供に期待する必要も少なくなったため、子供の価値は家庭がにぎやかになり、子育てで自分が成長するといった精神的なものが主になっているのです。

少子高齢化が進めば、社会を支える役割を中心的に担う働き手の数は当然少なくなります。この数が減れば、総生産が減り、1人当たりの国民所得生活水準を維持することも難しくなってきます。このように、少子高齢化とこれに伴う経済停滞の克服は、21世紀の大きな課題と言えます。1人当たりの国民所得を維持するためには、労働生産性を高めていくことが考えられます。労働生産性を高めるためには、付加価値の高い分野に資源を重点的に投入することが重



要です。このように、今後ますます生産、売り上げの減少、さらに少子化問題や若者の就労問題を含め、右肩下がりの経済情勢を考えたとき、行政を取り巻く社会情勢は厳しさを増しますが、市長はどのようなお気持ちで施政方針で述べられたのか、お考えをお伺いいたします。

2番目に、自治間競争と協調についてお尋ねいたします。

私は、地方分権において今後の自治体系を考えたとき、施政方針で触れられました自治間競争と協調は、大変重要な意味を持つ言葉だと考えております。ですから、具体的に自治間競争と協調について、市長はどのように考え、どのようなお気持ちでこの施政方針で述べられたのか、その考え方を共有することが大切と考えますので、市長のご見解をお伺いいたします。

3番目は、「海辺の賑わい地区土地区画整理事業」と集中改革期間及び新行財政改革推進計画についてお尋ねします。

まちは土地区画整理事業で言うところの公共用地と宅地で構成され、その景観、すなわちまち並みの形成要素は、1、公共空間、公共用地及び公共施設のデザイン。2、半公共空間、建物のハザードや道路等における宅地境界部分のデザイン。3、私的空間、建物や庭などの宅地内のデザインに分類できるようです。このうち、基盤整備を事業目的とする区画整理において事業の中で景観整備が行える対象は、1の公共空間であり、2の半公共空間と私的空間はデベロッパーの商品企画や地区計画等の規制誘導策に頼ることになる。よって、建設コンサルタントなどが区画整理においてまちのデザインを計画する場合、まちづくり計画などとして公共空間、公共空間、それと半公共空間を対象とし、私的空間についてはイメージを提案するにとどまることが多いようです。しかし、バブル崩壊後は不動産需要は低迷し、右肩下がりの経済情勢の中、区画整理においても事業計画とあわせて、まちのデザイン計画の下方修正が行われ、かつてのようなまちづくりの仕掛けは困難になりつつあると一般的に指摘されております。

塩竈市を取り巻く環境の中で、2カ年の集中行財政改革期間及び新行財政改革推進計画による財政再建が喫緊の課題であると施政方針でも市長ご自身が大変厳しく述べられておりますが、「海辺の賑わい地区土地区画整理事業」は聖域として取り扱われるおつもりなのか。また、港奥部再開発の「海辺の賑わい」はなぜ土地区画整理事業でなければならないのか。また、行財政の集中改革期間及び新行財政改革推進計画における土地開発公社の健全化についてはどのようにお考えなのか、市民の皆様にもわかるようにご回答いただけますようお願いいたします。

4番目に、学校教育の充実についてお尋ねします。

施政方針では、具体的な事業メニューが述べられておりますが、そのことについては予算委

員会でお伺いし、本日は学校教育について議論を深めたいと思います。

学習指導要領や学校教育法施行規則などで、小、中、高ごとのそれぞれの教科などの目標や大まかな教育内容、さらに年間の標準授業時数が定められております。学習指導要領は、昭和33年からほぼ10年ごとに改定されており、その変遷を見ますと、昭和33年から35年改定では、教育課程の基準としての性格の明確化、道徳時間の新設、系統的な学習を重視、基礎学力の充実、科学技術教育の向上など。昭和43年から45年改定では、教育内容の一層の向上、教育内容の現代化、時代の進展に対応した教育内容の導入、算数における集合の導入など。昭和52年から53年改定では、ゆとりのある充実した学校生活の実現、学習負担の適正化、各教科等の目標内容を中核的事項に絞る。そして、平成元年改定では、社会の変化にみずから対応できる心豊かな人間の育成、生活科の新設、道徳教育の充実などとなっているようです。

そこで、教育長にお尋ねしますが、新学習指導要領について、どのような内容なのか簡単にご説明ください。

次に、新学習指導要領で言われている、生きる力、確かな学力とはどのような力ですか。ご説明ください。

次に、子供の評価が相対評価、集団に準拠した評価から、絶対評価、目標に準拠した評価に変わったことは、昨年の9月定例会で質問いたしました。絶対評価により、各学校段階において、児童生徒がその学校段階の目標を実現しているかを評価することが、上級の学校段階の教育との円滑な接続に資する観点から重要と言われておりますが、本市の小中学校の絶対評価では、児童生徒の習熟度をどのようにとらえられているか、お伺いいたします。

次に、近年は本市でも頻繁に不審者情報が保護者あてに寄せられております。そんな中、前を歩く女子高生の後ろを歩いている男が、スカートの中をカメラで撮影しているところを発見した小学校5年男子が大きな声をかけ、男が逃げたという情報がありました。私は、小学校5年男子をほめてやりたい反面、危機予測に関する知識がその児童にあったかどうか、大変不安になりました。本市では、児童生徒に対して危険予測に関する教育がどのように行われているのかお伺いいたします。

5番目といたしまして、自主防災組織についてお尋ねいたします。

最近、本市の自主防災組織に関する要綱が改定され、設立した町内会に対して説明会があったようですが、内容は組織と防災マップまでできた組織を自主防災組織として市長が認定する。備蓄備品に関しては、組織の世帯に応じてポイントを割り当て、その範囲内で現物支給すると

いう内容かと思えます。私は、自主防災組織に関して思うことは、町内会組織の活動である原点だと認識しております。基本は、隣近所、向こう3軒両隣の助け合いだと考えているからです。しかし、行政の対応は、組織をつくることに主眼があるようで、今回の要綱の改定を見ると、職員がみずからの仕事をつくるために一生懸命になっているとしか思えません。

一方で組織率は一向に上がっていません。それは、町内会運営が現状でやっとなのに、新たに組織をつくれと言われても、対応できないからです。また、資金的にも不安だからです。私は、町内会にはさまざまな職業に従事している方や、経験をお持ちの方々がおり、地域力はあると考えて、地元の町内会で一会員として自主防災活動について実践しているところですが、市職員一人一人がそれぞれの地域で自助共助の必要性を率先して取り組まれたら、どれだけの力になるでしょうか。私は、市役所の職員の自主防災に対する意識の向上と、市内、市外に関係なく、職員がそれぞれ居住している地域の活動に積極的にかかわりを持つようになることが、自主防災機能を町内会へ普及させる重要な要素と考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

6番目に、バイオディーゼル燃料化事業についてお尋ねいたします。この問題につきまして、先ほど質問がありまして、バイオディーゼル燃料化事業の内容についてはわかりました。そこでお伺いしたいのが、この事業の将来的展望についてご説明いただきたいと思えます。

7番目、マリゲート塩釜管理運営委託先、第三セクター塩釜港開発株式会社についてお伺いします。

施政方針で触れられておりますマリゲート塩釜管理運営委託先の第三セクター塩釜港開発株式会社は、宮城県、塩竈市を合わせて、地方公共団体が約51%と2分の1以上の出資をしておりますことはご存じのとおりです。地方自治法に基づき、当該出資金がその目的に沿って効果的に使用されているかどうかについて、関連して質問いたします。

第三セクター塩釜港開発株式会社の第11期決算書が、さきの所管委員会の協議会に資料として提出されております。その感想を申し上げさせていただければ、第1期再建により、単年度黒字化ができていることは、まずもって関係者の努力に感謝申し上げます。

一方、外形標準課税など、大変大きなマイナス要因が想定されることを考えますと、施政方針にもありますように、行政としての指導、私は支援だと思うのですが、必要なかと思いません。地方自治法 221条などの首長に与えられた権限を活用しながら、また塩竈市の財産であるマリゲート塩釜の管理運営を委託していることなどを含めて、具体的にどのように第三セク

ターを支援していかれるのか、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

このたび、この質問をするに当たり、改めて地方自治における地方議会の権限があいまいであることを考えさせられました。私は、全国の若い議員さんたちと、地方分権での地方自治法の改正の実現を目指し活動しておりますが、本市議会の先輩、同僚議員の皆様、このたびご指導をちょうだいいたしまして、間違えることなく、この質問ができましたことに関しまして、この場をお借りしまして御礼申します。ありがとうございました。

これで第1回の質問を終わります。（拍手）

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、右肩下がりの経済情勢や少子高齢化に関する諸問題についてご質問をいただきました。私も実は施政方針を書く際に、余り抵抗なく右肩下がりという言葉を使わせていただきました。それは、恐らくこの塩竈に居住される市民の方々の9割は、決して右肩上がりという意識は持っておられないだろうと。8割、9割の方々から、右肩下がりということについてはご賛同いただけるものかなと思って書きましたが、今回こういうご質問をいただくに当たりまして、改めて本市の置かれました経済・社会状況について確認させていただきました。

例えば、有効求人倍率であります。平成16年6月時点ではありますが、全国では0.82、宮城県が0.79ではありますが、残念ながら塩釜管内では0.4と全国や宮城県を大きく下回っております。

また、本市における事業所数、従業員数ではありますが、平成14年12月末現在の事業所数が206件ありました。また、従業者数が4,552人でしたが、平成4年度との比較では事業所数が34%の減、従業員数では26.5%減少しております。まさに大変厳しい経済環境に置かれている事業者の方々の悪戦苦闘ぶりがこの数字からも見受けられるのかなと考えておりますし、改めて我々行政、産業の活性化が本当に喫緊の課題だと思っております。

なぜかというようなご質問でしたが、今回の一連のご質問の中でもお答えさせていただいてきたつもりではありますが、このまちの特異性というのが一つはあるのではないかと思っております。やはり塩竈、港湾であり、漁港ということに大きく依存してきたと。また、商業にしましても、工業にしましても、港湾漁港関連の商業、工業というものが中心であったわけではありますが、単一型の地域社会と呼んだらいいのでしょうか。そういう形が今までの塩竈の姿ではなかったかと思いますが、こういった単一型の地域社会であるがゆえに、その部分が低調になりますと、波及効果というか、マイナスの効果が非常に大きく地域にあらわれる。や

はりあえて多極分散型とは申し上げませんが、多様な地域社会の構造を強めていくことが、今からこの塩竈に求められる大きな課題になってくるのかなと考えております。そういったことによりまして、不況時のダメージを大きく受けることを回避していくということも、我々が今後進めるまちづくりに課された大きな課題ではないかと思っております。

そういった中で、少子高齢化のご質問がございました。平成8年度末で65歳以上の人口と15歳未満の人口比が逆転いたしました。残念ながら、年々その格差が広がっております。平成15年度末では65歳以上の高齢化率は22.1%、15歳未満の率では13.1%と9ポイントもの差になってきております。また、昨年度、議員の方からもお話しいただきました合計特殊出生率、国が1.29、宮城県が1.27であります、本市は1.24であります。恐らくこういった数字は、ますます少子高齢化に拍車がかかっていくと言わざるを得ないと思っておりますが、先ほど申し上げました、多極軸の塩竈市の社会基盤整備を進めていくことによって、地域外から新たな人口の流入を期待していかないと、こういったことを一朝一夕に解消するのは困難であるのかなと思っております。ぜひそういったことに精力的に取り組まさせていただきたいと考えているところであります。

次に、自治体間の競争についての私の見解ということでございました。3月を控えまして、昨今新聞を開きますと、大半がどこどここの町の合併が順調に進んでいるとか、どこどこについては大変厳しい環境になったという話題でいっぱいあります。国も、今たしか3,000自治体がございますが、それを半分にということが大きな目標のようであります。結果的には、ことし4月で2,000自治体と1,000ぐらい減るのではないかといったような予測も出ております。確かに合併を選択するのか、それぞれの地域で独自に生き残ってまちづくりを進めていくのかという選択を、今我々は突きつけられているのだと理解いたしております。

そういった中で、この二市三町、あるいは2市6町1村はゆるやかな合併という選択をいたしておりますので、当然のこと、本市も単独で生き残っていかなければならないという認識がありますが、なかなか行財政基盤が安定しない状況にありまして、悪戦苦闘いたしております。職員の総力戦、あるいは市民の方々にもご協力いただきながら、何とかこういった難局を打開していかなければならないと思っております。

そういった中で1点、将来、合併に向けた第一弾になるかと思っておりますが、広域事務が今推進されております。例えば二市三町でまいりますと消防事務、介護保険認定業務、し尿処理等があります。その他斎場につきましても、広域的な取り組みがされているかと思っておりますが、こう

いった広域的な取り組みをふやすことによりまして、先ほど議員の方から提案がございました。小さな市役所で大きなサービスの実現が可能になってくるのかなと思っております。こういった分野をとらえまして、私は協調という表現をさせていただきました。ぜひ今後は、例えば介護事務でありますとか、その他二市三町で共通する行政課題につきまして、積極的な広域化の取り組みといったことにつきまして、二市三町の話、課題としていきたいなと思っております。そういった中で、競争という分野も当然あるのかと思っております。

今ほど申し上げましたように、緩やかな合併を選択したわけでありますので、当分の間、我々はこの塩竈市が安定的な市政運営ができる基礎をつくっていかねばならないわけでありますが、他市町との競争といった分野が当然あるかと思っております。商業振興でありますとか、産業の活性化といったようなのは、まさにそういった分野に入るかと思っております。そういったものに勝ち残っていく努力を、我々一生懸命続けていかねばならないと考えているところでございます。

次に、重点施策のご質問でありました。「海辺の賑わい地区土地区画整理事業」の景観形成につきまして、議員の方から私見をご披露いただきました。我々も景観条例をつくりまして、まち全体が調和のとれた美しいまちにという思いがございまして、今展開しております種々の事業の中で景観形成に取り組んでおります。

一方、日本の場合、どうしても私権といいますか、自分の土地という意識が残念ながら強い国民性があるかと思っております。なかなか自分の土地の一部を公的なスペースとしてご提供いただくということについては、難しい一面があるかと思っておりますが、今回の「海辺の賑わい地区土地区画整理事業」、まさに21世紀に向けた新しい都市像をつくってまいる事業であります。ぜひ地域の皆様ともども、そういった分野についても視野に入れながら、取り組みを深めてまいりたいと思っております。

そういった中で、予算は聖域かというお話でございましたが、決して「海辺の賑わい」も聖域だとは思っておりません。むしろ我々の知恵と工夫でもっともっと削れる分野があるのではないかと思っております。職員ともども、今の予算の範囲内でどういったことができるかといったようなことについて、真剣に取り組んでまいりたいと思っておりますし、そういった分野につきましても、関係者の皆様方の多大なるご協力を期待いたしながら、この事業、本当に本市にとって望まれる事業ということで、進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、学校教育の充実についてというご質問をいただきましたが、これは議員の方からも教

育長ということでございますので、後ほどご答弁をさせていただきます。

自主防災組織についてお答えいたします。自主防災組織は、どうも地域住民の方々に多大なご負担をかけているのではないかという意味でのご質問であったかと思っております。大変恐縮に思っておりますが、やはり災害が発生した場合、特に大切なことは初期対応であります。そのようなことから、地域住民の皆様方がお互いに助け合いをしながら、その地域を守るといった共助といった精神が、最も必要となってくるのかなと思っております。そういった中で自主防災組織の果たす役割は、大変に大きなものがあるだろうということで、今現在も場合によっては土日返上で出前防災研修会を開催させていただきながら、地域の方々と現地をつぶさに歩きながら、防災マップ等の作成に市の職員も一体として取り組みをさせていただいているところであります。議員ご指摘のとおり、町内会などの自主的な組織運営に当たりましては、中心的な役割を担う方々の高齢化、あるいは若い方々の活動への不参加など、組織活動を担っていくための体制が整わないという大きな問題を、本市の町内会の場合は抱えていることは事実であります。市におきましても、例えば消防団で定数割れを生じているなど、喫緊の課題としてとらえております。当然のことではあります。市の職員も地域の一員でありますので、積極的に諸活動に参加することにつきましては、あらゆる機会を通じて、職員に啓発を促してまいりたいと考えております。

また、昨年、避難所開設運営マニュアルを策定し、災害発生時には避難所周辺地域に住んでおります職員がいち早く駆けつけまして、避難所開設を行う体制づくりに取り組むことといたしました。今後、このような動きをなお一層強めてまいりたいと考えているところでございます。

また、自主防災組織への助成といったようなことについてもご質問いただきました。昨年9月に要綱の見直しを行い、災害が発生した場合、初動時に必要となる防災資機材の支給でありますとか、地域防災マップの作成費用に重きを置いたものとしております。また、全町内会での自主防災組織の結成が必要と考えており、今現在まだ10%程度でございますので、最低必要と思われる資機材をリストアップして、所帯数に応じて支給することを検討させていただきたいと思っております。

バイオディーゼル燃料化事業についてであります。内容につきましては、改めて説明をいたしません。将来展望についてということでございますが、今現在水産加工業界、特に揚げ物を扱われる方々から発生する廃油が年間50万リットルを超えております。採算性ということだけ

で考えますと、二、三十万リットルの処理量があれば、何とか採算ベースに乗るのではないかと全国的に言われておりますので、採算性については特に問題はないかと思っております。今現在、一部有料で回収といった方々ももう既に出てきておられます。こういった方々との競争、競争と、それから何よりもやはり油を直接出されます水産加工業界の協力が、今後継続的に受けられるかどうか。そういう体制づくりがどこまでできるかといったようなことが、まさに将来展望につながっていくことではないかと考えております。

いずれ、このバイオディーゼル燃料を使いますと、京都議定書で言われております二酸化炭素の排出量の削減に直接結びつくわけでありまして、残念ながら、全国でも6%という基準目標がなかなか達成されない現況を考えますときに、こういった地域エネルギーを有効に活用しながら、全体として世界的な環境問題に取り組むということは、必要なことではないかと考えているところであります。

次に、マリゲート塩釜の管理運営についてであります。これにつきましても、議員の方からご紹介いただきましたように、ここ2カ年ほど黒字決算となっておりますが、黒字要因を分析いたしますと、公設民営化により減価償却費がなくなったことであることと、管理経費の縮減によるものでありまして、テナントの入居率や入場者数の減少による売上高は、残念ながら、マイナス傾向であるということは事実であります。ここに、新たな外形標準課税という税負担が加わりますと、同社の経営は大変厳しい局面を迎えることになり、非常に強い危機感を抱かざるを得ない状況下であると認識いたしております。

本市といたしましては、各種イベント等をマリゲート塩釜で実施するなど、側面からの支援を積極的に行ってきたところでありますが、これらの集客を新たなテナントの出店につなげていくのは、まさに会社の企業努力であると考えております。マネジメント力の強化を図るべく、新たな部署を新設されると聞いておりますが、社員が一丸となった経営の抜本的な改革が不可欠ではないかと考えております。今後、本市としては、物販ゾーンのテナントでありますとか、未収家賃の回収、あるいは意識向上を図るための社員教育、現入居テナントとの意見交換等につきましても、本市も入った中で、同社との協議を継続的に重ねながら、会社経営の安定に向けた指導強化になお一層努めてまいりたいと考えております。

私の方からは以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 小倉教育長。

教育長（小倉和憲君） 私の方から、学校教育の充実について4点ほどご質問がありましたの



で、お答えいたします。

現在の学習指導要領では、子供たちに基礎的、基本的な内容を確実に身につけさせ、みずから考え、みずから学ぶなどの確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などの生きる力をはぐくむことをねらいとしております。具体的な内容ですと、一番目は教育内容を厳選し、習熟度別指導など一人一人の子供に応じたわかる授業を行うことにより、基礎基本を確実に習得させる。二つ目として、総合的な学習時間などを通じた体験的、問題解決的な学習を行う。三つ目として、中高度の学校では、選択学習の幅を一層拡大し、生徒の興味関心等に応じて発展的な学習などを行うということが内容でございます。

次に、確かな学力についてご説明申し上げます。なお、文部科学省では、学んだ力、学ぶ力、学ぼうとする力、この三つをまとめて学力ととらえております。その中で、確かな学力については、国際的な学力調査では、今の日本の子供たちは、学ぶ意欲や判断力、表現力に課題があると指摘されております。これからの子供たちには、基礎的、基本的な知識や技能はもちろんでございますけれども、これに加えて学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力などを含めた幅広い学力を育てることが必要とされております。これを確かな学力と言っております。

次に、生きる力についてご説明申し上げます。これからの社会においては、子供たち一人一人がみずから個性を発揮し、困難な場面に立ち向かい、未来を切り開いていくことが求められております。このため必要となるものについては、一つはみずから学び、みずから考える力などの確かな学力、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などであり、これらを総体しまして生きる力と言っております。

次に、本市の児童生徒習熟度をどのようにとらえているかというご質問でございます。

まず、学ぶべきことをどの程度身についたかというのが到達度ということで、その身についたことを活用し、どの程度自由自在に使えるかというのが習熟度と考えております。それで、本市の子供たちの到達度、習熟度の状況によりましては、各学校がそれぞれ市販されている標準学力テストを使用してとらえております。参考までに申し上げますと、本市の子供たちの学習状況につきましては、市内の各学校の相対的なものはございませんけれども、ある学校の子供たちの様子を見ますと、4月に前年度の学習の到達の状況を行いまして、これらのデータから考えますと、市内の子供たちは、教科の種類、または同じ教科、学年によっても多少の凹凸はありますけれども、平均すると小中学校ともほぼ全国平均に位置しているようでございます。

今後、教育委員会としましては、教師の学力や教師の資質の向上、指導力を高めまして、児

童生徒の学力の向上に努めてまいりたいと思っております。

最後に、危険予測に関する教育についてのご質問にお答えいたします。

これまで学校では、危険に近寄らない、危険になったときにどのように行動するかという視点で、全校集会や学年集会、学級等で指導してきておりました。この中で、危険に近寄らないことにつきましては、通学路でとまっている車に不用意に近づかないとか、家を出るときや帰宅時にしっかりと周囲等を確認すること等について具体的に指導してきておりました。同時に事件や事故が起きたときには、2次災害の防止の意味からも、地域子供安全サポーターを初めとする近くの大人に助けを求めたり、110番の家にすぐに駆け込むことと繰り返し指導してきているところでございます。

今回のようなケースにおいては、普段の学校での指導を考えれば、大人や地域の子供安全サポーターを探すか、110番の家に駆け込むのが筋だと思いますけれども、恐らくその5年生の子供は、目の前にそういう事実を見ましたので、声を上げたことは特に非難できることではないと思いますけれども、それらについても今後2次災害の防止の意味からも、大人の助けを求めることを基本とすることを徹底していきたいと考えております。このケースでも、子供の行動を傷つけずに、基本的な行動がしっかりと身につくように、校長会等で事例として提案し、指導のあり方について検討を加えてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 加藤助役。

助役（加藤慶教君） それでは、私の方からは「海辺の賑わい」に関する中で、土地開発公社が所有している用地、公社としてどうしていくのかというお尋ねかと思えます。そういった意味で、私の方からお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、貨物ヤード跡地につきましては、港奥部再開発用地として、平成7年から平成9年にかけて公社が先行取得した用地でございます。財政状況が許されるものであれば、市が買い取った上で事業の用に供するというのが本来の姿でございますけれども、本議会でもいろいろご議論いただいておりますように、現在の公社所有のままで区画整理事業用地として貸し付けといたしますか、賃借をしてまいりたいと考えてございます。以上です。

議長（香取嗣雄君） 23番伊藤博章議員。

23番（伊藤博章君） ご説明ありがとうございました。それでは、時間の許される限り、2回目と3回目の質問を行いたいと思います。

では、順番にお話をしていきたいと思いますが、まず右肩下がりの経済情勢と少子高齢化社会は、市長が常日ごろ言っておりますように、行政としても厳しい状況の原因となっているのではないかと感じております。そのためにあえて中身を確認させていただきました。そうだからこそ、次の段階として、自治体間の競争と協調について、どう違うのかということをあえてお伺いさせていただきました。おおむね市長のお考えで私もいいんだと思います。

特に自治体間競争では、国と現在の自治体との財政配分のシステムの中においては、自治体の単独事業費は自主財源とか、間接財源ということでは、相当窮屈な予算配分になっていきますので、それを変えるために、今地方分権ということで三位一体で財源の移譲、地方分権一括法で権限の移譲と進んでいっているんです。しかし、どなたか言ったような気がするんですが、後出しジャンケンみたいなことがありまして、なかなか思いと実行の部分が伴っていないのかなというのは、市長も普段おっしゃっていることなんです。地方分権後はどうなるのかということ、要は地域内で税収を集めて、その資源を再配分する権限を今度市町村が持つわけですから、基本的に地方分権の原点というのは、ですから、そういう意識を持って、今一生懸命そういう訓練をしておいた方が、いざそうなったときに対応ができるのではないかと私は常日ごろ考えているわけです。そういった観点の中で、では自治体間競争とは何かというと、市長が先ほどおっしゃったとおり、やっぱり産業政策だと思います。市町村でどれだけ税として上がってくるものが確保できるかということは必要だけれども、これは産業政策の何ものでもないわけです。住民税でも何でもそうですから。そういう意味では、おっしゃるとおりです。

一方で、今度自治体間の協調とは何かというと、行政効率をコストだけで見るのではなくて、行政サービスの質が、行政効率を図る上でうんと重要になってきていますから、質を上げながら効率的に行政を運営するためには、さっき市長がおっしゃったとおり、広域行政とか広域連携といったことに、今一生懸命取り組んでいかなければいけないのではないかと私は考えるわけです。そういう視点も市長にはおありのようですから、現状から考えれば、確かに合併という手法も一つの選択手法なんでしょうが、これは相手があることですから、まずお互いが協調して、理解をしながら一緒にやっていくという姿勢が必要なんだと私は常日ごろ考えているわけです。ですから、まず合併ありきの議論よりは、いろんな分野で行政として手をつなぎながらやっていくと。相手は人ですから、人と人との協調になるんだと思いますので、市役所全体で市長の意思を、そういった方向でいくんだということをきちっと伝えられながら、協調を大事にしながら、一方では地域間競争に勝ち残るためのまちづくりという視点を持って、

この17年度市政の中でお取り組みいただきたいと考えているところでございます。

そこで、3番目の土地区画整理事業を含めましてお伺いします。

土地開発公社の方からお伺いいたしますが、たしか国から土地開発公社の健全化の推進ということで、土地開発公社の長期保有土地の解消を、今国は一生懸命行政目標を立てて、評価に公示しているようです。たしかこれは15年ぐらいの起債を特別認めるから、5年以上長期で保有している、土地開発公社の塩漬けになりかけているというか、なかなか事業化に向かない土地について、本来の自治体で買い戻すべきではないかと。土地開発公社の負担を軽減した方が、プライマリーバランスなりを含めて言うところの、将来の世代に対する負担の軽減になるのではないかとということで、今国の動きがあるようです。お伺いしたいのは、それを塩竈市としてご存じだとは思いますが、それを活用するお考えがあるのかどうか、まず1点、ちょっとお伺いしたいと思います。

それに関連して、本来であれば、先ほど助役がおっしゃったとおり、Fゾーンと言われている、港奥部背後地の市の土地開発公社が取得している土地についても買い戻しをすべきだと。そのとおりなんです。僕はこれは原理原則論だと思っているんです。そこで、市長がおっしゃっている創意工夫なのかなと思うのですが、あえてさっき、なぜ今土地区画整理事業でなければだめなんだろうかと。今の動きを見ていると、せっかくゾーニングができたわけですから、多分土地区画整理事業でないとだめだというのは、乱開発というんですか、市長もさっきおっしゃっていましたが、変に開発されるのを防止する意味では、必要なかもしれませんが、本来の土地区画整理事業というのは、大きくない土地をお持ちの方、個人でお持ちになって住まわれたりしている方々の土地の保全が最大の目的というか、要素なのではないかと思っているものですから、そういった意味では、減歩率の問題も、たしか17.7%となったのがどうも腑に落ちなくて、私一人がたしか区画整理の条例に反対した結果になってしまったのですが、私は大きく土地を持っているところから傾斜して、公共都市施設をつくるための、公共用地取得のための減歩をするべきだと思っているんです。

そういう考え方の中で、あそこにある大きな塩竈市ともう1社、民間の方のところは現状のままという位置づけで動くようなゾーニングなんですけれども、あれを見ていると、どうも土地区画整理事業ではなくて、本当に財源とかを含めて進めるのであれば、必要な分については直売方式にして、再開発のような形で進められた方が、私はもっと筋が通るのではないかと。そうすれば、今の土地開発公社の利用の部分でも、筋道としてうんと通りやすい話のような気

もするんです。どうしてもそこがわからないわけです。今最も少ない投資で最も効率よく、最大のサービスが提供できるようにするためには、税だけではなくて、民間資本も活用しなければならぬわけですから、創意工夫が必要だと考えると、今の進め方はどうなのかなと。私どうしても理解できないところなので、その辺もう一度、1回スタートしてしまったら、どうしてもそこに進めなければいけないのか。立ちどまってもいいのではないかと私はある意味で思っていて、それよりはあそこの土地開発公社が所有している土地を市が買い戻すという方に税の投入をされた方が、最も私としては望ましい姿ではないかと考えるものですから、そういうこともあわせて、この問題についていろいろ考えているところです。

それともう1点は、ああいう開発をする場合、課税客体のあり方について考えなければいけないと思っています。私も課税客体とよく使っていたのですが、改めて勉強させていただきました。そういう事業をすることによって、そこに投資をするわけですから、行政は税として返ってくるようなことをしなければいけないんです。特にこれから地方分権と言われる、先ほど市長もおっしゃったとおり、自前で何とか税収を集める努力をしていかなければいけないわけですから。そういうときに、課税客体としてどういう税目を今塩竈市として考えた方がいいのか。評価額なり、税額として多く集まってきた方がいいのか。それとも、広く薄く、課税客体として、固定資産税みたいなのかいっぱい取れるようになるのか。件数なのか、金額なのか、それはどっちもなんでしょうけれども、そういう考え方とか戦略性をきちっと持たれてまちづくりをしていかなければいけないのではないかと思う。そうすると、今の三位一体改革の中では、人口増を図らざるを得ない。ちょっと市町村にとっては厳しいのですが、そういうところに押し込められているわけですから、そういった具体的な政策をどういうふうにおとりになるのか、考えなければいけないんだと思うんです。

今私が言った一方で、矛盾があります。それは、塩竈市の経常収支比率、私が言ったことをやっていくと、これが悪化する可能性があるんです。今15年度で92.8ぐらいですけども、私か今お話しした内容をどんどん進めていくと、もっと経常収支比率が悪化する可能性があります。ただ、その一方で収入をふやすという前提をつくらなければ、経常的な経費はこれ以上切り詰められないところに来ているわけですから、過去三、四年前はやっていた繰上償還をどんどんやっていただきたいです。そうすれば、この経常収支比率も少しは下がっていくはずですよ。それが今できないのであれば、収入をふやしてやるしかないのではないかと。税収をどうやって上げるかということに、今最も塩竈市は力を注ぐ時期に来ているのではないかという気がし

ますので、時間がありませんけれども、その辺あわせてお考えがあれば。

あともう1点、教育問題についてお伺いします。

先ほど教育長から危険予測、これはもともと交通事故に遭わないためのプログラムとして開発されたものです。それが最近では、子供が危険な目に遭ったときにどうするか。残念ながら親の監督できる部分、学校が監督できる部分、地域も監督できる部分とか、一緒に協力しようと思うんだけど、子供が一人でどこかに遊びに行ったときというのは、なかなかそこまで責任を持ってない状況があるんです。そういったときに、さっき教育長がおっしゃったとり、子供自身も自分から身を守る工夫をしなければいけない。それで、きのう宮城県の環境生活青少年課が各学校に全部配ったんですかね。うちの娘ももらってきましたけれども、これにはさっき教育長がおっしゃったようなことが書いてあるんです。ですから、こういうことを素材にしながら、親に対しても学校からもうちょっと、こういうことについて具体的に子供さんと話してほしいと言った方がもっといいかもしれません。

この間、授業参観に出ましてびっくりしました。学級懇談会に今親が4人ぐらいしか残らないんです。私もびっくりしたんですけれども、平日やっているのが悪いのかなと思うんですが、やっぱりそういったところの創意工夫がこれから必要なのかなと。そうしないと、学力の向上という点でも、地域というか、家庭と学校が協力していかなければいけませんので、ぜひその辺をお願いしたいと。

もう1点は、学校の先生方、少し忙し過ぎるんでしょうね。特に今クラスで6人ぐらいインフルエンザで子供さんが休まれているというのが結構あると。そうすると、その子が帰ってきたときにあれだということで、授業が先に進めないんですね。これをどこで標準をとるかというのも学力で難しい。そうなってくると、チームティーチングとか、補助教員の存在とか、そういったものが重要になると思うんです。ですから、そういったことはきちんと予算でもっとつけないと、今回の17年度の予算では、ただ人がいるというだけで、残念ながら対応は不可能だと思います。現状を考えると、もうちょっと予算組みをしっかりとしないと、政治向けにはこう言っているけれども、実際は違うということになりかねないところがありますので、現場の先生方の立場に立って、ぜひ頑張ってください。予算がないのはわかります。でも、そういうところには配分しなければいけませんから、ぜひよろしくお願いします。以上です。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 1点、土地区画整理事業について、あるべき姿ということで議員の見解

をお示しいただきました。

私も15年度に市長に就任させていただきましたときに、この事業の持つ意味、それから投資額について大変悩みました。職員には、当時の事業費を圧縮できないかということで、中身の見直しをかけながら、結果として今現在46億 5,000万円ですか。それに下水道事業費として27億円、合わせますと73億円という多大な投資を今からやっていくわけであります。ただ、この事業については、公共施行という形で既に条例ができ上がって、動き出してあったわけであります。その中には、行政だけだったらいいのですが、関係する地権者の方々が多数おられる。そういう方を巻き込んで、そういう事業計画を説明し、塩竈市が少なくともそういう方向性を示してきたということについては、私は事業の一貫性が確保されるべきではないかと考えまして、その後は事業費の圧縮とかそういうことと、できる限り早くその整備を進めながら、繰り返しになりますが、1期、2期、3期と、全体を待つのではなくて、1期分、でき上がった分から何とか土地活用を図りながら、地域の方々に効果が見えるような土地区画整理事業であるべきではないかということで、今後も一生懸命進めてまいりたいと考えております。関連する部分につきましては、それぞれ担当の方から説明させます。

議長（香取嗣雄君） 加藤助役。

助役（加藤慶教君） それでは、私の方から起債の問題をご説明させていただきたいと思います。

ただいま議員の方から15年の起債ということで、市の方でこれを活用していく考えはどうなんだというお尋ねでありました。確かに平成17年度から国の地域再生計画の中で、開発公社が長期に保有している土地をその自治体がい戻す場合には起債がつくということで、制度が整備されたということでございます。ただ、本市に当てはめた場合、現在の財政状況では、すぐに市がこの制度に乗かってい戻すという状況はなかなか難しいだろうと。といいますのは、既にご承知のとおり、簿価と実売価格とのギャップがあるわけでございますので、こういった部分も含めまして、一定の整理をした上で、この辺については考えを整理していきたいと思っております。

議長（香取嗣雄君） お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明3月2日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明3月2日定刻再開する

ことに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4 時 1 5 分 散会

---

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 1 7 年 3 月 1 日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会副議長 菊 地 進

塩竈市議会議員 東海林 京 子

塩竈市議会議員 福 島 紀 勝



平成17年3月2日（水曜日）

塩竈市議会 2月定例会会議録

（第4日目）第4号

議事日程 第4号

平成17年3月2日(水曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第16号ないし議案第39号(施政方針に対する質問)

---

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

---

出席議員(22名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
4番	伊藤栄一君	5番	志子田吉晃君
6番	鈴木昭一君	7番	今野恭一君
8番	嶺岸淳一君	9番	浅野敏江君
10番	吉田住男君	11番	佐藤貞夫君
12番	木村吉雄君	13番	鹿野司君
14番	志賀直哉君	15番	香取嗣雄君
16番	曾我ミヨ君	17番	中川邦彦君
18番	小野絹子君	19番	吉川弘君
20番	伊勢由典君	21番	東海林京子君
22番	福島紀勝君	23番	伊藤博章君

---

欠席議員(1名)

3番 武田悦一君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	山本進君
市民生活部長	棟形均君	健康福祉部長	佐々木和夫君
産業部長	三浦一泰君	建設部長	早坂良一君

總務部次長 兼總務課長	阿部守雄君	總務部次長兼行財 政改革推進專門監	佐藤雄一君
市民生活部次長 兼環境課長	綿晋君	健康福祉部次長兼 社会福祉事務所長	大浦満君
建設部次長	佐々木栄一君	危機管理監	芳賀輝秀君
總務部政策課長	渡辺常幸君	總務部財政課長	菅原靖彦君
市民生活部 市民課長	澤田克巳君	産業部水産課長	福田文弘君
建設部 都市計画課長	橋元邦雄君	總務部 總務課長補佐 兼總務係長	佐藤信彦君
市立病院長	長嶋英幸君	市立病院事務部長	小山田幸雄君
市立病院事務部 次長兼總務課長	伊藤喜昭君	水道部長	内形繁夫君
水道部總務課長	郷古正夫君	教育委員会教育長	小倉和憲君
教育委員会 教育次長	伊賀光男君	教育委員会 教育次長	渡辺誠一郎君
教育委員会 学校教育課長	歌野正一君	選挙管理委員会 事務局長	丹野文雄君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	橘内行雄君

---

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間明君	事務局次長	遠藤和男君
議事調査係長	安藤英治君	議事調査係主査	戸枝幹雄君

---

午後 1 時 開議

議長（香取嗣雄君） ただいまから 2 月定例会 4 日目の会議を開きます。

本日欠席の通告のありましたのは 3 番武田悦一君の 1 名であります。また、17 番中川邦彦君より遅参する旨の通告がありましたのでご報告をいたします。

本議場への出席者は、第 1 日目の会議と同様であります。

本日の議事日程は、日程第 4 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いをいたします。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（香取嗣雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、23 番伊藤博章君、2 番田中徳寿君を指名いたします。

---

#### 日程第 2 議案第 16 号ないし第 39 号（施政方針に対する質問）

議長（香取嗣雄君） 日程第 2、議案第 16 号ないし第 39 号を一括議題といたします。

これより市長の施政方針に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。22 番福島紀勝君。（拍手）

22 番（福島紀勝君）（登壇） 平成 17 年度市長の施政方針に対する質問をさせていただきます  
社民党市議団の福島であります。

質問もきょうで 3 日目となり、7 名の質問者と项目的には重複する部分があるかもしれませんが、角度を変えてのお尋ねをいたしますので、答弁の関係もよろしくお願いを申し上げます。

まず最初は、産業の振興と中心市街地の活性化についてであります。

塩竈市の経済の根幹であります水産業や水産加工業は、世界的な漁業環境の変化に伴い課題も山積をし、大変厳しい経営状況下にあるはずであります。その中で生き残りをかける企業と撤退を余儀なくされる方々もあります。このような時期こそ、塩竈の再生をかけるための諸計画等の完成によって集客数の増加なり、口コミ、あるいは P R 等で汚名の返上をしなければならぬと思います。大変残念なことなのですが、シャッター街とか駐車場のまちとか、こういうことを一日も早く払拭をしたいと願っているのは、私だけではないはずでございます。

海、食、歴史、そして文化などの塩竈の心意気を商魂を出して活性化を進めていく考えを市

長はどのようにお考えになっておられるのかお尋ねをいたします。

次は、市内循環バスの運行形態を一部変更し、昨年12月にスタートしました「しおナビ 100円バス」であります。大幅な利用客の増加と市民の皆様から好評を得ておるとのことですが、その反面、苦情や要望はどのように対処、把握、対応されているのか。また、交通網ではJR東日本と路線バスの状況等はどうかになっているのでしょうか。

さらに、道路にあっては、国道と県道並びに市道との接続状況及び改善・改修等の成果等があれば具体的にお示しをいただきたいのであります。特に、JR東日本の貨物線廃線跡敷地、この跡地利用計画は、その後どのような経過措置や交渉の足跡を残してきたのか、この辺についても伺いをしたいのであります。

あわせて、仙台都市圏交通円滑化総合計画等は、その後どのような運びとなっているのかもお知らせをいただきたいと思っております。

次は、防災の諸対策と公共施設の耐震強化等について伺いをいたします。

以前から、国や県、自治体や関係機関に対して、それぞれの立場で議員各位もそれぞれの場を利用しながら問題提起や要望、陳情等を行ってきたところであります。ここに来てやっと姿が見えてきたような感じがうかがわれます。

2003年5月の岩手県なり宮城県の地震、そして2003年7月26日の3回もの襲撃を受けた宮城県北部連続地震、さらには昨年の新潟県中越地震、そして12月26日のインドネシアスマトラ島沖地震を初め、日本国内でも最近、各地で発生しているようであります。今までは宮城県沖地震が30年以内に99%の発生と言われていましたが、国の地震調査委員会の調査発表によりますと、地震の発生確率が10年以内に約50%の確率で発生すると、このように国が警告をしておるのであります。この警告を先取りするかのごとく、第二管区海上保安本部は、津波から塩釜港を守れと全国初のハザードマップの作成発表や、国土交通省の津波警報発令では、発令後4分でドライバー等に警告表示する整備に着手されたのであります。

こうしたことと関連しまして、当局としまして対策及び避難所となる公共施設の耐震強化対策が急務であろうかと思いますが、どのような取り組みをなされ進められるお考えなのかお示しを願いたいのであります。

次に、雨水監視システムと検潮状況の広報についてであります。

ただいまの防災対策と密接に関係するのであります。現在の国土交通省及び宮城県等が発表や表示する情報と、その雨量や雨水幹線の水位などが市役所のシステム画面で見ることでもでき

ます。インターネットの利用確認もできるわけではありますが、潮位、潮のかけんにつきましては、確認等に時間を要する関係で、前段申し上げましたようなすばらしいシステムにこの部分を組み入れて、市民の方々に一刻も早く知らせる手法を考慮願いたいと思いますが、どうでしょうか。

なお、釜石市では独自のシステムを持っておりまして、全国の気象庁発表等々の部分よりより早く、1分でも早く市民に知らせる方法をとっておりますが、どうでしょうか、あわせて答弁をお願いいたします。

次に、「ともに支え合う健やかさと安心に満ちたまち」であります。

市立病院の再生緊急プランと医療機能分担についてであります。それぞれの議員の方々からも質問は出ております。毎日厳しい質問を受けて大変でしょうが、我慢をしていただきたいと思えます。過去には「難産だった子供は丈夫に育つ」と言われてました。本当でしょうか。現在は母子ともに助けなければならない。お医者さんの判断によって帝王切開の方法で済まされる方もいらっしゃいます。難産で誕生したその子は、今ごろ成人式を迎え、就職をし、立派な社会人となられ、両親にプレゼントの一つか、あるいはお小遣いを上げるくらいの若者となっているのではないのでしょうか。どのような誕生や育ち方にあるにせよ、中にはいつまでたっても親のすねをかじる甘えん坊や、頑張る子供の中には親もとを離れて独立をし、幸せな家庭を築き、残るはひっそりと老夫婦生活となってしまっているのではないのでしょうか。私はそうしたことにならないための再生緊急プランかと思えますが、どうでしょうか。

また、医療機能の分担をどのようにお考えになり、内部的な相談や対外的交渉はどのように進められてこれらなのか。

さらには、公立病院の役割と使命、責任をどうあらねばならないと思っておられるのか、市長の態度表明をお願いいたします。

次は、「ともに学びともに歩む、市民が輝くまち」であります。

安全で楽しいスポーツと学校教育についてお伺いをいたします。

2002年から導入をし、今まで指導してきました新指導要領のゆとり教育を、所期の目的の道半ばにこの短期間で全面的に見直すことになり、実際に学校の現場で混乱はしないものなのでしょうか。そして、快い汗を流し、安全で楽しいスポーツの時間帯等は今後、授業の中にどのように組み入れられ方向性が変わっていくのかお尋ねをいたします。

また、県内の学校の中で珍しい授業科目の取り入れ等がございます。隣接町の松島町では、

防災教育を本年度から実施するようなことが報じられております。なお、米山中学校の中でも、この地震の耐震の状況等を勉強する部分等が報道されております。

さて、私の心配するところは次の点であります。この一方で勉学で励む児童、そして心配する児童。最近、携帯電話のメル友なり、パソコン並びにインターネット等の接続で出会い系サイト等の好奇心による誘惑事件が発生しておりますが、学校教育の中ではどのような防止策を講じられているのかお知らせをいただきたいのであります。

次に、スポーツ振興計画の推進ですが、「あおぞらスポーツプラン」とは、どのような内容のものなのか。市民の老若男女がスポーツに親しめる環境とは、どのようなスタイルにしていけるお考えなのか。

あわせまして、新たな試みとする体育館とプールの連携を行うとのことですが、どのような手法を取り入れられるのか、その辺もあわせて教育長にもお尋ねをいたしたいと思いません。

次は、水道事業の老朽管更新事業についてであります。

この概要、あるいは目的及びそれに対する補助対象のメリット並びに事業活用に至った経過などはどのようなものであったのか。

なお、仙南・仙塩広域水道受水料金の改定と水量については、料金改定までに至る苦労話の部分なり、あるいは改定の内容は、どのようなものになっていったのか。

一方、塩竈の人口の減少に伴う消費水量と契約受水量とのバランスはどうなのか。その結果、水道事業経営は今後どのような展望になっていくのか。

そして、料金収納のコンビニエンスストア利用についてであります。県内での取り組み状況及び本市の料金収納状況並びにコンビニ活用を行う場合の取り組み方法等々、総体的に成果をどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

次は、塩釜港湾計画についてですが、その後、どのような動きになっているのか。

関連して、四つもの呼称を持つ港湾機能の使用と運用をどうあるべきとお考えなのでしょうか。埠頭の改修や老朽化施設の更新等についての対処方針はどうなのか。

あわせまして、産・学・官、この方々との交流のあり方でございますが、定期的に行っているとは思いますが、成果はどうなのでしょうか。情報の収集、情報交換、共同行動、また目標設定等々、どのようなお考えを持ち合わせをしながら、このあり方を検討しておられるのか、あわせてお聞かせをいただきたいのであります。

次は、市民活動の意識啓発と各種講座であります。塩竈市の情報誌、広報しおがまや、ふれあいエスプ塩竈、市民交流センター、生涯学習センター、みんなの広場等々、数多く多種多様の案内でそれぞれの講座の案内なり、あるいは開催日時、場所等々、詳細に記載をし、市民の皆様が親しまれているのが手にとるようにわかります。今後はどのような部門講座を模索されていらっしゃるのか。

また、このような場合の会場は、地域によって不便性が苦情として聞こえてきたり、あるいは駐車場の関係等もいろいろ出ているようでございます。既存の施設も名ばかりにならないよう活用していただくための今後の進め方等々があれば、具体的にお聞かせをいただきたいのであります。

最後に、新行財政改革推進計画の財政健全化のフレーム策定は、どこまでできてきているのか。

そして、今後、基金の取り崩しができなくなる状況をうたっておりますが、もし財源の補てんが見込めない場合、どのような捻出案を持っておられるのか。遊休地等の売却、すなわち普通財産や行政財産の処分等も1案として理解していいものか、見解をお聞きをしながら1回目の質問とさせていただきます。ご清聴まことにありがとうございました。（拍手）

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま福島議員からご質問いただきました案件につきまして、順次ご回答申し上げさせていただきますと思っております。

初めに、17年度の重要施策に関するご質問何点かございましたが、産業の振興と申しますか、中心市街地がどんどん空洞化していっていると。そういったものに対して、どういう対応をしていくかということでございました。

やはり中心市街地の空洞化を、もう一回かつてのにぎわいを取り戻すということに向けていくためには、中心市街地により多くの方がもう一度足を運んでいただくということが非常に重要な課題ではないかなと思っておりますし、そういったきっかけといたしまして現在、本市が年間を通じて行っておりますいろいろな行事に数多くの方々がご参加いただくというようなことも大変に大切な課題ではないかなと思っております。

一例を挙げさせていただきますと、氏子三祭の一つであります塩釜みなと祭でございます。今までは8月4日、5日というものをみなと祭の開催日にいたしてまいりましたが、土曜日、日曜日に当たる部分についてはまだしも、平日開催ですと、なかなか参加する方々も少ない。



それを見に訪れていただく方々も少ないというような状況がありました。そういったことを踏まえまして、17年からは海の記念日、7月第3月曜日ですかね、海の記念日にみなと祭を開催させていただきまして、お休みになりますので数多くの方々にこの塩竈を訪れていただきたいといったような取り組みをさせていただきたいと思っておりますし、また、暮れには、繰り返しになりますが、大漁旗を掲げまして、参拝客の方々に塩竈のよさというものの一端をごらんいただくというような取り組みをさせていただいたところでありますし、あるいは、門前町ということを活用いたしまして、昨年から門前市というものを塩竈神社の表坂下等でも開催させていただき始めたところであります。

さらに、空き店舗をギャラリーとした写真展、これは塩釜高校の写真部の方々のご協力ではありますが、こういったイベントにも結構市内外から足を運んでいただくというような状況が生まれつつありますが、こういった努力を地道に積み重ねながら、この塩竈の中心市街地にそういった買い物客、参拝客、あるいは観光客の方々が足を戻していただくというようなことを地道に取り組んでまいりたいと考えております。

交通体系の整備についてご質問いただきました。

100円バスについては、ご説明いたしましたとおりであります。こういったことについてのJRでありますとか道路といったような総体的な話をいただきました。

まず、JRについてであります。私どもの方からも再三足を運ばさせていただきまして、このまちの方々が仙石線、東北本線をより利活用いただきやすいような環境創設ということをお願いしてまいりました。たまたま多賀城下馬間が連続立体交差になります。こういった時期には多賀城どまりの列車をぜひ東塩釜まで延ばしていただいて、本市の方々が利用できる本数がふえるような取り組みをぜひお願いしたいということも申し上げておまして、JRの方からも前向きに取り組むというふうな回答をいただいておりますので、今後、こういった努力を重ねながら、既存のバス路線と、それから結節点であります駅の利用が緊密な連携が図れるようなことを取り組んでまいりたいと思っております。

総合交通体系、まさにそのとおりであります。本市わずか17平方キロしかないまちの中に、先ほど来申し上げておりますように、仙石線の駅が3駅、東北本線の駅が1駅、その他高速交通体系でありますとか道路網、かなり密に整備されているといったような環境にあるかと思っております。こういったものを相互に連携させながら総合交通体系をつくり上げていくことによって、市民の方々、あるいは市内外から訪れるの方々の交通の利便性の向上といったようなも

のは、大きく期待できるのではないかと考えております。そういった一環で下馬春日線、今年開通させていただきました。こういった路線、あるいは今取り組んでおります北浜沢乙線、さらには一部開通となっております越の浦春日線等々の今後の整備促進を図ることによりまして、既存路線と組み合わせた総合的な道路交通ネットワークができ上がるというふうに考えておりますので、なおそういった取り組みを強めてまいりたいというふうに考えております。

そういった中、JRの廃線敷の跡地の問題ご指摘いただきました。

既に下水道用地として利用しております部分、あるいは年次計画で順次買収を進めております。現在、歩行者の方々にもその下水道の敷地の上を利活用いただきまして、安全に安心して通れる歩道というような形でご利用いただいている部分もございますが、なお用地の促進ということに努めてまいりたいと考えております。

仙台都市圏全体としてはというお話でありましたが、これらにつきましては、仙石線も青葉駅まで延びております。そういった相互交通体系、それから今後整備されるであろう仙台市の地下鉄東西線等々の連絡といったようなことも視野に入れながら、本市の交通体系の整備といったようなことに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、防災の視点からということで何点かご質問いただきました。

初めに、第二管区海上保安本部の方から防災マップということで先日、資料を提供いただきました。これにつきましては、昨年であったかと思いますが、東北海上保安サミットというものが開催されました。その席で私から、ぜひ海辺の港湾都市の防災安全の観点からこういったものを早急に作成していただきたいというお願いをさせていただきました。そうしましたところ今回、直ちにこういう資料を第二管区海上保安本部の方で策定いただきまして大変感謝をいたしております。ぜひこういったものを本市の今後の津波防災対策等に大いに役立ててまいりたいと考えております。

そういった中で、市としての対応ということでございましたが、本市といたしましても、まず各町内会から防災意識の向上ということで出前講座等を開催していることにつきましては、既に申し上げさせていただいたとおりでありますし、津波予報ということについて、さらなる取り組みを深めていかなければならないという認識をいたしておりますが、後の質問の中でも釜石市の独自の事例というご質問ございましたので、ここの場でご説明をさせていただきますと、今現在、津波予報伝達フローといたしましては、仙台管区气象台の方からこういった予報が伝達されるというシステムになっておりまして、それが宮城県総合防災情報システムに入っ

て、それが沿岸の市町村にリアルタイムで伝えられるというシステムになっておりますが、仙台管区气象台におきましては、女川町の江ノ島、それから牡鹿町の鮎川に津波の観測ステーションを置いておきまして、要するに外海部分でいち早くそういう状況を確認するということが大切なんだと思っております。湾内にも塩竈消防事務組合で水位観測地点が3カ所ぐらいございますが、ご案内のとおり、津波というのは水位が上がるというだけでなく進行波として波が押し寄せてくるわけでありまして、時速百数十キロというスピードをもってまいりますので、やはりなるべく沖合の方でこういう状況をいち早く感知して、できるだけ余裕を持ってこういう情報を出すというのが一番大切ではないかと思っておりますので、いろいろな機会をとらえまして宮城県でありますとか国の方に、こういった施設の強化といったようなことについて要望を重ねてまいりたいと思っておりますが、なお、参考までに、抜本的な対策といたしましては、GPSと申しますか、人工衛星を活用した沖合津波観測システムというものがあるそうではありますが、現在は国におきまして室戸沖で実証実験中ということを知っておりますので、ぜひ30年以内に99%という高い確率で津波が予想されます三陸沿岸にも、こういったシステムがいち早く導入されるようなことに我々も努力をしてみたいと思っております。

雨水監視システムについてご質問いただきました。

雨水監視システムにつきましては、基本的には中央ポンプ場などの強制排水システム、要するに雨水排水システムを支援するために雨水の流出量の推移と流量、それから流速といったようなものを計測いたしております。また、貯留施設を地上から判断するために現在、泉沢調整池、新浜公園調整池、中央第一貯留管の大規模な貯留施設には水位計を設置させていただいております。こういった水位につきましては、先ほど議員の方からご質問いただきましたように、本市のホームページ等でごらんいただけるようなシステムを導入いたしております。

潮位予測ということでしたが、潮位につきましては、先ほど申し上げましたように、なかなか予測システムというものが確立しにくいというような現況でございます。これは湾内の地形でありますとか地象といったようなものも原因しているかと思っておりますが、今現在は、先ほど申し上げましたように、消防事務組合が湾内に置いております3カ所の潮位記録を提供させていただいているということでございます。

次に、病院関係につきましていろいろご質問いただきました。

本当に病院が大変緊迫した状況にあるということにつきましては、再三ご指摘をいただき、ご説明を申し上げているところでありますが、病院は、突き詰めれば、医者がいての病院であ

ります。当然のことではありますが、我々、塩釜市立病院により多くの診療科目を担当していただける医師の方々が配置できますようにということを日々願って努力を重ねてきたところであり、恐らくは今回の問題も、15年度当初、14年度に配置しておりました医師数があれば、ここまで問題が大きくなることはなかったのかなという反省をいたしておりますが、私も、繰り返すようではありますが、院長ともども東北大学の医学部でありますとか、東北地方の一円の各大学、さらには関東圏の大学に対しましても依頼をさせていただいておりますほか、宮城県を通じまして自治医科大学出身医師の派遣の要請でありますとか、艮陵協議会、全国自治体病院協議会といったような団体に対しましても、機会を見て、あらゆる機会をとらえまして医師のあっせんといったようなことをお願いさせていただいてまいりました。さらには医学雑誌、新聞、インターネットなどにも、本市の医師の募集といったような広告も掲載させていただいてまいったところではありますが、残念ながら思うように医師の獲得ができないという大変じくじたる思いであります。何とか医師の確保にも努力しながら、現下の慢性的な赤字の体質を何とか脱却してまいりたいと思っております。本当に市立病院の医師の方々には献身的なご努力をいただいております。そういった医師の方々にまで経営面でのご心配をいただくということについては、私も大変苦慮いたしております。一日も早くそういった状況が改善されますよう市長として努力をしてまいりたいと思っております。

そういった中で塩釜の市立病院が果たせない役割を二市三町といいますが、塩釜医療圏の中で役割を分担していくべきというようなお話でありました。

これにつきましては宮城県にもおきまして、ほかの自治体病院等で医師不足といったような問題が顕在化してきております。そういったことを解決を図るべく、宮城県からサテライトシステムというものが打ち出されております。ここでは各地域医療圏の中に中核病院、500床というようなベッド数を想定しているようではありますが、中核病院を一つ配置して、それをさらにサポートするような形でサテライト病院を配置していくというようなことの構想であります。本塩釜医療圏におきましては、残念ながら中核病院の役割を果たす病院というのはありませんので、六つの病院で今このサテライトシステムのそれぞれの役割を補完しながら、協力し合いながら地域全体の医療環境の向上に努めてまいりたいということで、既に本市立病院の院長を中心に各病院の院長、あるいは部長等が集まりまして、既に打ち合わせ会等を開催させていただいているところであります。

そういった中で塩釜市立病院の果たす役割ということでございました。

私どもは、塩釜医療圏で当然のことながら塩釜市立病院が、いわゆる中核的な役割を果たすべき病院だと思っております。我々この医療圏の中で高い技術力を持ったドクターの方々を配しているというふうに考えておりますし、事実、例えば麻酔の研修でありますとか、その他感染症の研修といったようなものは塩釜市立病院が中心になって今までも進めてまいりました。この地域の医療水準の向上のリーダー的役割を果たすのが市立病院ではないかというふうに考えているところでありますし、今後ともそういった役割を何とか果たせるよう頑張っていきたいと考えております。

次に、「ともに学びともに歩む、市民が輝くまち」のご質問のうち、安全で楽しいスポーツと学校教育につきましては、後ほど教育長の方からご答弁をいたします。私の方からは、塩竈市スポーツ振興計画についてお答えをいたします。

いわゆるあおぞらプランであります。平成14年度を初年度といたしまして、本市の全体的なスポーツ振興を図ることを目標に生涯スポーツ、学校体育のスポーツ、競技スポーツの3分野を対象といたしまして、する、支える、見るの角度から行政、学校、そして地域団体や家庭がそれぞれ役割を分担しながら、この地域のスポーツを振興していこうとするものでございます。

具体的な中身であります。親子ふれあいスポーツ教室でありますとか、水中歩行教室など年代を越えたスポーツ教室等を開催し、底辺の拡大に努めております。また、健常者と障害者がともにスポーツを楽しむ市民スポーツフェスティバルでありますとか、浦戸・イン・ウォークを開催し、だれもが気軽に参加できる事業を通じてスポーツ振興に係る土台づくりに努めているところであり、今後も積極的に事業を展開してまいりたいと思っております。

そういった中で体育館とプールの連携というようなことについてのご質問いただきました。

新たに両施設を利用した例えばダイエット教室でありますとか、水中ウォーキング教室等の健康メニューを盛り込みまして、参加者の方々に一層のPRを行うとともに、アクセスの不便さをカバーするために、参加者同士によるグループづくりでありますとか、アクセスボランティアの養成を図るなど両施設を活発に活用していこうという構想でございます。

「海と緑とともに暮らす環境にやさしいまち」のご質問の中で、水道事業の老朽管更新事業についてご質問いただきました。

本市の水道、昭和35年以前に布設した老朽管が市内に数多く残っております。こういった老朽管の更新事業を行ってまいりましたが、これまでも配水管整備事業の中で赤水や出水、水の

出が悪い部分を解消するため計画的に実施をしております。老朽管更新事業につきましては、平成17年度からは国庫補助事業を活用して実施することといたしております。今までは単独費で実施をしております。これは国の補助につきましては旧来、水源開発でありますとか簡易水道事業など限られたものでありましたが、国の地震等により水道施設の被災の経験地、またはおそれのある地域に指定して、指定区域の中に本県が入り、老朽管更新事業が補助メニューの中に今回新たに加わったということがございました。

老朽管更新事業の全体計画であります、平成17年度から平成26年度までの10カ年計画で、事業量は、口径が100ミリから250ミリ、延長が25.5キロでございます、総事業費は13億7,100万円でございます。補助率は4分の1になっております。10年間で2億8,400万円ほどの補助金が見込まれますことから、起債の発行の抑制でありますとか水道事業経営の負担軽減に大きくつながるものではないかというふうに確信をいたしているところであります。

次に、仙南・仙塩広域水道受水料金の改定と水量についてというご質問いただきました。

ちょっと初めにご説明をさせていただきますが、仙南・仙塩広域水道につきましては、大倉水系、旧来、大倉ダムからの取水に本市頼ってきたわけですが、ダムの利水、水を供給する安全度というのが10年に1回になっております。逆な言い方をすれば、10年に1回は渇水時に当たったときに給水制限とか、あるいは給水停止といったようなことも予想されますので、複数の水源を確保するというようなことであるべきだろうということで、平成2年度から本市におきましては七ヶ宿水系の受水を行ってきております。いわゆる七ヶ宿ダムからの取水ということでご理解いただければと思っております。

こういったことから受水料金を支払いしてきておりましたが、受水料金につきましては、これまでおおむね5年ごとに見直しが行われており、平成15年度に平成17年度以降の受給水量の見直し、それから受水料金の改定に向けた水需要予測調査が県の方で実施されたところであります。現行の受水料金につきましては平成16年度末までとなっておりますため、平成17年度からの受水料金改定に向け、事業者であります宮城県と、受水団体17市町がございしますが、との間で協議を重ねてきたところであります。しかし、予定どおり平成17年4月に受水料金が改定された場合、その負担増を受水市町の経営努力のみで吸収するといったようなことは極めて困難な額になっております。水道料金への影響は避けられない状況となりますことから、昨年10月、宮城県に対しまして受水料金改定実施時期の2年間先送りの措置でありますとか、受水料金の抑制と安定した財政運営のための措置について要望活動を行ったところでございました。

その結果、宮城県では、現行受水料金を平成17年度まで1年先延ばしし、基本料金で3.5%、使用料金で10.2%引き上げる受水料金改定を平成18年度から行う方針で、今2月定例会に条例改正案を提出するというふうにお伺いをいたしております。

今回の水需要予測調査の結果といたしましては、受水市町村間での受水量の調整が行われなかったため、本市といたしましては、受水量は前回の覚書数量、平成10年度締結いたしておりますが、を日量で1,100立米から2,800立米、1,100トンから2,800トンということでご理解いただいて結構かと思いますが、下回る結果となりました。

以上のことから、受水料金は引き上げられますものの受水量が減少することにより、本市の受水費は、これまでの見込みより6.4%程度少なくなることとなりました。しかし、支出における受水費の負担は依然として大きいウエートを占め、水道料金の収入減を考えますとき、今後の水道事業経営は大変厳しいものとなっております。このような状況を踏まえ、事務事業の見直しはもちろんでありますが、業務の効率化など一層の取り組みを行い、経営基盤の強化に努めてまいりたいと考えております。

料金収入のコンビニエンスストア利用について、他市の実績というお話でございました。

既にコンビニ手数料につきましては、石巻企業団、仙台市等で行われております。石巻企業団の場合は1件65円、仙台市の場合は1件48円であります。本市の場合は、今現在は口座振替と直接納付という形をとらせていただいておりますが、口座振替が86%、直接納付が14%という状況になっておりまして、口座振替が圧倒的に多い状況になっております。銀行の口座振替手数料が7.5円、郵便局の口座振替手数料が10円ということがございますので、コンビニということになりますと、非常に料金が高いという問題はありますが、納付者の早期納入でありますとか未収金減少といったようなことも見込まれますことから、今後はこの導入に向けて積極的な検討を行ってまいりたいというふうに考えているところであります。

仙台塩釜港港湾計画についてご質問いただきました。

昨日までのご質問の中でも触れさせていただきましたが、現行の仙台塩釜港の港湾計画は、平成8年に改定されておりまして、目標年次はおおむね平成10年、港湾計画の場合は10年ということになっておりますので、おおむね平成17年ということになっておりますが、今回、平成20年を目途に港湾管理者であります宮城県が改定を行うということでお伺いをいたしております。理由といたしましては、それぞれの仙台港区、塩釜港区の現状が計画と大きく違った部分が出てきているというようなことを踏まえまして、そういった現状に合わせた改定、さらには

今後、仙台港区、塩釜港区のそれぞれ港の機能をどういった形で活用していったらいいかといったようなことを計画の中で整理をするということになるかと思っております。

塩釜港につきましては、再三申し上げますとおり、小型船の出入港というようなことに船の大きさが制約されるというようなことがございます。こういった中で、こういった小型船の実情に合った港湾の流通形態というものを真剣に議論すべき時期に来ておるのかなというふうに思っております。

そういった中で施設の老朽化というようにお話をいただきました。

例えば、今新たに改築をいたしております貞山2号につきましては、たしか昭和30年ぐらいに整備された施設であります。もう耐用年数とっくに来ております。また、その他の施設につきましては、例えば中埠頭にあります水深マイナス7メートル50の岸壁については、今使用停止といったような状況にあるような施設もございます。本市の港湾、かなり古くから栄えてきた港ということの反面、やっぱり施設の老朽化ということが否めない状況にありますので、リニューアルといったようなことが喫緊の課題になってくるかと思いますが、そういった際に貨物量との連動で、どういった施設をどのように改築していくかということが大切な課題となってくると思っております。そういったことにつきましては港湾管理者ともども真剣に取り組んでまいりたいと考えております。

産・学・官との交流のあり方についてということでございました。

産・学・官の交流を深めながら、新たな機能、あるいは企業の中から新しい商品を輩出するといったようなことは、これは地域の活性化を図る上では大変大きな課題ではないかと思っております。具体的な取り組み事例といたしましては、今現在、水産関係者、マグロのブランド化といったようなものの作業を進めております。これは水産業界が宮城県の産業技術総合センターと共同によりまして品質測定手法の検討が行われているところでありまして、これがこれこそが日本一の塩竈のマグロだというようなものをブランド化していきたいということで取り組んでおりますが、その他、本市水産業、水産加工業のみならず、さまざまな商品を輩出いたしておりますので、こういった中からぜひ産・学・官共同で新しいブランドが輩出されることを期待してやまないところであります。

市民と協働のまちづくりの中で市民活動について、どのような部門講座というご質問をいただきました。

具体的には、市民活動入門講座でありますとか、夏休み中に中学生、高校生を対象とした保



育所体験学習、あるいは福祉ボランティア体験といったものも取り組みたいと思っております。あるいは託児ボランティア育成のための託児ボランティア養成講座、あるいは町内会を対象とした防災研修会等も再三ご説明させていただいておりますが、こういった今まで続けてきた講座、あるいは今回新たに取り組む講座、今後新たに開発してまいりたい講座等々を織りまぜて、なお一層市民の方々の期待におこたえできるような講座を用意してまいりたいと思っておりますし、場所が不便というご指摘もいただきました。なるべく数多くの方々が参加いただきやすいというふうな場所を考えてまいりたいと思っておりますし、そういった一環として、子育て総合支援室を今回、壱番館の中に配置させていただくということを申し上げました。子育てに直接携わっておられますお母さん方が集まりやすいという場所であるかと思っておりますし、今後、なお一層そういったことに努めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、新行財政改革推進計画についてのご質問であります。

議員の方から、基金で対応できない場合、遊休地の売却でありますとか、有価証券の売却ということもあり得るのかというお話でございましたが、既に平成17年度の予算の中で一部遊休地の売却、あるいは有価証券の売却、その他基金等の利活用ということで7億7,000万円ほどの予算を計上させていただいております。18年度もこういった部分ももう底をつくのかなと思っております。やはり我々、歳入の増、それから歳出の削減ということになお一層努めまして、18年度予算の編成にこれから取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（香取嗣雄君） 小倉教育長。

教育長（小倉和憲君） それでは、私の方から、安全で楽しいスポーツと学校教育についてお答えします。

ゆとり教育の見直しにつきましては、この2月15日、中山文部科学大臣が中央教育審議会の総会で、ゆとり教育を柱とした現行の学習指導要領について、ことしの秋まで全面的に見直すよう要請したというふうに伺っております。内容といたしましては、主に世界のトップレベルの学力復活を掲げ、国語や理数教育の充実や内容を改善すること。また、ゆとりの象徴的存在である総合的な学習の時間の適正な授業時数を検討することなどと聞いております。

今後、中教審において審議され、この秋ごろまでに答申が行われるとのことですので、学校現場や学校における部活動への影響も含め、今後の動向を注意深く見守っていきたいと考えております。

次に、携帯電話にかかわる件ですけれども、携帯電話にかかわる事件等への防止対策に対するご質問の中で、市内の小・中学校では、原則として携帯電話の校内へ持ってくることは禁止しております。ただ、家庭との連絡のために帰宅後に携帯電話を利用している子供たちが3ないし4割程度いると認識しております。

児童生徒たちが携帯電話にかかわる事件や犯罪に巻き込まれないよう、特に保護者の皆様に学校だよりなどによりお知らせするとともに、授業参観時の懇談会などの場を利用して注意を呼びかけておりますし、また、児童生徒に対しては、学級活動等の時間を利用して犯罪や事件に巻き込まれないよう指導しているところでございます。

今後も保護者、児童生徒に一層の注意を喚起してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 福島紀勝議員。

22番（福島紀勝君） 大変ありがとうございました。

私の方で手いっぱいこの質問をさせてもらった関係で、でも、市長の方であんばいよく時間調整していただきましてありがとうございました。

なお、実は先ほどの二管本部の方の状況、これはいい形で進めてもらったし、私どもも安心しているところでございますが、塩竈全体の部分を見た場合の防潮堤の関係、これについては大変まだまだ心配が残ってしまっておるわけです。そして、実はきょう棟形部長の方からデジタルスケールをお借りして、いろいろはかったり、そしてあと防潮堤なり避難所の関係も含めて何日かやらせてもらっております。私どもの一番避難所となっている部分は第三中学校、この部分については1,880メートル、一番遠いところの家から、そういう状況。そして近道をした場合でも1,400メートル、ここまで行く間に私どもは町内で3カ所ほどの避難所と覚書を交換をさせてもらっております。そうしますと、大体450メートルから500メートルぐらいで逃げる、あるいはそこにお世話になることができると。こんなことで今手配をしておったところでございます。

それと、防潮堤の関係については非常に私どもも勉強不足であります。塩竈全体の潮位から見た場合の今の防潮堤の平均のレベルはどこに置かれているのか。こんなところで実は私どもの牛生の栈橋、それから石油基地で防災訓練をしたあのメーカーの前の高さ、そして先ほど市長が言われた貞山2号の部分の高さ、そして今度は58年に防潮扉をつけたマリゲートの部分でも2カ所、これをはかってみますと、それぞれ高さがまちまちなんです。1メートル55の

ところから1メートル15のところ、1メートル20のところ、そして半端で、私のはかり方が悪いのか、底盤、道路の部分からはかって1メートル33と、こういうような部分等があるようです。これからいろいろ設計をしていただきながら、塩竈全体のこの防潮堤の部分については、ぜひ早急に取り計らいをお願いをしたいと、こんなふうに思っているところです。

そして、市立病院の関係につきましては、非常に言いにくいことをそのまま言わせてもらいましたが、実はこの偉大なる名誉教授であります先生がおっしゃってました。「そのドクターの技量に応じてお金は出すべきだよ。そうでないと、いい患者さんは来ないよ」と、こういうふうに言われております。高い高いんでないんです。ぜひそういうところもはかりにかけながら、そして、先月の協議会でも申し上げました。まず今残られた先生方に倒れられたら困るよと。お医者さんがお医者さんにかかってから困るよと。ぜひ健康には十分留意をしていただきたいと、こういうふうをお願いしてました。それで、あるマスコミの報道によりますと、開業医なさっている方の1年間にお働きになる金額と、今先生方がもらっている給料だと2分の1以下だと。このように言われている状況下にあるんです。ぜひそういうところも私どもも理解はしなければならないだろうと、このように思っているところです。そして、問題は、それぞれ出されるプラン、これは自分ひとり歩きをするんでなくして、ぜひ家族全員で相談をしていただきながら、おやじ、それから女房、子供、孫まででもいいじゃないですか、ぜひそういうところを進めていただきたいと、こんなふうにせんだっての協議会でも小山田部長には強く、気にかかるほど申し上げました。ぜひそういうことで、これから残された期間の中でいかに生き残りをかけるか、これが大きな課題だろうと思います。そして、タコ足戦法にならないように、自分で自分の足を食ってって、そして動きとれないような形にならないように、みんなで頑張っていきたいなど、こんなふうに思って願いを込めての訴えでございましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長、短く。

市長（佐藤 昭君） 防潮堤の高さであります、市内につきましては、チリ地震津波のときの一番、既往の痕跡値と言っておりますが、その水位を基準に設定してありまして、道路の高さからじゃなくて水面からの高さになっておりますので、若干高さのばらばらの部分があるかと思ひますが、それは水面を基準にしてはかるということでご理解をいただければと思ひしておりますが、なお、長年の間に一部不等沈下しているところもございますので、それらについては県の方に早急に対応していただくよう既に申し入れをさせていただいたところでありま

以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 19番吉川 弘君。（拍手）

19番（吉川 弘君）（登壇） 私は日本共産党市議団を代表いたしまして市長の施政方針に対する質問を行います。

まず第1は、本市の財政運営について伺います。

現在、小泉内閣は、2005年度と2006年度で定率減税を廃止しようとしておりますが、このことによって国民への3兆円もの増税であります。さらに、定率減税の縮小、廃止にとどまらず、年金、介護、雇用保険の値上げなど合わせますと2年間で7兆円もの規模になる庶民大增税路線であります。国民所得が減る中で、このような大增税路線は戦後初めてであります。

本市においても、歳入の根幹となります市税収入が、1997年の橋本内閣による政策不況と重なるように97年度の77億円をピークにして、その後は年々減少し、2005年度の今回の当初予算では60億円と大変な落ち込みとなっております。このような国の大增税路線は、本市の地域経済への大きな影響を与えております。あわせて本市の財政への影響について当局の見解を伺います。

次に、国の三位一体改革による2005年度の予算案の中で地方財政とのかかわりでは、地方交付税及び一般財源がいずれも2004年度の規模となりました。財務省の要望であった大幅削減は避けられたものの、前年度に地方交付税や臨時財政対策債が合わせて2兆9,000億円も減らされた水準の継続であり、自治体の財政運営の厳しさは変わりません。国の三位一体の改革に基づき、本市の交付税が2004年度には4億円が削減されました。今回の2005年度の本市の財政への影響はどのようになるのかお伺いいたします。

市長は「三位一体の改革は税源移譲で若干国の方が有利だが、まだ不透明である。地方自治体が自立するためには三位一体の改革は必要」と、このように答弁しておりますが、三位一体の改革は、中期・長期的には国から地方への支出の大幅な削減をねらったものだと考えます。今日の三位一体の改革では、廃止あるいは縮減される国庫補助負担金は約4兆円あります。一方、税源移譲は所得譲与税で約3兆円とされております。国庫補助負担金は自治体の必要経費の一定割合で国が配分してきましたが、一方、所得譲与税になれば人口を基準に配分されます。ですから、人口が多い自治体では、これまでの国庫補助金よりも多く税源が移譲され、逆に人口が少ない自治体にとっては、国庫補助負担金の削減に見合うだけの所得譲与税は来ない、こういうことになるのではないのでしょうか。このアンバランスによる財源不足が生じないよう

にしているのが地方交付税であります。

ところが、政府は三位一体の改革の中で地方交付税の削減を目指しております。交付税の見直し、縮小の方針のもとに04年度には大なたが振るわれたのであります。今後、三位一体の改革で税源移譲の対象となっている国庫補助負担金は、義務教育費、国民健康保険、公立保育所、生活保護、児童扶養手当などです。これらの経費は少なくとも今後10年の単位で見ますとふえ続けていくことが予想されます。国庫補助負担金ならば、国は自治体に対して財源を定めた割合で支出しなければなりません、しかし、税源移譲に切りかえれば、その後、地方交付税を縮小することによって国の支出を抑制することができるようになります。これが政府が進めている三位一体の改革の本来のねらいだと考えます。

地方財政を圧迫する三位一体の改革に、市長は反対すべきと考えますが、見解を伺います。

続いて、平成17年度の予算編成と特徴について伺います。

これまでの行財政改善において、平成10年度に行財政推進計画が策定され、その後、この計画が見直しされて、平成13年11月に財政健全化の基本方針がつけられました。この方針では、このまま財政が推移するならば、平成14年度から18年度までの5年間で60億円もの巨額の財源不足が見込まれる。そして平成16年度途中には赤字が24億円を超えて、準用財政再建団体になると、こういう内容でした。そのため、議会においても準用財政再建団体に陥らないようにと行財政改革に関する調査特別委員会を設置して、積極的に議論を行ってきた経過があります。その後、行財政改善の取り組みは、市民皆さんの下水道使用料の値上げ、市職員の給与削減、補助金カットなど行われた結果、平成14年度、15年度は赤字が生まれず、現在、平成16年度の決算見込みについても収支がゼロと予想されております。

ところが、平成17年度の当初予算では、一般会計で180億8,900万円で実質前年度比較でマイナス8%と超緊縮予算が計上されております。このように超緊縮予算となっているにもかかわらず、当局の今後の財政見通しでは、平成17年度には約9億円もの収支不足、18年度、19年度、20年度は各14億円台もの収支不足が生じ、5年間で約53億円もの赤字が出ると予測しております。このような判断について伺います。当局は新行財政改革推進計画を明らかにしておりますけれども、現在の財政の実態を詳しく資料などで示して、議会とともに討論を深めて、財政健全化に向けて取り組むべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、予算の決め方についてであります。昨年度に続いて、枠配分方式による自分の所属する課の中で予算のカットを行うというものであります。平成16年度の経常経費は5%のカット、

これに続き平成17年度は10%のカットであります。これでは市民皆さんからの強い福祉や教育などの要望にはこたえられなくなるのではないかと心配するものでございます。

一方、政策的経費については、選択と集中によって緊急性や優先度の高い施策の重点配分と言っておりますけれども、どのような内容なのかお伺いいたします。

第2に、中心市街地活性化の海辺の賑わい地区土地区画整理事業について伺います。

海辺の賑わいゾーンは、駅、ヤード跡地、マリングートを海辺に隣接する条件を生かした都市空間を創出する。塩竈らしい海辺に調和した景観、全国有数の水産都市としての知名度と新鮮な海産物などの資源を生かし、食をテーマにしたにぎわいを創出し、観光客の取り込み、さらには仙台都市圏からの集客力を高めるという位置づけでありました。

市長は、今回の公募の内容に当たって、ランドデザインに基づくものだと述べておりますけれども、大手スーパーを核としたこのような事業においては、ランドデザインの位置づけとは大きくかけ離れたものではないかと思っておりますが、見解をお伺いいたします。

市が行ったまちづくり参画事業者公募に対して我が党議員がこの間、問題にしてきたように、地元商店、市民のほとんどが知らないうちにインターネットを通じて、しかも22日間という短い期間に公募を行い、3項目の基準を示して大企業しか応募できないような内容でありました。我が党は、12月議会にも地元商店、市民への周知徹底について指摘を行ってまいりました。昨日の我が党の曾我議員の質問でも触れられておりますが、3月5日のプレゼンテーションについては、現在3月号広報を通じて市民に回っており、まさに市民にとっては内容が初めて知らされている状況であります。市民への周知徹底の問題は、市長の姿勢が大きく問われる、このような内容だと思えます。

市長は、地元商店会及び市民からしっかりと時間をかけて意見・要望を十分に聞くべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

公募した4社の中で事業用の地代、これを一番高くして契約しようとしているのがイオン株ジャスコであります。ジャスコは塩竈だけでなく多賀城、利府にも大型店を出店していますが、基盤整備は自分で行っていると思えます。本市のように上・下水道など基盤整備を市が行って店を呼び込むというこのようなやり方について、ほかでやっているでしょうかお伺いいたします。

次に、この地域に大型商業施設が入ってくることによって、地元商店への影響の問題について伺います。

我が党は、大型店と地元商店、さらには中小商店、このような商店街とが共存共栄してこそ地域社会と住民の暮らしをしっかりと守ることができる、こういう見解であります。したがって、大型店が出店する際には、地域社会や地元商店への影響評価を行うことが大事だと考えます。1973年に施行された大店法は、一定の広さの店舗を持つ大型店が出店するときには、商業活動調整協議会を設置して、周辺の商店への影響を考慮し、商店街への打撃をなくし、共存共栄できるよう話し合いの場を設けたもので、時間をかけて調整されてまいりました。さらに、94年には、店舗面積 1,000平方メートルの大型店が原則出店自由となるなど、その後、何度にもわたって規制緩和された末、この2000年には、これまでの大店法が廃止され、かわって大店立地法ができたのであります。大店立地法ができたことによって、スーパーの深夜営業は原則自由となり、さらに出店面積が規制を受けないことになりました。新聞では、東北では2000年の大店立地法以降、大型店の出店が加速されていると、このように報道されております。

大型店と出店と地元商店への影響についての見解をお聞きいたします。

第3は、ごみ処理広域化までの過渡的な二市三町でのごみ共同処理について伺います。

先進国の温暖化ガス排出削減を義務づけた京都議定書が2月16日、法的拘束力ある条約として発効いたしました。日本は6%の削減目標であります。

このような中、本市の中倉埋立処分場が今後3年で満杯になるという状況の中、この間、宮城東部衛生処理組合との協議が進められてまいりました。話し合いの結果、宮城東部より本市に対して中倉埋立処分場の延命化対策を行うこと、このようなことを求められ、そして、宮城東部の最終処分場への事業の委託が認められた、こういう経過であります。

本市は、これまでごみの分別に力を注いでまいりましたが、宮城東部に処理内容を合わせることになり、この結果、中倉で埋めていたものが清掃工場で焼却することになります。また、環境省は昨年10月に、廃プラスチックは直接埋め立てずに焼却してもよい、こういう方針を打ち出しました。このことはごみ分別の足を引っ張り、ダイオキシンの発生、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生など、京都議定書の精神からいっても逆行するものではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、これまで埋め立てていた容器包装以外のプラスチックが今後焼却されることによって、塩化ビニルの塩素を含んだプラスチックからダイオキシンが生成されるという問題がさらに起きてまいります。ダイオキシンは青酸カリよりも毒性が強く、人工物質としては最も強い急性の毒性を持った物質と言われております。廃棄物の焼却による場合は急性ではなく、慢性毒性

としての生殖機能、免疫機能、発がん性などが指摘されております。ダイオキシンは脂溶性で、口や皮膚から吸収されると体脂肪に蓄積され、体外への排出は、半分の排出だけでも7年間かかると言われております。このダイオキシン対策をどのように強化しようとしているのか伺います。

続いて、中倉埋立処分場の延命化を行うことによって、宮城東部にゴミを持ち込む量が少なくなり、費用の軽減につながります。中倉埋立処分場の延命化対策をどのように進めようとしているのかお伺いいたします。

以上で第1回目の質問を終えさせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

(拍手)

議長(香取嗣雄君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) 吉川議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、国の三位一体改革や増税路線の影響についてというご質問でございました。

国の方におきましては平成17年度、税制改正で定率減税廃止といったような方針が打ち出されております。これは平成16年度末の国の債務残高が570兆円にも上るといような大変な危機的な財政状況を背景に当該方針を定めたものと理解をいたしております。

本市への影響といたしましては、住民税の定率減税廃止の実施時期が平成18年6月となりますことから、平成18年度の市税収入に影響が出てくるというふうに考えております。

三位一体の改革による本市財政運営への影響でございますが、平成17年度の国庫補助負担金廃止額は1億9,500万円程度と見込んでおりますが、それに対し2億1,600万円の所得譲与税の交付を当て込んでおります。税源移譲に結びつく国庫支出金の削減額については、暫定的に所得譲与税で措置されるというふうに理解をいたしておりますが、なお、基幹税への早期の移行ということについて強く求めてまいりたいと思っております。

また、三位一体の改革における地方交付税の圧縮により、本市では、平成16年度では4億円程度の減少になっているものというふうに考えております。平成17年度におきましては、さらなる大幅な削減というのは回避されましたが、平成16年度の厳しい削減の影響により、財政運営は大変困難を極めているということが本市の実態であります。

そういった中で、市長が三位一体改革、基本的にはと、基本的には賛成でありますと申し上げました。それは地方自立改革ということに結びつく三位一体改革というようなことのただし書きを入れさせていただいたはずであります。そういったことで、本来地方がやりたいこと、



やるべきことを今それぞれ役割、権利と責任といいますか、そういったものをきちっと果たしていくということが我々に求められるのではないかと考えております。国があって地方があるわけでありますので、我々も当然のことながら国民として果たすべき役割は果たしていきながら、ただすべきものは国に対して例えばきちっとお願いをしていくということであるかと思っております。

例えば今回、三位一体改革によりまして、我々が今矛盾があるのではないかと考えますのは、国税と地方税の比率の話であります。今回の三位一体改革によりまして、地方にかなりの事務事業量が移譲されます。そういったことを考えますときに、国税と地方税の比率といったようなものは、あわせてもう少し見直しをしていただいてもよろしいのではないかとといったようなことを私は考えておりますし、事実、同様のことにつきましては、全国市長会等でも国の方に強く働きかけを行っているところであります。先ほど申し上げました基幹税への早期移行という中身の中には、そういったものも当然含まれるのかなというふうに思っております。ぜひこの地域の方々が、本当にこの地域の明るい未来のために今やりたいことをやれるような塩竈でありたいというふうに考えております。

また、補助金の廃止のお話、議員の方からございました。

確かに例えばインフラ整備等につきましてもかなりの事業が廃止されております。一方では、これは昨日も申し上げさせていただきましたが、統合補助金制度といいますか、特定のプロジェクトに関連した区域を一くくりにしまして、統合補助金という中身で旧来の補助金にかわる制度が定着しつつあることも事実であるかと思っておりますし、そういった中では旧来認めていただけなかった保守費とか管理費も認めていただけるということでありますので、我々こういった制度を最大限活用していくようなことにもう少し神経をとがらしていくべきだろうと思っております。

平成17年度の予算編成と特徴についてというご質問でありました。

再建団体転落を辛うじて阻止ということでありましたが、大変厳しい予算編成とならざるを得なかったことにつきましては、この三日間の答弁の中でも申し上げてまいったわけでありましたが、そういった中で平成17年度予算編成におきましては、歳出全般にわたる見直しをさせていただきました。先ほどご指摘いただきましたように、経常的な経費につきましてはマイナス10%の枠配分を行いまして経費の節減に取り組み、普通建設事業につきましては徹底した事業の厳選を図ったところであります。また、資本費平準化債の活用などによりまして、下水道事

業会計に対する繰出金の大幅な圧縮等にも努めさせていただいたところでもあります。一方では、施策の緊急性や優先度を勘案しながら予算の重点配分を行ったところでもあります。防災備蓄倉庫の整備でありますとか、小学校や保育所の耐震化の推進、健康づくりのための各種検診の拡充、少子化社会の中での保育環境の整備など、大変厳しい財政状況にはありますが、市民の生命や財産を守る施策や生活支援施策の充実を図るなど、限られた財源の重点的な、かつ効率的な配分といったようなことに努めさせていただいたつもりでございます。

次に、中心市街地活性化、海辺の賑わい地区の区画整理事業の位置づけについてご質問いただきました。

ランドデザインとは、市長の考えが違っているのではないかなというようなご質問であったかと思いますが、繰り返しになります。本市の商業環境、まちの顔でもあります中心市街地が従来持っておりました求心力に著しい低下があり、平成11年には塩竈商業圏が残念ながら消滅してしまいました。これは恐らくは近隣の商業圏に吸収されたということであるかと思ひまして、商業者にとっては大変厳しい状況にあるというふうに認識いたしております。このため、中心市街地の再生に向けまして、食、住、商の混在したまちづくりを中心市街地活性化基本計画で方針として掲げ、その実現に向けて海辺の賑わい地区のまちづくりを今進めているところであります。

ランドデザインは本塩釜駅に隣接する、まさに二、三分の距離であります、そういったところにあります海側の貨物ヤード跡地一帯を賑わい商業ゾーンとして、まとまった商業施設の誘致でありますとか、塩竈の特性を生かした食のにぎわいを集積するという位置づけがされております。まちの中心に市民の皆様方を初め周辺の自治体の方々、あるいは観光客などが集客するような核を形成しまして、そこに集まってきた方々が買い回りなどにより周辺商店街にも回遊し、さらには、まち全体へと効果が波及するような相乗を期待しているところであります。

今後は、提出されました内容につきましては審査委員会の中でさまざまな角度から審査が行われてまいるかと考えておりますので、その審査結果を踏まえながら、よりよいまちづくりにつなげてまいりますよう地権者や参画する事業者、地元の商業界の方々、あるいは市民の方々と賑わいのあるまちづくりについての意見交換を行ってまいりたいというふうに考えているところであります。

市民への周知徹底ということで3月号の広報誌というお話でございました。

ぜひこのたびの5日の審査委員会に多数の市民の方々にご参加いただき、まずは今現在計画を出されております4者のそれぞれの中身を正確に把握していただければ大変幸いだと思っておりますし、その際には、文書になりますが、いろいろ思い、意見を寄せていただければ大変幸いだと思っておりますし、そういった意見に対しては、後ほど一つ一つ誠意をもって回答をさせていただきますと思っております。

今後、なお一層そういったことに努力を傾注し、市民の皆様方の理解度の深まることを図ってまいりたいというふうに考えております。

広報のあり方ということにつきましても若干ご質問いただきました。

二十数日間というお話でありました。これらにつきましては、さきの議会で私の方からもおわびを申し上げたところでありますが、その際には申し上げませんでした。例えば平成10年、本市で暫定公募をいたしました。暫定応募ということを行いました。19事業、2団体から申し出があったというふうに聞いておりますが、このたびのこういう取り組みにつきましては、これらの19事業者、2団体につきましても、こういった公募を企画いたしましたということについてはお知らせをさせていただきながら、ぜひご参加をいただきたいという願いもさせていただきましたところであります。

なお、十分じゃなかったということについては、繰り返しになりますがおわびを申し上げたいと思っております。

そういった中、議員の方からは、特定の事業者名を挙げての話でございましたが、この場は議場であります。私どもの方からは特に特定の事業者に対するコメントはあえてご容赦をいただきたいと思っておりますが、四つの事業者それぞれいろいろ企画を凝らしておられるようであります。当然のことながら、地元の商業界等の方々のかかわりでありますとか、あるいはこの海辺の賑わい地区全体としてこういうあり方の方がいいのではないかというような、いろいろなご提案をいただいておりますが、これらについては、先ほど申し上げました審査委員会の中で適正に審査が重ねられていくものと考えておりますので、私の段階で今それらを予見するような発言は差し控えさせていただきますと思います。

次に、ごみ処理広域化までの過渡的な二市三町でのごみ処理共同化についてのご質問をいただきました。

宮城東部から、塩竈市のごみを宮城東部衛生処理組合に入れてもらうことについては、いろいろ条件が出されました。そもそも宮城東部衛生処理組合としては、今自分たちが捨てている

部分も容量がかなり先細りだと。できれば塩竈市の分が入らない方がという話も私はされてました。ただ、塩竈市民が大変困るような状況が発生すると。具体的に言えば、ごみが捨てられないということは、もう生活が大変難しくなるわけでありますので、そういったことをお願い申し上げながら、将来ぜひ宮城東部衛生処理組合に本市も参画させていただけないかということをお願いしました。その際にはこの東部衛生処理組合立ち上げ時の話までございました。塩竈市にもお声がけをしたと。ところが、塩竈市は単独を選択されたということでは今後とも単独ということで進められるのかなということをお判断しておりましたというようなお話もいただきました。それらについては、本市の置かれた状況をご説明させていただきながら、何とか参画をさせていただけないかというお願いを私から管理者の方にもお願いさせていただいたところではありますが、その際、こういった条件を付されております。一つは、埋立処分対象物、ごみではありますが、種類及び規格については、東部衛生処理組合と同一にしてもらいたいという話であります。それから東部衛生処理場の短命化分の費用負担を塩竈市でも応分の負担をしていただけないかと。それから三つ目ではありますが、埋立処分料金は建設負担金等の一部も当然負担していただきたい。四つ目ではありますが、組合参画ではなくて委託事業、もう既に何年かの積み上げがありますので、今から先を考えますときに、塩竈が組合に参画するのではなくて、塩竈の委託事業という形で受けたいというようなお話もいただいております。それから、さらなる延命化策、塩竈市として今持っている中倉処分場を本当に延命化ということについて真剣に取り組んでいるのかどうかと。これらの延命化策についても具体的なものを示してもらいたい。そういうものを総合的に判断した上で東部衛生処理組合の方についての加入については判断させていただくというような内容の文書をちょうだいいたしております。

そういった一環で我々は今回、中倉埋立処分場の延命化というものに取り組みを始めたわけです。当該処分場の埋め立て完了後に宮城東部に処理を依頼するため、埋め立て処理対象物の種類等を同じにする必要がありますことから、これまでも燃やせないごみとして収集、処分、埋め立ていたしておりましたプラスチック製容器包装以外のハンガー、壊れたバケツ、おもちゃなどのプラスチックや、革及びゴムの靴、かばん等がこの範疇に入りますが、については、今後は燃やせるごみとして収集、焼却処理していくというようなことに取り組みたいと思っております。

二つ目のご質問でありました。そうした際に清掃工場のダイオキシンの心配がないのかというお話でございました。

清掃工場につきましては、平成9年1月に当時の厚生省で策定されましたダイオキシン類の発生防止ガイドライン、いわゆる新ガイドラインと呼んでおりますが、に基づきまして、平成14年度に排出ガスの高度処理施設の整備を行っております。平成16年度のダイオキシン類の測定結果は、国の基準が5ナノグラムであります、昨年6月は0.31ナノグラム、12月は0.57ナノグラムと安定した炉の運用が図られているというふうに判断いたしております。

今後は、プラスチック等を焼却するため、清掃工場の混焼対策、ごみにプラス、プラスチック類であります。混焼対策工事に取り組み、塩化水素でありますとかダイオキシン類の抑制装置等を整備して、安全で安定した操業が行われるように努めてまいりたいと考えております。

そういった中で中倉埋立処分場の延命化対策についてご質問いただきました。具体的にどういふことをやるのかということでございます。

中倉埋立処分場内にごみから出ます雨水を集めて流すための雨水污水管というものが埋立地の中に配置されております。この維持管理を行うために設置されております切りかえ升というものがあります。これは埋立地の高さの部分にこの切りかえ升というものが配置されておりますが、今回は埋立高を上げなきゃいけないので、この切りかえ升を上上げる必要が出てまいります。5メートルぐらい上げたいと思っておりますが、こういった切りかえ升を5メートルかさ上げし、埋立容量を確保するための延命化対策工事や埋立処理対象物を破碎します。今までは搬入されたものをそのまま捨て込んでおりました。それを細かく破碎しますと埋め立てポリウムがふえます。こういったごみの埋め立て容量を最小にするための設備を導入しながら、今後2年間程度の延命化を図る計画で今作業を進めているところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（香取嗣雄君） 吉川 弘議員。

19番（吉川 弘君） 2回目の質問をさせていただきます。

まず、最初の国民への増税路線でありますけれども、今回の定率減税の廃止ですね、これは国民多くの皆さんにかかわる問題ですけれども、新聞でも報道されているとおり、若いも若きもとにかく増税ということで、フリーターの方、若い方にもかかわるとか、あとお年寄りの方、これまで非課税世帯になっていた方、これらの方が3年間でやはり課税されると。全国的に100万人と。そういうことで一例として紹介しますと、東京大田区の年金生活者180万円の1人暮らしの方ですね、この方が今までは非課税世帯ではありましたが、やはり介護保険料とか国保料5万9,000円払っていた方が、これが住民税、それから所得税も加わって12万

4,800円と、もう6万5,800円引き上がって2倍以上になるという、そういう状況になるという、そういう大変な中で、あわさって本市での市税収入、これが97年からもうずうっと77億円から60億円まで下がってきているということで、ですから、本当に本市の場合も市税収入60億円というのは少なくはなってきましたけれども、しかし当初予算180億円の3分の1ですよ。ですから、本当に国民の収入、所得をふやすということと地域経済をもっと引き上げていくということが、本市の財政にとっても非常に大事じゃないかと、そういうふう々に思います。

それからあと、三位一体の改革、先ほど市長は、地方自治の自立と、そういうことがただし書きで三位一体改革に同意できると、そういう内容だというふうに思いますけれども、そして、国と地方との税源の移譲の問題で、これについても要望されてましたけれども、今後、全国市長会にも要望していくと。そういう点で国の方では現在2年間は地方交付税を中心として、やはり移譲はとにかく同じようにやっていくということですが、しかし、その後が、地方交付税2年間は現状で行くけれども、しかし、その後は下げていく、そういう考えもあるということだというふうに思うんです。ですから、そういう点では今後そういう動きに対しては、ぜひ市長会を通じてしっかりと要望をしていただきたいと、そういうふうに思います。

とりわけ、所得譲与税になって人口配分となれば、本市のように人口が縮小しているという人口が少ないところにとっては大きな影響を与えるわけなので、その辺の問題というのは交付税の削減、これらについて声を大きくして今後とも取り上げていただきたいと思います。

それからあと、本市の財政見通しでありますけれども、先ほど市長は施策の重点配分ということで、今でいけば本当に地震対策とか、そういうのが一番強調されるわけですが、そういう中での経常経費の10%削減、特に昨年度に続いて今回もこれが削減されたということにとっては、本当にそれぞれの担当部署においては予算が少なくなってきたということで、本当に市民に対する取り組みが難しくなってきたんじゃないかというふうに思います。そういうことで財政見通しですが、17年度の収支の差、これが8億9,900万円、約9億円が見込まれていますけれども、これに関して15年11月18日の総務教育常任委員会の協議会で出された資料では、15年度の決算見込みはゼロと。ところが16年度の財政見通しでは収支差マイナス5億8,500万円というふうに出されてたんですよ。ですから、16年の半年ぐらい前になりますけれども、そういう状況の中で、これが現在では、16年度は決算見込みではゼロになっているんですよ。ですから、そういう面でやはり財政見通しについて、しっかりと本当に厳密にしていってほしいというふうに思います。財政見通しがこれが今後本当に17年度9億円も収支

不足となれば、市民に対する行政サービス、これが大きくかかわってくるわけですから、そういう意味で私も先ほど言いましたけれども、議会に対しても本当に現在の財政実態、これを資料的にも出していただきたいというふうに思うんです。ですから、さきに行財政改善の概要が出てますけれども、この概要と前の13年の11月の基本方針、これでのやはりいろいろ項目が整合性がないんです。ですから、そここのところをしっかりと前から流れがわかるように、そういうしっかり仕組みもつくっていただいて機会あるごとに示していただいて、議会ともども活発な論議を深めていただきたいというふうに思うので、その辺での市長の答弁をもう一度お願いしたいというふうに思います。

それからあと、海辺の賑わい地区に関しましては、一つは特定の事業者名ということ、これについては、私は具体的に出されている資料に基づいて用地の金額を言っただけなんで、それ以上のことはありません。

それからあと、市長が言われたとおり、塩竈商圈、これの壊滅という問題も私は大型店の出店ですね、これが地区内に本当に大きな影響を与えているんじゃないかというふうに思います。そういう問題と、あとプレゼンテーションに対する周知徹底ですね、本当に短期間の中で、私は、やはりもっと単なる説明会だけでなく、地元商店、それから市民に対する周知徹底ですね、これを当局挙げてやっていくべきじゃないかと、そういうふうに思います。

それからあと、12月議会での我が党の小野議員の公募のやり方に対する質問ですね、地元からは入れないんじゃないかと、そういう地元の意見に対して、市長は、この提案に参加できない、出店できないという誤解をされている方々も結構いたと、そういうふうに言っていますけれども、これについてはそうではないんじゃないかと。それについてひとつお願いしたいというふうに思います。

それからあとは、2月14日の産業建設の協議会で助役が、土地開発公社の土地、これが昨年、法改正になって、これを賃貸できると、そういうふうに述べていました。この法律は公有地拡大推進法ですね、これが今年の12月22日に改正されたものですが、しかし、この土地の対象となるのは、公社が保有する土地のうち民間への売却を目的にして造成をした、つまり2号土地、この対象じゃないかというふうに思うんですね。ですから、その辺についてご答弁お願いしたいというふうに思います。

それで、昨日の曾我議員の質問に対して、公有地拡大推進法の17条に基づいて賃貸できるんだと、こういうふうに市長述べてました。これは平成12年4月21日に国からの法改正によるも

のだというふうに思いますけれども、この中で、内容をちょっと述べさせていただきますと、土地開発公社は、取得した土地をその用地に供するまでの間、いたずらに放置することなく、積極的な利用について検討すべきであり云々、さらに外部に管理委託、賃貸、または信託を行うことも差し支えないものと、このように述べているんですね。ところが、ただし書きがあって、賃貸する際には、留意点として当該地区の最終的な利用の妨げとなることのないよう妥当なものとする。そして、あともう一点は、賃貸などの目的は必ずしも公共的なものに限定する必要はないが、土地開発公社の保有地の活用方策として、いたずらに社会的違反を招くものにならないよう配慮すること。こういう二つが留意点として述べられているんですよ。ですから、そもそも土地開発公社の目的である第1条では、次のようにうたっているんですね。公共用地、公有地などの取得、管理、処分などを行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とすると、こういうふうになっております。このようなことから言えば、公社の目的からいって、区画整理事業で大型店を呼び込む、こういうやり方、今回の賃貸の方法は問題があるのではないかと、こういうふうに思います。先ほどの多賀城とか利府で基盤整備を行ってやっている、そういうところが実際にあるのかどうか、それについて伺いたいというふうに思います。そういう面では先ほど言われてますけれども、社会的批判を招くことなく、そういう点で市民が本当に納得できる、そういう内容だと市長は思っているのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

あと、さらに区画整理の事業費はもう下水も含めて73億円と。ですから、その全体の面積の中で旧貨物ヤード跡地は、面積でいけば約4分の1となっております。もちろん事業費というのは単純に面積で計算できるものではないですけれども、しかし73億円の4分の1を割りますと18億円と。市民6万人ですから、もう赤ちゃんからお年寄りまで3万円の費用になると。そういう土地をやはりこの本当に貴重な財産を、そういう点で大型店、この区画整理事業によって呼び込んでいいのかと、そういう問題が出てくるというふうに思います。さらに、地域の商店の収益というのはその地域内に還元されると、生かされるということですが、しかし、大型店の収益は地域外の本部の方に全部吸い上げられてしまう、そういう問題もあります。本当にまちの活性化に結びつくのかどうか、ここで述べさせていただきます。

あと最後について、ダイオキシン問題、これも確かに努力はされておりますけれども、しかし新設の大型炉ですね、現在の基準でいけば0.1ナノグラム、それに対して塩竈市のような既存の小型の炉においては5ナノグラム、ですから50倍のそういう緩い基準になっていると。そ



ういうことで数値は確かに低いものでありますけれども、しかし国際的なそういう新しい基準からしても、やはり既存度の割合というのは基準というのは緩いものであるという、そういう面で今後とも一層努力していただきたいと要望して、第2回目の質問を終わらせていただきます。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 定率減税の廃止云々につきましては、これは国が進めております事業でありますので、我々は注意深く見守ってまいりたいと思っております。

それから、三位一体改革、税源移譲、議員の方から、交付税が果たしてきた役割が果たして正確に引き継がれるかどうかというお話でございましたが、我々も、この地域格差を埋めるための調整保証的な機能が交付税の中にはございましたので、そういったものが新しいこの税源移譲の中で適正に配分されますよう、いろいろな機会をとらえてお願いをしていきたいと思っております。

経常経費の削減、収支差5億円ということでありましたが、要は三位一体改革が、先ほど申し上げましたように、まだ動き出した段階でございまして、交付税の減額分でありますとか、そういったものがまだ適正になかなか予測がしにくいというのが平成16年度であったかと思っております。その収支差の5億円につきましてちょっと私記憶いたしておりませんので、後ほど担当の方からご説明をさせていただきます。

海辺の賑わいにつきましては、繰り返すようですが、私の思いは、これを核として塩竈市地域の中心市街地全体ににぎわいなり活気なりが取り戻せるであろうという、そういう思いで今回こういう事業に取り組みさせていただいております。

その中で12月に小野議員からご質問いただいたときに、私おわびを申し上げました。それは一つには、この事業だけに参画するについて三つのハードルを設けました。過去の実績でありますとか資本金でありますとかというようなハードルを設定させていただきましたが、市内の事業者の方々、ちょっとその辺の十分にご理解いただきやすい資料の提供がなかったんだと思いますが、要するに1億円の資本金じゃないとここに入れないのかと。要するにこの海辺の賑わい地区の中に将来商店として経営できないのかというような、大分そういう誤解をいただきました。これは我々反省材料であるということでおわびを申し上げました。そうじゃなくて、今回公募した部分について参画いただいた方々が今後、安定的に安心して経営していただけるための条件として、たまたま1億円というハードルを設けさせていただいたんですが、その点

が1点誤解をいただきました。それから、もう一点は、今回の公募に参画しないと、未来永劫にわたってこの地区に出店できないのかというような、そういう誤解をされた方々も結構ございました。そういう意味では我々のPRが少し足りなかったのかなということもございまして、そういったことも含めておわびという形で申し上げたつもりでございしますが、今後、なお一層いろいろな機会での海辺の賑わい地区の進め方についての趣旨、内容につきましてはPRをさせていただきたいと思っております。

公拡法につきましては、後ほど担当よりご説明をさせていただきますが、これちょっと私の勘違いなんですかね。過去にも何かこの土地を貸したという経緯がございましたよね。期間の大小は別にしまして。ですから、期間の長短はございますが、私は今でも、当時もできましたし、今でもこういったことで地域全体に波及効果があるとすれば、それは決してできないということではないんじゃないのかなと思っております。さかのぼりまして、あとよく調べてみますが、過去におきましても開発公社で一定の土地、一定の期間貸したという実績があるかと思っておりますので、そういうふうなことでご回答させていただきたいと思っております。

それから、区画整理事業であります。

まさしく45億6,000万円と27億円ですか、というような下水道整備費かかってまいります。これらについては、昨日もご説明させていただきましたように、もっともって見直しをして、合理化を図ってまいりたいと思っておりますが、1点誤解のないように申し上げますと、これは地域全体7ヘクタールを整備するために必要な事業費であります。当然幹線道路でありますとか、買い物道路でありますとか、公園でありますとか、駐車場でありますとか、いろいろ地域全体のそういう買い物客の方々の利便性の向上を図るための事業費全体をひっくるめてのことでありまして、決して今回のためだけということではないんですが、その中で面積が4分の1を占めるということはそのとおりでありますので、適正に処理されるように努めてまいりたいと思っております。

ダイオキシンであります。先ほどの本市の焼却場がたしか3.75トンでありますので、国の基準からいきますと、新設の場合で1ナノグラムですね、ノルマル立米、それから既設の施設の場合5ナノグラムということで5倍ですね。議員の方から50倍というようなお話あったかと思いますが、5倍の違いがあるということはおっしゃるとおりであります。ただ、これは国の基準に照らし合わせてやっておりますことでもありますし、我々の焼却炉は、先ほど申し上げましたように0.幾つというような基準値をはるかに下回る。昨年6月ですと0.31、12月ですと

0.57ということで、ここに記載しております新設の場合の基準も下回るような運営がされておりますので、なお今後ともそういった適正な運営が図られるよう努力をしてみたいと考えております。

私の方からは以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 加藤助役。

助役（加藤慶教君） それでは、私の方から、去る2月14日の産業建設常任委員会協議会の席上で私がお説明した内容についての質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

まず、2月14日の時点におきましては、今現在取得しております貨物ヤード跡地の経過、それから昨今、本市のみならず各自治体で抱えております塩漬け土地と言われておる開発公社が先行取得した土地について、なかなか自治体の財政状況が厳しい折、引き取れないということからかんがみて、国の方でその公社でもって処分することの是非を今検討していると、そういった中では賃貸等の処分も政令というか、施行令の中で検討というか、私がこの間、資料として見てお説明したのは、昨年16年12月22日に多分施行令の改正がなされているかと思いますが、その中で1号、2号の土地の関係については、このときは私の方でまだそこまでのことは勉強しておりませんでしたのでお説明はしておりませんでした。そういった中で大分緩和されてきているというようなことで皆さんの方にお説明した経過がございました。そういった内容がございましたので、その後また、今お話しありました1号用地、2号用地というふうな条件もございましたので、これについては今後、いろいろな指導をいただいておりますし、私どもも、その都度県の市町村課の方と相談をしながら対応してきている状況にございます。以上です。

議長（香取嗣雄君） 暫時休憩いたします。

再開は3時15分といたします。

午後3時00分 休憩

---

午後3時15分 再開

議長（香取嗣雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長の施政方針に対する質問を続行いたします。4番伊藤栄一君。（拍手）

4番（伊藤栄一君）（登壇） 質問の前に一言お礼を述べさせていただきます。

この3月ご退職される28名の職員の方々、長年にわたり塩竈市や市民のためご尽力をくださ

れ、そのご苦労に対し感謝と御礼を申し上げます。大変ご苦労さまでございました。

今後は健康に留意され、後輩の育成と塩竈市発展のためご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、平成17年の施政方針に伴い、ニュー市民クラブを代表し、通告に従い質問を行います。

今回も最後となりましたが、先に9人の質問者があり、皆さん方がいろいろな質問をされ、この施政方針に対する市長も答弁があったものと思われます。極力重複を避けたいと思いますが、重なる点がありましたらご容赦のほどお願いを申し上げます。

さて、去年は全国的に災害の多い年となりました。再度にわたる台風の上陸により各地域に大きな災害をもたらしました。さらに昨年末にはスマトラ沖地震と大津波など未曾有の災害となりました。世界的に自然災害が発生している昨今、このたび宮城県沖地震が10年以内に50%という大変高い確率に修正されました。にわかに不安感を増幅させられます。このような時期だからこそ、職員の方々、また関係者の方々による防災マップやマニュアルなどにより、市民や町内会の方々に再度にわたりご指導を行っておると思っています。大変ご苦労さんです。感謝申し上げます。

昨年も防災について質問をいたしました。時間の関係上省略で終わりました。今回、再度質問させていただきます。

私は、当市においてあらゆる災害を経験してまいりました。ここで少し時間をいただき、経験談を述べ、今後の防災に多少なりともお役に立てば幸いです。

昭和19年12月、米軍のB29による空襲により、旭町から尾島町にかけて大火災となりました。私は小学校2年生で、やじ馬根性を持ち近くまで見にいったことがあります。消火作業の邪魔や大変危険なことから、係員の指導により、できるだけ火災現場より遠くに避難させられました。よく火事の場合、風下に逃げろよということがありますが、現在、ビルが立ち並び、風向きが時々変わります。十分現地を見ながら避難する心得が大事だと思います。また、大事なものを取りに二度三度と戻る方がありますが、大変危険です。絶対火事には二度と戻らないことが肝要です。

次に、昭和35年5月24日、チリ地震津波が到来しました。地球上では日本の裏側に位置する南米チリで地震が発生、翌日、塩釜港から志津川湾、三陸にかけて津波が到達いたしました。大きな被害となり、当時塩竈市内北浜地域では、早朝3時ころから一、二回にわたり床下床上

浸水があり、高潮かと思った方がたくさんあったようです。続いて四、五回目と大津波となり大被害となりました。マリンゲート前は海底が見えるところまで満ち潮となり、津波が押し寄せるときは代ヶ崎のところで一、二メートルの落差となり、滝のようになり湾内に押し寄せてきました。今回予測している宮城沖地震の場合は一気に押し寄せてくると思いますので、予報情報に十分注意し避難することです。

次に、昭和53年、宮城沖地震でありましたが、突然の判断です。木造家屋の場合はテーブルや机の下に潜ることが肝要です。ビルの中では柱のそばに避難することが一番だと言っております。その後、揺れの動静を確認しながら安全な場所に移動することです。

次に、昭和61年8月5日の大雨、平成2年の水害、平成6年9月の大水害と、水害は低地域が被害が大きいのが当たり前ですが、鉄砲水により高台も水害があります。平成2年の水害で泉沢栄町地区の高台も被害に遭いました。特に時間の雨量の多いときには坂道や道路上の水の流れを注意していなければならないと思います。

以上で災害の経験を述べましたが、そこで伺います。

自主防災の中で実態に合う防災避難の方法を、どのように指導しているかお尋ねいたします。

さらに、自主防災は町内会を対象としておると思いますが、個人個人の心構えの指導もどうしておるか伺います。

次に2番目に、「ともに学びともに歩む、市民が輝くまち」学校教育について伺います。

終戦直後の昭和20年10月、GHQは日本教育制度に対する管理政策と題する指令を手始めに、日本政府に次々と教育に関する指令を突きつけました。戦前の軍国主義教育の廃止を目的として、それにつながる教育の禁止と教育の排除を命じたものであります。同年12月には、修身、さらに日本歴史、地理の授業を停止と、これらの教科書の回収を厳命されました。その後、地理と歴史についてはGHQの検閲を終えた教科書が作成され、授業も再開されましたが、修身の教科書については編集作業さえ許されませんでした。子供たちには全く道徳的な規範さえ示せず、ただ善良に生きなさいと、本人の自主性に任せるだけで混乱するだけでは、何の規範も持たない子供たちがやがて欲望に任せて行動することが容易に想像できると思います。戦後に学校教育を受けた世代の親となり、社会の中核を担うようになった1980年代の方々は努力、忍耐、責任、勤勉など語ることはむしろ恥ずかしいみたいで、本来社会生活を営む上で欠かすことのできない価値観さえ揺らいできたわけであります。こうした風潮が広がっていた原因も道徳なき教育にあると思います。

そこで伺います。現在、道徳教育をどのように教えているかお尋ねをいたします。

次に、3点目ですが、「海と緑とともに暮らす、環境にやさしいまち」緑化推進事業について伺います。

市内の道路も、ご当局の関係者の努力により大分整備されてまいりました。しかし、残念ながら並木道という道路は市内には見当たりません。市内唯一の尾島天神橋線、尾島町地内は国道45号線、尾嶋薬局より仙台信用金庫までを戦災復興事業で施行され、仙台信用金庫から塩釜商工会議所、七十七銀行、そして国道45号線に取りつくまでを街路事業として道路拡幅工事を行いました。当時、昭和36年、街路樹としてプラタナスが植えられました。時代の流れと変化に伴い、一昨年、四十数年通る人たちの目を和ませてくれた並木プラタナスが撤去されました。歩道幅員があのように広くなったのですから撤去しなくても何か考えがあったのではなかろうかと思えます。

そこで伺います。今回、予定されている海辺の賑わいゾーンが区画整理事業として着手しますが、ランドデザインなどもでき上がりました。街路樹は一、二年では育ちません。今から植樹をすれば区画整理事業も事業の進展が見えると思えます。事業完成にはすばらしい並木道ができると思えます。街路樹についてご当局の考えをお伺いいたします。

次に、4点目ですが、「塩竈の特性と地域性を生かした、活気あるまち」のうち、地元船主への塩釜港入港促進について伺います。

かつて塩釜は東洋一の港として繁栄いたしました。時代の流れに伴い高度成長期に入り、各漁港の整備、魚類の輸送方法も鉄道から陸送に、さらに急速な漁場との情報伝達などが進み、漁船も各港に分散入港することになりました。かつて塩釜港も500億の水揚げがありました。が、昨年は100億強の実績となりました。分散する漁船を1艘でも多く塩釜港に誘致ということで、前市長、市議会、水産関係者の方々が四国、九州方面の船主に入港誘致の陳情に伺いました。何か当方より意見があったようですが、ここ数年陳情が途絶えてあったようです。一昨年、佐藤市長にかわり、今回改めて塩釜港入港の誘致陳情が行われたと聞いております。

そこでお尋ねいたします。前に陳情の際、船主より何か意見があった場合、その回答してきたものか、それとも今回陳情で先方さんより何かご意見があったものかどうか。さらに地元船主さんや隣接市町村に所属する船主さんの塩釜港誘致陳情もしておるのかどうか、ご当局のご見解をお尋ねいたしまして、第1回目の質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、「ともに支えあう、健やかさと安心に満ちたまち」に関するご質問のうちの自主防災、実態に合う防災や避難のあり方についてという趣旨であったかと思いますが、そういったご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、昭和35年5月24日のチリ地震津波、私にとっても忘れ得ない思い出であります。海岸通りに観光船が打ち上げられたあの姿、それから町並みがもう軒並み水浸しと。とうとい人命も失われたというような、ああいう大きな災害を我々も体験してきたわけであります。こういった過去の災害の教訓を決して風化させてはならないということにつきましては、私も全く同感であります。過去において本市にもたらした災害につきましては、今現在、策定を進めました地域防災計画に十分反映したつもりではありますが、なお、そういった過去の災害の経験といったような部分につきましては落ちがありましたら、その都度見直しをさせていただきたいと思っておりますし、今後、具体的な取り組みとして今予定いたしておりますのは、例えば将来予想される宮城県沖地震、当然大きな津波が予想されるわけありますので、市民の方々へ常日ごろから啓蒙を図ることが大切なのかなと考えております。

具体的な例を申し上げさせていただければ、例えば市内にいろいろ電柱とか構造物ありますが、そういった部分にチリ地震津波の痕跡をあらわしていくということでもあります。過去にここまでそういう津波の水が来たんだということを我々の日々の生活の中で確認するとともに、そういった津波被害の恐ろしさを我々の生活の中で1人1人が確認していくような取り組みを進めることが、災害を風化させないといったようなことについては大変に重要ではないかなと考えております。

また、本市が把握しております危険箇所についての既存のデータはもとよりであります、最新の津波により浸水区域でありますとか、あるいは土砂崩れの危険地帯などの情報提供を行いながら、町内会、県、市、あるいは国というものが相互に連携を図りながら地域の防災強化といったようなことに取り組むことが大変に重要ではないかなと考えておりますので、議員の方からご指摘いただきました過去の災害を決して風化させることのないよう、今後の本市の防災強化に活用してまいりたいと考えております。

次に、道徳なき戦後教育のあり方についてということではありますが、これにつきましては、後ほど教育長の方からご答弁をさせていただきたいと思っております。

私の方からは、「海と緑とともに暮らす、環境にやさしいまち」のうちの緑化という問題について、ご指摘いただきました部分についてご回答申し上げさせていただきたいと思っております。

本市からそういう並木道というのが確かにどんどん消えていっております。例えば我々も旧新河岸川沿いで生活してきたんですが、過去にヤナギ並木がありまして四季折々の風情を醸し出していたということでありまして、議員の方からお話しいただきましたような築港大通りのポプラ並木も、本市の景観としては大変すばらしいものがあつたのかなと考えておりますが、残念ながら、その後の道路の拡張等の主なる理由で、このまちの中からそういった並木道という景観が失われてしまっております。

こういった状況をちょっと数字でご説明させていただきますと、市内には市道、県道、国道20の路線がありまして、1万9,000本の街路樹が植栽されております。主にプラタナスでありますとかクロマツ、ヤナギ、ケヤキといったようなものでありますが、街路整備延長に比較しますと、緑化率というのはまだ18.4%というかなり低い率であります。今、国土交通省におきましては、平成27年度まで50%にこういった緑を回復しようという事業に努めておりますので、本市におきましても、こういった事業制度を有効に活用しながら、なおかつ今進めております街路整備事業の中で極力こういった緑化を取り組みながら、全体として緑多い塩竈のまちといったような景観をぜひつくってまいりたいと考えておりますし、街路樹は単に修景というだけではなくて、例えば防災機能であります。阪神淡路大震災のときに道路沿いに生えておりました緑樹で焼けどまりになって火災から免れたといったような事例は、事実報告されているわけでありまして、こういった前段でお話しいただきました防災機能の強化といったような役割も持つかと思ひますし、やっぱり安らぎ、潤いの景観を醸し出すということでは、当然のことではありますが大変必要なものだと思っております。

「景観10年、風景100年、風土1,000年」と言われますが、やはりその景観を醸し出すだけでも10年かかる。それが風景になるのには100年かかるわけでありまして、一日も早く本市の緑が取り戻せるような各種の施策に取り組んでまいりたいと考えておりますが、そういった中で、例えばありますが、今、北浜沢乙線の整備が県の方で進められておりますが、こういった沿道にぜひ桜並木を回復したいというような取り組みに市民グループの方々が一生懸命取り組んでいただいております。私もこういった提案に謙虚に耳を傾けながら、ぜひそういった町並み景観を取り戻したいと思っておりますし、昨年には赤坂の交差点にシダレザクラをご寄



贈いただきました。「千年桜」という名前を命名いたしました。本当に1,000年の希望を持てるような桜でありたいと思っておりますし、また、本市、多くの観光客の方々が訪れていただいておりますが、そういった方々にもこの塩竈の町並み景観のすばらしさを改めて体感、実感していただけるようなまちづくりに、なお一層努力を傾けてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、「塩竈の特性と地域資源を生かした、活気あるまち」という中で漁船の誘致活動についてご質問いただきました。お答えをいたします。

漁船誘致につきましては、直近ではことしの2月の8・9日と水産業界の関係者、また香取議長にも同行いただきまして三重県の伊勢市を訪問し、漁船誘致に向けて同県の漁業関係者と懇談を行ってまいったところであります。関係者からは、本市魚市場に対する大きな期待が引き続き寄せられていることを改めて確認いたしますとともに、信頼回復に向けた水産関係者の方々の一定の成果が上がったのではないかとというような認識をいたしてまいりました。

そういった中、こういった意見がということでございましたが、やはり取り引きの公平性、透明性といったようなものをぜひ確保してほしいと。そういった中で本魚市場、デジタルばかりを導入いたしました。こういうことが実は大変な評価をいただきました。ぜひこういったことを進めていただきたいというお話でございました。また、要望といたしましては、やはり魚の価格、魚価であります。いわゆる魚の値段が高いところに我々行くんだと。ですから、塩釜の魚市場、ぜひ魚価を高く値をつけていただきたいと。そういった一環として卸売機関の統合によって事務経費を縮減し、我々の魚価の上乗せにぜひそういうものを使っていただきたいというようなお話もいただいております。

また、これは本当に我々ことしぜひ謙虚に取り組まなきゃいけないと思っておりましたが、一昨年でありましたか、カツオの一本釣りですかね、カツオに挑戦された時期がございました。残念ながら定着しませんでした。理由は幾つかあるんですが、その大きな理由が、えさとなるイワシを湾内で育成できなかったという問題であります。せっかくカツオ船を入れても、えさを買うためにまたほかの港に行ってそこでえさを買ってということになりますと大変にロスが多いと。カツオは何かピストン輸送で船が出ていくんだそうであります。極めて限られた漁期中で最大の水揚げを上げるということになると、やはり寄港地の中にそういうえさ場がなければ、我々は船を寄せられないという大変厳しいお話もいただきました。ぜひそういったことが実現されれば、また塩竈でカツオといったような問題についても、ぜひ積極的な取り組みを

してみたいという大変ありがたいお話をいただきましたので、我々漁業関係者と総力を挙げてこういった問題解決に取り組んでいきたいと思っております。

また、議員の方から地元周辺の漁船についてはというふうなお話もいただきました。

現在、地元の塩籠船籍の漁船30隻ほどございます。マグロはえ縄船2隻につきましては本市の魚市場に水揚げをしていただいておりますが、その他の在籍船につきましては、ほとんどが遠洋沖合の底引き網漁船でありますという特殊性から、主に経済性、効率的な理由で、どうしても漁場に近い港に水揚げし、陸送により消費地に搬入という形態となっていることが事実であります。こういった大型船につきましては、また一方では塩釜魚市場にはそういった岸壁がないから接岸できないといったような苦情も寄せられております。我々、宮城県に対しまして大型船の利用が可能となるような魚市場岸壁前面のしゅんせつ等も要望させていただいているところでありますが、なおそういったことに努めてまいりたいと思っております。

いずれ本市といたしましては、地元の船籍の漁船が塩釜港を積極的に利活用いただけるような環境づくりはもとより、先ほど申し上げました卸売機関や買受人等々の連携を図り、例えば先ほど申し上げましたカツオの一本釣り船でありますとか、輸入冷凍魚の市場手数料の減免を行うなど、加工原料を含めた多様な魚種の取り扱いを推進していくことが地元船の水揚げにつながっていくものというふうに確信をいたしております。今後とも水産業界ともども総力を挙げて水揚げの増や取り扱い魚種の拡大といったようなことに一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

私の方からは以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（香取嗣雄君） 小倉教育委員会教育長。

教育長（小倉和憲君） それでは、私の方から道徳教育についてお答えいたします。

児童生徒に対する道徳心の涵養につきましては、学校教育活動全体の中で取り組んでいるところでございます。また、1週間に1回ある道徳の時間においては、児童生徒にそれぞれ自分の生活を振り返らせ、公共心、勤勉、礼儀、公德心等を養う教育に取り組んでおるところです。

市内の小・中学校においては、今お話ししましたように、週当たり1時間、年間35時間の道徳の時間の授業を行っております。

この道徳の授業時間は、大きく分けると四つの柱で構成されております。一つは、自分自身の人格形成にとって必要な勤勉や努力、勇気、規律、正直、明朗等。二つ目は、他人とのかかわりの中で重要な礼儀や思いやり、信頼、友情、寛容、感謝等。三つ目として、生命の尊重

や自然愛、経験等の自然や崇高なものとのかわり。四つ目としまして、公德心や勤労、家庭愛、郷土愛、国際理解等の集団や社会とのかわりです。

この道徳の時間においては、副読本、物語とか偉人先人の伝記とか昔話とか、そういうものが載っている副読本を活用したり、テレビの視聴などでそういうことを養っております。

最近、私の方で塩竈にもとってもよい子がいるんだなということを紹介させていただきたいと思います。というのは、第三小学校の4年生が社会体験学習で仙石線を利用して仙台に行く途中に多賀城駅に行ったら込んで、お年寄りの方二人に席を譲ったんです。たまたまその席を譲られたお年寄りの方が、和紙による本のしおりとか小物入れが趣味で、たまたま持っていたそのしおりを子供たちがいただいたわけです。それを機会に会話がはずみ、そのお年寄りたちも三小の子供をとっても気に入りまして、その後、文通等をして、子供たちにその和紙によるしおりづくりとか、手づくりを教えてあげたいという話がありまして、わざわざ第三小学校に来ていただきまして、子供たちにそれで行き方を教えてもらったり、そして一緒に給食を食べたりとか、そういうような話まで発展している例もございます。

今後とも、本市におきましては、教育基本方針に大きな柱として思いやりの心ということも掲げておりますので、心の教育、自他の生命の尊重等も含めまして、今後これらの教育の充実に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 4番伊藤栄一議員。

4番（伊藤栄一君） 1回目の質問に懇切丁寧にご答弁いただきまして本当にありがとうございました。

2回目の質問ですが、教育関係とか、あと市長からいろいろ細々と教えたいただきましたので、ちょっと1回目の質問とふくそうするようなことがあります、ちょっと質問させていただきたいと思います。

1回目の火災で、私は小学校のときにやじ馬で行ったということは、いわゆる当時あそこの舟戸と言われて今の若葉さんの前ですけれども、あそこは西駅といって汽車の駅あったわけですよ。あそここのところに昔倉庫が何軒か建っておって、火災のとき砂糖の倉庫があったと。それで、子供たちはその砂糖をなめたいためにしょっちゅう学校の帰りあの辺に行っていたと。たまたま火事になったとき、みんながどっと黒山になるくらい子供らが行って火災の邪魔になったという経緯がございます。それで、火の消えた後、黒くなった表層をはがして、中から砂糖の分を拾ったり、袋に詰めて家に持っていったというようなことがあったんですが、とにか

く火事になったときは火元から遠くに出なさいよということが、つくづく大人の方々の指導でそういう面をいまだ大人になってもそういうことが焼きついているということをちょっと言いたかったと思っております。

次、津波の件ですが、チリ地震津波のときは、一度にやはり4回目か5回目のとき、あのよ  
うな災害になったんですが、その後、今のマリゲート前、あそこは元市場だったんですけれども、よく市場の方とかあの辺の人らが、引き潮のとき魚がいるものですから、皆見に行ったと。それで代ヶ崎のところが落差をついて1メートル、2メートル上がったとき、それ逃げろというばかりに山の方に逃げたんですが、この間の日曜日ですか、スマトラ沖地震の津波、ごらんになった方たくさんいると思うんですが、一気に寄せてくるので、今度の宮城沖地震などには相当情報なんかを皆さん方聞きながら避難を心得ていただきたいと思うんですが、もう津波だというときはもう見るとかじゃなく、物見見聞じゃなく高台に避難するということをひとつ私らの経験談から申し上げたいと思っております。

さらに、その次の水害ですが、これは実際なんですけれども、塩竈の水害で多賀城に引っ越された方がおるんですが、塩竈が水害に遭ったとき畳の持ち出しで大変困ったと。あれがぬれると結局2人や3人で持てなくなるということです。それで平成6年のときに多賀城に引っ越した方ですが、砂押の堤防決壊ということで、やはり道路付近におりまして相当水が来たということで、土のうもあつたんですが、やはり畳を外に出して畳を立てて土のうでとめたというて、結局そういうものが本当に効をなしまして、後片づけるにもぬれた畳だけを放って、家の中は被害が少なかったというようなことをお聞きしましたので、いたましいなとか、もったいないということよりも、次の段階も考えながら、そういう方法もいいんじゃないかと。特に塩竈は丘陵地で、先ほど質問の中にあつたように、道路がカーブしているところは一気に高台でもその道路から洪水のように鉄砲水になって家に入ってくるわけです。そういうときなんか土のうなどではとめ切れないということで、そういうときの緊急策として、やはりもったいないけれども、畳を外して玄関とかサッシのところを立てるといようなことをやれば、被害も少なくて済むんじゃないかなというふうに私らは記憶しております。そんなことで参考にさせていただけばと思います。

次に、道徳なんです、教育長から細々のご説明いただいて、やはり今の現代教育も実際道徳教育がしっかりしておるなというふうにも感じたわけですが、例えば、こういうことも私、本でちょっと見たんですが、アメリカの初代大統領ジョージ・ワシントンが、彼が子

供のころ、お父さんが大切にしていた桜の木を切ってしまったと。大変しかられるんじゃないかとそれを覚悟してお父さんに打ち明けたところ、かえってその正直を褒められたという逸話があります。そして、それから修身を学んだ人々は正直の大切さや、それから勇気の大切さを学んだということをちょっと本で読んでおりますが、やはりその道德もこういう面から、先ほど教育長がいろいろお教えになったいろいろな例題にありますように、そういうものも道德の一つで、今悲惨ないろいろな子供たちの事故、恐喝、人殺し、傷つけ、いっぱいあるんですが、その痛いということをお子たちわからないんですよ、親たちがなぐらないから。昔、私ら悪いことをすれば、はたかれると痛い。そんな悪いことしないということですよ。だから、今は痛さがわからない子供たちが人をたたいたって痛さわからない。また傷つけてもわからないというようなのが、その大きな事故の原因でもないかというふうにも思っております。そういう点で子供が1人とか2人の世帯がありますが、親たちも勇気を持ってひとつ怒るところは怒るのが必要かなというふうにも思っております。そういうことで、先ほど教育長がいろいろご答弁いただきましたので、これについては参考だけで結構でございます。

それから、街路樹でございますが、市長も今の桜並木、恐らく今度の北浜沢乙線なんかは電柱が地下化されて、いろいろな団体からも申し入れあったということをお聞きしているんですが、大変結構だと思います。

これも一つの参考なんですけど、私、先日、中国に行ってまいりました。大連の方へ行ってきましたが、これは自費で行ったんですから誤解のないようにしていただきたい。これでバスで道路を走ったときなんですけど、ふと街路樹に目が引かれました。地上1メートルのところまで白いペンキで塗ってあるわけですよ、街路樹ずうとです。これ何キロも続いているわけです。それでガイドさんにちょっと聞いたら、地上から1メートルくらいまでは下から虫が上がらないように虫除けの印だと。そして1メートルくらいの白く塗っているのは、道路の路肩、結局標識がわりになっていると。そのほかにガードレールがわりにもなっているというふうなことをお聞きしました。大変私そういうことを聞いて、やはりすばらしい考えでないかというふうに感心してまいりましたが、先ほど市長の答弁でも、阪神淡路で火災の予防にもなったということから、やはり街路樹というのは大きな役割を持っているんじゃないかなというふうにも思っております。そういう面で参考にしながら、ご当局にも頭のいい方々がたくさんおります。そんなことで、私はその頭のいい方々がまずV S O P、一度お話ししたことがあるんですが、V、バイタリティー、活力ですね、次がS、スペシャリティー、人格、それからO、オ

リジナリティー、専門性、Pがパーソナリティー、創造性、このようなやる気満々の職員がいっぱいおりますので、ぜひよいアイデアをつくっていただいて、その街路樹だけじゃなく、いろいろな市政に貢献していただきたいと、かようにお願いするところでございます。

最後の第2回目の質問の後に漁船の誘致なんです、やはり今漁船誘致は、どこの漁港についても一そうでも来てもらうように陳情しているのは同じだと思います。これ一線引くと、やはりほかの漁港よりも何か目立つものがないと船が入ってこれないということがあるので、先ほどの単価を高くとかいうこともあります、もう一つは、漁船の憩いの場となるような安心して休むところがあるところが一つ必要じゃないかと。

それから、私は小さいときのいろいろな思い出あるんですが、船員さんたちが「おまがね」と言って魚を持ってくるんですが、自分たちは長時間船の中で料理したりしていろいろな食べてきます。そういうものを料理して食べさせてくれるような店が欲しいと。そうすると、本当に船員たち「また来るからね、おばちゃん」ということで帰っていくんですよ。これは本当にすばらしいことだと私は記憶しております。私のところによく、前には小名浜、それからあと八戸からの船員がかなり遊びに来ておったんですが、そういうことで店で料理された思い出が、船員の方々が深く心に刻み込まれて「また来るよ、おばちゃん」ということで、その港に来ると。これはもう船員さんと船頭さんの意気投合で、船主がどうこう言わなくても、「海がしけているから塩釜さ入るよ」と言えば、それで終わりなそうですから、そういう面ではやはり安心して休めるところのある塩釜漁港をひとつ何か考慮をして市民にPRしたいというふうに思っております。そういうことから、今申し上げた中で何点か当局のご回答あれば、ひとつご回答をいただきたいと思えます。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） ご質問の中身に順次お答えさせていただきたいと思えます。

初めに、火災であります。

残念ながら当管内、火災が増加傾向にあります。特にことしの冬は寒いということもありまして火災がふえております。また、不審火が大変多くなってきております。我々大変憂慮いたしておりますが、こういったことを踏まえて、パトロール等をなお緊密にやるようにというようにことで指示をいたしたところであります。

津波、情報、いち早い情報伝達というのが本当に大切かと思っております。先ほども福島議員の方からも同趣旨でのお話をいただきました。今、我々いろいろ対応策考えておりますが、

本当に大きな津波が来た場合には、もう防災無線でサイレンを立て続けに流そうと。言葉で話すよりも、そのサイレンを聞いたら、もう何も投げてとにかく高台に逃げてくれと、そういうようなことを定着させることが一人でも二人でもとうとい人命を救うための手だてかなということで、今そういったことを市の広報誌を通じまして、ぜひ市民の方々をお願いをさせていただきたいと考えておりますし、実は3月下旬に、浦戸4島5部落をすべて網羅した防災訓練を実施させていただきます。これは津波訓練であります。初めてであります、一番第一線にあります浦戸の住民の方々にそういった意識を定着させていただくということと、防災フェリーでありますとか、第二管区海上保安本部からのご協力いただきながら、陸海空まさに一体となった初めての大きな防災訓練をやると。この際には島民の方々には一番身近にある高い場所にまず逃げてくださいと。後で何人の方が避難していただいたか、何分ぐらいかかったかということを検証させていただきながら、防災機能の向上に努めてまいりたいということでありまして、これにつきましては後日ご案内をさせていただきたいと思っております。

それから、水害であります。

確かに過去に本市、立て続けに水害の被害を受けました。そのため、今雨水対策ということについて一生懸命取り組んでおりますが、残念ながら、まだ30ミリ対応が全市クリアできない状況であります。やっぱり地域の方々のご協力をいただく部分があるかと思っておりますし、水害の危険がある地域についてはということで、例えば中の島地区であります。中の島地区については、既に我々、土のうを常備いたしております。ここからちょっとPRめいた話になって恐縮なんです、去年も二度大雨洪水警報が出ました。その際には下水道課の担当職員が一晩中、夜を徹して張りつきました。万が一水害等の危険がある場合にはその土のうで早速防災対策をやるということで頑張っております。こういったことは、今、中の島の例を申し上げましたが、ほかの地域につきましても、地域の方々のご協力しながら防災対策ということになお一層努めてまいりたいと思っております。

街路樹、議員の方から中国で見てきたという話でありましたが、実は私も中国に行っております。私は県庁の職員時代で公費で出張いたしました、セールス活動の一環として参りました。たまたまその際に私も街路樹見ました。ペンキで塗ってあるから、これは何なのかなと思って地元の方に聞きましたら、一つは虫が地面から上がっていくのをそこで遮断するというようなお話と、もう一点は、夜間には夜光塗料が塗ってあってライト等で光るから、交通事故防止にも役立つということでありました。残念ながら、本市の場合はそういう役割を果たす街路

樹そのものは余り少ないということなんで、ぜひ今後、もしそういったことがあれば検討させていただきたいと思っております。

漁船誘致、まさにそのとおりであります。地域一体としてであります。実は去年の市政功勞者に新浜町で小料理屋さんをやっている方を表彰させていただきました。この方はもう自分で全国歩いていただいて、この塩竈のまちにぜひ船来てくれというようなことを自分のお金で全国回っていただいておりますし、寄港いただいた船頭さん、船員の方々を手厚くもてなして、本当に自分の家族同様にとということで対応していただいて、大変な大きな評価をいただいております。この方に会いたいがために塩竈に来るといふ船主の方々もおられるやに聞いております。こういった話がこの塩竈のまちでどんどん広がっていきますように、当然であります、漁船員の方々の憩いの場等につきましても、本市としても一生懸命考えさせていただくようなことでありますし、今お話しいただいておりますので、プレハブの新しい建物もできましたので、ぜひこういったものも有効に活用しながら、ぜひ全国から数多くの漁船員の方々にこの塩竈市に押し寄せてきていただきますよう努力を重ねてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 4番伊藤栄一議員。

4番（伊藤栄一君） 最後になりますが、特に毎日のように災害、災害、地震、津波ということで、もう本当に常日ごろのあいさつがわりの言葉になっておりますが、災害については本当にとっさのことでございますので、十分に個人個人1人1人に心がけを十分伝わるような指導をしていただきたいと思います。これはご回答要りません。

そういうことで私の質問を終わりますが、最後に、市長に17年度の施政方針に伴って実践実行ができますことをお願いを申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（香取嗣雄君） これをもって市長の施政方針に対する質問は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま上程中の議案第16号ないし第39号については、全員をもって構成する平成17年度予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、議案第16号ないし第39号については、全員をもって構成する平成17年度予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしま



した。

なお、議員各位に申し上げます。明3月3日午前10時より平成17年度予算特別委員会を開催いたします。開催招集通知は口頭をもってかえさせていただきます。

さらに、お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明3日から13日までを予算特別委員会、常任委員会並びに議会運営委員会を開催するため休会とし、14日定刻再開いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明3日から13日までを予算特別委員会、常任委員会並びに議会運営委員会を開催するため休会とし、14日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時04分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成17年3月2日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会副議長 菊 地 進

塩竈市議会議員 伊 藤 博 章

塩竈市議会議員 田 中 徳 寿

平成17年 3月14日（月曜日）

塩竈市議会 2月定例会会議録

（第5日目）第5号

議事日程 第5号

平成17年3月14日(月曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第16号ないし議案第39号(予算特別委員会委員長議案審査報告)
- 第3 請願第10号(総務教育常任委員会委員長請願審査報告)  
請願第13号(民生常任委員会委員長請願審査報告)
- 第4 議員提出議案第1号
- 第5 議員派遣の件

---

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第5

---

出席議員(23名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	6番	鈴木昭一君
7番	今野恭一君	8番	嶺岸淳一君
9番	浅野敏江君	10番	吉田住男君
11番	佐藤貞夫君	12番	木村吉雄君
13番	鹿野司君	14番	志賀直哉君
15番	香取嗣雄君	16番	曾我ミヨ君
17番	中川邦彦君	18番	小野絹子君
19番	吉川弘君	20番	伊勢由典君
21番	東海林京子君	22番	福島紀勝君
23番	伊藤博章君		

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	助 役	加藤 慶 教 君
収入 役	田中 一 夫 君	総務部長	山本 進 君
市民生活部長	棟形 均 君	健康福祉部長	佐々木 和 夫 君
産業部長	三浦 一 泰 君	建設部長	早坂 良 一 君
総務部次長兼 兼総務課長	阿部 守 雄 君	総務部次長兼行財 政改革推進専門監	佐藤 雄 一 君
市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君	健康福祉部次長兼 社会福祉事務所長	大浦 満 君
建設部次長 兼建築課長	佐々木 栄 一 君	危機管理監	芳賀 輝 秀 君
総務部政策課長	渡辺 常 幸 君	総務部財政課長	菅原 靖 彦 君
市民生活部 市民課長	澤田 克 巳 君	産業部水産課長	福田 文 弘 君
建設部 都市計画課長	橋元 邦 雄 君	総務部 総務課総務係 主 査	大山 貴 之 君
市立病院長	長嶋 英 幸 君	市立病院事務部長	小山田 幸 雄 君
市立病院事務部 次長兼総務課長	伊藤 喜 昭 君	水道部長	内形 繁 夫 君
水道部総務課長 兼経営企画室長	郷古 正 夫 君	教育委員会教育長	小倉 和 憲 君
教育委員会 教育次長兼 総務課長	伊賀 光 男 君	教育委員会 教育次長兼 生涯学習センター館長	渡辺 誠一郎 君
教育委員会 学校教育課長	歌野 正 一 君	選挙管理委員会 事務局長	丹野 文 雄 君
監査委員	高橋 洋 一 君	監査事務局長	橋内 行 雄 君

事務局出席職員氏名

事務局 長	佐久間 明 君	事務局 次 長	遠藤 和 男 君
議事調査係長	安藤 英 治 君	議事調査係主査	戸枝 幹 雄 君

午後1時 開議

議長（香取嗣雄君） ただいまから2月定例会5日目の会議を開きます。

本議場への出席者は、第1日目の会議と同様であります。

本日の議事日程は、日程第5号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いをいたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、3番武田悦一君、4番伊藤栄一君を指名いたします。

---

#### 日程第2 議案第16号ないし第39号

議長（香取嗣雄君） 日程第2、議案第16号ないし議案第39号を議題といたします。

去る3月2日の本会議において、平成17年度予算特別委員会に付託されておりました各号議案の審査の計画と、その結果につきまして、委員長の報告を求めます。12番木村吉雄君。

予算特別委員会委員長（木村吉雄君）（登壇） ただいま議題に供されました平成17年度予算特別委員会における予算審査の経過概要と、その結果につきましてご報告申し上げます。

去る2月25日の本会議において、平成17年度一般会計、特別会計及び企業会計の各予算、並びにこれに関連する条例など24議案、議案第16号から議案第39号が一括上程され、総括質疑の後、市長の施政方針に対する質問が3日間行われました。

3月2日には、議員全員をもって構成する平成17年度予算特別委員会が設置され、当該議案24件が付託されて次第であります。

付託された議案を審査するため、3月3日には、まず正副委員長の互選を行い、委員長には私、木村吉雄、副委員長には志賀直哉委員が選任されました。

委員会は、関係当局、理事者の出席と各種資料の提出を求めながら、3日に引き続き4日、7日、8日の4日間にわたり詳細な説明の聴取と活発なる質疑を行い、慎重に審査を進めました。

これらを踏まえ、採決の結果、議案第16号ないし第39号については、議案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、要望、意見の主なるものを申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。

1. 三位一体改革が進められているが、国から地方への税源移譲についてはいまだ道半ばの段階にあり、我が国の景気が急速に好転する時代も望めない中、本市の財政状況については、平成17年度予算において基金が底をつくという厳しい状況に直面している。

今後は、本市財政を安定化させる上からも歳入の確保と歳出の抑制になお一層取り組まれ、プライマリーバランス（基礎的財政収支）の均衡と地方債残高の圧縮に努力されるとともに、新たに策定を進めている新行財政改革推進計画の策定を急がれ、さらなる改革を推し進められたい。

1. 男女共同参画推進事業については、男女が平等に共同して参画する社会づくりを進めているところである。そのような中、DV（ドメスティック・バイオレンス）防止の普及啓発活動として実施している講演会やリーフレットの作成活用は、相談から事実に至る支援の充実に大きな役割を果たすものと考えられることから、今後も引き続き情報提供等の機能を十分果たせるよう関係機関等の協力も得ながら、積極的に取り組まれたい。

1. 放課後児童クラブについては、待機児童を解消するため受け入れ態勢についてさらなる検討を行われたい。

また、最近是不審者等による犯罪が増加傾向にあり、事故、事件等の発生が懸念されることから、特に新1年生等の低学年の児童保護に努められ、保護者が安心して就労できる受け入れ態勢の整備に努められたい。

1. ファミリーサポートセンター事業については、のびのび塩釜っ子プランの先導的事業として、子育て等に関する市民の総合援助活動を活性化させ、地域の子育て支援力の向上を図るものである。市民からは今後、応分の費用負担を念頭に置かれた施設型の事業展開も要望されていることから、市立病院等本市既存施設の活用についても前向きに検討を行うとともに、病後児保育児童等連携する事業に対する積極的な取り組みを行われるなど、本市における保育サービスのさらなる推進に努められたい。

1. 休日急患診療センターにおいては、現在、休日の昼間に診療が行われているが、夜間は休日・平日ともに診療が行われておらず、塩釜医療圏における救急告知病院の医師、並びに看護師等医療スタッフに対する負担が過大なものとなっている。今後は、夜間における診療についても鋭意検討を行われ、市民がより安心して暮らせるよう救急医療体制のより

一層の充実に取り組まれない。

1. 中倉埋立処分場については、これまでごみの減量化に取り組んできたところであるが、平成18年度で満杯になることから、宮城黒川ブロックによる広域化までの過渡的な措置して宮城東部衛生処理組合へ委託するまでの間、でき得る限り延命化を図る報告を講じられたい。

また、ごみの分別収集方式等に変更が生じる際には、説明会などによる市民への十分な周知を行い、その理解と協力のもと事業の円滑な推進に努められたい。

1. 壱番館等の公的施設については、多くの市民が訪れることから車いす等の利用が可能となるよう段差の解消に向け努力されるとともに、歩道と車道との段差についても解消に努められるなど、本市公的施設のバリアフリーの推進になお一層取り組まれない。

1. 小中学校の環境整備については、施設の老朽化が顕著で児童生徒の安全確保のため、耐震強化が喫緊の課題となっている。

また、トイレについても修繕が必要とされる箇所が多々あるので、補助事業の採択が図られるよう検討され、今後もよりよい教育環境の整備に努められたい。

1. 市内における通学路については、今後も危険箇所の把握に努められるとともに、関係機関、団体等の連携に努められ、児童生徒の安全の確保に万全を期されたい。

また、市内の危険箇所や震災等の際に危険となる箇所についても、その把握に努められたい。

次に、特別会計について申し上げます。

交通事業特別会計については、現在、取り組まれている経営健全化計画の策定を急がれるとともに、今後も効率的な事業運営や収入の確保に取り組まれ、同会計の健全化に努められたい。

国民健康保険特別会計については、国民健康保険税を決定していく上で大きな要因となる財政見通しに不確定要素が組み込まれる場合には、議会に対する説明を行うとともに、綿密な収支予測に基づいて事業の健全化に今後、なお一層努力されたい。

また、昨今の経済状況から前年度より所得が低下し、税が重い負担となっている方に対しては、国保税の減免制度の活用を図られるとともに、新年度から新たに導入される一部負担金の徴収猶予についても積極的な活用を努められたい。

魚市場事業特別会計については、国際的な漁業環境の変化の中、魚市場の水揚げは前年と比較すると水揚げ量、金額ともに増加しているが、さらなる水揚げ増を図るため輸入冷凍魚やカ

ツオ一本釣り船の市場利用料を減免し、漁船を誘致するなど業界とともに取り組んでいる。今後、さらなる水揚げ増を図るため、引き続き関係機関との連携を図りながら、漁船誘致活動を実施するなど水揚げ増につながる施策の推進に取り組まれない。

介護保険事業特別会計については、特別養護老人ホームの待機者がかなりの数にのぼっていることから、今後の施設建設に向けて2市3町における協議を深められるなど、積極的な取り組みを行いたい。

土地区画整理事業特別会計については、平成17年度予算に土地購入費や家屋移転補償費が計上され、海辺のにぎわい地区土地区画整理事業が本格的に進められようとするものであるが、事業の実施に当たっては、当地区並びに本市の再生と活性化に大きく資するものとなるよう地権者や土地開発公社との協議を深められ、事業の円滑な推進に努力されたい。

最後に、企業会計について申し上げます。

市立病院事業会計については、病院を取り巻く環境が一層厳しくなる中、存続の危機を打開するため平成17年度、並びに18年度を実施年度とする市立病院再生緊急プランを作成したものである。今後においては、この緊急プランの速やかな実施を図られるとともに、早期に再生の効果があらわれるようプランの前倒しに努められ、事業の効率化、経営体制の強化に加え質の高い医療の確保等による事業の健全化に向けて鋭意取り組まれない。

また、同緊急プランの進捗状況、並びに半期ごとの決算状況について、適宜議会に対する報告も行いたい。

水道事業会計については、平成15年度に特殊勤務手当の一部見直しがされているところであるが、水道事業における昨今の厳しい情勢を踏まえ、今後とも諸手当等の見直しを含め経費の節減に努められるとともに、事業の円滑な推進とさらなる健全経営に取り組まれない。

以上が審査結果の概要であります。

このほか各委員より出されました種々の要望や意見などにつきましても、市当局におかれましてはその意を十分に体し、今後の財政運営や事業執行に当たられることを強く要望して本特別委員会の報告といたします。

平成17年度予算特別委員会委員長 木村吉雄

議長（香取嗣雄君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、議案第16号について、委員長報告に対する反対者から発言を許可いたします。

17番中川邦彦君。

17番（中川邦彦君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して、議案第16号「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」に対して反対討論を行います。

平成16年6月に制定された有事関連7法の一つである国民保護法では、国・地方公共団体・指定公共機関の責務を定め、国民の協力させるための体制づくりの準備を進められています。

また、武力攻撃事態法では、武力攻撃事態等々政府が認定したときに有事法制は発動されます。これに加えて国民保護法の第8条「緊急対処事態に対処するための措置」は、第172条で緊急対処事態武力攻撃に準じる手段で多数を殺傷する行為が発生、明白に切迫した事態における緊急対処保護措置の的確、迅速な実施と避難、救援、災害対処の準用を肯定しています。つまり米軍が日本周辺で軍事介入したり、イラク侵略戦争のような戦争を起こして政府がこれを武力攻撃予測事態と見なせば、自衛隊を戦争地域にまで出動させて米軍を支援し、この作戦に政府機関、自治体、民間企業、国民を動員することができる枠組みをつくったものです。

武力攻撃災害とは、第2条では「武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、その他の人的または物的災害をいう」と定義されています。具体的にはテロ行為などを想定したものです。この法の154条には、災害対策基本法に定められた災害派遣手当、被災地となった自治体がほかから派遣された職員に支払うものを武力攻撃災害等にも適用することが定められ、地方自治法も同様の改定が行われます。地方自治法204条「ただし災害対策基本法でも地方自治法でも支給することができる」となっており、義務規定ではないのです。また、災害派遣手当を定めていない自治体もあるのです。

予算委員会で我が党の伊勢、小野両議員が、この問題に対し当局の見解をただしたところ、「改正案の第24条の5の災害応急の対策または災害復旧のため国または他の地方公共団体から派遣された職員だけ」という答弁でした。今回の提案されている条例改正は、平成15年の有事3法成立後、国民保護法の成立を既定の事実を受けとめ、その準備としているものであって、議案そのものに到底承服できるものではありません。

また、今回の条例改正については、今まで述べてきた重大な問題を含んでいる議案を所管の委員会である総務教育常任協議会で説明され、十分に議論されるべきものではなかったでしょうか。

よって、議案第16号「一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例」に反対するものです。

議長（香取嗣雄君） 次に、議案第16号について、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。

5番志子田吉晃君。

5番（志子田吉晃君）（登壇） 議案第16号「一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、賛成会派を代表して賛成討論を行います。

この改正条例案は、国の法律、つまり「武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律」が平成16年6月18日に公布され、その保護措置法の附則第3条の既定により、地方自治法第204条第2項中のこれまでの災害派遣手当の下に、「武力攻撃災害等派遣手当を含む」の字句を加えることの一部改正があったものであります。

そして、災害派遣手当は災害対策基本法第32条の規定で定められており、その手当の額の基準は昭和37年の災害対策基本施行令第19条で規定され、今からちょうど10年前、阪神淡路大震災が発生し、2カ月後にはオウム教団による地下鉄サリン事件が起きた平成7年3月に改正されました。現在、本市の災害派遣手当の額は、一般職の職員の扶養手当等支給に関する規則第18条で規定され、滞在する1日につき3,970円から6,620円の4種類となっております。

今回の改正条例は、単に法律の一部改正に伴う市条例の字句、文字の訂正作業であり、国や他の自治体から派遣される職員への手当として支給すべき根拠を明らかにする、塩竈市として当然の法令遵守の改正であり、それが市当局としては当然の行為なわけです。反対会派は何をもって反対するのか不思議というほかございません。

もし仮に、この条例の中に今回、加えられた「武力攻撃災害等」という言葉を使用しているから反対であるとか、党本部の指示により「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に国会では反対したが、その法律自体が成立してしまったから反対だという理由であるとしたならば、「武力攻撃」という言葉に対する被害妄想的な精神的トラウマの暴走であり、この塩竈市議会を舞台として国政論争やイデオロギー対決を、つまり「争い」そのものを持ち込もうとする共産主義の単なる「統制拡大キャンペーン」としか言わざるを得ないので

あります。

現在の塩竈市は、そのような無意味な対決などしている状況ではなく、全庁一丸、市民一丸となって重要課題を解決しなければならない非常時なのです。そもそも今回、条例を改正しなければならない根拠となった最初の基本的な法律は、平成15年6月13日に公布された有事立法、つまり平成15年法律第79号の武力攻撃事態等における我が国の平和と独立、並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」であり、皆様まだ記憶新しいあの北朝鮮の工作船による我が国の混乱を目的とした麻薬取り引き銃撃事件や、金将軍が事実を認め謝罪したところの北朝鮮の国家権力による罪のない日本人を武力でもって拉致した事件等に対処するためにできた法律であります。その前後、アメリカの同時多発爆破テロ事件を初め、世界各地に無差別テロが発生したため、我が国の平和と独立並びに国民の安全を確保するため武力攻撃事態等における関係法令、法律6、制令6、省令5の計17法令が整備され、その国の法律に基づき市の条例が改正されようとしているわけです。

日本国民や塩竈市民が生命の危機に遭い、財産の保障や豊かな生活や行動の自由を一番制約される事態とは何か、基本的人権が一番ないがしろにされる状態とは何か、それは「戦争」であり、特に我が国が外国に占領、占拠されたときであります。

ゆえに「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立、並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」では、その第2条1項において「武力とは我が国に対する外部からの武力攻撃」と定義し、2条7項では「対処措置して警報の発令、避難の指示、被災者の救助、あるいは生活関連物資等の価格安定、配分その他の措置」を掲げております。

さらに、第3条4項では「武力攻撃事態等への対処においては、憲法の基本的人権に関する規定が最大限に尊重さなければならない」旨規定してあります。また、18条では「国連安保理事会への報告を義務づける」など、これら関係法令は国会で十分審議された上、議決されたもので、何ら批判されるべき法律でないことは明らかであり、主権国家として当然の危機管理のあらわれであります。それでも現在の日本国自体が悪人に占拠されていて、自由自在にろう断されていると考え、この条例にあくまでも反対をとするならば、そのような考えは暗黒思想以外の何ものでもないと言わざるを得ません。結局、市条例に反対の理由が憲法解釈論や武力攻撃関連法令にあるとするならば、「大企業は諸悪の根源であるから大企業をつくった飛行機や自動車に一切乗ってはならない」というにひとしく、そこには思想的な論理矛盾がはらんでいと指摘したいと思います。

よって、議案第16号「一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、法律の趣旨に沿って条例を改正する妥当な行為のあらわれと見るべきであり、当然賛成すべきものと思われ  
ます。以上。（拍手）

議長（香取嗣雄君） 次に、議案第27号について、委員長報告に対する反対者からの発言を許  
可いたします。

20番伊勢由典君。

20番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して議案第27号「平成17年度一般会計  
予算」に対する反対討論を行います。

一般会計予算の土木費29億 4,207万円、前年度比で13億 2,880万円削減の中で、土地区画整  
理事業特別会計繰出金として1億 5,153万円が予算として盛り込まれております。貨物ヤード  
跡地は塩竈市の中心地にある土地であり、この土地活用によって塩竈市の活性化にとの思い  
は、議会、市民の共通の願いでもありました。このうち国鉄清算事業団用地を平成8年、塩竈  
市土地開発公社が取得したもので、現在、23億円であります。その後、区画整理事業で開発を  
行い、地元企業の活用が検討され、その結果、平成16年の10月、塩竈市海辺のにぎわい地区グ  
ランドデザインが策定され、市土地開発公社の土地は「魚と社」をメインとした駅前商業ゾ  
ーンと海辺のにぎわい広場として位置づけられました。

しかし、佐藤市長は昨年11月、大手企業を対象とした突然の公募を行い、その結果、大手企  
業3社と地元企業と大手企業のジョイント1社の4社が公募に応じ、現在、審査委員会で1社  
選定の作業が進められ、3月末ごろには決定されることになっております。大手企業3社の点  
はいずれも大型スーパーを核とした計画であります。「魚と社」をメインにしたグランドデザ  
インとは全く違うものであり、あわせて市内商店会に重大な打撃を与えるものであります。

しかも、この進め方は商店会に対して重大な影響を与えることや、地元地権者と市民の合意  
のないやり方であり、よって、土地区画整理事業特別会計繰出金として1億 5,153万円を行う  
ことに対して反対するものであります。

また、超緊縮予算の中で教育費や民生費、衛生費で予算の削減や廃止が盛り込まれておりま  
す。教育費のうち市内小中学校の修理修繕費が削減され、小学校で総額 2,630万円、1校当  
たり 110万円。中学校は総額 1,505万円で1校当たり 500万円であり、危険箇所予算を使えば  
たちどころに底をつくものであります。

民生費では、住宅改修支援事業助成金4万円や寝たきり老人介護手当40万円、短期宿泊費10

万円など7事業、108万円が廃止となり、衛生費で健康の集い10万円、在宅寝たきり痴呆予防訪問指導事業費58万円など5事業、128万円が廃止となっております。超緊縮予算の中で市民生活に対するしわ寄せをもたらす予算であり、この点でも反対であります。

佐藤市長は、三位一体改革で地方分権を進める上で国の税源移譲が保障されるならば賛成との見解であります。総括質疑で明らかにしたように、2006年までに国庫負担金廃止縮小で4兆円、税源移譲で3兆円規模で既に1兆円が財源が不足しているのです。

しかも、3月1日、衆議院総務委員会で日本共産党国会議員の質問に対して、麻生太郎総務大臣は、国保税が必要な団体を3分の1ぐらいにしたいと答えており、ますますもって地方切り捨てであります。これが実行されるならば塩竈市の予算は一層厳しくなります。

そんな中で大手企業を核とした区画整理事業によって民生費や衛生費、教育費など市民の暮らし、福祉、教育など削減廃止が予想される点でも、三位一体改革を評価する市長の立場に対して当然反対であることを表明し、反対討論といたします。

ご清聴、大変ありがとうございました。（拍手）

議長（香取嗣雄君） 次に、議案第27号について、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。

11番佐藤貞夫君。

11番（佐藤貞夫君）（登壇） 私は、議案第27号「平成17年度塩竈市一般会計予算」に賛成する議員を代表して賛成の意思を表明しながら、賛成の討論を申し上げたいと思います。

ただいま一般会計に反対をする議員を代表して、共産党の伊勢由典議員が反対の討論をいたしました。その程度の意見で平成17年度塩竈市一般会計予算に反対をするとはとても考えられないのであります。反対する明確な理由、立派な意見、討論を期待いたしました。説得力に欠け期待外れに終わったことは残念に思っております。

私は、当初予算に不満はあっても基本的に賛成をするものと思っていたのであります。なぜなら先般の予算特別委員会の質疑を通じ、予算に反対する皆さんはどれだけ疑問が、問題点が指摘できたのでしょうか。計上され提案された予算が架空であったり、でたらめであったり、算定基準に合わない予算でもあったのでしょうか。予算審議を通じ答弁ができず、審議がストップでもしたのでしょうか。各議員があらゆる角度から問題を掘り下げて審議をしたのではないかと、私は認識をしているのであります。それだけに私は予算の反対には甚だ疑問を感じているのでありますし、私も議員が長く経験を積んでおりますが、かつて首長と対立をしたと

きもありましたが、全面的に予算に反対したことはありませんでした。一般会計や特別会計、企業会計について修正提案をしたものでした。そして、修正案を通した経験を今、思い出しているのであります。予算に反対というのは、間違った判断と言わざるを得ないのでありますし、本当に筋道を通すならば対案、いわゆる予算の修正の提案をすべきではないでしょうか。なぜ修正案を出さないで反対をするのでしょうか。私にはとても理解をすることができないのであります。

また、反対するのではなく、退場するということがあったのではないかと思うのであります。率直に疑問に感じたことを冒頭申し上げておきたいと思えます。

皆様ご承知のとおり、当市の財政状況は極めて悪化をしており、税収は間違いなく落ち込んできています。この限られた財源の中で市民の要望にいかにかたえるかは大変難しく、並大抵の苦しみと努力もあり、また悩みつづけるほど深刻そのものであったろうと思えます。

昨年、9月定例市議会における平成15年度の一般会計補正決算審査の中でも明らかになったように、経常収支率が92.8%というこれまでにない高い数字を示し、財政悪化の状況の認識を殊さら強くいたしたと思えます。このような中で平成17年度予算編成となったのであります。

この平成17年度の当初予算を審議をいたしたのはもちろんであります。我々議員に平成17年度から平成27年度までの10年間の計画期間としての将来あるべき都市像の実現に向けた第4次塩竈市長期総合計画があり、その計画に基づき平成17年度から平成19年度までの3カ年に取り組む具体的な事業内容と実施計画も示されました。もちろんこの事業内容及び実施計画は、厳しい財政の中であってさまざまな角度から種々検討し、市民が期待し、市民が要望する政策課題の解決に向け、国の現行制度のもとで策定されているものであります。これらの問題についても何の疑問も生じていないので、また、ここが問題だという指摘、これが、またここが問題だという指摘もありませんでした。

また、今年度の施政方針及び予算案説明要旨の中で、特に施策を確実に効果的に進めるために行政改革を強力に推し進め、スリムで合理的な行政体制の実現、さらには財政の健全化を目指して市の行政改革推進計画の基本方針を策定し、今後5年間に取り組むべき個別行動計画の作成に取り組んでいる姿勢、考えも示されました。

また、困難と困窮する財政状況でありながらも、経常経費10%削減を生かした新規事業についても資料をもって明らかになり、市民の要望に積極的にこたえるための努力も見られるのであります。これは塩竈市が聖域なしの行政改革に取り組む姿勢が求められている今日、所期の

目的達成のための積極的な取り組みのあらわれでもあります。

また、一般会計、各特別会計、企業会計の繰出金の一覧表による明細なる金額も資料でもって提出をされ、明らかになりました。各特別会計、企業会計の繰出金については、苦しく困難で財政にもかかわらず、適正に事業執行を行うために限度額ぎりぎりであってもよく状況と情勢を判断して、事業遂行のために努力しようとする姿勢に評価をしているものであり、ただいま予算特別委員長報告を全面的に理解し、了承しているものであります。

ここで申し上げたいのは、貨物ヤード跡地周辺で展開する海辺のにぎわい地区土地区画整理事業に対する先般の審査委員会、並びにただいまの反対する意見もありましたが、当市は昭和30年代、桜井市長時代から北浜区画整理事業が特別会計のもとに実施され、これが川瀬市長、さらに内海市長と引き継がれてきたのであります。これも市が事業主体、実施者となり、国の補助事業としてこの事業に幾らかかったかを明らかにするために一般会計と区別し、会計システムを明確にするために特別会計を設けているものであります。

この事業は、ご承知のとおり平成13年の11月に都市計画審議会に諮問され、都市計画決定について満場一致採択をされ、今日まで事業化に必要な諸手続が進められ、議会にもその都度報告をされ、議会もそれを了承し、かつ承認をしてきたという経過でもあり、国の事業認可をいただき、さらに昨年10月にランドデザインがまとまり、地元住民、地権者と行政が取り組んできた経過に対して議会は賛意を示してきているのであります。平成10年のあの暫定活用の計画のときにも、地元水産業界、商店会にも呼びかけてきた経過があり、今回の応募はあのときに比較して応募者がかなり少なくなるのではないかと実は心配したのでありますが、大体同じくらいの応募があり、実はほっとしているのであります。

貨物ヤード跡地の土地公社の土地をそのままにしていれば、市民からの批判が高まるものであります。今こそ積極的に有効活用することが急務であります。三升前市長時代に区画整理事業方式での事業展開については、市議会が満場一致、賛意を示してきました。三升前市長はこの事業は10年くらいかけて区画整理方式でやりたいと言っておりましたが、佐藤 昭市長は、この地区の開発に10年は長過ぎる、5年間でこの事業を遂行したいということで、基本的に賛意を示してきた経過もあったと認識をしています。

21世紀を迎えた今日、変化の激しい時代に対応するには素早い対応こそ急務であり、スピードの時代の今こそやらなければますますおくれになってしまう、取り返しのつかない、また対応し切れなくなることも予想されるものであります。このままゆっくり、のんびりのまちづくりや活

性化に消極的になったら、塩竈市はますます衰退するだけなのであります。塩竈市の将来、発展を未来につなげていく、発展を確立するには、おくれさせながら今やらなければチャンスを失いますし、塩竈市は何が何でも海辺を生かした、海の特性を生かしたまちづくりこそ急がなければなりません。最優先に考えなければなりません。ぐずぐずしていたならばますますさびれていくだけだと、私は言わざるを得ないのであります。

幸い塩竈市には店舗がなく、余り名を出したくないのですが、現在、大手スーパーダイエーの再建のため、ダイエーと産業再生機構がまとめた53店舗の閉鎖候補、特に閉店候補が表面化してから、各自治体首長初め商工会議所、商工団体が再生機構に対し店舗存続を求める陳情が殺到してことをマスコミが報道しています。仙台においても先月、商業ビルkuraxがオープンしたと報道しておりますが、個人消費が低迷する中、商業地での開業の相乗効果に期待が集まっていることもマスコミが報じています。

以上、区画整理による海辺のにぎわい地区とまちづくり中心に申し上げましたが、佐藤市長は平成15年に市長就任以来、平成15年を財政再建元年として位置づけ、この難局を乗り切るために市の歳出予算を縮減し、聖域のない改革を断行すると決意を施政方針で明らかにし、それに基づく予算も超緊縮予算でありました。

また、特別会計、企業会計も厳しい予算の計上になりましたが、満場一致の賛成で議決をいたしてきた経過がございます。

昨年の平成16年度予算につきましては、市当局は各部の主体性を生かすための予算配分方式を導入して、廃止すべきもの、実施すべきものを整理し、事業に優先順位をつけ選択と集中により事業効果を高める努力を続けております。平成16年度の一般会計予算も満場一致賛成をしていることも経過としてあります。

平成17年度の一般会計も一般財源枠配分方式を平成16年に引き続き導入し、経費の見直し、緊急性や優先度の高い施策への重点配分を行い、徹底した事業の厳選に努め、起債、借入れを少なくして、将来の財政に影響を及ぼすことのないように公債費の抑制も図っております。

いろいろ申し上げましたが、最後に平成17年度一般会計予算に反対する議員もおりますが、本年6月、9月、12月、さらには来年2月に定例議会が開かれますが、幾ら厳しい財政状況であっても市民の要望は多種多様であり、市民の要望として市当局に予算が伴う陳情や要望があると思われまますし、また、市当局も独自の判断で補正予算を組むことは必至の情勢であります。そのとき反対をする議員はどうするのでしょうか。本予算に反対した場合のことを考えるとき、



補正に賛成をするのでしょうか。甚だ矛盾を感じないのでしょうか。本予算に反対して、私たちの要望であれが、これが実現したと言えるのでしょうか。もっと慎重に判断されることを望んでやみません。

もっともっと種々お話ししたいと思います。塩竈市当局の提案されました厳しい予算の内容ですが、市当局の皆さんと市議会が豊かな地域塩竈を創造し、ともに車の両輪としてこの塩竈市の発展のためにともに尽くしてまいりたい、ともに努力を続けてまいりたいということを申し上げ、賛成議員を代表しての討論を終わりたいと思います。（拍手）

議長（香取嗣雄君） 次に、議案第29号について、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。

19番吉川 弘君。

19番（吉川 弘君）（登壇） 私は、日本共産党市議団を代表しまして議案第29号「平成17年度塩竈市国民健康保険事業特別会計予算」に対して反対討論を行います。

今回の予算は、平成16年度の国保税平均10.3%、1万 6,042円の値上げに続き、平成17年度5.88%の税率改定に基づく1世帯平均 9,373円の値上げの予算であり、我が党会派はこの議案第29号に反対するものであります。

今回、予算特別委員会に資料を出していただきましたが、仙台市を除く県内9市の国保税の所得金額別世帯平均課税額の比較表を見ますと、本市が2年連続値上げをしたことによって1位の石巻市の17万 4,218円に続いて本市の国保税は16万 8,837円となって、9市の中では第2位の高い額になってしまいました。1位の石巻市との差は 5,381円ではありますが、最下位の9位の岩沼市と比較して本市は4万 4,676円も高い国保税になったのであります。それでも本市は引き続き今後2年間連続して国保税を引き上げる考えであります。

本市はこれまで低所得者対策として均等割加入者の人数に係る税額、さらに平等割世帯に係る税額、この応益割合を27%と県内で一番低く抑えてきましたが、これが平成16年度、17年度の値上げによって46%まで引き上げられ結果、低所得者には大変負担の重い税額になってしまいました。市は低所得対策として、これまでの法定減免を6割を7割、4割を5割に、新たに2割減免を導入したと、このように述べておりますが、しかし、このことによって重い負担が解消したわけではないのであります。例えば、生活保護基準の173万円の70%しか収入のない120万円収入の国保2人加入のモデル世帯の場合、今回、4割軽減が5割軽減になりますが、それでもこの世帯が納める平成17年度の国保税は6万 7,900円の金額になるのであります。

また、生活保護基準より若干収入が上回り軽減が受けられない収入 200万円の国保 2 人加入のモデル世帯においては、平成17年度の値上げでは収入 500万円の世帯と同じ金額の年間 1 万 9,500円の引き上げとなるものであります。さらに、国保税は年間19万 8,600万円も納めなければならず、この額は収入の9.43%にもなり、収入の約 1 割にも達する金額であります。

この収入世帯の値上げ率では 11.53%となり、国保加入世帯の平均値上げ率5.88%の約 2 倍にもなるものであります。

次に、国保加入世帯の平成15年度の減免の分の収納率は 87.82%となっており、滞納額の累計は7億 4,320万円で毎年 5,000万円以上の滞納がふえている状況であります。滞納世帯の所得階層別分布の資料では、滞納世帯は低所得世帯にとどまらず中間所得世帯でも滞納が同じように生まれているというこの問題は、このことは中間所得世帯の高過ぎる国保税を反映しているものと考えます。

滞納の理由では、収入不安定、事業不振及び失業などと生活困窮が86%を占めております。平成16年度、17年度の連続値上げによって、さらに高くなる国保税によって今後、未納世帯がますますふえるのではないかと、このように心配されているところであります。

本市においては、これまで国保税滞納者には3カ月間の短期保険証を発行して対応してきました。しかし、ことしの9月の保険証の更新からは、1年以上の国保税の滞納者で世帯主が事業に著しい損失を受けた場合などの特別の事情があった場合を除いて資格証明書の発行を行おうとしております。資格証明書になれば病院の窓口での医療費の支払いは全額払いとなってしまいます。その後、7割が戻るとはいうものの、しかし、国保税が払えない人が全額医療費を支払うのは困難なことだと考えます。まさに金の切れ目が命の切れ目ではないでしょうか。このようなことから資格証明書の発行はやめるべきだと思います。

以上のことより、議案第29号の国民健康保険事業特別会計予算に反対する討論といたします。議長（香取嗣雄君） 次に、議案第29号について、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。

2 番田中徳寿君。

2 番（田中徳寿君）（登壇） 私は、議案第29号「平成17年度塩竈市国民健康保険事業特別会計予算」について、原案の賛成し、委員長報告を支持する立場の議員を代表して討論いたします。

まず初めに、この国保事業予算が議会において承認されなければ、5月から1カ月約3億円ぐらいの3月診療分の病院への医療費が支払えなくなるのであります。そのため条例案に反対

することの影響とは比較にならないくらい、この予算案に反対することは大変なことなのです。そのために反対ではなく修正案を出すべきであり、この予算を反対するのは市民の健康を大切にす政治家としての責任を放棄したことになると考えます。

そして、今回の予算は7年ぶりの収支均衡予算であります。これまでは国保財政調整基金で補ってきたものであります。

また、前年度の国保税値上げにより応益割合が45%以上になり、軽減制度、従来の6割から7割、4割から6割、2割の制度適用の拡充が図られ、低所得者と一部中間所得者への負担軽減の配慮がなされております。

そして、1世帯当たりの医療費は県内の都市部で2番目に高く、平成15年で約30万7,000円余であります。

また、12月議会において国保税の当局提案を当議会は修正案で値上げを引き下げております。平成17年度国保会計予算の歳入総額は約53億5,000万円余であり、被保険者である市民の負担分はこの事業の約36.45%の割合であります。国保会計は平成7年から平成9年までの3年連続の引き下げが原因で平成10年より毎年赤字の予算を組み、財政調整基金により補てんしてきたものであり、このときの措置により財政調整基金が底をつき、2年連続の値上げになり現在に至っております。

そして、本年4月より市税と国保税の収納を一元化して取り扱うことにより、税務課の納税推進室の担当となり収納努力をなされることになると考えております。

以上のことにより、議案第29号「平成17年度塩竈市国民健康保険事業特別会計予算」に賛成すべきものです。

ご清聴ありがとうございました。(拍手)

議長(香取嗣雄君) 次に、議案第37号について、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。

18番小野絹子君。

18番(小野絹子君)(登壇) 私は、議案第37号「平成17年度塩竈市土地区画整理事業特別会計予算」に反対する立場から、党議員団を代表して討論を行います。

塩竈市は、平成11年3月に塩竈市中心市街地活性化基本計画でJR本塩釜駅からマリゲート塩釜の間にある貨物ヤード跡地を「海辺のにぎわい地区」と位置づけ、市施行の区画整理事業を行うとして平成14年9月議会で塩竈市土地区画整理事業特別会計を条例化しました。

市は16年3月に事業認可を取り、区画整理事業は面積7万4,000平方メートルの土地を平成23年度までの事業として基盤整備に45億6,000万円、下水道事業に27億3,000万円、合わせて約73億円の事業費で進める大事業であります。塩竈市民6万800人で見れば赤ちゃんからお年寄りまで1人当たり12万円の事業費となるものでございます。塩竈市は基盤整備とあわせ、同時に将来像を明らかにするために地権者や学識経験者などで構成されたランドデザイン策定委員会で、平成16年1月から9カ月間をかけて海辺のにぎわい地区の土地利用についてランドデザインを策定したのであります。ランドデザインでは、本塩釜駅前広場を中心に左側に駅前商業複合ゾーン、右側に既存商業活用ゾーン、現在ホームセンターが入っているところがあります。その隣ににぎわい居住ゾーン、そして海側に駅前商業誘致ゾーン、海辺のにぎわい広場、歩行者専用道路としての海辺のにぎわい地区の三つのゾーンを「にぎわい商業ゾーン」と位置づけ、街区の土地利用計画を示したのであります。

ところが、塩竈市長は海辺側にある塩竈市土地開発公社の所有地の土地1万2,300平方メートルを活用して、突然11月4日にホームページで参画事業者の募集を行ったのであります。募集期間は22日間の短期間で、しかも地元が応募できにくい高いハードルでしたので、結局、企画提案した応募事業者は4社で、塩竈市はその4社を1月21日に第一次選考したのであります。3月末前後には事業者を決定したいとして、2月議会の初日に1事業者を選定する審査会の条例を即決させ、3月5日には4事業者によるプレゼンテーションが開かれました。いずれも大手3社は大型スーパーを核に物販や飲食テナントの構成であり、もう一社はテント方式というものでした。ある事業者は、初期の売上高を38億円と予定していると述べており、地元商店会への打撃は深刻であります。

我が党は、これまで区画整理の特別会計に賛成してきました。しかし、今回の一連のやり方には納得できません。この地区はにぎわい商業ゾーンとして新鮮な海産物などを提供できる条件を生かした「食によるにぎわいの創出」をする場であります。仙台から快速電車で15分、松島観光や塩竈神社の観光を生かし、塩竈の魅力を生かした集客施設の整備や市内全体が潤い、活性化につながる集客施設への整備こそ求められております。

今回のやり方はこうした市民の願いに反しているばかりか、ランドデザインとも全く異なるものであります。このまま進めば結局、大型スーパーを誘致するために巨額の金額を投じるようなあってはならない方向に進んでしまいます。市長は、予算委員会の質疑の中で「予見や先見性をもってお話をさせていただくのはいかがかと思っています。見守っていただきたい」と

答弁されましたが、今、考えないとだめなのです。大型スーパーの進出が決まってからでは遅いのであります。

第2点は、塩竈市土地開発公社の所有地を応募事業者に賃貸することについて、法令や定款に照らしての問題があります。応募した事業者は、塩竈市土地開発公社の所有地1万2,300平方メートルを短いところでは5年、他の3社は20年間の賃貸を希望しており、市は平成12年に改正された公有地拡大の推進に関する法律の施行についての改正を運用して対応すると述べております。

しかし、この法令には以下の点に留意すべきとして、「賃貸などの目的は必ずしも公共的なものに限定する必要はないが、土地開発公社が保有地の活用策としていたずらに社会的な批判を招くものにならないように配慮すること」と述べております。

また、塩竈市の土地開発公社の定款第1条には、「この土地開発公社は公用地などの取得、管理処分などを行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする」とうたっております。これらの点に照らしても土地開発公社所有の土地を応募事業者に賃貸するのは、法令や定款に照らしても問題があると思っております。

以上、申し上げまして反対討論を終わります。

議長（香取嗣雄君） 次に、議案第37号について、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。

7番今野恭一君。

7番（今野恭一君）（登壇） 議案第37号「平成17年度塩竈市区画整理事業特別会計予算」に賛成する会派を代表し賛成討論を行います。

平成7から3年間をかけて貨物ヤード跡地1万9,000平方メートル余りの土地を約20億円で取得し、以来、本年3月末までの総経費約23億円かかっているこの土地をそのまま放置することなく、財政的なむだを一刻も早く解消しようとしていろいろな案を検討しながら、平成14年12月に区画整理事業の施行に関する条例を公布し、平成16年3月の事業認可を受け、平成16年10月にランドデザインを策定して、着々と区画整理事業とするための施策を遂行してきております。その経過に基づき平成17年度の土地区画整理事業特別会計予算が提案されました。

平成17年度土地区画整理事業特別会計予算については、予算特別委員会での市長以下当局からの説明がありましたとおり、海辺のにぎわい地区の区画整理事業を推進するための予算であり、市民の財産となる都市基盤整備を行うための予算であります。この土地区画整理事業特別

会計については、平成14年9月に特別会計が設置され、平成15年度当初予算から組み込まれ執行されてきております。平成15年度予算特別委員長の報告によれば、「土地区画整理事業特別会計については、海辺のにぎわい地区における事業の実施により住宅建設等の経済効果が発生することから、地域経済の活性化に資するものとなるよう努められるとともに、土地開発公社で保有する土地における事業の先行実施についても検討されたい」との報告があり、今回、反対した会派も含め全会一致で予算案を議決しております。平成16年度予算についても、同様に全会一致で予算案を議決しております。

このような経過があるにもかかわらず、平成17年度土地区画整理事業特別会計予算に対し反対するという事は、これまでの議会での取り組みに矛盾し、市民の皆様に対し大変無責任な裏切り行為と言わざるを得ません。

その具体例をお示しいたしますと、平成15年度予算特別委員会において、平成15年3月5日、日本共産党市議団を代表して質疑に立った伊勢由典議員は、市当局に対し「土地区画整理事業は土地開発公社取得の土地を優先して開発するなど、地域経済活性化に活用することを踏まえながら開発の順序を検討できないものか」と対応を求めた際に、当局の回答を踏まえて「土地開発公社の有効活用、こちらを優先的に」ということを「可能性はあると確信してよろしいですね」と念を押していることも会議録に掲載されております。

平成15年5月に就任した佐藤 昭市長は、前任の三升市長からこの事業を引き継ぎ、こうした経過を踏まえて真摯に取り組んでいるものと確信いたします。佐藤市長は、何とか早く塩竈を元気にしたい。そのためにはこの海辺のにぎわい地区が10年たって初めて効果が出てくるような進め方ではなく、事業を1期、2期、3期と分けて市民の皆さんの目に見える形で進めていきたいと再三にわたって我々議会に説明し、市民に示しております。土地開発公社が持っている海側の土地を第1期として先導していくことによって、地域全体に波及させようとしているのであって、日本共産党市議団がこれまで市当局に主張してきたことそのものを実現しようとしております。

日本共産党市議団は、最近、あたかもこの事業に問題があるかのような間違った情報によって市民を誘導するような行動が多く見受けられますが、良識ある議会人として市民には正しい情報を伝えるべきと考えます。

土地開発公社の問題につきましても、今議会における当局の説明では、塩漬け状態を放置することのないよう国も資産を活用するための規制緩和の方針を示しているとの報告がありまし

た。こうした動きを受けて、市当局はできる限り市民に財政的な負担の少ない方法で土地区画整理事業を押し進めようと、今、県などの関係機関の指導を得ながら検討を進めているとの説明がなされました。進出してくる業者の選定については、審査委員会が設置され議論が始まった段階であって、審査委員会の結果が出てから土地の貸し付けとか、売却などの具体的な協議がなされていくものと考えております。

こうした具体的な手続と平成17年度の予算執行とは別の問題であることは、だれが見ても一目瞭然であります。市民の財産である都市基盤整備の審査に当たって、土地開発公社用地の議論を大きく取り上げ反対の理由とすることは議論のすりかえであって、市民の混乱を招き市民にとっては迷惑千万なことであります。

そしてまた、40年来、一日も早く進めてほしいと願ってきた地権者や多くの市民の期待と悲願を踏みにじり、強いては市民生活にも悪影響を及ぼすものであります。この海辺のにぎわい地区の区画整理事業は、ある種の閉塞感がある塩竈市の中で大きな光を見出すための大事な事業であります。

よって、私たちは市民を代表する議会人として将来を見据えて良識ある判断をし、この事業を力強く推進すべきであり、反対すべき理由は一切見当たりません。

以上をもって議案第37号「平成17年度塩竈市土地区画整理事業特別会計予算」に対する賛成討論を終わります。（拍手）

議長（香取嗣雄君） 次に、議案第38号について、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。

21番東海林京子君。

21番（東海林京子君）（登壇） 私は、議案第38号「平成17年度塩竈市市立病院事業会計予算」、別冊にあります「市立病院緊急再生プラン」に反対の立場で討論に参加してまいります。

この38号議案については、2月4日の民生委員会協議会で市立病院当局より説明がされ、同委員会、あるいは市長の施政方針に対する質問、平成17年度の予算についての質問の中でも大きく議員から発言がありました。その後でケーブルテレビを見たり新聞を見たという市民の方々から「市立病院が市の病院ではなくなるのですか」とか、「市立病院もとうとう身売りか」とか、「私はどこの病院にかかればいいのですか」、ある人は「先生はいなくなるのですか」など市民の方々は大変心配されているようです。

また、ある議員が看護師は資格を持っているのだからどこにでも行けるだろう、50%の人を

市立病院から派遣すれば2分の1の人件費はなくなるだろう、市長の政治判断だと決断を迫っていたが、それは変だよ、と言ってくる人もありました。市民の方々の反応の早いことには驚きました。また、想像以上に不安や心配をしていることもわかりました。

この緊急再生プランによって、これ以上医師や患者がまた減ってしまうことをまず第一に是正しなければなりません。病院当局から示された病院再生の緊急プランの考え方は、平成12年度に始まった経営健全計画では、単年度の収支の均衡を図り累積債務8億円台を目指し取り組んだが、医療環境の悪化と医師不足により計画と実績が大きく乖離する見込みであること。

したがって、当面の危機回避と将来の自立安定的な経営につなげるために、二つの柱からなる緊急プランが出された。その骨子では、一つには、病院機能の見直し案では、塩竈医療圏内の塩竈市立病院の機能を特化し規模を縮小する。具体的には塩竈医療圏の消化器病センターとして位置づけ、急性消化器部門を担当するというものです。そのほかに消化器系を主軸とする内科、外科、小児科、整形外科など、今、行われている診療についても引きずっていくというものです。

また、これまで診療を行っていた循環器科、呼吸器科、麻酔科、リハビリ科は今後どうなっていくのでしょうか。消化器センター化したことによって他の診療科で残るのは看板だけにならないかと思いますが、とささやかれています。今でさえ医師が不足しているのに、とても医師が充足できるとは考えにくいのです。ましてや特勤手当、調整手当、時間外手当を削減し、勤務時間だけは延びて休憩、休息もとれず、当直や日直が労働基準監督署から指摘されるような労働環境、この状況を改善しないままでの再生見込みはあり得ないと言えるでしょう。

消化器センター化は今の医師でやれる範囲でのプランであり、公立病院としての基本理念である「すべての住民がいつでも安心して医療サービスが受けられるよう住民ニーズにこたえること」を忘れてしまったような、経営感覚だけで判断した内容であるという受けとめ方をされても仕方のないことです。市民や病院関係者、皆さんが心配しているのは、市立病院が消化器センターにとどまってしまう、総合病院という位置づけや医師の確保、自治体病院の役割を失っていくのではないかと危惧しています。

二つには、赤字体質からの脱却のため医師確保に努め人件費を圧縮し、また診療単価を引き上げるなど収益向上に努めるとなっています。もちろん赤字の原因は言うまでもなく医師不足です。医師の人数と「いい先生」と言われる先生の確保が、病院の浮き沈みに大きくかかわると思います。市当局も病院当局も医師不足の原因はそれぞれの医師の理由でやめていく人、国



の政策で研修医制度が出てきて、大学病院から若い研修医がそれぞれの医療機関で2年間研修を積むことを義務づけられたため大学病院で医師が不足している。そのため各医療機関に派遣した医師を今、大学病院に引き揚げられるので、地方医療機関で不足が生じて苦しくなっている。そのために自治体病院は8割以上が赤字財政になっているというものです。そのことはそのとおりで、うそ偽りもないことです。

しかし、県内のある自治体病院では、医師不足ということはうちの病院にはないというところあります。なぜ塩竈市立病院は異常なまでに最近医師不足に悩まされるのでしょうか。このことをもっと医療現場の方々に深く掘り下げて議論し、原因というか要因に迫って改善していかなければ、医師不足のままでは病院は先細りになると思います。医師が来ない、やめていく実態を解明していくこと、このことを勇気と決断を持って断行していくことを強く求めます。医師が配置されれば現在の実稼動ベッド数199床は療養型を含めて162床に縮小することになりますが、それを縮小せず新たに亜急性病床とオープン病院の設置も可能となると思います。

三つ目には、当局が考えている当市立病院の職員給与費の割合が全国市部平均の平成14年度で見ると高いので、今後は人件費比率50%を目指し、そのために退職不補充、希望退職者募集、流動的人事配置、各種手当の見直しと給料削減を行う。その上で四つ目に医師の獲得、定着に努める。

そして、さらに五つ目には、経営体制を強化するため地方公営企業法の全部適用について検討を進める。

これらの一連の緊急プランは、平成17年度、18年度の2カ年の中で検討を行って実施したいという提案の内容です。病院のこのようなプランには賛成できません。それは、このプランは当該病院の皆さんがいろんな角度から議論、討論を重ねて練り上げ、同意の上で議会に示されたものではないとも聞きます。特にプランに対して責任を負わなければならない立場にある医師の同意は取りつけられた内容なのではないでしょうか。市長は「私が支持しました」と決算委員会の中でお答えになりましたが、医師のもとで働く関係職員の同意や話し合いもなされない内容のものを提案したというようにとれるニュアンスもありますが、そのような経過がもしもあったとすれば、いたずらに職場に混乱を招き、職員や患者さんの不安と同様当局不信を招く結果となります。くれぐれもこのようなことがないように強く申し入れます。

現在、市立病院の置かれている状況がどれほど厳しいかということは、私たちも市民も、もちろん病院職員も十分過ぎるくらい認識していると思います。昭和42年、これまでも財政再建

団体計画も承認され、5年我慢をして歯を食いしばってみんなで頑張っって修羅場を乗り切っって、これ大変な苦勞をされた職員の方々もいます。職員がつくった赤字でもないのにと思っっている人は本当に怒っっていると思っいます。戦後の昭和20年から今日まで60年、山あり谷あり、危ない橋を渡りながらも、自治体病院の使命感で不採算部門の医療でも市民の命を守ることに誇りを持って、病院開設者である歴代のどの市長さんも市立病院はつぶせないという固い決意で守り通っしてこられました。このことについては、現市長さんも病院長さんも例外ではないと思っいます。

しかし、この段階で、つまり緊急プランで健全化につなげられる病院かどうかという自信はだれにもないと思っいます。消化器センターで生き残れるのでしょうか。公営企業法全適で本当に健全財政に転化できる自信はおありでしょうか。今までの一部公営企業法適用では何か不都合なことがありますか。医師不足が長引けば公営企業法一部適用のままですます赤字がふえて、一般会計からの繰り出しがかさむからなのですか。これまでの赤字の蓄積は一部公営企業法だからできたものではなく、ましてや職員が出した赤字でもありません。その原因と責任は市当局、病院当局はどのように考えているのでしょうか。公営企業法全適にした場合、これまでの累積赤字はだれが処理するのでしょうか。新たになる管理者に赤字を背負わせた全適に移行されるやり方は、まず考えられません。

したがって、当然全適への移行の場合是一般会計、市長部局への赤字が置き去りにされことを覚悟しなければなりません。

以上のようなことを示せないままでの全適への移行提案は全く見当違いです。今、市も病院も大変苦しい、厳しいときです。だからこそ焦らず希望を持って歩みをとどめても、よいと思われる対策をみんなで考えてからでも遅くはないでしょう。公営企業法全面を後ろにおいた緊急再生プランは、むしろ医師を遠のけてしまうプランになりはしないでしょうか。このプランが議会で通っってしまった、議決された、しかも実施は前倒しでやってくるということで、医師がクモの子を散らしたように去っってしまったなどとは、想像するだけで背筋が寒くなります。今、本当にしなければならないのは、一人でも多くの医師が当病院に配置され定着し、地域医療の指導性を発揮し、市民が望んでいる夜間、休日の緊急性にきちんと対応できる体制を整えることではないでしょうか。すばらしい先生が四、五人来ていただければ、すべては解決できることです。そんなこと言ったって医師が来ないから苦勞しているのだとおっしゃりたいと思っいますが、そのための議論をしっかりと職場でいますぐ始めてください。ここが入り口だと思っ

す。

市立病院は終戦後、昭和20年に開院し、診療科目7科、病床20床でスタートし、昭和22年に現在地に55床で新築移転し、あの戦後のだれもが金のない、結核や伝染病、栄養失調からくるいろいろな疾病で苦しむ市民や近隣の住民の命を守ってきた尊い歴史があります。そして、今日まで60年、苦しい財政の中で何度も浮き沈みを繰り返しながらも、他会計からの繰り入れをしながら文字通り住民の命の塩竈の医療圏の使命を果たしてこれたと思います。これからも市はこの役目をずっと担っていく立場を忘れてもらいたくないのです。

繰り返しになるとと思いますが、赤字だからといって規模を縮小し職員の手当や給料を引き下げ、自治体病院から切り離して地方公営企業法の適用を前倒しでやっていくという市長と病院長の話は、医師団を初めとする医療のスタッフからは到底受け入れられるプランではありません。このプランを即実行すれば、むしろ先生方だけでなく患者さんや職員の不安をあおり、塩竈市立病院にはいたくないと思うように仕向け背中を押すようなものです。この3月で2人の医師が退職される予定になっていますが、連動してほかへ行ってしまふ医師が出たり、大学病院からは非常勤の先生も含めて派遣を渋ってしまうなどということはないのですね。もし、そのようなことになったとき病院はどうなるのか。その責任はだれが、どんな形で、どうとるのか心配です。こんなに大変なときだからこそ、せめて昨年並みの繰り入れをし、赤字を少しでも補って頑張ってもらおうこと。当初考えていた平成17年、18年の2年間の中で市当局も後押しをし医師増員配置ができるように、今、頑張っている先生方が嫌気をささないように、しっかり健康と労働条件を整える体制を考えることだと思います。それぞれが大学病院からの信頼を勝ち取り、先生方が定着する要素だと思います。

自治体病院は住民の命を守ることに最大の力点を置く、このことが税金を納める側にとっての価値観です。私も市民の医療を守る立場でなお一層頑張ります。議員の皆さんのご賛同をお願いしながら、委員長報告への反対討論を終わります。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（香取嗣雄君） 次に、議案第38号について、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。

4番伊藤栄一君。

4番（伊藤栄一君）（登壇） 私は、議案第38号「平成17年度塩竈市立病院事業会計予算」について、原案に賛成し委員長報告を支持する立場の議員を代表して討論いたします。

ただいま反対討論が行われましたが、内容を見ますと内容は皆賛成じゃないかと、私は思います。この反対討論であるならば、なぜこの議案に賛成しないか疑問であります。

まず初めに、市立病院事業予算が議会において承認されなければ市立病院経営は破綻に陥るか、私は考えられます。市民の皆さんは大変心配しております。

昭和20年、あの大戦の終戦にて衣食住はもとより医療機器も事欠いておりましたが、当時の市長さんがいち早く市民の病と健康を守るため開院されてからことしで60年。塩竈市民や隣接住民の心のよりどころとして診断を行ってまいりました。時代とともに医療の向上、新しい機器の取りかえ、また病院の先生不足など問題が山積、ここ十数年経営改善が望まれなまいりました。

平成16年6月、佐藤市長が誕生。行政として16年度、1年、新しい経営改善に着手したばかりなのに、平成17年度塩竈市立病院事業会計予算を「ノー」と言われることは、余りにも酷であり、市長が改善意欲に真剣であり、出ばなをくじかれる「ノー」という行為は断じて許しがたいと思います。反対会派は、この論拠に立てば市立病院などどのようになっても構わないということになります。もし、そうでないとするならば、なぜ修正案を提案しなかったのでしょうか。

次に、今回の予算案を審議するに当たり、緊急再生プランが当局より提案され十分審議をいたしました。平成16年度までの経営改善健全計画だけでは、市立病院の再生は不十分であると考えられます。緊急再生プランでは、市立病院を塩竈医療圏の消化器病センターと位置づけ、特異分野で高度医療を提供することによって、医師や患者の確保と人員の適正化を図っておりますが、二つ目に病床数を縮小しオープン病院を取り入れ、また3番目として人件費の削減を図り、現在の医療収益に対する職員給料費の割合を70%から50%を目指すということであります。

4番目として、医師が定着できるような処遇改善と環境づくりを行う。

5番目として、経営体制を強化するため、地方公営企業法の全部適用について検討を進めるとしております。

さきの予算委員会において市長、院長の力強い決意表明があり、なおかつ我が会派委員に対して年2回の半期決算をし、議会に対して10月から全員協議会において報告するとの答弁をいただき、議会も当局の一緒になって病院の再生を見守り続けたいと考えております。

よって、病院経営継続の考えに立って市民、並びに病院関係者、また患者様など総合的な視

点に立って議案第38号「平成17年度塩竈市立病院事業会計予算（案）」に賛成するものであります。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（香取嗣雄君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第16号について、お諮りいたします。

議案第16号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立多数であります。よって、議案第16号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第17号ないし第26号、第28号、第30号ないし第36号、第39号について採決いたします。

議案第17号ないし第26号、第28号、第30号ないし第36号、第39号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議案第17号ないし第26号、第28号、第30号ないし第36号、第39号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第27号について採決いたします。

議案第27号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立多数であります。よって、議案第27号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第29号について採決いたします。

議案第29号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立多数であります。よって、議案第29号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第37号について採決いたします。

議案第37号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立多数であります。よって、議案第37号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第38号について採決いたします。

議案第38号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立多数であります。よって、議案第38号については、委員長報告のとおり決しました。

---

日程第3 請願第10号（総務教育常任委員会委員長請願審査報告）

請願第13号（民生常任委員会委員長請願審査報告）

議長（香取嗣雄君） 日程第3、請願10号及び第13号を議題といたします。

去る9月定例会、並びに12月定例会において、総務教育常任委員会、並びに民生常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第10号及び第13号の審査の経過と、その結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。

7番今野恭一君。

総務教育常任委員長（今野恭一君）（登壇） ご報告いたします。

9月定例会において総務教育常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第10号「教育基本法の改正について反対の意見決議をあげる請願」については、3月9日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査を行った次第であります。

審査に当たりまして、各委員より述べられました意見の主なるものを申し上げます。

1. 現在の教育基本法は昭和22年に制定されたもので、既に半世紀以上が経過しており、教育のあり方が変容し、時代に適合しない面が出てきている。

また、教育現場はモラルの低下や青少年による凶悪犯罪の増加、学力の低下、いじめ、不登校、学級崩壊など深刻な危機に直面している。今、21世紀にふさわしい日本社会を形成する人材を育成するために、日本の教育に光明をもたらすと言われる教育振興基本計画

の策定とつながる新たな教育基本法が必要と考える。

1. 現教育基本法は人格の完成を教育の目標にし、平和憲法の理想の実現を掲げているものであり、国際的な流れが世界の国々との平和的共存に傾いている今、そのような人間の形成を図ろうとするものである。

また、制定から長い歳月が経過しているからといって、定める内容が古いものであるという概念が成り立つものではなく、現在の学校教育がいじめや暴力等により荒廃している原因は現代社会を反映しているものであり、教育基本法に起因するものではない。よって、現教育基本法を改正する必要はないと考える。

これらの意見を踏まえ、採決の結果、不採択とすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

総務教育常任委員長 今 野 恭 一

議長（香取嗣雄君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。

6番鈴木昭一君。

民生常任委員長（鈴木昭一君）（登壇） ご報告いたします。

12月定例会において民生常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第13号「利用料負担の大幅増など『介護保険』の改悪に反対し、改善を求める意見書の提出に関する請願」については、3月9日に委員会を開催し、紹介委員及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査を行った次第であります。今後の国の動きを見極めながら時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員長 鈴 木 昭 一

議長（香取嗣雄君） 以上で各常任委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

請願第10号について討論が報告がありますので、順次発言を許可いたします。

委員長報告は不採択でありますので、本請願に対する賛成者からの発言を許可いたします。

16番曾我ミヨ君。

16番（曾我ミヨ君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして、請願第10号「教育基本法の改正について反対意見決議を上げる請願」に賛成立場で討論を行います。

自民党、公明党、民主党などが教育基本法を改正する動きが強まっている中で、一方では教育学関連学会や日本弁護士会、仙台弁護士会を初めとする反対声明や地方自治体においても昨年だけで古川市を初め 242自治体を超えるところで教育基本法改正に反対する意見書が上げられるなど、教育基本法の改正に反対する取り組みが広がっております。

教育基本法を改正するというのであれば、基本法のどこに問題があるか示されるべきですが、総務教育常任委員会では教育基本法そのもののどこどこが問題であるという指摘はできなかつたものであります。教育基本法の改正案の一つ一つの条項というよりも、総務常任委員会での審議の中で、改正すべきだという立場で述べられたいた意見に対峙をしながら、請願に賛成する討論にしたいと考えております。

一つは、教育基本法が戦後60年もたっているからとか、議論や社会情勢の制度の中で不合理があるのではないかと。あるいは、新しい時代にふさわしい教育基本法にした方がいいという意見が出されました。

そもそも古いか新しいかではなく、現在の教育基本法が、どういうもとで制定されたのか、どういう内容を持っているのかを踏まえてみなければなりません。教育基本法がつくられた最大の理由は、戦前の軍国主義教育の反省において戦前、戦中の教育が国家と教育の関係に大きな問題をはらんでいたことを明らかにした上で、そのことを克服することを主眼に置いて教育基本法がつくられたものであります。

教育基本法前文では、我らはさきに日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して世界との平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力に増すべきものである」と述べ、「ここに日本国憲法の精神にのっとり教育の目的を明示して新しい日本の教育の基本を確立するために、この法律を制定する」と述べています。つまり教育基本法は、日本国憲法の確定とともに「日本国憲法にのっとり」として憲法と一体のものとなっております。自民、公明の改正案は、すべて憲法との深い結びつきを示す言い分を全部削除するものになっております。教育基本法は憲法と一体的に制定しており、憲法と切り離し、その精神と遊離した改正はそれとの整合性を損ない、教育基本法を変質させるものにな



るという問題です。ですから、自民党、公明党の与党の改正案は、歴史の逆戻りになるということで、日本弁護士会を初め懸念や危惧をする声明が全国的に出されています。

二つ目には、愛国心があるからこそ人間を大事にする、そういう教育も必要だから改正が必要だという意見がありました。

戦前の日本において、権力への合意は天皇制国家への忠誠心と愛国心でした。戦前の教育は国家が教育の内容を一方的に決定し、管理をし、国の政策を無条件に指示するというで一貫した教育が進められ、国民は侵略戦争を正しい戦争と思い込まされてきました。そのために、その周りを構成するすべてが権力者への利益を担うものとして描き出し、権力への批判をするものは非国民と扱われ、罰せられるものとされてきました。その結果、アジアの 2,000 万人に及ぶ人たちの尊い命を奪い、また、日本人自身も 310 万人が死に追いやられていったという、侵略戦争に動員されていったということが日本の歴史的反省の核心となり、国家権力が愛国心をもって常に国家政策を支持するという愛国心や規律などを法の中に入れることは、厳しく戒めなければならないという教訓に立っているものであります。改正には、日本人であることの自覚や郷土や国を愛する心の涵養を教育の目的ととらえ、公教育の場において愛国心教育を入れようとしています。

しかし、国を愛するか否かを含め個人の内心の自由に属する問題は、国が介入して管理し支配してはならない領域である。とりわけ批判精神が十分に育っていない義務教育の段階の子供に対し、公教育の場で愛国心を持つように教えることは、内心の自由を保障する憲法第 9 条に抵触するものであることも、この点でも指摘されています。

この間、広島県や東京都で君が代斉唱時に起立しなかった教師が、教育委員会によって 176 人以上もの教員に戒告と減給処分をする事態が生じています。こうした事態にあらわれているように、教師の統制を通じ子供、そして保護者まで統制していくものになりかねないものであると、厳しい批判が出されているものであります。愛着や郷土愛の感情は、ごく自然に多くの人が感じるものであるべきで、強制させるものであってはならないものなのであります。

三つ目には、子供たちの間で生じている現象、学力低下、落ちこぼれ、いじめ、不登校などをとらえて、現在の教育は自由ばかりが主張され道徳教育がされてないという意見があります。

教育基本法に述べられている教育の自由とは、教師の一方的な自由を指しているのではありません。基本法では、「教育は人格の完成を目指し平和的な国家の形成者として信義と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的に満ちた心身ともに健全な国民の

育成にある」と。そのためには、公教育の実現に対する国家と行政の役割は教育基本法の第10条の2項にあるように「教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備を確立することにある」と明記されています。

ところが政府は肝心の諸条件の整備確立の責任を果たすどころか、義務教育の国庫負担削減を初めとして少人数学級の実現、教育のハードな仕事の改善にふさわしい教員の増員などに手をつけずに、教師は教育成果達成目標を強制するなど管理され、子供たちの抱えている困難と向き合って創造的に取り組む余裕すらも奪われているのが現状です。

多くの国民が心を痛めている教育をめぐる諸問題は、教育基本法にあるのではなく、その民主的理念を実行してこなかった政治、教育行政にこそあるのであります。国や政治は教育基本法に基づいた諸条件に本腰を入れて取り組むべきだと考えます。改正は実はこうしたやるべきことをやらずに、逆に教育基本法に教育目標や教育振興基本計画を盛り込もうとしております。第10条では、「教育は不当な支配に服することなく、国民に対して直接責任を負って行われるべきものである」と述べています。それは戦前の教育が国家の不当な支配によって統制されたことへの根本的な反省から規定されたものであります。教育に対して侵す可能性のある主体が、何よりも国家や教育行政にあることがこれまでの裁判判決でも明確にされ、教育内容を国家が権力によって決定してはならないこと、教育が時の政府の政策への一方的支持を強要する道具になってはならないことを原則的に制定したものであります。

よって、改正は「国が教育に干渉はしていけない」としている教育基本法の根本を覆していくものとなるという点でも批判が出されているものであります。

四つ目に、私立が大きくなり、その役割を果たしているのに、そのことが位置づけられていないことを問題にして改正が必要だという意見もありました。

教育基本法それ自体は、国公立や私立などの学校を区別したものではありません。教育そのものについて述べているものであります。

しかも、第11条には、「この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合は、適当な法令が制定されなければならない」としています。必要な諸条項を制定すればいいことであって、基本法改正に当たるものではありません。改正は多くの人が心配しているように、教育基本法第1条教育目的にある「平和的な国家及び社会の形成者として信義と正義を愛し、個人の価値をたっとび、自主精神に満ちた」の部分で、「心身ともに健全な国民の育成」をすべて削除していることから、教育基本法原理を180度変えて戦前の教育にしていこうというもの

になってしまう危惧があります。お国のために命を投げ出せる国民をつくるための教育を行ったことを反省して、二度と日本はこうした過ちを犯さないことから生まれた教育基本法は、まさにこれから21世紀に当たって戦争の世界に踏み出す上でも、ますます存在は古いどころか国連憲章、あるいは国民の権利条約にも合致した世界に誇れるものであります。

また、今回の教育基本法の見直しは、一諮問機関である中央教育審議会や自民党、公明党、民主党などの国会議員によるもので改正をしようということで、公正で民主的で幅の広い審議の上で改正するものではないことから、この改正は多くの問題を含んでいるものと言えます。

以上のことから教育基本法の改正に反対する請願に賛成をし討論といたします。終わります。

ありがとうございました。（拍手）

議長（香取嗣雄君） 次に、本請願に対する反対者からの発言を許可いたします。

9番浅野敏江君。

9番（浅野敏江君）（登壇） 請願第10号「教育基本法の改正について反対の意見決議を上げる請願」に対し、反対の会派を代表して反対理由を述べ討論させていただきます。

教育基本法は、戦後間もない昭和22年制定されて以来、半世紀以上にわたり民主的で文化的な国家の建設と社会経済の発展に大きく貢献してきました。

しかしながら、この間、社会情勢は大きく変化し、教育の課題も多様化してまいりました。いじめ、不登校、学級崩壊、学力低下、家庭・地域における教育力の低下、さらに多発する凶悪な少年犯罪など、今日の教育は深刻な危機的状況にあると言っても過言ではありません。これらの教育の諸課題について早急に問題の解明、対策を講ずるとともに、教育行政のあり方の見直しを含め大胆な教育改革を行う必要があると考えます。

教育基本法の改正は、こうした状況を背景に故小淵首相が設置した知的諮問機関、教育改革国民会議が2000年12月に提言して以来、文部科学省の諮問機関、中央教育審議会において広く国民各層からヒアリング等意見を集め審議を重ね、2003年3月に文部科学大臣に答申されたものです。請願10号の文書内容によりますと、一部の国会議員の発言を引用し、教育基本法の改正そのものが戦前の軍国主義の復活を目的に国民を教育するものであると断定するかのような誤った見解を持って述べられておりますが、与党間におきましても教育基本法の基本理念については、教育の目的を「人格の完成」と想定していることなど、いかなる時代にも通じる普遍的なものであるとし、基本理念を堅持しつつも教育課題の多様化を踏まえ、教育向上のために同法を補完、補強する見直しは必要であるとの共通の認識のもと、現在、与党幹事長らによる

協議会、実務者による検討会が設置され慎重に議論を重ねている段階です。

このような状況の中、拙速に議会の名をもって反対の意見決議を上げるべきではないと思います。21世紀を迎え子供たちの輝く未来のために、今こそ教育のあり方に最大の関心を抱きつつ、教育基本法の改正の行方を見守るべきと思います。

以上の理由をもちまして、請願第10号「教育基本法の改正について反対の意見決議を上げる請願」に対し反対いたします。（拍手）

議長（香取嗣雄君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、請願第10号について採決いたします。

委員長報告は不採択であります。したがって、採決は本請願を採択することについて、お諮りをいたします。

請願第10号については、採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立少数であります。よって、請願第10号については、不採択と決しました。

次に、請願第13号について採決いたします。

請願第13号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、請願第13号については、委員長報告のとおり決しました。

---

#### 日程第4 議員提出議案第1号

議長（香取嗣雄君） 日程第4、議員提出議案第1号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第1号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

8番 嶺岸淳一君。

8番（嶺岸淳一君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第1号について、提出者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第1号、市長の専決処分事項の指定については、地方自治法第180条第1項の規定により、次の事項について市長が専決処分を行うことを指定するものでございます。

まず、1の平成16年度塩竈市一般会計補正予算については、国・県支出金、市債等の収入額が未確定なこと。また、支出において他会計に対する繰入金等が未確定のためであります。

次に、2の平成16年度塩竈市交通事業特別会計補正予算については、国庫補助金等額が未確定のためであります。

次に、3の平成16年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算については、国保税等の収入及び医療給付費額が未確定のためであります。

次に、4の平成16年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算については、使用料及び繰入金の額が未確定のためであります。

次に、5の平成16年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算については、国庫補助金、下水道使用料、繰入金及び市債等の額が未確定のためであります。

次に、6の平成16年度塩竈市老人保健医療事業特別会計補正予算については、国・県支出金等の収入及び医療給付費額が未確定のためであります。

次に、7の平成16年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算については、使用料及び繰入金の額が未確定のためであります。

次に、8の平成16年度塩竈市公共用地先行取得事業特別会計補正予算については、繰入金の額が未確定のためであります。

次に、9の平成16年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算については、介護保険料等の収入及び介護保険給付額が未確定のためであります。

次に、10の平成16年度塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算については、市債及び繰入金等の額が未確定のためであります。

次に、11の平成16年度塩竈市市税条例の一部を改正する条例、12の塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例、13の塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部改正が予定されているためであります。

以上、皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） ただいま上程中の議員提出議案第1号については、質疑、委員会付託、討論を省略いたしまして、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、議員提出議案第1号については、さよう取り計らうことに決しました。

採決いたします。

議員提出議案第1号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第1号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議員派遣の件

議長（香取嗣雄君） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

本件はお手元にご配付のとおり、地方自治法第100条第12項及び塩竈市議会会議規則第153条の規定に基づき議員を派遣しようとするものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑、委員会付託、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

議員派遣の件はお手元にご配付のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、お手元にご配付のとおり議員を派遣することに決しました。

以上で本定例会の全日程は終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後3時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成17年3月14日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会議員 武 田 悦 一

塩竈市議会議員 伊 藤 栄 一

平成17年3月臨時会 3月24日 開会  
3月24日 閉会

## 塩竈市議会会議録



平成17年 3月24日（木曜日）

塩竈市議会 3月臨時会会議録

（第1日目）第6号

議事日程 第1号

平成17年3月24日(木曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第40号ないし第42号

---

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第3

---

出席議員(23名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	6番	鈴木昭一君
7番	今野恭一君	8番	嶺岸淳一君
9番	浅野敏江君	10番	吉田住男君
11番	佐藤貞夫君	12番	木村吉雄君
13番	鹿野司君	14番	志賀直哉君
15番	香取嗣雄君	16番	曾我ミヨ君
17番	中川邦彦君	18番	小野絹子君
19番	吉川弘君	20番	伊勢由典君
21番	東海林京子君	22番	福島紀勝君
23番	伊藤博章君		

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	山本進君
建設部長	早坂良一君	総務部次長兼 総務課長	阿部守雄君

總務部次長兼行財 政改革推進專門監	佐藤雄一君	建設部次長兼 建築課長	佐々木栄一君
危機管理監	芳賀輝秀君	總務部政策課長	渡辺常幸君
總務部財政課長	菅原靖彦君	建設部 都市計画課長	橋元邦雄君
建設部 下水道事業所長	茂庭秀久君	總務部總務課長補佐 兼總務係長	佐藤信彦君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	橋内行雄君

---

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間明君	事務局次長	遠藤和男君
議事調査係長	安藤英治君	議事調査係主査	戸枝幹雄君

---

午後 1 時 開議

議長（香取嗣雄君） 去る 3 月 17 日告示招集になりました平成 17 年第 1 回塩竈市議会臨時会を  
ただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第 1 号記載のとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（香取嗣雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、5 番志子田吉晃君、6 番鈴木昭一君を指名いたします。

---

日程第 2 会期の決定

議長（香取嗣雄君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は 1 日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本臨時会の会期は 1 日間と決定いたしました。

---

日程第 3 議案第 40 号ないし第 42 号

議長（香取嗣雄君） 日程第 3、議案第 40 号ないし第 42 号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 初めに、本日の臨時会開催にご配慮を賜りましたことに心より  
御礼を申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案第 40 号から議案第 42 号につきまして、提案理由の説  
明を申し上げます。

議案第 40 号は、「宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びそ  
れに伴う組合規約の変更並びに財産処分について」でございます。

この内容でございますが、市町村合併により平成 17 年 3 月 31 日付で、宮城県市町村職員退職  
手当組合を組織する地方公共団体 1 市 27 町村 13 団体が脱退いたします。このため、同組合の規

約を変更し、脱退する地方公共団体がそれまで同組合に納付していた負担金の承継先の協議について、地方自治法第 286条第 1 項及び第 289条の規定により、同組合を組織する全地方公共団体で行う必要がありますが、この協議は同法第 290条の規定により、議会の議決を必要とするものでございます。

次は、議案第41号「宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合の議会の議員の選挙の区域の変更並びにそれに伴う組合同規約の変更について」でございます。

この内容でございますが、市町村合併により平成17年4月1日付で、宮城県市町村職員退職手当組合に石巻市、登米市、栗原市、東松島市の4市が加入いたします。このことにより、同組合を組織する地方公共団体の変更・組合議会の選挙区の変更等規約変更のための協議が議案第40号と同様に、地方自治法第 286条第 1 項規定により、同組合を組織する全地方公共団体で行う必要がありますが、この協議は同法第 290条の規定により、議会の議決を必要とするものでございます。

次に、議案第42号「工事請負契約の締結について」でございますが、本市の下水道整備計画に基づきまして整備を進めてまいります「16 - 補 中央第3貯留管築造工事」にかかる工事請負契約でございます。

工事の概要は、議案記載のとおりでございますが、制限つき一般競争入札制度を適用して発注した案件でございます。

去る2月25日に告示を行い、3月9日まで入札参加希望者を募ったところ、3特定建設工事共同企業体から申し込みがあり、審査の結果、全員入札参加資格が認められ、3月17日に入札を行った結果、奥村・東華・伊藤特定建設工事共同企業体が2億8,350万円で落札したものでございます。

この結果を受けて、3月17日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づきご提案申し上げます。

なお、この工事は繰越事業とし、竣工期限を平成18年2月24日といたしております。

以上、各号議案についてご説明申し上げましたが、なお、補足を必要とする部分につきましては、担当部長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明にかえさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（香取嗣雄君） 早坂建設部長。

建設部長（早坂良一君） それでは、私から議案第42号の工事概要について資料に基づき説明させていただきますので、恐れ入りますが、ご配付 2 の第 1 回市議会臨時議会議案資料の最後のページでございます 5 ページをお開き願いたいと思います。

まず、今回の中央第 3 貯留管の築造工事は、平成11年の高潮大雨による市内各所における局部的な冠水被害の軽減を図るといふ、そういう目的を持ちまして計画された工事でございます。

2 の最後のページの 5 ページをお開き願いたいと思います。

まず、ご配付申し上げておりますこの 5 ページの資料につきましては、位置図、縦断図、断面図、それから工事概要、これを 1 枚の資料として取りまとめさせていただきましたので、この内容について、まず位置図から説明させていただきます。

お示しのとおり、工事が行われる場所につきましては、港町二丁目地内の市道港町 6 号線の公園側の車道部において行われる工事でございます。この貯留管は起点側となります、これは管の上流にもなるわけでございますけれども、中の島公園の西の外れ、これを起点といたしまして、終点を同じ公園の東外れの県道塩竈七ヶ浜多賀城線、通称都市計画道路名でお話しさせていただきますと、八幡築港線までの緑色で表記いたしております全体計画 300.7メートルのうち、赤でお示しいたしております 129.2メートルを施工するものでございます。

次に、断面図を見ていただきたいと思います。

断面図について説明させていただきますが、この赤で着色表示をさせていただいておりますのが、今回の工事で施工される工種をお示ししております。まず、鋼矢板を打ち込みます、これは鋼矢板はこのボックスカルバートを布設するに支障のない幅でこれを打ち込み、これは平均で現道よりこの打ち込み後、現道の現地盤から約 5 メートルほどを掘削をするわけでございます。この掘削後、お示しのとおり改良杭、これはボックスカルバートの支持杭にもなるものでございますけれども、これはお示しのとおり直径 2 メートル、それから平均の長さとして 21.35メートルの杭でございますけれども、これを 3 メートル間隔で打ち込んでまいるということでございます。この打ち込みの深さでございますけれども、この岩盤線まで打ち込むということにいたしております。

次に、今回この地盤改良という表示させていただいておりますけれども、地盤改良 1.5メートルという、1,500ということを表示させていただいておりますけれども、これは掘削の際に、地盤の安定を図るといふ目的と、それから矢板が倒れることを防止をする目的、それから

もう一つ、ボックスカルバートを据えつける際の、やはりスムーズな施工条件を確保しようとする工種でございます。この後に、掘削の後に、そしてボックスカルバートを据えつけてまいるわけでございます。そして、このボックスカルバートが貯留管という役目を果たすわけでございますけれども、このボックスカルバートは、表示のとおり 1,500、1.5メートル掛ける深さが3メートルのボックスカルバート、これを据えつけてまいるわけでございます。なお、この断面は 4.5平米の断面を確保すると。ですから、これに掛ける延長が貯留量ということになるわけでございます。

次に、縦断図でございますが、縦断図は、これは平面、それから断面等々を起点から終点まで、これを縦断方向で縦に切った図面でございます。これは地盤改良の範囲といたしまして、L 134.9メートル、改良杭の本数でございますけれども47本、そして間隔は3メートルということを表示させていただいております。それからこの深さHということで表記させていただいておりますけれども、これは推定岩盤線までの深さをあらわさせていただいております。現在、調査の段階で 17.06メートルから深いところでは23.7メートルほどの線が推定岩盤線の深さとなっておりますのでございます。また、この縦断図の中にお示しいたしております貯留管の管理のためのマンホールというものが必要でございます。これは特殊人孔という形でこの工区内に2カ所を今回の工事で設けるとあらわさせていただいております。

以上が工事の概要でございますけれども、今回この工事行われる場所につきましては、近隣住民、さらには公園利用者、それから車道、この道路で行われる工事でございますので、交通安全など、それから近隣住民などにも十分注意をしながら工事を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございますし、そういう面では近隣住民のご協力もいただきながら、約10カ月以上の工期を必要とする工事でございますので、その辺に十分配慮をしながら進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

工事概要については、記載のとおり函路工といたしまして、函路延長 129.2メートル、函渠の延長といたしまして、これはボックスカルバートそのものの延長になるわけでございますけれども、これは 126.2メートル、特殊人孔2カ所、それから特殊人孔の規格なども表記させていただいております。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） これより議案第40号ないし第42号の質疑に入ります。11番佐藤貞夫君。

11番（佐藤貞夫君） この際、議案第40号、あるいは第41号、第42号について質疑を申し上げたいなど、こう思うわけでありませう。

この議案、退職組合加入は塩竈市の大きな懸案事項であり、また当市の大きな課題でもあったらと思います。昨年の12月議会で、いわゆる退職の共同事務を進めるために宮城県市町村退職組合に加入をするという重大な決断をしたわけですが、もともと当市、あるいは古川市ともに入っていなかったと。そういう面では、今回の、いわゆる市町村合併が大きな環境を変えて入りやすくなったんだなと思いますが、そういう意味では、議会でもいろいろ論じられてきたと。昭和50年代、あるいは60年代、あるいは早く加入すべきだといういろんな議会で指摘をしてきた経過がございまして、やっぱりこの際加入したことは私にご同慶にたえません。そこで、いわゆる一部事務組合に今回加入をなされて、塩竈市が新しい議員を選出をするという形で、今まではどうだったかわかりませんが、第3区に多賀城と一緒に入る。そうしますと、いわゆる議員は多賀城と塩竈から1名どっちかが出すんだろうと思いますが、その場合、いわゆる一般論として、三役が出ていくものなのか、あるいは議長が出ていているものなのか。その辺の県内の状況をひとつ。

それから、いわゆる3月末で予定どおり加入をしたんだろうと思いますが、加入金はいつ、どういう形で支払うものかどうか。その辺のひとつ経過をお尋ねを申し上げたいと思います。

それから、今第42号についても説明がありました。この市長の今提案の説明の中では、3特定建設工事共同企業体と。今まではこれだけのいろんな工事の場合はかなり多くの、いわゆる申し込みで入札を行ってきたというような経過があったと思いますが、今回は特に少ないなと、こう思いますが、なぜこうなったのか、ひとつお尋ね申し上げたいと。以上です。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 佐藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議案第40号、第41号につきましては、後ほど担当部長からご報告をさせていただきますが、議案第42号の入札に関するご質問の中で、3特定建設工事共同企業体というようなことで、いつもの入札執行に比べて参加業者数が少なかったのではないかとご質問をいただきました。今回は、案件が、ここに受注金額書いてありますが、約3億円弱でございます。私どもといたしましては、本来3億円の工事を単独で発注いたしますと、大手の企業の参画ということにならざるを得ないわけですが、地元の業界の方々が物件が大変少ないということで悪戦苦闘されておる実情を十分理解いたしております。そういった中で、地元の業界の方々も数多くご参加いただけるような入札執行形態が何かないかとご質問をいただきました。いろいろ案を出してみま



した。そういった中で、特定建設工事共同企業体の中で乙型という形態がございます。甲型の場合は、一つの工事を例えば2社なり3社で一つの物件を受注するということでありますが、乙型の場合は、今申し上げました120数メートルの工区をそれぞれ縦割りしまして、それぞれの工区の役割分担を明確にしながら参画できるという形態であります。そういった中で、今回3社の特定建設工事共同企業体の編成ということを考えておりまして、地元のAが2社、それにSが1社というような形態で実施をさせていただいたところであります。本市のAクラスの業者数が確か10社でございますので、最大で5社ということで私ども想定いたして、今回こういう入札執行に踏み切りましたが、3特定建設工事共同企業体が結成されて申し込みがあり、そういう形で入札を執行させていただいた結果、こういうことになったということでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（香取嗣雄君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） お答えいたします。

まず、市町村職員退職手当組合についてでございますが、本市におきましては3区ということで、多賀城市と本市ということになります。選出される議員につきましては、これは首長さんがなりますし、当該構成市町の中での互選ということになります。今回につきましては、平成17年6月まで延長されますので、それについては多賀城市長さんとの間で協議ということになるかと思ひます。ちなみに議員定数は8名でございますが、それぞれ首長さん方が議員になっております。

それから、第2点の退職手当の件でございますが、平成16年度の一般会計と特別会計の負担総額、これは4億7,300万円でございます。ちなみに平成17年度につきましては5億4,250万円ということになります。これは当初予定しております財政計画の中では大体同額ということでご理解いただきたいと思います。以上です。

議長（香取嗣雄君） 11番佐藤議員。

11番（佐藤貞夫君） 課題が非常にスムーズにいつて議会もやっぱり満場一致、この加入を認めたという形でございますから、問題はいつ加入したのか、手続、議会に示した手続どおりやったのかどうか。それからいつ納めるのを納めたのか、その辺ははっきりしてほしいなと思ひたんですが、いわゆるこれはあくまでも一時金と我々説明受けたんですけれども、一時金としてあれしたのか。それから、今後首長さんが議員になるということだと思ひます。今理事長さんはどこで今理事長さんをとっているのか。互選だと思ひますけれども、この辺の、それから年

どれぐらいの、恐らく1回か2回ぐらいの会議で終わるんだと思いますけれども、どういう形で年度末をやっているのか、年度当初やっているのか、その辺をひとつ。会議のあり方についてお聞かせいただければ幸いです。

それから、今市長から結果的に3社になったんだと、こういうことでありますが、やはり今までこれだけの仕事で皆七つ、八つ、あるいは企業体組んで皆入札しておったものが余りにも少ないなという形でございますが、いわゆるA社がやっぱり申し込みしなかったのが結果的にこうなったんだろうと思いますが、やはり多くの参加の中で競争入札、競争の中でやっぱりやった方が効率的でしかもいい結果が出るんだと思いますから、その辺も今後努力してほしいなとこう思います。

議長（香取嗣雄君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） お答えいたします。

まず、本年度の支払いにつきましては、3月末を執行を予定しております。それから、現在の組合長さんは登米の町長さんでございます。副組合長さんは角田の市長さんでございます。ちなみに議会関係では定例会が2回予定されておまして、2月の当初予算、8月の決算議会ということでございます。それから、役員の任期としては2年というふうになっています。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 22番福島紀勝君。

22番（福島紀勝君） 私も佐藤議員に引き続きまして、議案第42号の工事請負契約の関係について何点かお尋ねをしてみたいと思います。

市長の施政方針でもあります水害に強いまちづくりと、こういうことでうたっていただいてこの時間当たりの雨量の30ミリを完全にこなしていくんだよと。それぞれの常襲地帯の方々安心して生活できるようにと、こういうことで、今回のこの工事の部分については大変地域の方々も喜んでおられると、こう判断をしております。そこで、一つは、この工事に伴うところの補助率、補助額がどのようになっているのか。

そして、二つ目にはこの工事施工の準備はいつごろから進められてこられたのかと。そして、この工事を施工する当たって、総体的な積算はどこのセクションで行ってこられたのか。これが三つ目。

四つ目といたしましては、地質調査はどのようになさってきたのか、これは今までもボーリングの関係でいろいろ基準に基づいてやってきたんだけれども、結果的には例えば佐浦町の工

事るとき、あるいは藤倉るとき、あるいは学校の体育館の関係、こういうところにボーリングのスパンをもう少し小さくして、後々にこの薬注の工事が追加になったと、こういうことのないようにと、こんなことで指摘したこともあったものですから、その点についてお尋ねをしたいと、こう思います。

そして、先ほど説明のありましたそれぞれの日程のところを見てみますと、大変窮屈な部分で告示をされて入札の部分まで至った期間が非常に短かったのではないかなと、このように思います。その中で、実際にじゃあ現説はどの日程のところで行ってこの入札に至ったのかと、この辺についてお尋ねをしたいと、こう思います。なおあわせて、今回のこの入札の執行に当たったの予定価格、これを幾らにラインを設けて、そして入札執行なされたのかなと、こんなふうに思っております。

またもう一つは、この落札したときは何札目で、そしてその入札時の金額は3特定がそのように別のJVもあったでしょうから、その辺はどんな札の状況であったのか、これについてお尋ねをしたいと。

そして最後に、これは貯留管、この排水方法、これをどのような方法でポンプアップなり、あるいは強制排除を貞山側の方になさるのか、あるいは中央ポンプ場との接続等々が考えられるのか、その辺、せっかくあそこにためこんだやつをどのような排除方法をするのかについてお尋ねいたします。

議長（香取嗣雄君） 早坂建設部長。

建設部長（早坂良一君） それでは、工事の関係等について私の方からお答えさせていただきます。

まず、第1番目の補助率の関係でございますけれども、国庫補助金につきましては2分の1ということでございます。

それから、この設計はいつころから始めたのかということでございますけれども、私どもこの事業急ぎこの浸水区域を軽減していかなければならないということで、大規模工事として新町の貯留管やっておりましたので、これは平成17年あたりからの工事の予定かなということで、これはもう昨年あたりからこの設計の内容には取りかかってまいったわけでございます。

なお、地盤調査、これにつきましては、中の島公園内のボーリング調査を県の方でしていただいたという経過がございます。これは平成15年に調査をしたと。それが近接をしているということで、それに基づいて推定岩盤線を今回採用させていただいたということでございます。

それから、排水方法でございますけれども、先ほどご説明させていただきました起点から300数メートル行って、八幡築港線側への勾配で計画しているわけでございますけれども、あの終点にポンプを設置いたしまして、中の島公園内を通過してあの橋の下をくぐって強制的に直接あの貞山運河の方へ排除をしていくという計画で、この計画は全体計画の中ではそういう形で計画をさせていただいたということでございます。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 私の方から一連の入札執行までの経過についてご説明申し上げたいと思います。

まず、2月24日指名委員会を開催いたしまして、いわゆる乙型JV、つまり特定建設工事共同企業体による一般競争入札ということに決定し、さらに入札参加資格の資格条件を設定させていただきました。2月25日、これは議会でございます、平成16年度の最終補正予算をお認めいただいたということを受けまして、その旨の告示を同日させていただいたわけでございます。それから、その間、12日間の間を置まして3月9日、入札の参加申請書及び資料の提出を期限といたしまして、3共同企業体からそれぞれ申請書が提出されたということでございます。10日、11日両日にわたりまして、その内容について資格の審査を判定させていただきました。3月14日、その結果をそれぞれ入札参加者に確認の通知をさせていただいたわけでございます。同日、いわゆる予定価格を作成しまして、3月17日入札執行、これまで20日間、これは法で決められた期間を担保してございます。20日間の期間を設定いたしました。そして、3月17日入札執行し、同日仮契約を締結させていただき、本日提案させていただいたということでございます。

なお、入札につきましては、1回で落札してございます。価格につきましては、税抜きで2億7,000万円。それから、いわゆるあえてBグループと言わせていただきますが、2億9,350万円、Cグループが3億900万円という内容でございます。

それから、予定価格につきましては、これは議会で議決をいただいた後に本契約後に公表ということになってございますので、この場での予定価格の公表は差し控えさせていただきたいということでございます。ちなみに税込みで2億8,350万円で落札してございます。予定価格については今言った内容でございます。以上です。

議長（香取嗣雄君） 22番福島議員。

22番（福島紀勝君） おおよそわかりました。それで、先ほどご説明したところの部分で総体

的な積算はどこのセクションでやったのかと、こういうふうにしてお尋ねをしたんですが。

議長（香取嗣雄君） 早坂建設部長。

建設部長（早坂良一君） 大変失礼いたしました。積算については、本市下水道事業所でこの工事に要するに費用といいますのは積算いたしております。自前での積算ということになります。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 22番福島議員。

22番（福島紀勝君） ありがとうございます。この会議が終わってから具体的にわかると、こういうことです。それで、先ほどの排水方法も説明をいただきました。昭和61年以降の水害のたびにいろいろあそこの地区が大変悩んできましたし、当初予定をしておいた排水方法と、それから今の中央ポンプ場からの排水路の関係と高潮の関係で、今回工事をする部分の工事の効果、また同じような形でせっきく雨水を強制排除するポンプの稼働と高潮の関係でその水位が変化をすることによって、せっきくつくったこちらのボックスカルバートの中に流れ込むと、そしてそれをまた別のポンプで上げると、こういうようなことにはならないだろうと、このようには思っているんですが、実際、今あそこの中の島公園のバックネット裏から含めてずっと大変な状況になっているかと思えます。今土のうもあちこちに積まれておってそのままになっていますが、いい形ではないかと思えます。大変危険の箇所もあるようです。子供さんあすからまた春休みの関係で元気よく遊ぶ場所にもなるかと思えますので、そうしたところも含めてぜひ危険のないように、ぜひその辺の配慮もお願いをして、工事の安全第一の中で無事進められることを祈りながら終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（香取嗣雄君） 20番伊勢由典君。

20番（伊勢由典君） お二人の方が今の入札関係について、議案42号について質疑を行っておりますので、改めて今までの経過を振り返りながら若干の確認をしたいと思えます。

それで、市長がさきに答弁した点で3企業特定でなぜ少ないかという点で、3億以上だと大手企業の単独にならざるを得ないと、こういう趣旨の回答がございました。同時に、ジョイントベンチャーですね、いわゆるJVというやつですが、乙型なんだと、こういうことでもございました。そこで、今回の制限つき一般競争入札の中で、一つは、従来ですと中央第1貯留管、たしか15億円だったと思うんですね。あるいは新町雨水幹線、これも16億円でしたか、新浜町の雨水、公園ですね、のやつもたしか10億何がしたったと思うんですね。いずれも10億円規模以上の公共工事として水害対策の施策としてやってきました。当時、私が聞いた感じでは当時

の技術の関係など、資金力などの関係で、当時JVでやらざるを得ないんだということがたしか議会の方に対して答弁があったやに思います。それで、一つ確認をしたいのは、今乙型のやり方だということだとすると、従来こうした過去この10年間やってきた入札の形態は一体どういうものなのか。乙型というのは金額上の関係でどういうものが基準になってJVの対象になっていくのか、その辺をまず第1点お聞きをしたいというふうに思います。

それから、先ほど予定価格の関係、本議会が終わればと、こういうことでの答弁でしたが、そうすると、乙型は責任工区という形態を持っているんだと、こういうお話、答弁でございましたので、今回の図面で見ますと129メートルですか、約130メートルの工区を分けていくとすると、いわば地元の企業にとってこういう共同体を組んで工区の割合でどういうふうな割り振りになっていくのか、その辺をお聞きしたいというふうに思います。

そして、奥村組がその責任の会社ということになっているんでしょうかね。契約関係の代表が奥村組だとすると、東北支店が代表だとすると、その辺のいわば責任工区の関係ですね、全体の関係で地元企業とのかかわり、それからJVを組んだ大手とのかかわり、この辺がどういうふうになっていくのか。それからもう一つは、こういった3企業体の共同の中で、下請けに対する単価がたたかれるということになったとするとゆゆしき問題ですので、そこら辺のいわば共同企業体として組む上でのやり方、その辺についてお聞きをしたい。

それから、改めて私ども初めて乙型共同体という、乙型の共同企業体というものを初めて聞いたわけですが、先ほどの市長の答弁ではいろいろな検討がされたということのようであります。そうしますと、それはいつの時点でこの要綱が執行されているのか、その辺のこれまでの事実関係についてお答えを願いたい。そして、おおむね乙型の分割方式というんですか、そういうものについてどういうものなのか、その点について内容等お知らせいただければというふうに思います。

議長（香取嗣雄君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 20番議員にお答えいたします。

まず、今回の乙型JVの採用でございますが、従来ですと、いわゆる5億円以上というふうな事業費の縛りがございまして、なかなか地元によく受注機会を設定するというのが難しいということで、ことしの2月に、いわゆる乙型に関するJVの取り扱い要綱を制定し、低迷する地元経済の少しでもカンフル剤になればということで、今回制定させていただいたという経過がございまして、一応乙型JVの発注ガイドラインというものがございまして、まず一つについ

ては、経費率の低減を求めべき工事への適用というのが第1点。第2点は、単独工区では予定価格が1億円を超えかつ5億円未満の工事ということで、代表施工者の技術的支援により参加する中小の事業者が安全に施工できることが認められる工事を適用、これ2番目であります。それから3番目といたしましては、同種同等の工事が近接して発生する工事だと、それは適用するということです。そして最後に、地元登録建設事業者の共同化、あるいは共用化が促進できる工事の適用という大きく4点のガイドラインを設定しております。

第1号は、今貞山地区内における下水道工事につきまして、いわゆる試験的にこれを適用させていただいたわけでございます。今回そういう意味では2件目ということであります。その出資割合でございますが、これは市の要綱で定めておりまして、全体を均等割して、60%以上を出資の最低割合というふうにしてございます。議員ご指摘の平成10年、いわゆる中央第1貯留管工事につきましては、3社がやはり共同体を結成し、約18%をもってそれぞれ50対25対25の、地元企業は25の出資割合で工事をしてございます。それから、平成10年度同じく西町の雨水幹線でございますが、これは65対35ということで地元は35の割合で参加してございます。今回は、4対3対3という割合でこのそれぞれ工事を施工することになってございます。

それで、なぜ乙型の採用かというようなご指摘ございますけれども、私前段申し上げましたように、やはり地元企業の方々に受注する機会を広く持ってもらいたいというふうなことで、ここから乙型JVというものを採用させていただいたという経過がございます。

あと、技術的なことにつきましては、建設部長の方から。以上です。

議長（香取嗣雄君） 20番伊勢議員。

20番（伊勢由典君） このやり方の方法で2月1日の時点でその要綱を定めて、今回初めて、試験的ということのようではありますが、いずれにしても地元の手が加わりながらこういうやり方で進めていくということですので、これはこれで今後恐らくこういった乙型のやり方を市の方でも進めてくるのかなというふうに今の答弁を聞いております。

そこで、改めて入札関係ですので、ちょっと1点だけ確認をさせていただきたいんですが、提案理由の中で、2月25日に告示を行い、3月17日入札を行ったということのようですが、そうしますと、予定価格は市長が決定をするということで、確かこれは決められております。塩竈市の契約規則の中に、第6条に書面をもって封印し、開札の際、これを開札場所に置かなければならないと、こういう定めになっておりますね。そうすると、入札はやっぱり競争性、透明性、公平性が前提でございますので、この点で落札、3月17日というふうに記されて

おりますが、予定価格として決めたのはいつの時点だったのか、改めて確認をしておきたいというふうに思います。市長自身こういった予定価格についてどの時点で判断し、お決めになったのか、そこら辺を確認をしておきたいというふうに思います、よろしくをお願いします。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 伊勢議員のご質問にお答えいたします。

通常、予定価格作成につきましては、入札執行日の2日前後に私の方でみずから作成させていただいておりますので、今回の案件につきましても3月15日か14日か、あるいは16日かだと思いますが、今手元にそういった調書を持ってきておりませんので、間違いなく入札執行前に、失礼しました。3月14日に今回は予定価格調書を作成し、封印をした上で担当部に返却をいたしております。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 20番伊勢議員。

20番（伊勢由典君） わかりました。3月14日ということのようですが、前の入札の関係で、前の市政のときに、入札の点でお聞きした中では、10分前に入札の、例えば3月17日の10分前に入札予定価格を封印をして、入札談合がないように万全を期してやったというような話を聞いているんですが、そういう点が事実なのかどうか。今回、14日だとすると2日間の関係で、いわば市長自身が予定価格を決めるわけですから、こういった点で2日間の期間の中で果たして大丈夫なのかなという点もありますので、その辺はどうなんでしょう。どういうふうに判断されるのかお聞きします。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 予定価格を作成するという点については、それだけ重い仕事なわけがあります。当然のことながら、設計書の中身も私自身が確認をさせていただきながら、最低制限価格というものも制定させていただいておりますので、とても10分の時間内につくれるような調書ではないかと思っております。旧来より、恐らくは前の市長については私はわかりませんが、私は少なくとも2日前後前日にそういうものを作成し、自分で封をしまして、割り印を押します。ですから、当日ははさみで切ってということにしておりますので、間違いなく公平性、透明性、秘密性というものは確保されているというふうに私は考えております。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 16番曾我ミヨ君。

16番（曾我ミヨ君） 議案資料の5ページについて具体的な治水対策、高潮対策が進められる



んだらうというふうに思いますが、伺っておきたいと思えます。

先ほど平成11年の局部高潮対策からそういう被害を受けて、今回こういうふうな工事をしていくということで伺ったわけですが、最も近いところでは平成14年7月の台風6号の被害であそこの地域が水害になったというのが最も近いのかなというふうに思えますし、中の島の水路から越流してきてこっちにたまったという、ここがちょうど、今回工事やるところが最もその被害を受けた地域でもあります。そういう点では、この工事によって港町の雨水排水対策が講じられるんだらうというふうに思いますが、新浜町では公園のところ流し込むという工事をやったわけですが、ちょうど公園の近くでありますし、そういった貯留という一時的に落とすという点ではそういったことがどういうふうに検討されているのかということが一つありますし、それからこれは平成16年度の補正予算で129.2メートルだけのところで今議論していますが、一体これからやろうとしている307メートルの工事が行われれば、それが全体、いつまでやれるのかわかりませんが、港町全体の治水対策がこれで十分なのかどうかという、本来ならばこの全体の面積を示しているわけですが、これが何年度に行われて、どこで完了するののかも含めれば、親切な資料ではないかというふうに思うわけですが、それらも含めて伺いたいというふうに思えます。

議長（香取嗣雄君） 早坂建設部長。

建設部長（早坂良一君） それでは、私の方から。一つ、曾我議員に確認をさせていただきますが、この工事、私ども高潮対策ということではなく、あくまでも雨水対策で行われる工事ということのご確認をひとつお願いしたいなというふうに思っております。それで、確かに平成14年度もこういう雨があって、これが高潮と重なるとどうしてもそういう浸水被害が起こってしまうという状況でございまして、これでこの全体計画お話しさせていただきますと、港町地区については排水面積が約11.9ヘクタールほどの排水面積を抱えております。今回、この工事300メートル、これは私ども今回平成16年度工事として着手し、引き続き平成17年度もできれば平成17年度中にすべてを完成したいということを思っておりますけれども、その中で、やはり今回この300メートルすべてを完成しますと、貯留量が約1,350立米ほどの貯留能力を持つことということになります。これは、時間雨量にいたしますと大体15ミリ程度の雨量に相当するということで、これまでのそういう、十分あの浸水、これまでのような状況だけは解消されるというふうに思っております。なお、先ほど曾我議員の方から越流の問題もございました、やはりそういう部分、中央ポンプ場から排水されたものが回ってくると、そういうものもこの

貯留管を設けることによってそれらも十分解消されてくるというふうに計画をさせていただいた工事でございます。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 16番曾我議員。

16番（曾我ミヨ君） わかりました。これが全体の緑色で囲まれた 300メートルの部分も含めて平成17年度工事で引き続きやっていくということではありますが、全体面積とその時間当たりの排水量も示されたわけですが、それが前の雨水、降雨量との関係で十分なのかどうかはちょっと判断しかねますが、ただ港町は非常に地盤沈下の多いところで、マリゲートからこっち来るところもマリゲート側から表面を走ってあそこの辺にたまるという問題もあるのです。だから、そういう点で十分その辺の水もここで貯留し、そしてポンプで排水ができるのかと、そういったこともありますけれども、そういった計画も含めて今後どういうふうにされるのか、その案があれば伺いたいというふうに思います。

議長（香取嗣雄君） 茂庭下水道事業所長。

建設部下水道事業所長（茂庭秀久君） 具体的な案のお尋ねでありますので、私の方からお答えをさせていただきます。

今のところ局所的な冠水被害と、これの解消を最優先ということにしておりますので、港町に関しましての雨水対策といたしましては、これが今のところ計画している唯一の工事というふうに言えると思います。将来的にはここの中の島公園の下に中の島公園調整池というものをつくりまして、中央第2貯留管、国道45号線の下に入れる貯留管、そういったものを総合的に設置することによりまして、対応降雨規模を1時間に52ミリまで上げていこうと。この52ミリは日本の中央都市計画審議会答申ということであつたわれている数字でございます。都市部の平均的な降雨強度という設定になってございます。一方、この地区は地盤沈下が進んでおりますので、昭和54年の仙台通産局の補助を受けて塩竈ガスさんが調査した当時の標高と比較してみますと1.5メートル程度の沈下を見ている場所もありますので、なおそういったことが、状況が進んでまいりますれば、さらにこの下水道の全体計画を再度見直しもまた必要になってくるのではないかと考えております。

議長（香取嗣雄君） 16番曾我議員。

16番（曾我ミヨ君） これは今回費用をかけて貯留管にするわけで、貯留管ですね。一つは一時的にどんと落として表面貯留をなくすという方法では、先ほど言われましたように、将来は中の島の公園の下に貯留施設をつくるということですが、もっと将来的にはこの今回ポンプ

を設置する八幡築港線のちょうど駐車場と書いているところに大きなポンプ場をつくるという計画がありましたよね。そういう計画を見ていきますと、ここに将来ポンプ場ができるんだ、設置するとすれば、今回の設置される貯留管そのものがポンプ場の導水管として生かされるものなのかということも含めて、やっぱりこれが生かされなければまた工事をし直して大きい導水管を入れなければならないみたいなことになったのでは困るので、できれば今一時暫定的に落とすというのであれば、むしろ逆に公園の中に越流ということもまだちゃんと解消されていませんよね、あそこに土のう積んでいるんですから。そういうことも含めれば、かえってこの公園の中に一々港町の水も引っ込んで落とす方がかえっていいのかなというふうに思うわけですけれども、その辺は十分ですということであればそれでお答えお願いしたいというふうに思います。

議長（香取嗣雄君） 茂庭下水道事業所長。

建設部下水道事業所長（茂庭秀久君） ちょっとだけ説明をはしょってしまって申しわけありません。まず、ここの第3貯留管は、将来構築予定の中の島公園調整池、この能力の一部を割愛して早急な対策が必要ということでやっておりますので、将来公園調整池をつくる際にはこれが要らなくなるというものではありません。それから、中央第2ポンプ場という計画は今も持っておりますが、毎秒の排水量が11トン程度の非常に大規模なポンプ場でありまして、現在の中央第1ポンプ場の能力を若干上回る程度の規模が設定されてございます。そういったことを両方やるとなりますと、ちょっと今緊急的な局部冠水対策というのからは遠く離れた実施になってしまいますので、現在の総合的な判断の上で、今現在平成14年度の水害のときに住民の方々とお約束をしましてまいりましたことを実行していくためには精いっぱい頑張るこの程度が今実行でき得る、一応限界であると思っております。

議長（香取嗣雄君） ほかにありませんね。

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号ないし第42号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、議案第40号ないし第42号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

ただいま上程中の議案第40号ないし第42号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議案第40号ないし第42号については、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の全日程は終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、本臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後2時00分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成17年3月24日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会議員 志子田 吉 晃

塩竈市議会議員 鈴 木 昭 一